0022090000

0022090-000

DC161-35

満洲経済綜観

南満州鉄道産業部

1937. 2

ADC

ミミK-48

滿洲經濟綜觀

南滿洲鐵道株式會社
產業部

DC161
35

79W11957

凡例

一、舊經濟調査會は、一九三三年から毎年滿洲經濟年報を刊行してきた。産業部に於いても、年報は今後引きつゞき刊行する豫定である。どころが、右年報が、從來最も力を注いだところは、滿洲社會經濟構成の理論的分析であり、從つてまた滿洲國民生活の法則の究明であつた。けだし、舊來の低位水準にある滿洲經濟の理論的研究を、我國對滿國策の遂行のために、急速に高めることは、この種年報の背負ふべき第一次的任務であつたからである。年報が、かくの如き社會的要請に從つて、右の任務遂行に主力を傾注したとすれば、滿洲國民經濟の現實の姿を、ありとあらゆる産業部門にわたつて、ありのまゝに詳細に捉へるといふいま一つの切實な社會的要求に應ずることは、年報としては殆んど不可能であつた。本滿洲經濟綜觀は從來年報が果し得なかつた此の社會的要求を充すために生れ出たものである。

一、本綜觀は、昭和六年の滿洲事變以降に於ける滿洲國民經濟の現實の動きを先づ一般的趨勢についてとらへ、ついで、生産＝流通の各部門の現實の姿態を、更らにこの經濟と政治との交錯點たる財政の狀態を、正確に且つ詳細に把握することに主要努力を注いでゐる。從つて、こゝでは、滿洲國民生活の上に生起する經濟的諸事實乃至諸現象を一定の理論に從つて料理し加工して、一定の理論的歸結を得組織的體系を築くといふことは、全く行はれてゐない。ありのまゝ素材を整理し提供することが、本綜觀の唯一の任務である。

一、本綜觀の執筆＝編輯は、舊經濟調査會時代に企てられたものを産業部に於いて引繼いだものである。しかも、大部分の原稿は、ほゞ昭和十一年四月ごろに完成してゐたが、色々な事情で出版はかくも遲れてしまつた。また最初の計劃では、第一編第三章に移民問題の一節が獨立して加はへられてゐた。然るに當該移民稿執筆擔當者外山二郎が途中で執筆不能に陷つたので、移民の節は、殘念乍らこれを割愛した。

一、本綜觀の執筆者は次の如くである。

第一編　小泉吉雄（現關東軍第三課屬）

凡　例

第二編　編智邦雄、松本利夫、右田港、別府良夫(餐口水産局)、石井正泰、新井重巳、酒家彦太郎、松浦正雄、田村五十彦、五條信正

第三編　清水利吉、東島徳次郎、上野清、中村實、下田竹雄、岡野美武、竹内虎治、高木第四郎、甘粕四郎、井原隆二、村山直治、佐々木義武

第四編　山崎進

附　編　平井庄豊

一、本綜覧の編輯には、舊經濟調査會時代では大上末廣、小泉吉雄、瀧野正福これに當つたが、産業部創設と共に野間清、森久正信が引繼いでこれを完成した。

昭和十一年十一月六日

産業部資料室主事

中島宗一

目次

第一編　滿洲經濟の趨勢……一
第一章　日滿經濟ブロックの成立と動向……一
第一節　日滿の政治結合……一
第二節　日滿經濟ブロックの結成・內容……四
第二章　滿洲經濟の動向……一一
第一節　生産過程……一一
第二節　流通過程……一七
第二編　生　産……一二三
第一章　原始生産……一二三
第一節　農　業……一二三
第二節　畜産業……五六
第三節　林　業……八二
第四節　水産業……一一〇
第五節　鑛　業……一三五
第二章　工　業……一四三
第一節　滿洲國の工業政策と新興工業の趨勢……一四三
第二節　在來工業の構成內容……一六一
第三節　新興工業の發展事情……一六六
第三章　勞　働……一七九
第一節　産業勞働界概觀……一七九
第二節　勞働者狀態……一八三
第三節　勞働統制……一八五
第三編　流　通……一九一
第一章　交　通……一九一
第一節　鐵　道……一九一
第二節　通　信……二〇四
第三節　自動車……二一四
第四節　道　路……二二九
第五節　航　空……二三六
第六節　水　運……二四六
第二章　商　業……二六七
第一節　各國商人の業態……二六七
第二節　各種商業機關の現狀……二七三
第三節　度量衡……二八一
第四節　倉　庫……二八四
第五節　保　險……二八七
第三章　通　貨……二九〇
第一節　滿洲國建國前の通貨……二九〇
第二節　滿洲國建國後の通貨……三一三
第三節　滿洲國通貨今後の動向……三一七
第四章　貿　易……三一九
第一節　建國後の滿洲國貿易概觀……三一九
第二節　輸入貿易……三三〇
第三節　輸出貿易……三四二
第四節　滿洲國貿易の性質……三四九
第四編　財　政……三五三
第一章　滿洲國財政の確立過程概說……三五三
第一節　滿洲國建國以前の財政……三五三
第二節　滿洲國建國過程と財政の確立……三五四
第二章　滿洲國各種財政……三五九

目次

第一節　一般會計……三五九
第二節　特別會計……三六五
第三節　地方財政……三六七
第四節　公　債……三七一
第五節　租稅制度及徵稅制度……三七四
第三章　日本側各種財政……三七九
第一節　滿洲事件費……三七九
第二節　關東局財政……三八〇
第三節　滿鐵附屬地財政……三八〇
第四節　治外法權撤廢及附屬地行政權返還と滿洲國財政の將來……三八二
附編　產業法制……三八五
第一章　總論……三八五
第一節　產業行政組織……三八五
第二節　經濟建設綱要……三八六
第二章　各論……三八八
第一節　農業法制……三八八
第二節　畜產法制……三九〇
第三節　水產法制……三九〇
第四節　森林法制……三九一
第五節　鑛業法制……三九三
第六節　工業法制……三九五
第七節　商業法制……三九六
第八節　金融法制……三九七
第九節　鐵道法制……三九九
第十節　工業所有權法制……四〇〇
第十一節　度量衡法制……四〇一

第一編　滿洲經濟の趨勢

第一章　日滿經濟ブロックの成立と動向

第一節　日滿の政治結合

滿洲に於ける經濟建設は、統制的になされつゝあり、而もその統制は日滿の政治結合の上に立つて行はれてゐる。從つて、日滿經濟ブロックの成立と動向を理解せん爲めには、第一に、日滿の政治結合の樣式を把握してゐなければならない。本稿が第一に政治結合に就いて論ずる所以である。

ところで、日滿議定書に基き、廣義國防の見地より滿洲經濟建設の中心をなし、從つてまた日滿經濟ブロックの動向決定の中心をなす關東軍に於ては、滿洲事變直後には金融資本並びに既成政黨に飽き足らずとする傾向が相當廣汎に存したもの、如く觀測される。かゝる傾向發生の根據に關して橋樸氏は「(一)金融資本確立後、軍部は國防に對する自信を傷付けられた。就中海軍部内に於ける近來の焦燥は甚だしかつた。(二)金融資本は獨り軍部を壓迫するのみならず、同時に國家の命脈たる一切の勤勞者を搾取する。就中農民は、軍隊の最重要なる構成要素であるのに、それが資本家及び政黨の壓迫と搾取を受ける餘り國家に對する忠誠に動搖を來す如きことがあつては、國防上由々しき大事である。(三)かくの如き危機の主要原因は、金融資本及び政黨の跋扈にある故、この禍根を斷つ爲、國家改新の要がある。又國防及び外交の指導精神に關し、彼等には誤謬がある故、これを打破して東洋人獨特の立場を亞細亞ブロック結成によつて保持する」との意を述べ、その原因とされてゐる。かゝる傾向は、金融資本及び政黨に對する限り、善政主義を標榜する自治派の人々の傾向と一致し得る。事變後二ケ月足らずの一一月一〇日自治指導部成立し、純情の人々が王道樂土の建設に盡瘁せるは、かゝる根據に立つのである。

ところで、自治指導部成立し、各縣に細胞的に自治制を布き新國家の基礎を作ると共に、他方に於ては袁金鎧を主班として既に設立(一九三二年九月二四日)されたる遼寧地方維持委員會は、東北四省に自治制を採用するに關し種々奔走し、翌三二年二月には東北行政委員會の成立にまでこぎつけ、終に三月一日には新國家建國宣言を發せしむるに至つたのである。建國後、自治指導部は資政局として再組織され、滿洲に於ける反金融資本、政黨的雰圍氣は、依然として存在するかの觀を與へ、而もこの觀は日本國内に於ける五・一五事件發生と相俟つて、金融資本をして對滿進出を極度に警戒せしめるに至つたのであるが、吾々の觀るところでは、既にこの時には、反金融資本的傾向稀薄化の萌芽が現はれてゐたと看做される。

抑も滿洲國政府組織は中央集權的に作られたものであるが、この事に依つて資政局が嘗つてその手足として有せし自治指導員は民政部に移され、從つて、本來の分權的自治指導の意圖も、宣傳の範圍に止まるべく余儀なくされた。然るに、資政局は嘗つての自治指導部時代に自治指導員をその下に有せし關係上、知らず〳〵資政局として再組織された後に於いても、即ち、自治指導員が參事官として民政部に直屬するに至つた後に於ても、その指導統制を加へるの實狀を呈するに至つた。こゝに於て、形態整備・中央集權的行政組織の障害として、資政局が解散(六月)するの止むなきに至つたのである。右は單なる一局の廢止に過ぎぬが、この事は、武藤軍司令官時代に於ける協調的傾向の底流=萌芽をなすものとして、注意される。

註　一、橋樸氏「日滿結合の政治過程」(『滿洲評論』第五卷二十三號)

二、自治派の人々の主張を明かにするため、自治指導部條例第一條を見るに「自治指導部は善政主義に依據し、各縣の縣制を改善して完全なる地方自治の制度を確立することを任務とする」としてゐる。

以上は滿洲國政府自體の內部に於ける問題であるが、かゝる萠芽は武藤軍司令官の時代に入ると共に、益々明瞭な形をとり、關東軍自體の內部にも統制の強化と云ふ形で現はれて來た。再び橋氏の言葉を援用せんに「關東軍の組織が本庄中心から武藤中心に推移したことは前にも述べたように、中央の威令が再び滿洲の出先軍隊に加はるに至つた結果であるが、然らばかゝる事實は一體何を意味するかといふと、軍部內の上層の勢力が一時の衰退から立ち直つて、再び下層の勢力を制壓し得るに至つたことを物語るものである。出先に對する中央、下層に對する上層の優越的地位の回復、其結果として現はれた武藤レジームの性質が前代に比して著しく妥協的漸進的であることは多言を要せぬところ」[一]となし、統制強化によつて、關東軍の滿洲經濟政策が協調的漸進的になつたことを說明してゐられる。

ところで、武藤軍司令官（三位一體確立後の初代）の就任そのものが統制強化を現はす以上、その政策が協調的な方向をとることは理論上明らかであるが、かゝる理論的推察は、協和會の設立に關し事實として現はれて來たのである。卽ち、前關東軍幹部が、金融資本進入の防衛手段として考慮してゐた獨裁政黨の變形物として成立せる協和會（獨裁政黨計畫は滿洲國政府の希望もあり完全な實現を見るに至らず、七月二五日協和會が成立したのである）の職分に關し、橋氏と小磯參謀長とが談合せるに「小磯氏の見解と前任者の其との間には全く何等の共通點なきことが明かとなつた。滿洲國の統治權力は溥儀氏を首腦とする現在の政府組織を以て最高唯一のものとすべきで、其他のもの、存在を認めることは百害あつて一利なしといふのが彼の主張で」[二]、それが爲め「滿洲國を日本金融資本の進入に對して防衛する爲の重要なる一方便は飽氣なく撤去された」[三]のである。かくの如く、武藤軍司令官の時代に入ると共に、協調的になつたのであるがこの頃我が國は滿洲國を承認（九月一五日）し、關東軍は右議定[四]に從つて廣義國防の見地より滿洲經濟建設の指導に當ることゝなつた。この指導方針として最初に公表されたものが「滿洲國經濟建設綱要」（一九三三年三月一日）である。

この「經濟建設綱要」は「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み、これに所要の國家的統制を加へ資本効果を活用し以て國民經濟全體の健全且つ潑溂たる發展を圖らん」ことをその目的とし、一部階級による利益壟斷防止、重要經濟部門の國家統制、門戶開放及び機會均等、日滿經濟關係の緊密化の四方法を以てこれを達成せんとしてゐる。而して、重要經濟部門の國家統制に關しては特に一節を設け左の範圍に於てこれを行ふ旨を規定してゐる。

一、國防的若しくは公共、公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とす。

二、右以外の產業及び資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に委す。只特に國民の福利を重んじ其の生計を維持する爲に生產、消費の兩方面に亘り必要なる調節を加ふ。

右を通覽するに「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み」、或は又一部階級による利益壟斷を防止せんとの試みと共に、特殊會社に依り日本資本の「統制的」進出の道を開かんとの企圖を有する。從つて、資本はこの頃より漸次活潑な步調を以て統制的に進出を開始してゐるのである。

註　一、橋樸氏「日滿結合の政治過程」（「滿洲評論」第五卷二十三號）

二、橋樸氏上揭論文

三、橋樸氏上揭論文

四、關東軍が廣義國防の見地より滿洲國經濟建設方針を指導し得る條約上の根據は、日滿議定書第二條に依る。卽ち「日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は、同時に締約國の他方の安寧及び成立に對する脅威たるの事實を確認し、兩國共同して國家の防衞に當るべきことを約す。之が爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす」との協定に基く。

以上に依つて、武藤軍司令官時代の反金融資本・政黨傾向の漸次的解消に就いて述べた譯であるが、これに續く菱刈軍司令官の時代は合理的再編成期に於ける注目せらるべき問題に、滿鐵改組問題、一般企業に對する聲明、在滿機構改革問題がある。

一九三三年秋の滿鐵改組案の內容に就いては、公式に發表されたものはないが、沼田中佐談として、新聞紙に發表されたところに依つて見るに、（一）關東軍は全滿洲の產業指導統制の監督權を持つこと、（二）滿鐵を持株會社とすること、（三）現在の傍系會社並びに今後新設さるゝ重要會社は親會社の監督下に置くこと、（四）附屬地行政權は滿洲國に漸次返還することの四項を擧げてゐる。本案を實行に移す時は、滿鐵は鐵道、炭鑛を持つことに依つて有し得る滿洲產業の實質的統制力を喪失すると共に、持株會社として資本のプールとなり、傍系會社に對しても單なる事務的管理者たるの地位に陷る危險があり、また吸收せられたる內地資本は獨占的支配權を持ち得ない結果となる。こゝに於て滿鐵は勿論、內地財界に於ても種々の反對があり、結局、本案は實行せられずに終つたのである。

次に注意さるべきは、昭和九年（一九三四年）六月二八日の一般企業に對する聲明[一]で、本聲明は統制企業の範圍を明確にし、資本進出の道を明確ならしめると共に、廣義國防的統制の形式的合理的再編成を期したものと看做し得る。また、最後に注意さるべき大問題として機構改革問題がある。本案は、曩に行はれたる三位一體の機械性に基く不利を排除し、軍司令官の機能を擴充せんとするもので[二]、統制の最も合理的に强化されたものと思はれる。

南軍司令官（一九三四年一二月一〇日發令）の時代は、菱刈軍司令官時代に行はれた統制の再編成の上での、その運用の効果を發揮すべき時代であつた。日滿主腦部の人事異動、滿洲國省制改革[三]（一九三四年一二月一日施行）滿洲國皇帝の御訪日（一九三五年四月二日新京御出發）滿洲國內閣の更迭（一九三五年五月二一日）、日滿經濟共同委員會の設立[四]（一九三五年七月一五日）等はかゝる視點から觀察される。卽ち、人事異動は人的結合に基く運用の妙を發揮せしめ、また省制改革は中央集權化を强化し、中央官僚勢力を地方行政機構の中に浸透せしめ、併せて徵稅組織を整備し半封建的收取の關係を全國的に統一せしめ、これによつて日滿政治結合を促進せしめる。また滿洲國皇帝の御訪日は申すもかしこく、滿洲國內閣の更迭は人心刷新と舊來の封建軍閥的意識の一掃に與つて力あり、更に又、日滿經濟共同委員會の設立が加はり、これらは全體として日滿政治結合の促進に益するところ大なるものがあつた。

註　一、一般企業に對する聲明の內容は次の如くである。卽ち「政府は客年三月一日經濟建設に關する聲明書を發表し、以て我が滿洲國の經濟建設に關する大體の方針を示す所ありたるが、右聲明書に於ては滿洲國に於ける各般の事業中一般民間の經營に委せらるゝものゝ範圍必ずしも明かならず、民間事業家に對し稍々趣旨徹底を缺くやに觀測せられたるも、既に政府に於ては關係方面の意嚮をも徵し愼重審議を重ねたる結果、國防上重要なる產業、公共公益的事業及一般產業の根本基礎たる產業、卽ち、交通通信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫安、「ソーダ」、採木等の事業については特別の措置を講ずることゝせるが其他の一般の企業については事業の性質に應じ時に或種の行政的統制を加ふることあるべきも大體擧く民間の進出經營を歡迎するものなり」

二、機構改革の重點は左の如くである。

(1) 統帥系統に屬する機能＝(イ)駐滿日本國軍の統帥、(ロ)議定書に基く協同國防事項擘任

(2) 「總理大臣の命令系統に屬する全權大使」として行政事務總長の執行する機能＝(イ)滿鐵及電々會社の業務監督、(ロ)關東州知事の監督、(ハ)鐵道附屬地行政權を行ふ權限

(3) 「外務大臣の命令系統に屬する全權大使」として參事官の執行する機能＝(イ)外交及領事事務、(ロ)附屬地に於ける裁判及び登記事務並びに司法警察

三、滿洲國の省は、從來、黑龍江、吉林、奉天、熱河の四省であつたが省制改革に依り、黑河、龍江、三江、濱江、吉林、奉天、安東、錦州、熱河、興安の十省となる。

四、日滿經濟共同委員會の協定及委員は次の如くである。

第一條　滿洲國新京に日滿經濟共同委員會を設置す

第二條　委員會は日滿兩國經濟の連繫に關する重要事項及び日滿合辨特殊會社の業務の監督に關する重要事項に付日滿兩國政府の諮問に應じその意見を兩國政府に具申す可きものとす

第三條　日滿兩國政府は前條の事項に付ては豫め之れを委員會に諮問し、其の意見を俟て之を處理すべきものとす

第四條　委員會は必要に應じ日滿兩國經濟の合理的融合に關する一切の事項に付日滿兩國政府に建議することを得

第五條　委員會の組織及運用に付ては本協定附屬書の定むるところによるなほ委員は左の如し

日本側＝西尾參謀長、大野關東局總長、谷大使館參事官、竹內經濟顧問

滿洲國側＝張外交部大臣、孫財政部大臣、丁實業部大臣、長岡總務廳長

第六條　本協定は署名の日より實施せらるべし

以上に依つて、日滿政治結合のイデオロギー過程を檢討し得た譯であるが、かゝる政治結合の樣式は、更らに經濟結合の樣式に作用し、經濟ブロックの結成、內容、動向に一定の傾向を與へつゝも、多少ジグザッグな道をとることを餘儀なくせしめるものと思はれる。その具體的な把握は次節に讓らう。

註　一、滿洲國人事を通覽するに、反金融資本性の漸次的縮少に伴ひ、自治派の人々の轉落が見られ、それに代る內地官僚の移入、即ち中央集權の促進、日滿結合の强化が見られる。かゝる過程を經て到達し得たる日本人官吏數を滿人官吏數と比較せば次の如くである。（昭和十年十月一日現在）

日滿官吏別	特任	簡任	勅任	委任	屬員	傭員	囑託
日系官吏	三	九二	九七	三五五	二六四	九二	三三
滿系官吏	三	八九	二三五	六三五	七八四	八三六	二七

日系官吏數　八、五九五人
滿系官吏數　二四、〇六〇人

第二節　日滿經濟ブロックの結成

內容

前節に於ては、日滿政治結合の樣式に就いて見た譯であるが、本節に於ては政治結合との相互關係に於て、或はその影響下に於て行はれたる經濟ブロックの結成●內容●動向に就て解明することゝする。先づ第一に日滿經濟ブロックの結成を促進し、或は又、規整すべき制度上の諸改革に就て述べ、次いで、日滿經濟結合の狀態を資本、商品、人の順序で記述することゝする。

一、制度上の諸改革

制度上の諸改革に關しては事變後、種々の試みがあつたが、便宜上、それらを分てば、資本結合上のものと商品結合上のものと、兩者に亘るものに分ち得る。

先づ、兩者に亘るものより見るに、鐵道の再編成が第一に注意せられる。事變後、滿鐵は滿洲國々有鐵道の經營を委託（一九三三年三月一日）され、北鐵を除く全滿鐵道を統一意思の下に經營するの可能に置かれたのである。換言すれば、日本商品、資本の進出の道を淸掃し得る可能性を得た譯である。かゝる可能の下に於て、最初に行はれたるは、各鐵路局別に區々なりし貨物運賃及料金規則並貨物等級の統一（一九三三年五月）である（尤も貨率は、從來通り京圖線率、寧山線率、瀋北線率、及其他各線率の四地帶制のまゝにした。その後一九三四年九月瀋北線率は其他各線率と同じにされ、四地帶制は三地帶制となる）。その後、特定運賃の設定等が行はれ北鐵接收に至つたが北鐵の接收（一九三五年三月二三日）は、從來特別地帶として存在した北滿を全滿的範圍內に解消一般化する前提をなすもので、日滿結合に劃期的意義を與へるものである。接收後、北鐵運賃は其他各線率と同一とせられ、特定運賃の設定によつて、北滿市場の特殊性の保護をなした。とこ

ろが、全滿鐵道の經營權を掌握せる滿鐵に於ては、全滿鐵道の運賃改正（一九三五年一二月二八日發表、一九三六年二月一日實施）をなし、（一）三地帶に分れたる運賃率を統一し、遠距離遞減制をなし、（二）奧地開發特定運賃を設定し、（三）貨物運賃料金規則及貨物等級を社線國線共に統一する等文字通り一元化への亘歩を進め、日滿經濟ブロックの促進に大なる貢獻をなすことゝなつた。

續いて、經濟結合上、重要なるものを見るに、貨幣法公布（一九三二年六月一一日）と、それに續く中央銀行の開設がある（一九三二年七月一日）。中央銀行は、東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江官銀號、邊業銀行を合併せるもので、從來各銀號が有せし貨幣發行權を繼承したものである。當初、日本へ註文せる國幣新紙幣の到着までは舊東三省官銀號現大洋票の未加印券に同行にて臨時加印したものを使用せしめ、舊貨幣の流通は二ヶ年を限つた。かゝる貨幣統一工作が、日滿商取引及び資本進出に如何に多くの利便を與ふるであらうかはこゝに言ふ迄もない。

第二番目に日滿資本結合の形態を決定し、或はその結合を促進すべきものに就いて見るに、「滿洲國經濟建設綱要」、及び「自由企業に關する聲明」「統制企業の例示の聲明」等があり、更に又公司資本に關する勅令がある、「滿洲國經濟建設綱要」は「國防的若しくは公共、公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とし」し、また一般企業に對する聲明は「國防上重要なる產業、公共公益的事業及一般產業の根本基礎たる產業即ち、交通々信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫安、ソーダ、採木等の事業については特別の措置を講ずることゝせるが、其の他の一般の企業については事業の性質に應じ時に或種の行政的統制を加ふることあるべきも大體廣く民間の進出經營を歡迎する」としてゐる。即ち、相當高度に日本資本の統制方針をとつてゐるのである。この統制方針は後述するであらう日滿資本結合の項に影響し會社經營形態に反映する。以上は專ら規整的方策であるが、日滿の資本結合を技術的に便ならしめるために發布されたものに公司資本に關する勅令（一九三四年八月一七日公布）がある。本勅令は金圓資本による會社設立を認めたるもので日本資本の進出にとつて眞に好都合なものである。

第三番目に日滿商品結合にとつての重要なる制度上の改革について見るに、稅關接收とそれに續く稅關改正、度量衡制度の改正、柞蠶檢查所の新設等がある。稅關接收後始めて行はれたる第一次關稅改正（一九三三年七月二三日實施）を吟味して見るに、それは文字通り暫定的なもので、財政收入に著るしき減少を來すが如き改正を避けてゐるため、稅率改正は輸出品六種、輸入品二九種の小範圍に亘つて行はれたに過ぎぬ。然し乍ら、日滿經濟ブロックの結成上、緊急を要する改正、即ち、（一）排外的色彩濃厚なるもの、（二）產業保護的色彩あるものにして滿洲國に於てこれが保護に該當すべきものなきもの、（三）生活必需品にして輸入阻止の狀態にあるもの、（四）滿洲國產業發展上切實に必要ありと認められるもの、（五）都市計畫上必要な建築材料等の稅率は引下げてゐる（尤も以上に依る稅收減を補塡するため、負擔力に餘裕ありと認めらるゝものには稅率引上げを行つてゐるが）。換言すれば、事變前南京政府に依つて採られた排外的若しく國內產業保護的稅率を改正して、日滿結合上の障壁を除去すると共に進んで建築材料の輸入を便ならしめることに依つて、滿洲國建設の促進をなしてゐるのである。

第二次暫定關稅改正（一九三四年一一月二二日實施）は、財政收入に著しき減收を來すを避けつゝも、前回より遙かに廣範圍に亘り、輸入品一一八種、輸出品二三種の稅率改正をなし、更に松花江轉口稅廢止、松花江航運洋貨課稅制度廢止、內國稅及附加稅の形式的廢止等に依つて稅制改正をなしてゐる。而して、以上廣範圍に亘る稅率改正に關しては次の如きものを中心としてゐる。即ち、（一）從量●從價兩稅間の負擔懸隔の著しいもの、（二）稅率高きため輸入を阻害してゐるもの、（三）產業政策上、開發又は發達を助長する方針略々定まりたるもの、（四）內國稅（關稅を含む）を賦課する輸出入品にして內國稅制の整備と關聯して是正を要するもの、（五）品目分類不合理にして稅率適用上疑義あるものを中心とし

てゐる。然して、以上の如くにして改正されたる稅率は、日滿經濟ブロックの結成に與つて力あるものが相當あるが（食卓用罐詰果實、清酒、ゴム靴及組製ゴム底靴、新聞印刷用紙、屑鐵、農具の輸入稅率引下、木材、石炭、雜穀類農畜產品及畜產製造品の輸出稅の減率又は無稅）、關稅收入の減收をなからしめる爲め、綿布に於て從價稅を引上げ從量稅を引下げ、また轉口稅及び哈爾濱の二重課稅廢止による減收をカバーせん爲め、小麥及小麥粉の課稅に財源を求め同時に斯業の保護を企圖したるに依り、日滿經濟ブロックの達成上、日本側にとり相當不利になつた部分もある。かゝる不利は滿洲國が獨立國であると共に日本と不可分關係にあると云ふ狀態の下に於ては不可避的である。然し、かゝる部分的な不利にも拘らず、それは飽く迄も不可分關係の緊密化と云ふ軌道の上でのものであること、並びに商品輸出の障壁（關稅）も資本輸出は阻止し得ないことを銘記しなければならぬ。

關稅改正に次いで日滿商品結合に大いなる役割を演ずるものは度量衡制度の統一（一九三四年一月二五日）である。從來、滿洲に於ては各地に依り度量衡異なり、極端なものは同一縣內に於ても縣城を離れるに從つて拱が大きくなる（拱の差額地代的役割を注意）如きあり、日本商人は取引上種々不便を感じたのであるが、度量衡制度の統一によつてかゝる不便は除かれ、日滿商品結合を一層促進しつゝあるのである。更に又、柞蠶は日本の需要品であるが、從來品種に統制なく取引上の障害が相當あつたが檢查所の設置によりかゝる障害は取除かれ、取引上の不便は大いに除去されつゝあるのである。

以上述べたもの外に、制度上の改革と目さるべきものに、金融合作社の設立に依る農業金融組織の中央統一化があり、また、銀行法施行（一九三三年一一月九日）による弱少錢莊（封建的分散性に基く各地方貨幣の兩替取引媒介、授信を主とする如き）の沒落があるが、是等は日滿經濟ブロックの結成上、直接的役割を演ぜざるを以て、こゝでは單にその事實を指摘するに止める。

叙上の諸改革は要約すれば、半植民地的半封建的滿洲と資本主義的日本とを如何にして合目的的に結合せしむるかに就き、政策主體が意識的に案出せるものと云へる。以下に於ては、かゝる制度上の改革を前件として進行、規整せらるゝ經濟ブロックの結成・內容に就て具體的に考察することゝする。

二、經濟ブロックの結成・內容

1　資本結合

事變後の日本對滿投資額は、七七四、二二〇千圓に上る。そのうち滿鐵拂込金及び同社債純增加額が四八二、七八〇千圓に上つて首位を占め、滿洲國債が一二〇、〇〇〇千圓でこれに次ぎ、新設會社拂込額は一一五、六〇〇千圓、滿鐵關係會社々債及借入金純增加額はずつと下つて五五、六五〇千圓となつてゐる。

今年度別に一表を作成せんに次の如くである。（單位千圓）

種目別	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
滿鐵拂込金	三〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇
滿鐵社債純增加額	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二四、七五〇
滿鐵關係會社々債及借入金純增加額	一、九〇〇	一、九〇〇	三五、四九〇	三三、四〇〇
新設會社拂込額	八、九七〇	三〇、〇〇〇	三七、六二〇	三八、九八〇
滿洲國借款	二〇、〇〇〇	—	—	—
滿洲國建國公債	—	四〇、〇〇〇	—	—
滿洲國特別事業公債	—	—	二〇、〇〇〇	—
滿洲國北鐵買收公債	—	—	—	四〇、〇〇〇
合計	七二、八九〇	一二七、九〇〇	二四四、〇四〇	二九三、六三〇

備考　一九三四年度迄は大藏省調查、一九三五年度分は正金銀行調查に、經調第四部和田喜一郎氏が加工せるものを援用す。

右の投資額を年度別に見るに、一九三二、三三年は少く、一九三四年より增加を示してゐる。卽ち、菱刈軍司令官の時代から大體增加してゐる。この事は日滿政治結合の節に述べたところの政治結合樣式の妥協的時代との關聯に於てよく理解される。

ところで、滿鐵拂込及社債純增加額四八二、七八〇千圓は最も多く鐵道建設に投ぜられ、全滿鐵道經營權の掌握と相俟つて、日本商品・資本の進出の道を開きたるは言ふ迄もなく、更に又、滿洲國々防の强化にも與つて力あるのである。換言すれば、滿鐵を通じての投資は、日滿不可分關係の緊密化に最も大なる楔を打込んでゐるものと言ひ得るのである。滿洲國債は、北鐵買收に投じたるものを筆頭に、舊東三省政府の外國借款支拂ひなど、獨立國としての形態を保持するものに注がれたのを始め、新京・ハルピン兩特別市の諸施設に、その多くが支出せられ、獨立國としての形態を日本の協力の下に獲保しつゝあるのである。また、新設會社拂込額は、その多くが軍需的、大工場制的企業に投ぜられ、滿洲工業をして、勞働要具生產工業の缺如と消費資料生產工業塲內への闖躍と云ふ現狀を打破し得ざるの道に置いてゐる。新設會社中、著名なるものを見るに、基礎機構としての昭和製鋼所、滿洲炭礦會社、滿洲鑛業開發會社、液體燃料部門としての滿洲石油、大同酒精、輕金屬部門としての日滿マグネシウム、日滿アルミニユーム、機械器具部門としての同和自動車、滿洲工廠、化學工業部門としての滿洲化學、大豆工業會社、採金部門としての滿洲採金會社、軍事工廠としての奉天造兵廠、動力機構としての滿洲電業公司、輸送通信機構としての滿洲電信電話會社、滿洲航空會社等々がある（事變後新設會社に就ては第二編第二章工業の箇所參照）。ところで、是等の諸會社が滿洲工業に與へる意義に就ては敍上の如くであるが、そのうち相當多くのものが財閥出資の下に於て、特殊會社として所謂統制をなされてゐることを注意しなければならぬ。一例をとれば、中央銀行、電信電話會社、炭礦會社、採金會社、同和自動車、滿洲石油、滿洲航空、滿洲電業、鑛業開發會社等々はこれである。

上述の如き日本資本の進出は、事變前既に列國對滿投資上に優越地位を有せし日本資本を、益々支配者的地位に置く。卽ち、事變前一、七八六、六四〇千圓（列國對滿投資の七二・三%と稱せらる）に達せし日本資本は二五億圓以上に達し、列國對滿投資上に於て全く支配的地位を獲得するに至るのである。尤も以上の考察に於ては大藏省の調查を基準とせるため滿洲事件費（一九三五年度までの累計九億二千萬圓餘）を除去せるも、若しこれを加ふれば、日本資本輸出額は益々增大し、その地位は文字通り支配的となり事件費の性質上日滿政治結合は益々緊密化しつゝあると言ひ得る（日本資本の地位はその絕對額の增加と、北鐵接收に伴ふソ聯資本の後退に依り益々比率的に高いものとなる）。然し乍ら、かゝる支配的地位の獲得過程が何等の惱みもなく進行し得たものではないことを銘記しなければならぬ。卽ち、投下資本の一部は政治維持及統治機構の整備を對象として再生產行程に再歸せず、また投下資本の他の部分は未働資金として固定し、再生產を中斷し、これが活動に多額の資本を要すること、換言すれば、こゝにも日本經濟社會發達の特殊性が貫いてゐることを銘記しなければならぬ。

註　一、事變前の列國の對滿投資は次の如くである。

列國の對滿投資額（單位千圓）

國別	運輸業	農林業	鑛業	工業	商業	金融業	其他	合計
日本	五六、二五〇（四・〇）	二八四、五四五（二〇・三）	二六、三二五（一・九）	二一四、七三五（一五・三）	二〇四、三九八（一四・六）	四六、二五五（三・三）	一、九六六、九五五（一〇〇）	
ソ聯	四五、〇〇〇（八・五）		四五、〇〇〇（八・五）		一五、〇〇〇（二・九）	四五、〇〇〇（八・五）	五二〇、〇〇〇（一〇〇）	
英國	一〇、二五〇（一五・八）				一〇、八五〇（一六・七）	二、五〇〇（三・九）	六五、〇〇〇（一〇〇）	
米國	一、三五〇（四・〇）				一〇、三〇〇（三〇・七）	八、四〇〇（二五・〇）	三三、六〇〇（一〇〇）	

佛國	一四二六（六七九）	—		一四〇〇（一〇〇）	一	二一〇六（一〇〇）
瑞典	三〇〇（二一）	五〇〇（三五）	六〇（四）	一四〇（一〇〇）	〇・五	一二一（一〇〇）
丁抹	—	四八〇（三四）	六七（四）	一四〇（一〇〇）	〇・五	一二一（一〇〇）
合計	九四〇八一六（四一〇）	六四二四九九（三二四）		三四八三九（九九）	西五三五六（三二四）	二四二六九九（一〇〇）

備考　本表中、日本の投資額は奥田新三郎氏の調査報告による。右は一九二六年末を基準とした「滿蒙」に於ける日本の投資狀態に大體據り、其の中滿鐵及び關東廳投資額は一九三〇年度末分を、借款關係は一九二九年末分を以て、之を補正したものである。

ソ聯の投資額は、「東支鐵道經濟調査局、哈爾濱露西亞人商業會議所發表の資料及び日本商工會議所調に據る。その他諸國の投資額は「滿蒙に於ける世界各國の投資額」に據つたが、英國の運輸業（北寧線借款の全額）、瑞典の工業（燐寸工業）は、一九三〇年末を以て之を補正した。

留、銀元は總て金圓等價とし、磅は我が十圓、弗は金二圓の割を以て換算してゐる。

支那の投資額に對しては調査資料なき爲之を略す。

尙ほ、本表中日本、ソ聯を除いては、資料の關係上若干正確を缺くかも知れないが、大體の趨勢を指示するものとしてこゝに揭載する。

以上に依つて、日本資本が、列國對滿投資に於て全く優越的地位を占めてゐる事實、その資本は滿洲國への借款の形に於て獨立國としての滿洲國の形態整備に、或は又鐵道を通じての日本資本及商品進出路線の清掃に、或は又諸會社の形態に於て、而も特殊會社の形態に於て主要工業を支配し、滿洲土着工業をして勞働要具生産工業の缺如、消費資料工業への跼蹐の現狀に膠着せざるを得ざらしめてゐること、然し乍ら、投下資本が價値增殖をなし得ず、或は又增殖に困難なることについて概括ながら述べ得ると思ふから、次に商品結合に移ることゝする。

2　商品結合

日滿の商品結合は、事變後、年と共に密接となり、一九三五年度日滿貿易總額は六七三、九七〇千國幣圓に達し、一九三一年の一〇〇に對し一五六に增加してゐる。然し、この增加は輸出、輸入共に增加せる結果ではなく、對日輸出額の二割四分餘の減少にも拘らず、輸入額が三倍餘增加した結果得られたものである（尤も、對日輸出額の減少率は滿洲國貿易總輸出額の減少率よりも低度なるため、對外輸出に於ける日本の地位は相對的に高まつてはゐるが）。日滿貿易絕對額に就ては如上數字の示すところであるが、更に、滿洲國貿易に於ける日本の地位を見るに、一九三一年—三五年に、總額に於ては三九%より六六%に、輸出に於ては三八%より五二%に、輸入に於ては四三%より七六%に、それ〳〵增加してゐる。從つて、今や滿洲貿易に於ける日本の地位は全く壓倒的なものとなつてゐるのである。

ところで、かゝる日滿商品結合緊密化の具體的內容の概畧を、主要商品を中心に見るに、輸入貿易に於ける日本品の絕對的相對的增大は、生産手段を主とし、而も一九三三年頃より本格的に開始せられてゐることが第一に目立つ。この事は菱刈將軍の時代より漸く軌道にのれる日本對滿投資と關聯する。輸入生産手段中の主たるものは鐵鋼、機械及工具、車輛及船舶、礦油、木材、セメント等にして、鐵鋼の八割、機械及工具の七割、車輛及船舶の九割、礦油の一・五割、木材の八割、セメントの九・九割は、日本が供給してゐるのである。ところが、是等商品の輸入は、また日本對滿投資の具體的形態なるを以て、各々投資部門に入り込み使用せられる。即ち、或は滿鐵に入りて新線建設に用ひられ、或は滿洲國に入りて都市計畫、國道計畫に使用せられ、或は新設會社に入りて建設材料となるのである。日本對滿投資の上に立つて輸入せらるゝ是等生産手段は、各々その使用價値を實現することに依つて、逆に、日本資本・商品進出の道を清掃するのであるが、反面に於て土着生産手段生産工業の物興とそれに基く獨力での産業革命の見透しを益々絕望的ならしめる。尤も、輸入生産手段の全てが日本資本・商品の進出路線を清掃する譯ではなく、對滿投資の非生産的部門に入り込むものは、その資本の非生産性を具體的に反映すること、而もかゝるものが相當あることを注意せなければならぬ。

この外、日本よりの輸入品中で特に增加したものに、小麥粉＝消費資料がある。小麥粉は一九三二年に對し一九三五年には約一・九倍增加してゐるが、そのうち六割は日本品が占めてゐる。是等輸入製粉は、土着製粉との抵抗關係に置かれ、合理的生産組織の威力を以て、土着製粉業の征服に向ふ。綿織物も一・五倍に增加し、土着織布業の破綻を導く。かくて、日本商品は土着工業（それは僅かに殘された猶額大の地盤に發生し得た）の埒內に迄踏み込むのである。

以上に依つて、滿洲國輸入貿易に於ける日本の地位が、絕對的にも相對的にも著しく高まつたこと、日本商品が土着生産手段製造工業勃興への阻止的モメントをなしてゐること、而も日本商品は土着工業の或るものへの壓迫とまでなりつゝあることを知り得た譯であるが、かゝる商品進出は關稅、運賃に於て公的保護を受け、或は又滿鐵社用品、官用品として特定運賃の便宜を受けることに依つて促迫されつゝある。

次に、對日輸出に就て見るに、硫安、鹽、鐵及銑鐵、大豆等の量的輸出增加が目立つ。然し乍ら、このうち鐵及銑鐵の如きは價額に於ては却つて減少し、また石炭も量的には一九三二年に對し一・五倍に增大してゐるにも拘らず、價額に於ては一・一倍と僅かに增大してゐるに過ぎない。今各品目につき一九三二年と一九三五年を比較して見るに、硫安は數量に於て五・六倍、價額に於て五・五倍に、鹽は數量一・四倍、價額一・五倍に、石炭は數量一・五倍、價額一・一倍に、鐵及銑鐵は數量一・二倍、價額〇・七倍に、大豆は數量一・五倍、價額一・二倍にそれ〳〵增減を示してゐる。この他、注目せらるべきものに、オイルシエール、皮革、豚毛等の增大がある。換言すれば、重工業原料の輸出增加が注目せらるゝが、石炭、鐵及銑鐵の如きは日本內地に於ける斯業との拮抗關係に於てその輸出增加に制約が加へられるを以て、平時に於てはその輸出增加をあまり期待し得ぬ。然し、かゝる拮抗關係の發生なき原料商品に於ては今後更に、それを通じての日滿結合が高まるであらうことが期待せられる。尙、大豆輸出の增加は東北凶作と、アメリカより日本への豆粕大量註文と云ふ偶然的モメントの結果なるを以て玆では特に問題とする必要はない。要するに、對日輸出に於ては重工業原料の增大が目立ち、從つてかゝる原料輸出を通じての商品結合の高度化が見られるのである。たゞこの場合、或種の輸出品は日本內地に於ける斯業との拮抗關係に依つて制約を受けること、從つてまた戰時經濟的意義に於てこそよくその意義を發揮し得ることを注意しなければならぬ。かくて、滿洲國の輸入に於ては建設材料を中心に、輸出に於ては重工業原料を中心に日滿商品結合がなされつゝあることを知り得る。

玆上の如き日滿商品結合緊密化の過程は、半面に於て列國就中支那との商品結合の稀薄化の過程を伴つてゐる。即ち、滿洲輸出貿易に於ける支那の地位は、一九三一年—一九三五年に、三二%より五%へと激減し又輸入貿易に於ける地位は三〇%より一五%に半減してゐるのである。殊に、滿洲輸出貿易に於ける支那の地位の激減は、滿洲輸出貿易總額の減少額（一九三一年—一九三五年）の五三%を占め、一七〇、〇〇〇千圓の巨額に上る。滿洲國の獨立國としての形態整備は、過去の支那本土に對する邊境植民地的傾斜の淸算を不可避ならしめ、滿支商品結合にもかゝる激變を與へてゐるのである。

以上は專ら貿易を通じての觀察であるが、日滿の結合緊密化、滿洲と列國との關係の稀薄化は、また直接に商人の進出、退去にも現はれる。即ち、日本商人の夥だしい進出と、外商の退去はこれを示す。殊に、舊軍閥と結合し、機器の賣込みに奔走せる外商は、事變後の軍閥の沒落に大打擊を受け、また石油統制に依つて石油關係の外商は壓迫せられ、更に又、北鐵接收に伴ふソ聯人の引揚は、北滿外商に打擊を與へてゐるの

年度	種別	日本人	滿支人	日滿合計	その他	總計
一九三一年	鑛工場	三、七三七	三、七三七	七、四七四	一、〇〇〇	八、四七四
一九三二年	鑛工場	四、三五五	四、三五五	八、七一〇	一、〇〇〇	九、七一〇
一九三三年	鑛工場	四、九四四	四、九四四	九、八八八	一、〇〇〇	一〇、八八八
一九三四年	鑛工場	五、四四四	五、四四四	一〇、八八八	一、〇〇〇	一一、八八八

年度	種別	日本人	滿支人	日滿合計	その他	總計
一九三一年	鑛工場	三、七三七	三、七三七	七、四七四	一、〇〇〇	八、四七四
一九三二年	鑛工場	四、三五五	四、三五五	八、七一〇	一、〇〇〇	九、七一〇
一九三三年	鑛工場	四、九四四	四、九四四	九、八八八	一、〇〇〇	一〇、八八八
一九三四年	鑛工場	五、四四四	五、四四四	一〇、八八八	一、〇〇〇	一一、八八八

滿洲國人工場勞働者數

締規則」を公布し、翌年三月には大連を除く、山海關、營口、安東に於て取締を開始した。更に、四月には支那人勞働者の入滿の統制機關として大東公司が出來た。この取締は一九三五年三月民政部令第一號、關東局令第五號によつて「外國勞働者取締規則」が公布されてより益々効果的となつた。かゝる取締とそれを不可避ならしめた政治的原因に依つて入滿數は一九三二年三七萬人、三三年五七萬人、三四年六三萬人、三五年四四萬人と減少し、一九二六年より三一年までの平均入滿數七八萬人より遙かに低下してゐる。離滿數は一九三二年四五萬人、三三年四五萬人、三四年四〇萬人、三五年四二萬人となり、一九二六年より三一年までの平均離滿數三八萬人を越してゐる。かくて殘留比率は著しく低下し一九三二年の如きは入滿者より離滿者の方が多いと云ふような現象を呈してゐる。かくて、日滿の人的結合過程が滿支の人的結合を稀薄ならしめてゐる事實は明になつたのであるが、かゝる稀薄化過程が、從つて統制が如何なる程度まで効率を發揮出來るかに就ては、入滿取締の技術的な點より、また取締に依る勞銀昂騰の點より規制がなされる。

上述の如く、滿支間の人的結合の稀薄化を伴ひつゝ進行してゐるところの日滿人的結合は、その緊密化に於て、日本の政治的・經濟的勢力の扶植に役立ち、また資本をして利潤を得せしめる一基因となつてゐる。

第二章　滿洲經濟の動向

本章に於ては、前述せる日滿經濟ブロックの結成・內容が、滿洲經濟に如何なる變化を與へつゝあるかを述べることゝする。先ず、生產過程への影響より始めることゝしよう。

第一節　生產過程

生產過程に於ける主なる變化は、日本資本工業の急增と土著企業の衰退、多數滿人勞働者の日本資本への從屬、農民の貧困化と匪賊化、農作物置換、水田增加等である。

日本資本が生產手段生產部門を殆んど獨占せることに就ては前節の資本投下の項に明なるところであるが、かゝる事實は土著資本による生產手段生產工業の經營の見透しを困難ならしめ、滿洲土著工業をして消費資料生產の埒內に蹈躙せしめる。土著工業のかゝる埒內への蹈躙は、發生的には紡績、織布業が農村家內仕事の段階に於て外國產綿糸布の重壓を受けたこと、それに依つて勞働手段生產工業勃興の見透しが困難となつたこと、國家に依る保護＝啣育政策が殆んどなされなかつたことによつて說明し得るが、かゝる傾向は事變後に於ける日滿の政治經濟結合の緊密化によつて決定的ならしめられたのである。ところで、如上傾向の決定化は土著工業をして獨力での產業革命の遂行をなさしめず、土著工業に他律的半封建的型質を與へる。日本資本工業が滿洲工業に、延いてはこの國の獨立での資本主義化の見透しに與へる影響に就ては敍上の如くであるが、これと共に銘記されねばならぬのは、日本資本工業には所謂國策的非採算的なものが相當あることである。このことは、日露戰爭後資本蓄積低度にも拘らず積極的滿洲經營をなさゞるを得なかつたことに

顯現せらるゝ必然の現段階的擴大的再出として理解せられる。

次に、日本資本・商品の進出が、僅かに殘された猫額大地盤に依據しつゝある土著工業に如何なる影響を與へつゝあるかを、稍々具體的に示すことゝしよう。

第一に、織布業から始める。滿洲に於ける織布業は營口開港に伴ふ外國綿糸布の加農砲的威力によつて棉作、紡績との農民經營內部に於ける連鎖を切斷せられ、外國製綿糸供給者＝買辨的商業資本統制下での農家副業的問屋制家內工業として再編成せられた。この基底の上で、世界大戰を迎へ、南滿に於ては零細マニュファクチュアー、零細工場の勃興が見られるに至つたのであるが、この勃興は大戰後の恐慌によつて反對に衰退に押しやられ、漸く相對的安定期に入つて、零細マニュ・零細工場の再出と云ふ形で以前の水準に近接し得るに至つた（この再興は、遼寧紡紗廠滿洲紡績の操開と在支日本紡績業の昂騰に依る輸入關稅を負擔しない割安原糸への依存に於て進行した）。

事變後は、一九三三年を最盛時とし、それ以後沈滯に入つてゐる。左表は間接的ではあるが綿糸供給量を通じての右傾向を示す。

綿絲供給高　（俵單位）

年次	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
滿洲紡績生產高	三、二四〇（一〇〇）	三七、一四六（一一二）	六八、四四二（二〇四）	七九、一六八（二三五）	八七、八八三（二五九）	九二、一六四（二七〇）	一〇八、九八〇（三一九）
南滿三港輸出高	二九、九六八（一〇〇）	二七、三〇四（九二）	三六、八六五（一二四）	二九、三〇八（九八）	三〇、〇〇〇（一〇一）	二四、四六二（八二）	三二、〇〇五（一〇七）
差引供給高（A）	三、二一三（一〇〇）	二九、八四二（九九）	三一、六五五（一〇五）	四九、六五〇（一六五）	五七、八七七（一九二）	六七、六九三（二二五）	八六、九七三（二八九）
南滿三港輸入高（B）	五、三三二（一〇〇）	四、九六二（八四）	四八、二六六（八四）	四九、四四二（八四）	四、三三三（七）	五、七六六（九）	五、〇四三（八〇）
供給高（A＋B）	一〇六、五四三（一〇〇）	九五、八四四（九〇）	七九、七四四（七四）	九九、三三三（九三）	一〇〇、一〇〇（一〇四）	一二八、四二九（一二〇）	一二六、八六六（一一八）

備考　一九三五年滿洲紡績生產高のみは十一月末までの累計、從つて（A）及び（A）＋（B）は十一月末の數字にはなり得ぬ。東洋棉花大連支店調査

右表に於ける一九三三年度綿糸供給量の激增は、滿洲紡績業者の綿糸生產增、一九三一年以來の中華民國の排外的關稅政策の踏襲並びに銀安による在支紡績製綿糸の進出容易に基く、換言すれば右による割安原糸の獲得可能によつて、土著織布業の採算が有利となり、それによつて綿糸供給量が增大してゐるのである（尤も關稅改正を見越しての見越輸入增もあつたであらう）。ところが、この頃より關稅制度の不備を利用して大同布（主として大阪府下泉南郡零細マニュに依り生產）なるものがつくられ、積極的に對滿進出を開始せるため、土著織布業は著しい打擊を受くるに至つた。卽ち「日本製大尺布は、滿洲國關稅率表第八號（生機土布—機械製を含む一幅二四吋以下にして、一平方吋內の緯糸百十五本を超へざるもの、每擔國幣一七・五五圓）に該當するものであるが、最近邦商大手筋は、織糸數を百十五本以上に增加して、大同布と稱し、稅率表第十一號生綿布の雜に編入せしめ、大尺布類中首位を占むる商標白羊美人に就てみれば、稅率第八號に比し、每反約四四錢の減額となり、大尺布の奉天現相場二圓七〇錢よりみて二割近き合法的脫稅をなし」十六番手綿糸にて大尺布の生產をなす土著織布業に「强力なる壓迫を加へ、これらの業者は遠からず全滅の悲運に直面することゝなり、今や座して死を待つが如き狀勢」にあるのである。かゝる狀勢は「國內に於ける大尺布染色家內工業が今や瀕死の狀態にあり、奉天省內三百餘軒の織物業者は運轉休止をせねばならぬ狀態となり社會問題化せんとしてゐる」との記事の中に、より具體的に覗はれる。

第二次關稅改正はかゝる脫稅を防ぐため、大同布なるものゝ存續を不可能ならしめ、その代り稅番八號の大尺布を一擔一七・五五圓より一二・五〇圓に引下げたのである。この結果、從來の大同布は關稅負擔增加し滿洲市場への進出を相當阻害せられるに至つた。それ丈け滿洲織布業は日本品に蠶食せられし地盤回復が容易となり、地方的多樣性はあり乍ら

も、平均的には多少の恢復に向ひつゝあるのである。このことは、一九三四年の大同布及び大尺布の純輸入數量の一〇八、五一五擔（貿易統計表上の輸入數量の五割見當）が、關稅改正後の推定純輸入量五五、七一八擔（貿易統計表上の一一、四三六擔の五割）に減少してゐる事實からも推察出來る。また、土産品の競爭有利なことは大阪製大尺布新京着の値段一反當り二、五八圓に對し、營口一等品（鳳龍、約三斤半）の新京値段二・五五圓なることによつても推察出來る（四月八日綿糸十六番手相場を基礎に新京東綿の推定）

かくて、平均的には織布業の恢復を指摘し得る譯であるが、最も好轉せるものは營口に次いで安東で、哈爾濱の如きは却つて惡化してゐるのである。故に、織布業の好轉に就ても決して樂觀出來ない。殊に左表の如く在滿日本資本紡績工場に於ける織布兼營擴大傾向計畫は、土著織布業への脅威となる（この脅威は購買力地盤の固定的潤渦のためより直接的となる）。

在滿紡績會社に於ける生産設備

年次		一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	目下計畫中のもの
內外棉	紡機（錘）	五三、一〇〇	五三、一〇〇	五三、一〇〇	五三、一〇〇	
	織機（臺）					
鐘紡	紡機（錘）	三二、一四〇	一九、六八一	二一、二一〇	二一、二一〇	
	織機（臺）					
滿洲紡	紡機（錘）	三二、四四〇	三二、五六〇	三二、五六〇	三五、五六〇	四一、〇〇〇（十月完成）
	織機（臺）		一〇四〇	一〇四〇	一〇四〇	

（絲一七、三四〇錘）
一月―十一月

（絲一二、〇〇〇錘）
布三、八〇〇臺）
但一月―十一月

備考　(1) 東棉大連支店調査に據る。
(2) 一九三二年は華商紡績聯合會變表に據る。
(3) 滿洲紡、奉天紡、營口紡は一九三三―一九三四に新式紡織への更改を次第に行つた。
(4) ※（營口の欄）は小巾綿布數を示す。

以上によつて、最近に於ける織布業の一應の恢復に就て述べた譯であろが、この恢復は土著生産手段生産工業物興の見透しを與へる程のものでは勿論なく、基本的には固定的購買力地盤に制約せられ、また比較競爭的には在滿日資工場に規制せられるもので、好景氣局面への移行は困難であり、滿洲經濟の構成變化をなす程のものではないのである。

第二に、製粉業に就て見よう。製粉業は、支那本土よりの流民の入滿と共に移植せられ、ロシヤ資本の進出までは「磨坊」と稱して端初的マニュファクチュアー段階に停滯してゐた。こゝに、ロシヤ資本により軍需糧秣的産業として機械製粉所（火磨）が建設されたのである。かゝる經營形態上の編成のまゝ日露役及びその直後、世界大戰及び戰後兩三年の二

| 一 | 織 | 五三 | 五三 | | | | |

圓九十五錢）を率天に賣出す場合の値段（運賃、關稅負擔）三圓五十二錢より二十七錢だけ有利となる如きこれである（滿日紙三月五日參照）

以上によつて、製粉業の好轉を解明し得た譯であるが、かゝる好轉から直ちに景氣局面の移行を云々することは輕卒である。何故かならば、前揭數字の通り一、七〇〇萬袋と稱せられる推定數の三分の二にも達せぬからである。然し、何れにしても、製粉業に於ける恐慌狀態が底をつき不景氣狀態に移行しつゝあることは認められねばならない。たゞかゝる移行が、依然たる農村購買力の低位に於て、僅かに外國粉地盤の奪回と云ふ方向に於て（購買力增加に依る消費絕對量の增加、從つて販賣增と云ふ方向に於てではなく）行はれつゝあること、而も原料基礎の確立がこの國農業の半封建的生產關係の故に著しく困難であること、資本の有機的構成の低位の淸算が半隷奴的勞働條件の故に不可能に近いこと、麥粉關稅のより以上の引上は日本資本の要請の故に實現し得ないこと等の諸事由によつて、滿洲製粉が何時まで外國製粉に對して有利な地位を確保し得るかが頗る見透し困難な不安なものとなるのである。殊に、外國資本が直接に進出して來る時は、技術基礎の脆弱な土著製粉は對抗著しく困難となる。さきに設立せられたる日滿製粉に次ぎ、今また滿洲製粉の採算有利に刺戟され、日東製粉が新京既設工場買收の計畫をなしてゐることが傳へられてゐる。かくて、土著製粉の好轉を輕々に斷ずることは益々困難となるのである。

第三は油坊業に就て見るに、同業は英商太古洋行による半機械的螺旋式の採用、日商小寺氏による水壓式壓搾機の發明によつて、始めて機械化し、地方諸城鎭に於いてはマニュファクチュアー、鐵道沿線に於ては小工場の形態をとり發展して來た。世界大戰並びにその後三年間に於ける發展は、最も飛躍的なもので、この期間には豆粕に於て日本に、豆油に於て歐米に依存しつゝ發展したのである。ところが、相對的安定期以降に於ては國外市場の狹隘化によつて、油房業は慢性的沈滯期に入る。卽ち、日本肥料市場に於ける硫安輸入並びに內地金融資本成育下の硫安工業の發達によつて日本向豆粕輸出が減じ、また獨逸油坊の昂隆によつて豆油輸出が減じ、油坊は沈滯の不可避に置かれるのである。

事變後に於ては、一九三二年九月の支那報復關稅の實施、英國に於ける油脂製品への課稅、ポーランド・スカンヂナビヤ方面に於ける油坊の擡頭等によつて豆油の國外市場が益々狹隘化せられ、また日本に於ける農業恐慌の尖銳化、財閥統制による獨占價格の維持と、これを補强する國家の關稅政策とによつて、今や殆んど自足完了の領域にまで發展し、價格に於いて、肥効價値に於いて、全く優位を得るに至れる。硫安工業の確立によつて豆粕の國外市場が、更らに閉塞せられ、滿洲油坊工業は益々恐慌狀態に置かれるに至つた。

次の二表はこれを示す。

豆粕・豆油輸出（單位千噸）

種別	一九二〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
豆粕	三、三五〇	二、一〇六	三、三五五	三、三五八	一、七九八	二、一六〇
豆油	一、九五五	三、三六三	三、一〇〇	三、一〇六	一、二四三	一、四七九

備考　『北支那貿易年報』及び『滿洲國外國貿易統計年報』及び同上『月報』より作成

豆粕生產高（單位千枚）

地名	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
大連	一、七五五（一〇〇）	二、三五五（九三）	二、六五一（一四八）	二、〇五五（一一五）	一、四一八（八〇）
安東	三、〇六四（一〇〇）	四、〇六四（八二）	四、四八一（八八）	四、四八五（八九）	四、〇四二（九九）
營口	三、四四〇（一〇〇）	六、三五八（一八二）	五、六二七（一六二）	三、六四一（一〇五）	二、九六七（八五）
哈爾濱	二、〇〇一（一〇〇）	三、四四〇（一七二）	三、八五二（一九二）	二、九六七（一四九）	二、九六一（一四八）

備考　大連の分は大連油坊聯合會『月報』、安東、營口の分は滿鐵『經濟統計月報』、哈爾濱は北滿經濟調査所調査に依る。

以上によつて、油坊の衰退は充分覗ひ得る譯であるが、かゝる衰退過程にあつて哈爾濱のそれは殊更目立つ。これは、浦鹽との連絡困難、舊北鐵の保護政策の放棄、本年二月より實施の改正運賃（「海港發着特定運賃」引下、「遠距離遞減運賃」實施、「奥地開發特定運賃」實施）による海港油坊の原料手當容易等による。換言すれば、北滿の特殊性が北鐵接收によつて解消せられ、國內市場の統一がなされることによつて、一般的衰退傾向の油坊に、地域的濃淡が現はれてゐるのである。

以上によつて、土著工業の事變後の傾向に就て敍述し得た譯であるがこれを要約すれば、關稅政策によつて恢復し得たもの（製粉）、依然として外國市場の狹隘によつて恐慌狀態より脫却し得たもの（油坊）に分ち得る。然し乍ら、前二者の恢復も日本資本の直接進出の前には局部的に容易に打擊を受くべき性質のものであり、又國家的保護政策には限界があり、偶然的モメントも何時迄續くか判明せざるを以て、かゝる恢復は滿洲經濟社會の性格を變革し得ない。要するに、基本線としては日滿經濟ブロックの進行が不可分關係の强化と半封建性の內訂的固定を結果するであらうことを認識し、たゞかゝる强化過程に於て緩急があり、紆餘曲折があることを認めれば可い譯である。

次に、勞働關係に就て見るに、前節に述べた如く、事變後日本人企業に使用せられる滿人勞働者數は、益々增加し、利潤收取の一基礎を與へつゝあるのであるが、かゝる量的增大はまた經營內に於ける日本人勞働者の上層性と滿人勞働者の下層性の量的擴大をもたらす可能性がある。

然し、かゝる經營內に於ける問題よりも、日本資本の下に從屬する勞働者數の增加することが、半隷農的制約に加ふるに、更に外來的壓力を加重强化するであらう點に於て注目せられる。換言すれば、土著勞働者の二重規定が固定的に强化せしめられる點が注目されるのである。

最後に、農業方面に就て見るに、日滿結合過程よりはみ出たる匪賊の橫行と、農業恐慌との合流による農業生產過程の極度の混亂、農作物の置換、水田經營の增加が注目せられる。然し乍ら、右に關しては單にかゝることがあること指摘するに止め、詳細な資料は援用しないことゝする。

かくて、事變後の生產過程に於ける主要傾向として、土著生產手段生產工業勃興の見透しがないこと、土著工業の浚落化が國內政策並びに偶然的モメントによつて最近多少阻止されつゝあること、然しかゝる阻止は何等根本的なものでないこと、勞働者の性格が固定化せしめられること、農業生產過程の混亂と反滿的匪賊勢力の存在すること、農產物置換商品作物の增大が半封建的基礎に於てなされつゝあること、水田が增加しつゝあることが判つた譯である。

第二節　流通過程

流通過程に於ける變化として、經濟社會の構成上、最も注目さるべきものは、封建的流通機構の解消、日本商人の直接進出による買辨資本の排除への傾斜である。是等に屬するものに糧棧、錢莊がある。糧棧は、事變前に於てはその多くは各官銀號の積極的補助を受け、農村に於ける軍閥的收取の支點をなし、それ自身は取引機構として、或は又金融機構として法外な利潤の收取に當つてゐたのである。ところが、事變後各官銀號が廢止せられて中央銀行となつてより、糧棧に對する中央銀行の金融は殆んど杜絕し、而も多くの資本が支那本土に逃避せるため糧棧の經營は著しく困難となつた、加ふるに、貨幣統一によつて從來の相場の値

開きによる口錢取的商賣の範圍が減少せられ、また、微力乍らも金融合作社及び大興公司の成立によつて糧棧の金融機能が挾撃せられるに至り、いよ〳〵糧棧にとつて形勢は不利となつた。更に北鐵接收、京濱線ゲージ變更、運賃統一の影響を受け、また國幣對金票バー安定に作用せられてよりは、特産取引に於ける「妙味」(それは眞に煩瑣であり、素人には容易に體得出來ないところのものである)は失はれ、その環境は著しく困難となつた。かねて恐慌による取引減、價格減に惱まされつゝありし糧棧は、一九三五年六月の恐慌によつて更に大打撃を受け、資本金一萬圓以下のものは殆んど致命傷を受けたのであるが、かゝる有樣のところへ如上諸條件が加はり、取引の妙味を發揮—小糧棧は、こゝに施つてこそ、よく駈引と鞘取をなし得たのだ—し得なくなつた爲、小資本糧棧は殆んど敗退の止むなきに至つた。特産取引に於ける滿洲的煩瑣が清算せられた今日、大糧棧は、その資力に依り近代的通信網と調査網を利用して絶えず海外の狀勢を知り得るに反し、小糧棧は全くの大海の捨小舟となり、凌落の必然に置かれる。殊にかゝる傾向は、都市小糧棧に多く、彼等は凌落するか或は地方小糧棧として再生する、今北滿主要都市の糧棧の倒産を示せば次の如くである。

北滿各主要都市糧棧の現狀

縣別	現存するもの			一九三三年度大豆暴落以後倒産せるもの		
	名稱	開始年月	資本金	名稱	開始年月	資本金
綏化	慶和長		元	隆記糧棧		元
	人和厚		七〇〇〇	福順達		五〇〇〇
	巨昌盛		三〇〇〇	永源興		三〇〇〇
	永盛東		三〇〇〇	日新昌		三〇〇〇
	泰記糧棧		三〇〇〇	玉豐祥		三〇〇〇
	厚記糧棧		二〇〇〇	德源泰		二〇〇〇

化	榮昌盛		一〇〇〇〇 元	海	天合糧棧	一九四四、六	三〇〇〇 元
	永德豐		八〇〇		天成信	一九三七、九	四〇〇〇
	永和糧棧		三四〇〇〇		德興源	同 七	三〇〇〇
	東發祥		一二五〇		慶和長	同 九	九五〇〇
	廣發厚		二四〇〇		義和厚	同 一〇	一〇〇〇
	福德厚		三〇〇〇	倫	福昌和	同 八	三〇〇〇
					東順益	同 二	三〇〇〇
					同日昇	一九三四、三	三一〇〇
克	海盛祥	一九二三	二四〇〇〇		世一厚	一九三七、三	六〇〇〇
	源豐東	一九三一	八〇〇〇		長發厚	同 八	四〇〇〇
	順和祥	一九一六	三五二五〇		復合成	同 三	三〇〇〇
	鴻興長	一九三三	一〇〇〇〇		振豐原	同 三	三〇〇〇
	會記糧棧	一九三二	一〇〇〇〇		和順玉	同 二	三〇〇〇
	義祥和	一九三〇	一四四〇〇〇		復源興	同 一	一〇〇〇
	德順祥	一九三三	三五〇〇		東興成	同 四	四一〇〇
	德林廣	一九二二	四〇〇〇		福通糧棧	同 五	二一〇〇
	益發合	一九二六	一〇〇〇〇 (哈爾濱益發合支店)				
	義信昌	一九三三	一〇〇〇〇				
	榮昌盛		二〇〇〇				
	永生合		一〇〇〇〇				
	永興茂		二一五〇				
	天豐玉		二一〇〇〇				
	天德長		二一〇〇〇				
	慶發合		五〇〇〇				
	義增厚		二一〇〇〇				
	謙信恒		二一〇〇〇				

縣別	名稱	開始年月	資本金	縣別	名稱	開始年月	資本金
綏化	興盛		二一〇〇〇	哈爾濱	合姓東記	一九二〇	四二〇〇〇 國幣
	新昌泰		二一〇〇〇		大洋		三〇〇〇
	源發合		二一〇〇〇		震大安記		三一〇〇〇 國幣
	正心合		二一〇〇〇		敦昌號		六〇〇〇
綏化	志誠號	一九二九	三	哈爾濱	信泰號利記		四八〇〇〇
	同大糧棧	一九二一	九		豐泰恒		四〇〇〇
	裕盛德	一九二二	七		豐泰仁		三〇〇〇
	益發糧棧	一九一八			廣信源		四〇〇〇
	三泰棧	一九三一	二		廣信升		四〇〇〇
	永盛東	一九三二	二		合姓東		三〇〇〇
	德聚糧棧	一九一九					
濱	恒聚棧	一九二〇	六				
	東興廣	一九三二	一〇				
	吉豐泰	一九三一	八				

備考　現存するものは凡て一九三四年八月末現在である。設立年月の新しいものは都市から地方に移轉せるものと推察せられる。「北滿研究」昭和九年十一月一六—一九

即ち、一九三四年八月末現在に於て、現存せるもの四一に對し、倒産せるもの三八と云ふ高率に達してゐるのである。その後の數字は不明であるが、恐らく凌落の傾向を促進してゐるものと思はれる。かくて糧棧の凌落は明かに一つの傾向として現はれてゐるのであるが、今後更にかゝる傾向を促進するであらうところの二つの基本的な力が働きかけてゐる。それは日本商人の直接進出と地方當局による共同販賣計畫の擡頭である。事變後の日本資本の進出は三菱が國際運輸と契約して明水、勃利突泉方面に於て買出しに奔走せしめ、或は三井が三泰棧を設立(一九三三年一一月)して三泰油坊の原料を買出さしめる等の事實の中に見られる。是等日本資本が糧棧を排除し、直接生產者に結合し得るには未だ諸種の技術的困難があり、從つて如何なる程度まで直接生產者に接近し得るかは、未だ見透し得ないが少くとも、叙上の如く日本資本が田舍に進出せることに依つて、都市糧棧が影響を受けるであらうことは明白である。今後、日本資本が田舍に於て地方糧棧を排除するか或はそれを穀物蒐集上の一支點とするかに就ては確言し得ないが、恐らく或る所に於ては排除し、或る所に於ては支點とするが如く複雜なる形に於て進行するであらうと思はれる。だが、日本資本が一步前進せる事實、糧棧凌落の傾向は認められねばならぬ。これを別言すれば、政治的社會的環境の變化によつて日本資本の進出が比較的可能となり、糧棧の機能が一部奪はれ、その歷史的任務が縮少變更されつゝあるのである。

地方當局に依る共同販賣計畫は、元黑龍江省の共同販賣會を嚆矢とするが、同會の設立そのものが、農民の共同販賣よりも寧ろ農民賣止けにより政府春耕貸付金の差引取立に重きを置けるが如き觀を呈せるため遂に不成功に終つた。最近、龍江省省公署が企圖するものは、右の如き組合計畫ではなく、所謂協同組合運動の上からの結成方向で、同公署は農村金融組合の設立擴充に當り「組合員相互の金融の便を計り、相互扶助及び貯蓄の精神を涵養せしめ、延いて地方農村經濟の振興を圖らんとす。而して之は勿論產業資金の貸付及組合員の預金より開始するが、將來は農具、日用品の購買及農產物の販賣斡旋の域にまで進ましむべく指導援助せんと」し、更に取引機構合理化の視野からも「特產物販賣上、(1)、中間搾取機關の排除及取引上の缺陷—計量並に時價に對する僞瞞—是正による販賣諸掛の輕減、(2)、收穫直後に於ける價格暴落の防止、(3)、販賣統制に依る價格の向上、(4)、資金の融通、(5)、等級檢查制度に依る品

質の改良指導等をなす目的を以て、先ず搬出市場遠隔なる縣、卽ち中間搾取其他諸掛り過重なる縣より順に縣營農業倉庫の設立を計らんと」し「糧棧對農民の關係を適正」し、以て「農家經濟の向上」に資せんとしてゐるのである。卽ち、玆にも糧棧排除への傾向が看取し得る（ところで、組合の成功はそれを通しての糧石出產稅、糧石捐、糧石附加捐の徵收效率を高める點が注目される。然し乍ら、是等の組合が相當普及を見たとしても、官許的組合に不可避な技術的不便があり、それが如何なる程度まで私經濟の要求を滿し得るかに若干の困難が伴ふを以て、恐らく、今後は組合と糧棧とが混交して存在し、それ〴〵その機能を發揮するであらうと思はれる。だ組合運動が現段階的規定によつて制約されるとしても、それの普及自身一つの進歩であり、糧棧排除への一傾向であることは疑ひ得ない。

以上に依つて糧棧沒落傾向への解明をなし得た譯であるが、更に要約すれば、日滿經濟結合の必要から來る分散的國內市場の形態的統一政策（貨幣統一、中銀設立、全滿鐵道の統一經營、國幣對圓相場パー安定）と、この統一策に働きかける同じ力の一面たる日本資本の進出と、組合運動（農村對策としての）とが糧棧沒落化への一つの力として働きかけてゐるのである。殊に、後の二者は糧棧の機能の一部を代行すべき機關として直接に糧棧に對置せられるのである。然し乍ら、日本資本の田舍進出が可能となつたとはいへ、それが如何なる程度にまで直接生產者と結合し得るかに疑問があり、また特產輸出の大手筋たる外商は依然として糧棧を必要とするであらう事情もあり、糧棧の沒落が決定的となることはないと思はれる。また、組合運動も官僚的制約により農村との結合に技術的困難を生じ、糧棧ほどには直接生產者と結合し得ない憾が感ぜられる。かくて、糧棧沒落の一般的傾向にも拘らざる、決定的沒落への阻止制約モメントの存在の故に、目下の見透しの下に於ては糧棧、日本商人、組合が或は對立し、或は結合して各々存續するものと推察されるのである。

（對立及結合は糧棧對日本資本、糧棧對組合と云ふような單純な形態で現はれず、日本資本對組合の間にも現はれ得る）。

註　一、二、龍江省公署實業廳『龍江省農業概要と施設計畫』七―一〇頁

次に、錢莊に就て見るに、元來、錢莊は封建的地方的割據に基く亂脈的各地方貨幣の兩替をなし、爲替業務を行ひ、また商業及び家內工業、マニュファクチュアーに少額貸付をなしてゐたのであるが貨幣統一によつて兩替範圍を縮少せしめられ、更に、農業恐慌と匪賊橫行に伴ふ荷動減によつて爲替業務の減少、商人への投信引締を餘儀なくせられ、工業恐慌によつて家內工業、マニュファクチュアへの投信引締警戒をなさゞるを得なくなり、不可避的に衰退の傾向に置かれてゐたのである。かゝる經濟的要因に基く衰退に加ふるに、銀行法施行（一九三三年一一月九日）がなされたゝめ、弱少錢莊の淸算が進行せしめられ、如上の衰退傾向は更に促進せしめられるに至つた。

この銀行法の企圖するところは、金融組織の體系化にあり、國內銀行に關しては預金の受入、金錢貸付、手形の割引、爲替取引をなすものを銀行と規定し、また營業として預金の受入をなすものをも銀行と看做しこれに該當するものは營業認可手續をとるべき旨定めてゐる。これに從ひ營業繼續手續をなしたものは一六九行に上り、そのうち許可せられたものは八八行に過ぎず、弱少銀行＝錢莊は「銀行」としての營業繼續をなし得ざるに至つたのである。ところで、かゝる弱少錢莊は、兩替業者としてのみ再生し得る譯であるが、既に國內貨幣が國幣によつて統一せられたことに依る業務範圍の縮少があり、更に、一九三五年には國幣對金票相場パー安定があり益々苦境に立たざるを得なくなつた。かくて多くは沒落し當舖に轉業せるものも相當數に上ると稱せられるのである。

今、奉天に於ける錢莊の破產に就て、一九三五年の各月別に見ることゝする。

月別	店名	資本金
一月―四月	一	
五月	大陸銀號	二〇〇、〇〇〇元
六月	志誠永號	二、〇〇〇
七月	福源泰號	二、〇〇〇
八月	中和銀號	二、〇〇〇
九月	義成號	二、〇〇〇
	信昌號	二、〇〇〇
	公益號	二、〇〇〇
十月	文昌號	二、〇〇〇
	福昌茂號	二、〇〇〇
	東盛興號	三、〇〇〇
	同慶長號	六〇〇
	信成祥號	二、〇〇〇
	總座久號	一、〇〇〇
十一月	寶興錢號	五〇、〇〇〇
	永福長號	一、〇〇〇
	泰昌號	二、〇〇〇
	峻源座。	二、〇〇〇
計	十八戶	

備考　滿洲中央銀行奉天支行調査

卽ち、沒落數一八戶にして、一月初め總數四八戶の三割八分に當る。「アジア」的金融機關の急速なる沒落が始まつてゐる譯である。この沒落は外國爲替管理法施行（一九三五年一二月一〇日）以來、更に促進され、安東の如きは日滿錢莊業者二十名が本年一月二二日廢業屆を提出せる程である。

以上に依つて、銀行、錢莊の沒落に就ては大體述べた譯であるが、是等が曾つてその融資對象とせし小商業、家內工業、マニュファクチュアーは依然として存在するを以て、弱少銀行、錢莊が淸算せられて近代的形態的整備が政策的になされる場合、不可避的に中小商工業金融の圓滑が缺けるに至る。換言すれば、土著生產過程の半封建性をそのまゝに、流通過程の近代的形態的中央統一化をなすことによる矛盾（小生產、小取引と大金融）が顯現しつゝある譯である。最近、新聞紙（滿日三月三一日）の傳ふるところに依れば、財政部では本年度末までには普通銀行を約半數に減少せしめ、資本金百萬圓を標準とする銀行の確立＝近代的形態整備を期してゐる由であるが、かゝる上からの「アジア」的金融機構の整理は叙上の如き矛盾を益々銳化せしめるものと思はれる。

第二編　生産

第一章　原始生産

第一節　農　業

1　地勢及地質

滿洲の地勢は東滿及北滿地方に於て山岳多く、中央部以西には廣漠たる大平原を展開し、一望千里の農耕地を形成してゐる。山系としては西北部に崛起して南北及東西に派走する大、小興安嶺及び朝鮮との國境を劃する長白山脈を主とするが、東滿地方は一般に重疊起伏する丘陵地帶で、農耕地はその間に點在する。しかし日本內地に於ける盆地の如きものとはその趣を異にし、比較的大面積の平地が多い。

黑龍江、松花江、嫩江、遼河、圖們江、鴨綠江、烏蘇里江等の河川はこれ等の山系に源を發し、日本海、黃海、渤海に注ぎ、その流域に沿ふて豐穰肥沃なる大平原を展開し、農耕灌漑の利を惠み、舟楫の便を與へてゐるが、夏期の豪雨は往々にして河川の氾濫を來してゐる。

滿洲に於ける農耕地の大部分は第四紀古層又は新層に屬し、地質學上最も新しく形成された冲積層と洪積層の壤土及び埴土に富み、砂質土、礫質土の分布は比較的少い。埴土及埴質壤土は北方に至るに從つてその分布を增し、北滿の比較的新しい開墾地方には腐植質を混じた所謂「黑土地帶」を形成してゐる。南滿南部地方は表土淺く瘠薄にして、風成の黃色土であるが、河岸に近いところは砂土又は砂質壤土が多い。

滿洲土壤の理化學的性質は不良とは言へないが、一般に稍粘重に傾いてゐる。但し蒙古接壤地帶に於ては農耕に不適當な砂土が廣く分布して居る。理學的性質に於ては埴土は比重大にして、吸收力、容水量少く、土壤孔竅量、容氣量ともに少く、一般に不良であるが、壤土は內地と大差なく、一般に滿洲の土壤は內地のそれに優るとも劣つてはゐない。たゞ、化學的見地よりすれば、有機質及び窒素含量の少い缺點を有するが、燐酸加里の含量は相當に多い。然し乍ら、窒素含量の少いことは滿洲土壤の本質的缺陷ではなく長年月に亘り農民が僅少な土糞を施すのみで吸收力の強い高粱、粟等の限られたる穀類を栽培し、更に燃料として作物の根幹はもとより路傍の雜草に至るまで根こそぎ採取して、文字通りの掠奪農法を行ひ、土壤中の有機物及び窒素成分を消耗せるに因るものと思はれる。たゞ、窒素は大豆栽培と氣候の寒冷による土壤の風化によつて幾分補給されてゐるに過ぎない。

尙、滿洲に於ては遼河流域を中心として廣汎に分布するアルカリ土壤がある。これは俗に曹達地又は鹼土と稱せられ、その總面積は數百萬町歩にも達するといふ。卽ち滿鐵本線白旗、湯崗子附近より遼河流域一帶の低濕地に分布し、濱洲線安達、齊々哈爾沿線より蒙古地方に至つて更にその面積を擴大してゐる。アルカリ地には豆類の栽培は適しないが、所によつては抵抗力の強い高粱の栽培は不可能ではない。これが改良は灌漑排水によるが最も有効であるが、近年は該地方に於て鮮人による水稻栽培が進展してゐる。

2　氣　候

滿洲の氣候は、その地域及び地勢よりして所謂大陸的にして、寒暑の差甚しく、加ふるに降水量少く、蒸發量大なるが故に乾燥著しきを特徵とする。しかし夏季に於ては同緯度にある日本內地の諸地方に比較して遙かに高溫なるを以て、作物の生育は一般に良好である。滿洲農業に最も支配的な影響を與ふる氣象要素に就て概說すれば次の如くである。

氣溫―滿洲は北緯三九度より五三度の廣範圍に亘る上に、地勢、風位その他の關係より所によつて大なる差異がある。南滿殊に關東州の氣溫は日本の東北、北海道地方に比すれば遙かに凌ぎ易く、作物の生育期間も長いので、普通作物の外に果樹、棉花、蔬菜等の成育良好である。然し乍ら、新京以北は夏冬の溫度差甚しく、夏期は攝氏三〇度以上に達す

るに反し、冬季は零下三〇度に降ることは珍しくない。農耕開始期たる四月下旬乃至五月上旬に至れば氣温は著しく上昇し、六、七、八月の三ヶ月間に於ける高温、多照は作物の作育を促進するが、九月下旬乃至十月上旬には急激に寒氣を加へ、結霜を見る地方が尠くない。冬季は地温も極度に低下し、地下凍結は三尺乃至五尺にも及ぶが、これが爲に病虫害の繁殖を防止し得ると共に、耕土の風化を促し、自然的深耕を招致しおき、之を毛細管現象により、逐次乾燥期に於ける土壌の水濕を補ふ耕作法に則る。

d　農具に及ぼせる影響―降水量少く土壌常に乾燥を來す結果、畑作の粗笨的耕作行はれ、從つて經營面積も相當廣範圍に亘る關係上、畜力を動力原とし、農具は構造不完全ながら、相當大農具を使用す。

註　一、滿洲國々務院統計處『第二次滿洲國年報』四―三一頁

尙、吾々は滿洲に於ける降雨分配の不順と灌漑排水施設の不完全に原因をもつ旱水害等の自然的災害が、後述の社會的諸條件と共に滿洲農業に纏してゐる事を見逃してはならない。

播種期に於ける旱魃が作物の生育に大なる支障を來すことは、後述するところによつて明かであるが、こゝでは頻々として起る水害に就て見よう。過去三七ヶ年間に於て大面積の被害を及ぼした洪水は一〇回にも達してゐるが、その被害額は年平均松花江流域に於て五、〇〇〇萬圓、遼河流域七〇〇萬圓と推算されてゐる。[二]而して事變後に於ては二回にも亙つて大水害に見舞はれ、匪害と共に農民を貧乏の極に達せしめた。即ち、一九三二年北滿一帶を襲つた未曾有の大洪水に於ては、哈爾濱下流の松花江沿岸一帶の浸水面積三六、〇〇〇平方粁（樺太と同面積）、上流一〇、八〇〇平方粁に達し、更に一九三四年の洪水に於ては全浸水面積三五、〇〇〇平方粁（臺灣と同面積）に達した。[三]

註　一、滿鐵經濟調査會『滿洲に於ける治水及其利用計畫概要』一九三五年一〇月。

二、鐵路總局『滿洲國有鐵道沿線產業調查報告書』一九三四年一二月。

以上に見たるが如き自然的條件よりして、南滿舊開墾地に於ける農産物收穫量の減少、北滿地方に於ける水害による凶作等が滿洲農業を不利な立場に導くとはいへ、滿洲農業の生産力を規定するより重要なる素因が、この國の農業社會に於ける特質にあることを閑却してはならない。

一、農業生産の自然的條件

1　農耕地面積及農家戸數

滿洲が世界有數の農業國と稱せられる所以は、その廣大なる農耕地と人口の八割以上に當る農業人口を擁し、國民經濟の根幹が農業に據つて立つところにある。より本質的には、地主的土地所有を基礎として成立せる社會であると云ふことにある。

興安省を除く新十省の總面積は九、二〇〇萬陌にして、うち可耕地面積は大約三、〇〇〇萬陌と推算され、全面積の三割四分に當る。可耕地面積のうち既耕地は約一、四〇〇萬陌、未耕地として殘存するもの尙一、七〇〇餘萬陌にして、可耕地の五割六分を占む。これを日本內地の耕地面積六〇〇萬陌に比すれば滿洲農業の價値と將來の發展性を窺ふに足りるであらう。農耕地面積を省別に示せば次の第一表の如くである。

第一表　省別土地利用統計（單位陌）

省名	總面積	可耕地			不可耕地	總面積に對する比率（%）				可耕地に對する比率（%）	
		既耕地	未耕地	計		可耕地	不可耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地
全國	九二四九五五〇	二三九八〇四五〇	七四七四四〇	三一六五四八五〇	六〇八四七一〇	三四・二	六五・八	四二・〇	五七・八	七五・〇	二五・〇
吉林省	二二七六七七〇	二九〇五三〇	一六四八一三〇	四六二八八三〇	六六七四九二〇	二〇・三	七九・七	六四・三	三五・七	三七・〇	六三・〇
龍江省	一六〇四二一〇	一七四〇七〇	六四五二四五〇	八三三三〇	七七〇八八〇	五一・三	四八・七	二一・〇	七九・〇	一七・〇	八三・〇
黒河省	二八九八二〇	四六〇〇	八二七一〇〇	四四〇四〇	一九四五八〇	一五・五	八四・五	一〇・八	八九・二	一〇・四	八九・六
三江省	九九八四三〇	六二六二〇	三四四四四〇	四〇七〇七〇	五九四一三〇	四一・三	五八・七	一八・六	八一・四	一五・四	八四・六
濱江省	一六八五五二〇	三一四〇一〇〇	三一六五三一〇	六三五四四一〇	一〇五三一〇九〇	三七・五	六二・五	一八・七	八一・三	一四・九	八五・一
間島省	四六二九三三〇	三七三二一〇	一六四六五五〇	一八三九七五〇	二七八三三八〇	四〇・八	五九・二	一八・三	八一・七	一七・〇	八三・〇
安東省	八二〇二三〇	四〇八四〇	一六一八〇	四二六〇〇	三九五九三〇	五・一	九四・九	四・八	九五・二	四・八	九五・二
奉天省	七〇六五三〇	二八七九五〇	四二四六一〇	三三三五六〇	三七二九七〇	四七・二	五二・八	一七・〇	八三・〇	二三・〇	七七・〇
錦州省	二三〇三三〇	五四二三〇	三五九三〇	九〇一六〇	一四九三二四〇	七・三	九二・七	二・三	九七・七	六・〇	九四・〇
熱河省	一三六〇六〇三〇	一二九六三〇	一二六九三〇	二五九二六〇	一三二六八二三〇	一・九	九八・一	〇・九	九九・一	一・三	九八・七

備考　滿洲國實業部『滿洲國農業統計』康德二年六月による。

省別	農業戸數	同上比率	農業人口	同上比率	農家一戸當人口
全國平均	六、〇〇〇、〇〇〇戸	一〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇人	一〇〇	五人
吉林	三九、三四二戸	六五	二〇、〇〇〇、〇〇〇人	六七	五人
黒龍江	三九、三四二戸	六五	二〇、〇〇〇、〇〇〇人	六七	五人
遼寧	四四、七四四戸	七四	二四、〇〇〇、〇〇〇人	八〇	五人
熱河	二、〇〇〇、〇〇〇戸	三三	一〇、〇〇〇、〇〇〇人	三三	五人
察哈爾	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
綏遠	五〇〇、〇〇〇戸	八	二、五〇〇、〇〇〇人	八	五人
寧夏	一〇〇、〇〇〇戸	二	五〇〇、〇〇〇人	二	五人
甘肅	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
青海	一〇〇、〇〇〇戸	二	五〇〇、〇〇〇人	二	五人
新疆	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
西藏	一〇〇、〇〇〇戸	二	五〇〇、〇〇〇人	二	五人
蒙古	一〇〇、〇〇〇戸	二	五〇〇、〇〇〇人	二	五人
雲南	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
貴州	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
四川	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
湖北	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
湖南	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
江西	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
福建	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
浙江	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
江蘇	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
安徽	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
山東	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
河南	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
陝西	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
甘肅	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
青海	一〇〇、〇〇〇戸	二	五〇〇、〇〇〇人	二	五人
新疆	一、〇〇〇、〇〇〇戸	一六	五、〇〇〇、〇〇〇人	一六	五人
西藏

省別		農家一戸當平均耕作面積
A	吉林省	二九、八二町
	黒龍江省	五九、三六
	奉天省	八七、八二
	平均	四三、六九
B	吉林省	一七、九五町
	黒龍江省	七、ヂャ七、ニ
	奉天省	七、ヂャ七、ニ
	平均	三、四

第八表　農家一戸當平均耕作面積

農家一戸當平均耕作面積を見れば次の第八表の如くである。

階級別		小農 一町未滿	中農 一町以上三町未滿	大農 三町以上五町未滿	地主 五町以上
奉天省	戸數	二五%	三五%	三〇%	一〇%
	面積	一〇%	三五%	三五%	二〇%
吉林省	戸數	四五%	三五%	一五%	五%
	面積	二五%	三五%	二五%	一五%
黒龍江省	戸數	五〇%	三〇%	一五%	五%
	面積	二五%	三〇%	二五%	二〇%

第九表　(A)耕作面積別農家戸數百分率

階級別		一戸當平均耕地面積
奉天省	戸數	四町
	面積	一〇町
吉林省	戸數	四町
	面積	一〇町
黒龍江省	戸數	一七町
	面積	三〇町

備考　國務院統計處調査、滿洲國年報五三頁

第九表　(B)自小作別農家戸數百分率

	自作	小作	自小作
奉天省	三五%	三五%	三〇%
吉林省	四五%	三五%	二〇%
黒龍江省	五〇%	三五%	一五%

備考　滿洲國通信社滿洲國年報五三頁

農業經營狀況

3

北滿洲土地所有面積別農家戸數百分率

第六表

地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—三町	三町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上	合計
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二九%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%

備考　A は滿鐵農務課の調査、滿洲國年報による。B は滿鐵調査課による。

北滿洲土地所有面積別農家戸數百分率

第六表

地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—三町	三町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上	合計
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二九%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%

備考　A は滿鐵農務課の調査、滿洲國年報による。B は滿鐵調査課による。

の過少土地所有者である。殘餘の三割は北滿に於ては決して充分とは云ひ得ない。全體として北滿に於ては七、八割の農家は經營上必要なだけの土地を所有しても、全體に對し、僅かに一〇%の農家戸數が總面積の九%を所有してゐるのみである。卽ち、總農家戸數の六〇%のものが總面積の五二%を所有して居る。

面積別	農家戸數同百分率	所有總面積同百分率	各農家平均面積
一五〇町以上	一〇%	四〇%	八〇〇〇町
七五町—一〇〇町	一〇%	一五%	一二〇町
三〇町—七五町	三〇%	三〇%	三〇町
一〇町—三〇町	三〇%	二〇%	一〇町
五町—一〇町	一五%	五%	五町
一町—五町	一〇%	二%	二町
一町以下	五%	一%	一町
無所有者	一〇%	〇%	〇町
平均及合計	一〇〇%	一〇〇%	一〇町

備考　ヤンフ氏北滿哀那農民調査

最近の調査たる次の第七表に依つて見ても、土地所有の著しい不均衡が現はれてゐる。官廳統計たる滿洲國年報でも黒龍江省三四縣に於ける年所有農家七乃至九%の多數を占めてゐる。

第七表　北滿洲土地所有面積別農家戸數百分率

地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%

の過少土地所有者である。殘餘の三割は北滿に於ては決して充分とは云ひ得ない。全體として北滿に於ては七、八割の農家は經營上必要なだけの土地を所有しても、全體に對し、僅かに一〇%の農家戸數が總面積の九%を所有してゐるのみである。卽ち、總農家戸數の六〇%のものが總面積の五二%を所有して居る。

面積別	農家戸數同百分率	所有總面積同百分率	各農家平均面積
一五〇町以上	一〇%	四〇%	八〇〇〇町
七五町—一〇〇町	一〇%	一五%	一二〇町
三〇町—七五町	三〇%	三〇%	三〇町
一〇町—三〇町	三〇%	二〇%	一〇町
五町—一〇町	一五%	五%	五町
一町—五町	一〇%	二%	二町
一町以下	五%	一%	一町
無所有者	一〇%	〇%	〇町
平均及合計	一〇〇%	一〇〇%	一〇町

備考　ヤンフ氏北滿哀那農民調査

最近の調査たる次の第七表に依つて見ても、土地所有の著しい不均衡が現はれてゐる。官廳統計たる滿洲國年報でも黒龍江省三四縣に於ける年所有農家七乃至九%の多數を占めてゐる。

第七表　北滿洲土地所有面積別農家戸數百分率

地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%

階級別		小農 一町未滿	中農 一町以上三町未滿	大農 三町以上五町未滿	地主 五町以上
奉天省	戸數	二五%	三五%	三〇%	一〇%
	面積	一〇%	三五%	三五%	二〇%
吉林省	戸數	四五%	三五%	一五%	五%
	面積	二五%	三五%	二五%	一五%
黒龍江省	戸數	五〇%	三〇%	一五%	五%
	面積	二五%	三〇%	二五%	二〇%

第九表　(A)耕作面積別農家戸數百分率

階級別		一戸當平均耕地面積町歩
奉天省	戸數	四町
	面積	一〇町
吉林省	戸數	四町
	面積	一〇町
黒龍江省	戸數	一七町
	面積	三〇町

備考　國務院統計處調査、滿洲國年報五三頁

第九表　(B)自小作別農家戸數百分率

	自作	小作	自小作
奉天省	三五%	三五%	三〇%
吉林省	四五%	三五%	二〇%
黒龍江省	五〇%	三五%	一五%

備考　滿洲國通信社滿洲國年報五三頁

農業經營狀況

3

北滿洲土地所有面積別農家戸數百分率

第六表

地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—三町	三町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上	合計
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二九%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%

備考　A は滿鐵農務課の調査、滿洲國年報による。B は滿鐵調査課による。

A 地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—三町	三町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上	合計
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二九%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	三%	二四%

B 地方別	有耕地無農家	一町以下	一町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上	合計
奉天省	一四%	一%	一%	二%	三%	三%	二九%
吉林省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	二四%
黒龍江省	一%	一%	一%	二%	三%	三%	二四%

C 村別	一町以下	一町—五町	五町—一〇町	一〇町—一五町	一五町以上
甘南々村	一%	一%	二%	三%	三%
前哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%
哈爾濱	一%	一%	二%	三%	三%

備考　A は滿鐵農務課の調査、滿洲國年報による。B は滿鐵調査課による。

註　一、大土地所有に就いては、天野元之助氏滿洲經濟の發達昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部滿洲農業年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

二、滿洲に於ける官有荒地、特に國有地の處分に關しては、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

三、滿洲に於ける官有荒地、特に國有地の處分に關しては、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

四、滿洲に於ける官有荒地、特に國有地の處分に關しては、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

註　一、大土地所有に就いては、天野元之助氏滿洲經濟の發達昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部滿洲農業年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

二、滿洲に於ける官有荒地、特に國有地の處分に關しては、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

三、滿洲に於ける官有荒地、特に國有地の處分に關しては、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

四、滿洲に於ける官有荒地、特に國有地の處分に關しては、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。後者は滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、四四一頁、四三一頁、滿鐵、調査部、滿洲經濟年報、昭和七年版、三九一頁、和六年版參照。

斯くの如き牛封建零細土地所有と小數地主の大土地所有の實際に於ける耕作に如何なる形態をとつて現はれるかを次項に見よう。

3　農業經營狀況

北滿洲に於ける農業經營は滿洲の如き土地所有に規制されて、牛封建的零細土地所有は必然的に彼等に必要な面積を持つことゝなる。然しそれも、小數地主の大土地所有のみが合理的經營に必要な面積を結果し、小數農民の零細土地所有は必然的に彼等の經營に不充分な面積を結果し、小數地主の大

かゝる一般的封建耕作形態は、しかし作ら、南北満に於て相當の差異を現はしてゐる。即ち南満では五町以下の耕作者が大多数を占めるに反し、北満では五一〇町又は一〇一二〇町の耕作者が大多数を占むる割合が高くなつてゐる。

最近の南満における調査を示す次の第一〇表によれば、A、B兩縣並に南部北部とも八〇%内外の壓倒的多数が五町以下を耕作し、南満北部の中心地方の〇、D兩縣並に全然土地より解放された農業労働者が三〇%以上、而して一戸當り平均耕作面積は北満に於ける一般的傾向を例外とし、何れも三町内外又は六町という零細地を撓まぜ、て居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家戸数百分率

地名 / 耕作面積	A、鉄嶺中部縣	B、東豊山間縣	C、遼陽縣	D、大洋縣
	戸数	戸数	戸数	戸数
	面積	面積	面積	面積
一町未満	一五%	一五%	一五%	一五%
	一五%	一五%	一五%	一五%
一―三町	四五%	四五%	四五%	四五%
	四五%	四五%	四五%	四五%
三―五町	二五%	二五%	二五%	二五%
	三五%	三五%	三五%	三五%
五―一〇町	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
	一五%	一五%	一五%	一五%
一〇―二〇町	五%	五%	五%	五%
	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
二〇―三〇町	一%	一%	一%	一%
	五%	五%	五%	五%
三〇町以上	一%	一%	一%	一%
	五%	五%	五%	五%
合計	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

（A、B、Cは大同元年抄録調査表、Dは全縣調査報告による。何れも満鉄調査月報）

調製、運搬に至るまで、作業全般に於て人間労働に代る役畜の役割は日本内地の比ではない。又、作業に於て、日本内地の牛或は馬を飼養してゐる農家では毎戸平均一―八頭の役畜を所有し、満洲農家では毎戸平均五―一〇頭の役畜を飼養してゐる。第一表によつて知り得る如く、役畜の分布は地方別により相違がある。黒龍江省の一戸當平均五・六頭に對し、奉天省にあつては一・八頭の牛、馬、騾を有するに過ぎず、五分の一にも足らない。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一表　満洲役畜種別農家一戸當平均役畜頭數

省	別	一頭	二頭	三頭	四頭	五―九頭	十頭以上	合計	平均
奉天省	牛	一四%	二五%	二五%	一五%	一八%	二%	一〇〇%	二・六頭
	馬	三〇%	二五%	一五%	一〇%	一〇%	一%	一〇〇%	一・八頭
	騾	四〇%	二五%	一〇%	五%	五%	一%	一〇〇%	一・四頭
	合計	一〇%	二〇%	二〇%	一五%	二〇%	五%	一〇〇%	二・六頭
吉林省	牛	一〇%	二〇%	二〇%	一五%	二〇%	五%	一〇〇%	二・六頭
	馬	二〇%	二〇%	一五%	一〇%	一五%	五%	一〇〇%	二・四頭
	騾	三〇%	二〇%	一五%	一〇%	一〇%	五%	一〇〇%	二・〇頭
	合計	一五%	二〇%	二〇%	一五%	一五%	五%	一〇〇%	二・四頭
黒龍江省	牛	五%	一〇%	一五%	一五%	三〇%	一五%	一〇〇%	五・六頭
	馬	一〇%	一五%	一五%	一〇%	二〇%	一〇%	一〇〇%	四・二頭
	騾	一五%	一五%	一五%	一〇%	一五%	一〇%	一〇〇%	三・八頭
	合計	一〇%	一五%	一五%	一〇%	二〇%	一〇%	一〇〇%	四・二頭
全國平均	牛	一〇%	二〇%	二〇%	一五%	二〇%	五%	一〇〇%	二・六頭
	馬	二〇%	二〇%	一五%	一〇%	一五%	五%	一〇〇%	二・四頭
	騾	三〇%	二〇%	一五%	一〇%	一〇%	五%	一〇〇%	二・〇頭
	合計	一五%	二〇%	二〇%	一五%	二〇%	五%	一〇〇%	二・四頭

（満鉄調査月報）

かゝる役畜の分布は、一般的封建的耕作形態は、しかし作ら、南北満に於て相當の差異を現はしてゐる。即ち南満では五町以下の耕作者が大多数を占めるに反し、北満では五―一〇町又は一〇―二〇町の耕作者が大多数を占むる割合が高くなつてゐる。

最近の南満における調査を示す次の第一〇表によれば、A、B兩縣並に南部北部とも八〇%内外の壓倒的多数が五町以下を耕作し、南満北部の中心地方の〇、D兩縣並に全然土地より解放された農業労働者が三〇%以上、而して一戸當り平均耕作面積は北満に於ける一般的傾向を例外とし、何れも三町内外又は六町という零細地を撓まぜ、て居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

居り、農村家内工業の發達、都市大工業の未發達により副業や労働業に足るだけの収入を得ることが分る。而も役畜種別に見れば牛、馬、騾の順序は多少の變化はあるが、規模が大きいと言ひ得るが、それにしても平均一・八四頭は滿洲農家利用の點より役畜利用し得る程度のものである。

第一〇表　南満洲耕作面積別農家一戸當平均役畜頭數

耕作面積 / 役畜種別	一〇町歩以上	四町歩以上	二町歩以上	二町歩未満	平均
牛	二・六頭	二・五頭	二・二頭	一・五頭	二・五頭
馬	二・四頭	一・八頭	一・五頭	一・〇頭	一・八頭
騾	一・〇頭	〇・八頭	〇・五頭	〇・二頭	〇・五頭
合計	五・〇頭	四・三頭	三・六頭	二・七頭	四・〇頭

（満鉄調査月報）

第二五表　一町歩當農具費表

農具種類別		滿洲南部 大農	滿洲南部 中農	滿洲南部 小農	滿洲北部 大農	滿洲北部 中農	滿洲北部 小農	北滿洲平均
人繰用馬車、農具付、手		三五円	三六円	四〇円	三四円	三六円	三四円	一〇圓
犁		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
馬鍬		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
除草機		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
播種機		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
鎌		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
鍬		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
唐箕		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
其他農具		一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
合計		一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五

備考　ヤシノフ氏北滿洲農業移民調査報告書第一九二—三頁

第二六表　農家資本の種類別比率

耕作面積	平均	七五町以上	三〇—七五町	一五—三〇町	一—五町
土地	五〇%	五五%	五三%	四五%	三五%
家畜	一五	一四	一五	一六	一五
建物	一四	一〇	一二	一五	一七
器具	四・三	三・五	四・三	四・五	五・三

備考　鈴木氏前掲書二四頁、北滿洲は一デシャンニ・一〇二六町當。

三の資料によつて農家の資本構成を見れば以下の如くである。

家畜、農具等の經營資本は斯くの如く貧弱なものであるが、更に二、

耕作面積	合計	農具	其他農具	運搬用具	調製用具	收穫用具
七五町以上	四〇・五	三・八	二・五	〇・三	〇・三	〇・三
三〇—七五町	三八・六	三・六	二・二	〇・三	〇・三	〇・三
一五—三〇町	四二・六	四・〇	二・六	〇・四	〇・四	〇・四
五—一五町	四二・〇	三・九	二・四	〇・三	〇・三	〇・三
一—五町	三六・五	三・四	二・一	〇・三	〇・三	〇・二

北滿の富農及び地主の資本構成を調査せる右の第一六表によれば、地價は全資本の七六%に達するに反し、家畜は七%、器具類は四・三%を占むるに過ぎない。京圖沿線、拉法に於ける邦人農場に就て見れば一—五町歩農家資本一八・九三%、農具資本二・四七%、動物資本一・九一%、其他一一・六三%となり、農具、家畜資本の低位を示して居る。更に他の資料によれば「滿洲全體としては、家畜はすべて全資本の六%以上ではなく、農具は約四%を占めるであらう。而も農具の全價格の五〇%までは運搬用具であり、一二五%は穀物の加工、調製だけの役畜や單なる農具にさへ代置せられてゐることは極めて屢々である。」滿洲に於ては人間の手勞働が機械に代替してをり、その必然的結果は勞働一般の生産性の低位となる。

註　一、『滿鐵調査月報』一九三六年一月號
二、ダニーロフ「農村の階級構成」『滿鐵調査月報』一九三五年一一月號
三、同　一九三六年一月號

以上によつて、滿洲農家の生産規模を土地、役畜、農具について、その骨組を知り得たので、更に經營内容に及ぶべきであるが、こゝでは一應捨象して、次に農民の主要なる支出を構成する小作料、租稅公課、その他に就て概説するにとゞめる。

4　小作樣式及小作料

滿洲農業に於ける耕地分配の不均衡の結果は、農家の壓倒的部分が全く生活維持に困難なる程度に零細な土地を耕作して居り、彼等の多くは直接生産手段たる農具役畜にも不足して、擴大再生産を困難にするばかりか、勞働力再生産の程度にさへ止り難い狀態にある。更に又、他方には全然土地より疎放された多數の農民層を擁してゐる。これに對して、一方の極には地主、商業、高利貸資本等の半封建的勢力が優越的地位を確保し、農民を半封建的小作關係と高利貸との桎梏の下に緊縛してゐるため、資本主義的借地農業の發展を見ず、舊態依然たる前資本主義の段階に留まつて居る。

滿洲に於ける自小作農別の階級分化に就ては前項既出の第九表(B)を今一度振り返つて見よう。農家の半分以上のものは全く地主の土地のみを耕すか、又は自分の土地の小片と共に他人の土地に高率小作料を支拂ふ自小作兼營である。而して、耕作規模に於て見たるが如き南北滿の類型的差異は自小作別農家の場合に於ても同樣である。次の第一七、八表に

第一七表　南滿洲自小作別農家戸數及經營面積

階級別		合計	雜穀	豆類	小作	自作	自小作	地主	地主、勞働	地主、小作	地主、雜
A、省、大地主(一〇〇町以上)の農家	戸數	四(100)									
	耕作面積	三四〇・〇	三四〇・〇								
B、省、又は縣内の中地主(三〇—一〇〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)							一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇							六〇・〇	
省、又は縣内の小地主(一〇—三〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)							一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇							六〇・〇	
C、省、又は縣内の自小作(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)				一(10)			一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇				一一〇・〇			六〇・〇	
省、又は縣内の自作(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)			一(10)				一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇			一一〇・〇				六〇・〇	
D、省、又は縣内の小作(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)		一(10)					一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇		一一〇・〇					六〇・〇	
省、又は縣内の勞働(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)						一(10)	一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇						一一〇・〇	六〇・〇	
E、省、又は縣内の雜穀(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)							一(10)	一(10)
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇							六〇・〇	一一〇・〇

備考　Aは公主嶺、農業調査會滿洲農村の正會員類的研究、Bは滿鐵調

價格の五〇%までは運搬用具であり、一二五%は穀物の加工、調製だけの役畜や單なる農具にさへ代置せられてゐることは極めて屢々である。滿洲に於ては人間の手勞働が機械に代替してをり、その必然的結果は勞働一般の生産性の低位となる。

註　一、『滿鐵調査月報』一九三六年一月號
二、ダニーロフ「農村の階級構成」『滿鐵調査月報』一九三五年一一月號
三、同　一九三六年一月號

以上によつて、滿洲農家の生産規模を土地、役畜、農具について、その骨組を知り得たので、更に經營内容に及ぶべきであるが、こゝでは一應捨象して、次に農民の主要なる支出を構成する小作料、租稅公課、その他に就て概説するにとゞめる。

4　小作樣式及小作料

滿洲農業に於ける耕地分配の不均衡の結果は、農家の壓倒的部分が全く生活維持に困難なる程度に零細な土地を耕作して居り、彼等の多くは直接生産手段たる農具役畜にも不足して、擴大再生産を困難にするばかりか、勞働力再生産の程度にさへ止り難い狀態にある。更に又、他方には全然土地より疎放された多數の農民層を擁してゐる。これに對して、一方の極には地主、商業、高利貸資本等の半封建的勢力が優越的地位を確保し、農民を半封建的小作關係と高利貸との桎梏の下に緊縛してゐるため、資本主義的借地農業の發展を見ず、舊態依然たる前資本主義の段階に留まつて居る。

滿洲に於ける自小作農別の階級分化に就ては前項既出の第九表(B)を今一度振り返つて見よう。農家の半分以上のものは全く地主の土地のみを耕すか、又は自分の土地の小片と共に他人の土地に高率小作料を支拂ふ自小作兼營である。而して、耕作規模に於て見たるが如き南北滿の類型的差異は自小作別農家の場合に於ても同樣であらう。次の第一七、八表に

第一七表　南滿洲自小作別農家戸數及經營面積

階級別		合計	雜穀	豆類	小作	自作	自小作	地主	地主、勞働	地主、小作	地主、雜
A、省、大地主(一〇〇町以上)の農家	戸數	四(100)									
	耕作面積	三四〇・〇	三四〇・〇								
B、省、又は縣内の中地主(三〇—一〇〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)							一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇							六〇・〇	
省、又は縣内の小地主(一〇—三〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)							一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇							六〇・〇	
C、省、又は縣内の自小作(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)				一(10)			一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇				一一〇・〇			六〇・〇	
省、又は縣内の自作(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)			一(10)				一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇			一一〇・〇				六〇・〇	
D、省、又は縣内の小作(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)		一(10)					一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇		一一〇・〇					六〇・〇	
省、又は縣内の勞働(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)						一(10)	一(10)	
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇						一一〇・〇	六〇・〇	
E、省、又は縣内の雜穀(五—一〇町)の農家	戸數	一〇(100)	一〇(100)							一(10)	一(10)
	耕作面積	一六〇・〇	一六〇・〇							六〇・〇	一一〇・〇

備考　Aは公主嶺、農業調査會滿洲農村の正會員類的研究、Bは滿鐵調

査會、同鐵嶺事務所調査、Cは鐵嶺調査會、吉林事務所調査による。
括弧内の數字は百分率を示す。

右の第一七表によれば、A部落に於ては小作農、雇農は全農家の五七%を占め、而も二五%の小作農によつて全耕地の七六・二%が耕作され、平均三〇晌餘の地主は全然經營を行つてゐない。他の小地主は自己の土地のみでは不足し小作、勞働、雜業等を兼ねてゐる。B部落に於ては一戸の大地主が九八・四%の土地を所有し、五六%を占める小作農は全耕地の半分足らずを耕作してゐるに過ぎない。更にC部落に於ては各階級の小地主によつて土地は所有されてゐるが、六〇%以上の土地は純小作によつて經營され、殘餘の地主、自作農も自己の土地のみでは不充分にして他人の土地を小作してゐる。

第一八表　北滿洲自小作別農家戸數百分率

地方別	地主	自作	自小作	小作	地主小作	雇農
A 齊々哈爾地方		九二	四	五		
安達地方		四三	二四	二九		
哈爾濱地方		三五	八	二七		
松花江下流地方		三六	八	二六		
伯都訥地方		三〇	一〇	四〇		
南部線地方		三〇	二四	二六		
東部線地方		四四	二九	二四		
東支鐵道接壤地方計		三五	一〇	二〇		
B 北滿三五縣	無調査	四二	二	二六	無調査	無調査
齊々哈爾—甘南間八ヶ村	二	一八	四	三	三	四〇

備考　Aは『北滿洲と東支鐵道』上卷六八—九頁に據り。Bは第七表に同じ。

次に滿洲に於ける小作樣式に就て見よう。地代の主要な形態は現物地代であつて、部分的には勞働地代又は貨幣地代が存在する。半封建的現物地代の支配するところでは勞働地代も殘存するであらうし、貨幣地代と云つても滿洲に於ては何等資本主義的性質を持つものではなく、單に現物地代の變形に過ぎないと見られてゐる。

現物地代は「普通定額小作と分益小作に區別せられる」[一]が、最も支配的形態は定額小作制であつて、「所謂分益小作」[二]は比較的にその例少く、主として北滿、東滿地方に見受けられる。

註　一、天野元之助氏『滿洲に於ける小作樣式と其性質』（滿鐵調査月報、昭和七年一一月號）七二頁。
二、滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三五年版二一五—六頁參照。

普通定額小作に於ては、地主は土地及び時には家屋、井戸を支給し、小作農は役畜、農具、種子等一切の負擔に於て、小作契約を結ぶを常とし[一]、納入穀物は粟、高粱、大豆を以てする三色糧が普通であつて、稀には二色糧を以て各同量宛を納入する。納入穀物量は各地によつて異り、「大體平年作の四割乃至五割見當」[二]と稱せられてゐるが、現實には五割乃至六割の高率地代も稀ではない。奉天省の例に於ては一晌當平均收量二石に對し一石二斗（六〇%）の高率地代を支出し、吉林省の例では平均收量五石餘に對して二石七、八斗（五四%）を納入してゐる。

註　一、二天野氏『前掲書』七二—七七頁。

小作契約に當つては證書の交換をなすこと、或は保證人を立つることもあるが多くは當事者が口頭を以て契約する。其の期間は三ヶ年、二ヶ年のものもあるが、最も多くは一ヶ年である。[一]

註　一、『滿洲各地に於ける小作慣行及小作料』（滿鐵調査月報、昭和一〇年一〇月號）參照。

分益小作の場合は、相互に本質的に異る次の三種の小作關係が見られる。卽ち、收穫物は地主及び小作農の間に一定率によつて分配されるが、(1)地主が土地、家屋及び農業經營上に必要なる役畜、農具、種子、肥料より日用品、衣服及び日々の食物に至るまで之を貸與し、小作農が凡ゆる勞力を提供するもの（辦裡請又は辦內請）、(2)地主が土地、建物及び農具を供與し、小作農が經常費の全部を負擔するもの、(3)地主は單に土地家屋のみを支給し、其の他は役畜、農具を始めとして、一切を小作農が自辦するもの（辦外請）等がある。[一]右のうち、最も古い形態は(1)で、(2)、(3)はより進化した形態であるが、「全體として勞働地代の殘存を固著せしめてゐることは拒めない。」[二]

註　一、天野氏『前掲論文』（『滿鐵調査月報』昭和七年一一月號、七九頁）
二、滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三五年版、二一三頁。

(1)の辦裡請の形式に於ては、全く地主の家屋內に同居して、「晉に農耕のみならず、借地耕作の閑暇を地主の雜用に任ずるもの多く、半農奴的性質を帶びるものである。[一]」而して、その收穫物分配の率は地主、小作農の負擔分によつて異るは勿論であるが、「概して地主の所得六—七分、小作人の所得三—四分[二]」にして、小作人が消費したる食料、日用品、衣服等の代價は秋期收穫後に返濟する。又、五常縣の例では「農民の生活に消費された部分は分配率中に包含せられるもの、如く、小作農二—三〇%、地主七—八〇%の割で分配せらる。[三]」次に(2)の土地、建物及び農具を支給せられ、小作農が經常費の全部を負擔するものでは、小作料は四—五割を普通とする。[四](3)の辦外請では地主より土地及家屋のみを支給し、殆んど定額小作に類似し、「收穫物分配率は地主四—五分、小作人五—六分を普通とする。[五]」

註　一、天野氏『前掲論文』（『滿鐵調査月報』昭和七年一一月號、七九頁）
二、五滿鐵、農務課『滿洲在來農業』五五頁
三、四ヤシュノフ氏『支那農民の北滿植民と其前途』二六五、二二八頁

以上に見た現物定額小作、分益小作は兩者間の契約によつて行はれるが、小作料率は大體に於て四割乃至六割といふ高率なもので、滿洲農業の自然的技術的條件よりして、正に最高の程度に達して居り、饑餓小作料と稱せられる所以である。かくして、現在の小作樣式は小作農の生産規模、生産技術の改良を困難にするのみならず、勞働力再生産に必要なる生活資料にまで喰ひ込み、生産力の向上を阻止、停

は人間勞働の一部を地主に無償で與へねばならぬものである。[一]」これは卽ち、「現存形態の附屬物として今尙存在してゐる往時の小作關係＝身分制的、封建的特徵の殘存せる形態である」[二]と考へられる。

註　一、鈴木氏『前掲書』七三頁
二、天野氏『前掲論文』八二頁

貨幣地代貨幣現物併用地代は滿洲に於ては一般的に少く、主として菜園、果樹園等の商業的農業に於て、又は都會地附近の農村に見當るに過ぎない。この地代は契約と共に前納するを普通とし、「小作料は通常一晌當り二〇—三〇元程度[一]」である。また、公主嶺附近の菜園では一晌當り三〇—三五元を納入し[二]、筆者の調査した哈爾濱近郊では「拉々屯に於ける小作料は金納で、普通一晌四—五〇圓、窪地一〇圓であり、蔬菜園小作料は三〇圓である。[三]」

註　一、天野氏『前掲論文』六五—六七頁
二、公主嶺地方事務所、昭和七年の調査
三、『滿鐵調査月報』昭和一〇年一〇月號、六五頁

小作契約に際し、場合によつては小作農より地主に押租錢といふものを納入することがある。これは一種の小作保證金であつて、「その金額は一定せざれども收穫物一石（滿洲標）に對して約一〇元の割合を以てするを普通とする。例へば一晌の收穫量年平均四石と決定せられた土地では四〇元を要す。この押租錢は小作契約の消滅したる際地主より小作人に返還するものとする。[一]」

註　一、滿鐵、農務課『滿洲在來農業』五三—四頁

以上を要約すれば、滿洲農村の小作樣式は極めて複雜多樣で、一律に之を規定し得ないが、小作料率は大體に於て四割乃至六割といふ高率なもので、滿洲農業の自然的技術的條件よりして、正に最高の程度に達して居り、饑餓小作料と稱せられる所以である。かくして、現在の小作樣式は小作農の生産規模、生産技術の改良を困難にするのみならず、勞働力再生産に必要なる生活資料にまで喰ひ込み、生産力の向上を阻止、停

滯せしむる傾向が現はれてゐる。次に吾々は、農家の重要なる支出を構成する租稅公課及び土地に結びついた租稅の小作農負擔等に就て見ることにする。

5　農家の租稅公課

滿洲農家の租稅公課負擔は、關稅及び鹽稅の普通租稅の外に、保甲費門戶錢、自衞團費等の公課が存在し、その負擔は彼等にとつて正に重壓的であると稱せられてゐる。而して之等農家の直接稅の支出割合は、國稅たる大租又は田賦よりも鹽稅たる釐捐又は統捐及び公課の方が重く、地方によつて一定しない公課の如きは可成り過重な負擔となつてゐる場合も屢々見受けられる。今かゝる租稅公課並に小作料等の負擔が農家支出中に占むる割合を野間清氏の吉林省に於ける調査によつて見れば次の第一九表の如くである。

第一九表　階級別租稅公課負擔表

階級別	收入金額 現物	收入金額 現金	收入金額 總額	租稅及分課 總金額	租稅及分課 現金收入に對する比率	總收入に對する小作料の百分比
	圓	圓	圓	圓	%	%
地主	三六〇・三〇	一〇三七・三〇	一二九七・六〇	一九九・九七	一七・二九	
自作農	六九・三五	四三〇・〇〇	二二三・三五	四三・〇〇	一九・二七	
自作兼小作農	三三七・一二	一五九・九五	四九三・〇七	四〇・八六	八・二八	二九・八〇
小作農	三三七・〇二	三七・〇〇	三七四・〇二	三六・二二	九・六七	三二・七三
農業勞働者	二六・八四	九・〇〇	三五・八四	三・〇九	八・六二	三二・〇九
	一	一	一	一	一	一

備考　野間清氏「滿洲の一農村に於ける農民の租稅負擔」（「滿鐵調査月報」昭和九年一〇月號、二四―五頁）

右の第一九表によれば、滿洲農民の租稅公課負擔は決して輕少なものとは言ひ得ない。即ち、總收入は七四圓乃至七八二圓の僅少なものであるにも拘らず、その租稅公課負擔は一八・五％乃至二〇％に達してゐる。更に、現金收入は對する二の負擔の割合を階級別に見れば、地主一九・八％、自作農五二・三％、自小作兼農三〇・二％、地主兼小作農三六・六％、小作農三三・一％、農業勞働者八・五％である。即ち地主及び富農に於て輕く、自作農、小作農に於て著しく高率であつて、農村中堅階級の基礎を危くすると共に、小作農の重課は滿洲農村の半封建的小作關係に規制されてゐることを看取することが出來る。この小作に關聯する租稅公課に就ては次の二、三の資料によつてもその大體を窺知し得る。野間氏の調査によれば、「是等兩稅の稅則上の納稅義務者は言ふ迄もなく地主であるが、通常滿洲に於ては、國稅たる大租又は田賦は地主が、縣稅たる釐捐又は畝捐は小作人が負擔することが慣習とされてゐる。」[一]天野氏の蒐集された資料に從へば、「村費は勿論、その土地に對する納稅義務をも出來る限り小作農に轉嫁せんとする。その結果は地主が田賦及び畝捐を負擔し、村費並にその他の公課は一切の耕作者、即ち小作農並に自作農が負擔することになる。」[二]鈴木氏によれば、「多くの場合に於て、地主の負ふべき土地と結びついた租稅をも折半するか、又は一部分だけを負擔せねばならない。」[三]斯くの如きは小作農に於ける地租の一部分負擔は農家負擔の不均衡を來すものとして注目されねばならない。

註　一、野間清氏「前揭論文」（「滿鐵調査月報」、昭和九年一〇月號、二六頁）
二、天野元之助氏「前揭論文」（同、昭和七年一一月號、八一頁）
三、鈴木小兵衞氏「前揭書」七五頁

次に、前揭第一九表により、小作農の租稅公課に小作料を加へ、これが總收入中に占むる割合を見るに、自小作農では四〇・一八％、地主兼小作農四八・八八％、小作農四六・三三％となり、全收入の四―五割にも達する。農家の支出は、かくて固定的な重壓的なものとなる。

農民の租稅負擔は右の直接稅のみに止らない。滿洲國租稅收入の約九割は間稅、出產關稅及び關稅等の間接稅によつて占められ、斯くの如き消費稅の大部分は全人口の大部分を占むる農民によつて負擔される。

鹽稅、出產稅が直接的に農民大衆の肩にのしかゝることは明であるが、康德元年度（一九三四年）滿洲國豫算によれば、この二つのみでも地主に對する直接課稅の三倍以上に達して居り、全租稅收入の五割を占むる關稅にしても、その最後の負擔者は農民自身である。

また、舊政權時代より見られた軍隊の駐屯地に於ける軍糧、軍草の徵發は禁止されはしたが、南荒地の調査に於ても「軍草の徵發禁止が必ずしも勵行されてゐないことを發見した」[一]と言はれ、筆者の調査した敎化、額穆地方の諸部落に於ても軍草、薪炭等の徵發が至るところに見られた。[二]

註　一、野間氏「前揭論文」（「滿鐵調査月報」昭和九年一〇月號、一九頁）
二、「經濟調査會敎化、額穆地方農業調査報告」昭和九年四月。

以上に於て、農家の負擔する租稅公課の概略を窺つたが、吾々は滿洲の農民に重要な關係をもつ商業、高利貸資本に就て少しく觸れる必要があらう。

既に見たるが如く、この國の土地所有關係に基く零細農耕形態と生活維持にも困難を感ずるが如き中世的高率地代の存在、滿洲農村に於て支配的な自然經濟的性質と市場の未發達、それにも拘らず世界流通經濟場裡に引出された結果として穀價暴落の危險に曝されてゐるのみならず、生活必需品の現金購入、租稅の現金納化等の關係より、些細の障害によつても農民の生活を根底より搖り動かすであらうことは察するに難くない。農產物價格の下落、自然的災害又は匪害等が直接的觸媒として如何なる結果に導くかは自ら明である。彼等の辿る道は自作農より小作農へ小作農より雇農への過程であり、それは直ちに彼等をして高利貸に赴かしめる機會となる。現實に、商業高利貸資本は滿洲農村に網の目の如くその觸手を擴け、糧棧、油房、雜貨商、當舖等を通じて飽くなき收取關係を保持してゐる。商業資本は又、高利貸資本を養ねるを普通とし、その利子は年三割乃至五割にも及ぶ高率なものである。殊に糧棧は青田賣買その他先物取引の方法によつて穀類を有利に買叩き、農民を負債隷農化し來つた。その特產取引機構に於ける役割は一應これを認めるとしても、農民の弱點に乘ずる搾取關係は否定し得べくもない。

然し乍ら、事變を契機として斯くの如き商業、高利貸資本の主要なる經營形態＝糧棧が衰退過程にはいり、その機能を減じつゝあることは注目さるべきであらう。だが、このことは直ちに農民收取關係の是正や農民生活の好轉を意味するものではない。糧棧の經營難にも增して農民の經濟生活は窮乏を極めてゐる上に、從來行はれ來つた特產取引は圓滑を缺き、農家の穀類販賣、從つて現金收入の上に大なる支障を來した。剩え庶民金融は未だ合理的に普遍化するに至らず、農民は勢ひ高利貸へ赴かざるを得ない情勢にある。「滿洲經濟年報」によれば「從來の借金は播種、除草等に際してなされるのが普通であるが、恐慌後は舊曆一、二月頃が最も多い。これは一年間の收入が支出に足りず、單なる支拂のために借金を餘儀なくされるもので、正常なる再生產に用ひ得ないことが推察されると共に、借金の固定化、擴大化が豫想せられ」[一]、農民の負債輕減の傾向は見られないやうである。

註　一、滿鐵經濟調査會「滿洲經濟年報」一九三五年版、二七六頁

斯くの如き負債隷農化への過程は滿洲農業に、必然的に重要な結果を齎すであらう。それは農耕技術、經營規模の改善に餘地を與へず、土地の生產力を低下するのみならず、半封建的諸關係の維持擴大へ誘く要因となる。

三、農產物生產狀況

滿洲に於ける農業は、半封建的零細農耕形態その他の條件に規制されて、自家消費農作物の生產を主とする技術的に低位な、孤立的、自然經濟をその基礎として立つが、その半植民地的性質の故に、農產物の商品化し輸出を通じて、最新資本主義經濟と密接なる關聯を保ち、世界流通經濟の一環を形成してゐる。即ち、農家經濟の約七割が自給自足的經濟

の領域にあつて、僅かに三割の農産物が商品化されてゐるにも拘らず、主要なる市場作物たる大豆は八割以上が輸出向けに耕作され、著しい植民地型單一耕作を特徴とする滿洲農業のもつ矛盾と脆弱性とがこゝに胚胎する。

次に、滿洲に於ける主要農作物の作付面積、生産高、商品化等に就て、その趨勢を窺ふことにしよう。

1　農作物の種類及作付歩合

滿洲に於ける特産物として重要なものは周知の如く、大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥の五種であつて、その作付歩合は總面積の約八割を占めてゐる。この五種の外に水稻、陸稻、小豆、綠豆、蕎麥、黍、稗、燕麥、大麥等の普通作物は全滿的に分布し、棉花、煙草、大麻(線麻)、苘麻(青麻)、亞麻、蓖麻(大蘇子)、荏(蘇子)、胡麻(芝蘇)等の特用作物が廣く栽培され、その他甜菜、忽布、果實、ルーサン等、農作物の種類は四、五〇種にも達すると言はれてゐる。(一)

註　一、滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三五年版、一八五頁

第二〇表　主要農作物作付面積歩合

年次	市場的作物			自然經濟的作物			
	大豆	小麥	合計	高粱	粟	玉蜀黍	合計
南滿							
一九二八年	三二三	四四	二六六	一六九	一〇六	四七〇	
一九二九年	三二九	三二	二六〇	一七〇	九七	四三五	
一九三〇年	二六〇	二八	二八八	一七〇	九九	四四	
一九三一年	二六三	二一	二八五	一六三	九六	四二	
一九三二年	二六〇	一七	二七七	一六六	九六	四三	
一九三三年	二七一	一八	二七三	一六九	九四	四三	
一九三四年	二七七	一八	二七五	一六八	九九	四五	
滿北							
一九二八年	三四	一五	二四〇	一七〇	一〇五	四七〇	
一九二九年	三四	一五	二四〇	一七三	一〇三	四七八	
一九三〇年	三四八	一七	二七七	一七一	九九	四七四	
一九三一年	三四六	一九四	二七〇	一六八	九六	四七二	
一九三二年	三四三	一九三	二七四	一七四	九九	四七二	
一九三三年	三四八	一九八	二七七	一七〇	九四	四七二	
一九三四年	三四七	一九四	二七九	一七二	九四	四七七	
滿平均	三二八	一六八	四九六	一七一	九九	四八八	

備考　滿鐵經濟調査會『滿洲農作物收穫高推想』より作製、但し一九三五年は第二回調査による。

滿洲主要農作物は經濟的發展段階を異にする二つのグループに分つことが出來る。大豆、小麥は市場的作物とされ、高粱、粟、玉蜀黍は自家消費を主目的とする自然經濟的作物である。右の第二〇表に明かなる如く、市場的作物は平均に於て南滿二四%、北滿五〇%なるに反し、自然經濟的作物は南滿五六%、北滿三七%といふ歩合を占め、北滿には主として市場的作物が、南滿には自然經濟的作物がより多く栽培されてゐる。而して自家用作物のうちでもより高級にして移輸出向性質を有する粟が北滿に多く栽培されて居る。かゝる作物編成に於ける南北滿の類型的差異の依つて來れる原因は、單なる自然的條件や、南滿農村に於けるより强固な封建的性質に歸せらるべきではなく、「大土地所有が普遍化した北滿に於ては隷農的定雇をもつ比較的大規模な隷農主的農耕形態が、南滿に比して支配的であり、その優位性に基く栽培植民地的隷農耕作に」(二)よるものとされ、北滿農村に於ける資本主義的經營形態への進展を意味するものではない。

註　一、滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三五年版、三四三頁

こゝで特に注目さるべき事柄は第二〇表に示される如く、近年に至り市場作物＝大豆、小麥を壓倒して、自然經濟的作物の占むる割合が維持又は增加してゐることである。即ち、南北滿を通じ、世界的商品として滿洲經濟の中樞たりし大豆の作付が減少しつゝある反面に於て、自家消費を目的とする高粱、粟、玉蜀黍の作付は增大してゐる。世界的恐慌勃發後は、滿洲大豆の需要減、未曾有の價格暴落によつて生産原價を割るに至つたので、農家は恐慌の打撃を緩和せんがために勢ひ自家消費作物へと還元せざるを得ない情勢にあることを物語るものである。

2　農作物作付面積及收穫高

滿洲農作物作付面積及び收穫高に現はれたる消長を見れば、一九三〇年迄は順調な發展過程を辿つたが、世界的恐慌の發生に次いで起つた一九三一年の事變以後は主要作物に於て急激な轉落の道程にはいつたことは、次の第二一表及第二二表によつて明瞭である。

第二一表　滿洲農作物作付面積及び指數累年比較

(一)　面積(單位畝)

年度	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	米	其他雜穀	合計
一九二四年	二一六九九九	一四四七四	二一九〇五六	一二五八七八	六九五九八	七四四六六	二三四〇九〇	八四八六六	
一九二五年	二六三五九五	二四三二九三	二四〇七八二	一八六六八〇〇	八九八五八	八〇二七三〇	二四〇三九〇	九二四三〇	
一九二六年	二七九〇九九	二四三四四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九二七年	二四四二七八	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九二八年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九二九年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九三〇年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九三一年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九三二年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九三三年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九三四年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	
一九三五年	二九九九九〇	二四三〇四〇	二五七三三三	一九九二三三	九四四六三	八四八九三〇	二四〇九〇〇	九二四三〇	

（二）　面積指數表　（一九三一年を一〇〇とす）

年度	大豆	豆其他	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	米	雜其穀	合計
一九一四年	五六	四二	七九	八五	八五	九五	六五	九五	六八
一九一五年	六四	六八	八一	九一	九〇	九四	七四	一〇四	七七
一九一六年	六九	七六	八九	九七	九五	九六	七九	一〇五	八三
一九一七年	七四	八六	九〇	九八	九八	九八	八二	一〇六	八六
一九一八年	八〇	九〇	九五	九九	九九	九九	八六	一〇七	九〇
一九一九年	八五	九五	九八	九九	九九	九九	九〇	一〇八	九四
一九二〇年	九〇	一〇〇	九九	九九	九九	九九	九四	一〇九	九七
一九二一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二二年	九五	九八	九九	九八	九九	九九	九七	一〇〇	九八
一九二三年	九三	一〇一	九九	一〇二	九九	九九	九五	一〇〇	九八
一九二四年	九二	一〇二	九八	一〇二	九九	九九	九四	一〇〇	九八
一九二五年	九八	一一〇	九九	一〇二	九九	九九	九五	一〇〇	九九

備考　(1)　滿鐵經濟調查會『滿洲農產物收穫高概況』一九二四年乃至一九三五年より作製。

第一一表　滿洲主要農作物收穫高及び指數年比較

（一）　收穫高數量表　（單位千噸）

年度	大豆	豆其他	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	米	雜其穀	合計
一九一四年	四四六	一五五	四四九	四四九	一七七	四四九	一六一	四四九	一六一
一九一五年	四三五	一六三	四四九	四四九	一七七	四四九	一六一	四四九	一六一
一九一六年	四四九	一六一	四四九	四四九	一七七	四四九	一六一	四四九	一六一
一九一七年	四四九	一六一	四四九	四四九	一七七	四四九	一六一	四四九	一六一

（二）　收穫高指數表　（一九三一年を一〇〇とす）

年度	大豆	豆其他	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	米	雜其穀	合計
一九一四年	五六	四二	七九	八五	八五	九五	六五	九五	六八
一九一五年	六四	六八	八一	九一	九〇	九四	七四	一〇四	七七
一九一六年	六九	七六	八九	九七	九五	九六	七九	一〇五	八三
一九一七年	七四	八六	九〇	九八	九八	九八	八二	一〇六	八六
一九一八年	八〇	九〇	九五	九九	九九	九九	八六	一〇七	九〇
一九一九年	八五	九五	九八	九九	九九	九九	九〇	一〇八	九四
一九二〇年	九〇	一〇〇	九九	九九	九九	九九	九四	一〇九	九七
一九二一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二二年	九五	九八	九九	九八	九九	九九	九七	一〇〇	九八
一九二三年	九三	一〇一	九九	一〇二	九九	九九	九五	一〇〇	九八
一九二四年	九二	一〇二	九八	一〇二	九九	九九	九四	一〇〇	九八
一九二五年	九八	一一〇	九九	一〇二	九九	九九	九五	一〇〇	九九

備考　(1)　滿鐵經濟調查會『滿洲農產物收穫高概況』一九二四年乃至一九三五年より作製。

市場的作物に就て見れば、一九二四年三一年間の価かゝ、八年の間に大豆は約二倍に、小麥は二倍以上に作付を增加し、收量も略比例して增大せるに反し、自然經濟的作物の增加は三割程度に過ぎない。滿洲農業の開發が大豆を主とする市場的作物を通じて遂行されたことは見逃し得ない事實であり、就中改良大豆の漸じた役割は大なるものがあつた。だが、斯くの如き滿洲農業生産の著しき增大は、未開荒地の開墾による耕地の擴大によつて實現されたもので、何等在來農業技術の改善に依るものではない。

然し乍ら、世界的恐慌發生と九、一八事變後擴大した匪害に禍され、市場作物の作付面積は著しく減少し、農業生産は停滯し、中世的自然經濟への逆轉を現はしてゐる。恐慌による穀賣の暴落にも拘らず、滿洲農村の半封建的、半植民地的特質は農民の負擔を加重し、直接的生産手段を喪失せしめ、種子購入、農耕資金の調達にも困難な情勢に立至つたので、農民は擴大再生産どころが、彼等にとつては最低限度に生活を維持することが最大の問題となつた。特に匪害による耕地の放棄は北滿地方に顯著に起り、一九三三年度に於ては、その放棄面積は百餘萬陌に當り、之を日本内地に比すれば、關東地方二府六縣の全耕地面積を越へる廣大な地積であるこ。

註　一、鈴木武雄氏『北滿農民の耕地放棄』（滿洲評論第七卷第四號）

農作物收穫高の變遷に就て見ても、作付面積に比例して市場作物及び高粱は一九三一年を境として激減しつゝあるが、粟、玉蜀黍等の收穫高は滿增の傾向にある。最近二ケ年の大豆收穫高は一九三〇年に比し三割內外も減少し、特に小麥は五割內外の激減を示してゐる。一九三二年に於ては全作物を通じ、作付面積はむしろ增加してゐるにも拘らず、收穫高の激減が目立つてゐるが、之は同年夏全滿を襲つた未曾有の大水害に依るもので、恐慌の打撃、匪害等と共に滿洲農民を窮乏のどん底に呻吟せしむるに至つた。

の年度は暦年とす。

市場的作物に就て見れば、一九二四年三一年間の価かゝ、八年の間に大豆は約二倍に、小麥は二倍以上に作付を增加し、收量も略比例して增大せるに反し、自然經濟的作物の增加は三割程度に過ぎない。滿洲農業の開發が大豆を主とする市場的作物を通じて遂行されたことは見逃し得ない事實であり、就中改良大豆の漸じた役割は大なるものがあつた。だが、斯くの如き滿洲農業生産の著しき增大は、未開荒地の開墾による耕地の擴大によつて實現されたもので、何等在來農業技術の改善に依るものではない。

然し乍ら、世界的恐慌發生と九、一八事變後擴大した匪害に禍され、市場作物の作付面積は著しく減少し、農業生産は停滯し、中世的自然經濟への逆轉を現はしてゐる。恐慌による穀賣の暴落にも拘らず、滿洲農村の半封建的、半植民地的特質は農民の負擔を加重し、直接的生産手段を喪失せしめ、種子購入、農耕資金の調達にも困難な情勢に立至つたので、農民は擴大再生産どころが、彼等にとつては最低限度に生活を維持することが最大の問題となつた。特に匪害による耕地の放棄は北滿地方に顯著に起り、一九三三年度に於ては、その放棄面積は百餘萬陌に當り、之を日本内地に比すれば、關東地方二府六縣の全耕地面積を越へる廣大な地積であるこ。

註　一、鈴木武雄氏『北滿農民の耕地放棄』（滿洲評論第七卷第四號）

農作物收穫高の變遷に就て見ても、作付面積に比例して市場作物及び高粱は一九三一年を境として激減しつゝあるが、粟、玉蜀黍等の收穫高は滿增の傾向にある。最近二ケ年の大豆收穫高は一九三〇年に比し三割內外も減少し、特に小麥は五割內外の激減を示してゐる。一九三二年に於ては全作物を通じ、作付面積はむしろ增加してゐるにも拘らず、收穫高の激減が目立つてゐるが、之は同年夏全滿を襲つた未曾有の大水害に依るもので、恐慌の打撃、匪害等と共に滿洲農民を窮乏のどん底に呻吟せしむるに至つた。

尙、綿花は農村家內工業としての自家用織布の原料として、滿朝初期より一農村の自給經濟の支點をなし、從つて棉花栽培も廣汎に行はれてゐたが、一八九〇年前後より英、印棉糸布の輸入が增大し、滿洲に於ける家內工業的織布業は解體され、棉花生産も衰頽過程にはいつた。事變後滿洲國政府は大豆の代替作物として南滿一帶に廣く棉花栽培を奬勵することゝなり、積極的活動を開始したが、その直擊なる實現にも拘らず、棉花の作付は一九三四年の九萬二千町歩より昨年は五萬六千町歩へ四割の減少を來し、收量は六、三〇〇〇萬斤の實棉にて、五割以上の激減である。これが

尙、綿花は農村家內工業としての自家用織布の原料として、滿朝初期より一農村の自給經濟の支點をなし、從つて棉花栽培も廣汎に行はれてゐたが、一八九〇年前後より英、印棉糸布の輸入が增大し、滿洲に於ける家內工業的織布業は解體され、棉花生産も衰頽過程にはいつた。事變後滿洲國政府は大豆の代替作物として南滿一帶に廣く棉花栽培を奬勵することゝなり、積極的活動を開始したが、その直擊なる實現にも拘らず、棉花の作付は一九三四年の九萬二千町歩より昨年は五萬六千町歩へ四割の減少を來し、收量は六、三〇〇〇萬斤の實棉にて、五割以上の激減である。これが

原因を見るに、「冬季の降雪減少、早春時の氣温上昇、解氷後五月下旬に至る連續的旱天等により未曾有の旱魃を來し、播種遲れ、降雨待望中に播種期を失し、改播又は自家用作物への轉作を餘儀なくされ、從つて棉花面積を激減した。その後も夏期の降雨過多は病虫害、冷害をも伴つて發育に大支障を來した。(一〇)」

註　一、棉花愛護方策については第五項、農業諸對策參照。
二、滿洲棉花協會調査（昭和十一年三月七日、『滿洲日日新聞』報）
三、康德二年、第二回『滿洲農産物收穫高豫想』

小麥の生産變遷は國內產業たる製粉業の消長に就て見なければならない。滿洲に於ける製粉工業は日露戰役以降、特に歐洲大戰を經て隆興し、東支鐵道の運賃政策と相俟つて哈爾濱を中心とし磨房の設立が盛んに行はれたが、戰後の安定期以後は外來粉の侵入に抗し難く、南滿製粉の衰退を見、恐慌勃發後は哈爾濱を中心とする北滿製粉も操業半減するに至つた。北滿製粉業は從來、東支鐵道の哈爾濱集中策としての北行小麥粉に對する高率運賃によつて保護されて來たが、北鐵接收後は運賃率の改正により、絕えず外國粉の脅威を受くることゝなつた上に、原料小麥の生産は水害、病害等の自然的災害を受け易く、原料小麥の生産と製粉業とは相互規定的な脆弱性を有してゐる。小麥の生産は前揭第二二表に示すが如く、絕對的には漸增の趨勢を辿つてきたが、事變を契機として相對的にも絕對的にも減少してゐる。第二〇表に依つて見れば、南滿は逐年減少の一途を辿り、北滿に於ては一九三一年を頂點として減少の傾向にあり、昨年度に於て僅かに恢復したのみである。大豆單一耕作に代る多角的農業經營の奬勵に對比して、この事實は重要な示唆を與へるものである。

北滿に於ける小麥生産が如何に自然的災害によつて左右されるかは北滿作況史一覽表によつても知ることが出來る。「一九二三―三二年の一〇ケ年平均に於ける作況は二五年、二七年の兩年を除き殆んど全部が降雨による被害を蒙り、著しい不作を續けてゐるが、牧穫時期に於ける降雨が最も決定的である。(一一)」また降雨の被害以外に小麥の品質收量を損するものに銹病、黑穗病、黴病等が擧げられてゐる。(一二)

註　一、滿鐵經濟調査會『滿洲製粉工業及小麥改良增殖方策』昭和一〇年七月、二〇六頁
二、田尻末次郎氏『黑龍江省の小麥に就て』（『滿鐵調査月報』第一四卷第一一號）

3　農産物の商品化

滿洲農産物は、その商品化を著しく異にする二群に分たれることは、前にも簡單に觸れた如くである。卽ち大豆及び小麥の市場的作物と高粱、粟、玉蜀黍等の自然經濟的作物である。この二つは經濟的發展度に於て明かに異り、前者は商品經濟的、後者は自給經濟的性質を多分に有するものである。

これ等農産物の商品化率に就て、吾々はいくつかの資料を有するが、夫々その率を異にし未だ之を正確に規定し得る迄には至らない。たゞ、概括的數字を揭げれば、市場的作物の約八〇%、自然經濟的作物の一〇%、穀類合計にて三〇%といふところが普通に妥當なものとされて居るやうである。それは兎も角として、今鈴木氏の數字を借用すれば、次の第二三表の如くである。

第二三表　穀物出廻率表

	大豆	雜穀	穀類合計
南滿洲	八二五%（七二%）	二八三%（一〇%）	二六九七%（二〇%）
北滿洲	八〇六（七〇）	八四三（三〇）	三四三（二五）
全滿洲	八一六（七一）	一〇九七（四〇）	三〇四三（二三）

備考　鈴木氏『前揭書』一七八頁。

次に岡川氏の調査によれば「大豆八〇―八三%、高粱四〇―四二%、玉蜀黍三五―三六%、粟二〇―二二%、其他穀物一五―一七%にして、農産物平均商品化率は三五%（一三）」となり、自然經濟的作物のみの平均は二七・五%となる。

ヤシュノフ氏によれば「八〇%以上の大豆及び小麥を市場に出し、之に次ぎ商品性を多分にもつものは玉蜀黍の約五四%、高粱その他豆類の各四五%、技術的作物及び小米子を含む粟の三〇%、黍類の二〇%、其他穀類及藥の一〇%である。(一四)」而して之が全平均は四〇%以上に達すると言つてゐる。之等は何れも中農以上の生産規模の大なる特種な農家の調査によるものであり、ヤシュノフ氏も「富農に於ては」と斷つてゐるのであるから、一般的に適用し得る率はいま少し低いものと考へられる。

註　一、岡川榮藏氏『滿洲の農業』一九一頁。
二、三、ヤシュノフ氏『北滿洲支那農民經濟』三三一頁、四九二頁。

次に、滿洲輸出農産物の生産高に對する比率を見れば、一九二四年―三一年の七ケ年平均は大豆七九・三%、其他豆類二五・一%、高粱二・四%、粟一〇・九%、玉蜀黍一六・五%（一）であつて、後三者の平均は九・六%に當り、輸出は國內出廻りより幾分低いものと見られるので、自然經濟的作物の出廻率は先づ一〇%見當といふところであらう。

註　一、『滿洲經濟の現狀と特質』（『東洋經濟新報』一九三二年七月號）

以上簡單に見たところに依つて、最初に述べた概括的數字は稍妥當性をもつものと考へられる。從來の農産品出廻率は右の如くであるが、恐慌後は大豆の輸出逐次減少し、「滿鐵經濟調査會」の推定によれば、今後も可成り著しく減少の傾向を辿るものと見られて居る。いま南北滿別の移輸出歩合を一表とすれば次の如くである。

第二四表　南北滿別移輸出歩合

種別	南滿		北滿	
	一九三五年	一九三六年	一九三五年	一九三六年
大豆	約二三%	約二四%	約二六%	約三〇%
其他豆類	四八・九	四八・六	二二・一〇	二〇・九二
高粱	八・七三	八・九三	一一・三三	一〇・九九
粟	一・五〇三	一・五六	一・〇八	一・〇九
玉蜀黍	一一・四四	一一・八四	四・六八	四・〇三
後三者平均	二・四四	二・五〇	一・一〇	一・〇六

備考　滿鐵經濟調査會『滿洲農産物生産消費移輸出可能高豫想』一九三五年一二月より作製。

四、農産物輸出貿易

1　主要農産物輸出の消長

滿洲農業が國民經濟の根幹をなし、一般産業、商工業、交通運輸業等の如きも農業を基礎として立つて居ることは、既に知らるゝ通りであるが、輸出貿易上に占むる地位を見れば、更にその重要性を知り得るであらう。

輸出農産物は大豆、高粱、粟、玉蜀黍等をその主要構成要素とするが、一九三三年及び三四年度に於ける滿洲國總輸出額四億餘圓のうち、農産物輸出額は三億圓以上に達して總額の七割以上を占め、就中、大豆及びその製品たる豆油、豆粕の三品は最近一〇ケ年平均にて全輸出農産物の約八割を占めてゐる。

右の事實は、滿洲の農業が半封建的自然經濟の領域に遲れた形態を維持して居ながら、近代的資本主義による世界經濟への重要なる參加を意味するものであり、且つ斯くの如き大豆單一耕作による國際經濟への不可分の關係は、現下の世界的不況に遭遇して、滿洲農業を萎靡沈滯せしむるに至つた重要原因をなしてゐるものである。いま主要農産物に就き最近一〇ケ年間の輸出の消長を見れば次の第二五表の如くである。

第二五表　滿洲農産物輸出數量及指數累年比較（單位　噸）

年度	大豆	豆粕	豆油	其他豆類	其他豆油	粟	高粱	玉蜀黍	其他穀類	落花生	蘇子（荏）	小麻子	其他油料子實	其他	合計
一九一五年	一四三、一八五	一、三四四、〇三五	一七六、六二八	九五、七五六	二七〇、三五二	三五、三四二	一三三、三五二	二、三三三	七、八五五	二、一四四	二六、八六五	三一、九一〇	三五、三四一	一四、〇四六、八二
一九一六年	一、三五四、八七三	一、三三、二八	一七三、〇四四	二、三五〇	三九、八四四	三五、九九、八三	二四、九九、三五	二四、八六、三八	一四、〇三五	二、一四〇	二六、〇四四	三五、六六六	四、八六二、八四	一四、九四、九三三
一九一七年	一、七五五、六三四	二、〇五、六八三	一九八、五六三	一、六五、九九五	四、〇三五	三五、九三、九四	一五、八四、〇七九	一四、二六、六一	四、三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九一八年	二、一九、三五八	一、三三、三五八	一九八、三五三	一、九五、九九五	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九一九年	二、三五、三八〇	一、四〇、九三八	二〇九、三八二	二、〇四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二〇年	二、三五、三八〇	一、四〇、九三八	二〇九、三八二	二、〇四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二一年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二二年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二三年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二四年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二五年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二六年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二七年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二八年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九二九年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九三〇年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九三一年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九三二年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九三三年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六
一九三四年	二、四四、三五九	一、六三、九三五	二一九、六四二	二、一四、八三	二、九三五	三五、九四、二八	一四、〇七、三五	一四、二六、六一	二、九三五	二、一四〇	三三、六四四	三、九六〇	四、九四、九三三	一五、九四、三六

右平均	指數
一〇ヶ年均	三、一五、二八三
一九二五年	九三、四三
一九二六年	六二、〇九
一九二七年	五〇、八八
一九二八年	一〇八、七二
一九二九年	八八、四〇
一九三〇年	一〇〇、〇〇
一九三一年	一〇〇、〇〇
一九三二年	一〇〇、〇〇
一九三三年	一〇〇、〇〇
一九三四年	一〇〇、〇〇

備考　一九三二年迄は滿鐵商工課輸出係調査『滿洲重要物產年報』その他による統計表より作製。

指數は一九三一年を一〇〇とす。
年度は前年一〇月より同年九月迄。

農產物輸出は一九二五―三四年一〇ヶ年平均に於て四八五萬噸に達してゐるが、うち大豆の輸出は二一五萬噸にして四四・四%を占め、豆粕は一五四萬噸の三一・八%、豆油一三萬噸二・八にして、特產三品は全農產物の八割といふ壓倒的多數を占めて居るに反し、高粱、粟、玉蜀黍三者合計は一二・五%に過ぎない。その他の雜穀、油料子實の如きも大豆に比すれば全く補助的役割を演じてゐるのみである。即ち大豆の斯くの如き國際商品性に反し、高粱、粟、玉蜀黍等は自然經濟的作物として栽培され、一般農家の主要食糧として大部分國內に於て消費されるものである。依つて滿洲農產物の輸出を概觀するには、大豆及びその製品に就て見れば略々その目的を達し得ると思はれるので、こゝでは問題を特產三品に限定しよう。

滿洲大豆が自家消費の域を脫し、商品としての生產をなすに至つたのは、一八七〇年頃より國內油房の設立せられしに端緒をもつが、一八八〇年頃より南支、日本向輸出を見るに至つて初めて貿易品となり、日清戰爭後に於て大豆及び豆粕の需要は漸次增加した。しかし滿洲大豆が世界的商品として國際貿易市場に登場せるは一九〇八年以後にして、三井物產會社により英國向け試驗輸出が歐洲に於て好評を博したるに始まる殊に歐洲大戰後の安定期に至つて急激な輸出增進を示し、就中、獨乙への輸出は、その油脂工業の勃興によつて密接不可分の關係を保つに至り滿洲大豆の消長は主として獨乙市場の動向によつて支配されることゝなつた。それと同時に、日本內地に於ける肥料としての豆粕の需要及び支那への豆油、豆粕の輸出は滿洲油房業の隆盛を來したが、元來滿洲油房業は資本主義的工業利潤を目的とするものに非ず、大豆、豆粕、豆油の三品取引による利鞘稼ぎの手段に過ぎずして（操業率は最近一〇ヶ年平均三八%）、その商取引に支障を來すや忽ち操業停止のやむなきに至るものである。斯くの如き基礎脆弱なる油房が、世界的不況、競爭品の進出によつて打擊を蒙れるは必然の結果である。

それは兎も角、大豆の輸出は年々急激な增加を見せ、一九二九年には約二七〇萬噸に達したが、九・一八事變以後著しく減少し始め、昨年は一八六萬噸へ激減した。豆油、豆粕もジグザッグではあるが、大體漸增の趨勢にありしものが、事變後急激な輸出減を示してゐる。

元來滿洲に於ては生產大豆五〇〇萬噸のうち、四七%は大豆粒のまゝ海外に輸出し、三六%を國內油房の原料に充て、殘餘の一七%は國內に於て食糧、飼料、種子として消費してゐるが、原料大豆は主として歐洲へ、豆粕は日本內地及び支那へ、豆油は歐洲及び支那へ輸出され、日本、支那、歐洲殊に獨乙は海外に於ける重要な市場を形成して來た。即ち最近一〇ヶ年平均三品輸出の割合を各地別に見れば次の第二六表の如くである。

註　一、滿鐵經濟調查會『滿洲大豆の食糧としての價值』昭和一〇年五月一九二六―三二年八ヶ年平均。

第二六表　三品輸出仕向地別比率

	日本	支那	歐洲
大豆	三六%	一三%	五〇%
豆粕	五〇	二〇	三〇
豆油	一〇	一〇	八〇

備考　『滿洲重要物產年報』より作製。

上表によれば、原型のまゝ輸出される大豆のうち六〇・五%は歐洲へ、二二・八%は日本へ、一三・五%は支那向けである。更に歐洲では輸入總額の七割、即ち約一〇〇萬噸が獨乙に於て消費される關係上、原料大豆の輸出は決定的に獨乙市場によつて支配されてゐると言ひ得る。更に又、豆粕の日本市場、豆油の歐洲及び支那市場も亦、滿洲特產の盛衰を支配

するものとして重要なる地位を占めてきた。

然し乍ら、満洲特産物の斯くの如き高度の海外市場への依存は、今次の世界的経済恐慌によつて重大なる障害に遭遇した。獨乙の原料大豆輸入禁止政策、日本農業恐慌と凋安の壓迫による豆粕の需要減、支那の報復的高率關稅による豆粕、豆油の輸出激減等により満洲特産輸出は極度の萎縮過程にはいつた。そこで、吾々は以下に於て、これら日本、支那、獨乙の三大市場に就て、歩近の趨勢を檢討する必要に迫られる。

第二七表　満洲大豆仕向國別輸出數量及比率　（單位　噸）

年次＼國別	日本		支那		歐洲		其他		合計		日本		支那		歐洲		其他		計	
一九一六年	四、三五二		三四〇、六五一		六三、四四一		六、三四〇		三四四、三八四		一、二六%		九八、六%		一八、四%		一、八%		一〇〇%	
一九一七年	四、四五五		三八、六二一		九四、五五九		一、九三五		三四五、三五六		一、三%		一〇、九%		二七、三%		〇、五%		〃	
一九一八年	四、〇三五		二四一、三四一		一四、四三三		一〇〇、三〇〇		三五九、八四三		一、一%		六七、一%		三九、九%		一〇、九%		〃	
一九一九年	三、七二九		二五一、三五九		一四、九三九		九、九九九		二八〇、三二六		一、三%		八九、六%		五、三%		三、五%		〃	
一九二〇年	三、四五〇		二五七、四三二		一四、〇五九		九、九九九		二八五、四四〇		一、二%		九〇、三%		四、九%		三、五%		〃	
一九二一年	四、五〇〇		四五、六四三		一四、三二二		九、九九九		七四、四六四		六、一%		六一、四%		一九、二%		一三、四%		〃	
一九二二年	三、〇五三		五六、〇五三		一四、六四九		九、九九九		八三、六七四		三、六%		六七、六%		一七、六%		一一、九%		〃	
一九二三年	三、三五九		五四、八六八		一四、三三三		九、九九九		八二、四五九		四、〇%		六六、四%		一七、四%		一二、二%		〃	
一九二四年	三、四五〇		五四、三五〇		一四、三三三		九、九九九		八二、四五三		四、一%		六六、一%		一七、四%		一二、二%		〃	
一九二五年	三、五四九		五四、三五〇		一四、三三三		九、九九九		八二、四五三		四、一%		六六、一%		一七、四%		一二、二%		〃	
平均	三、六五一		四五、三五九		一四、三三三		九、九九九		七四、四六四		四、九%		六一、〇%		一九、二%		一三、四%		〃	

備考　満洲重要物產組合『満洲重要物產年報』より作製。
年度は前年一〇月より同年九月迄。

第二八表　満洲豆粕仕向國別輸出數量及比率　（單位　噸）

年次＼國別	日本		支那		歐洲		其他		合計		日本		支那		歐洲		其他		合計	
一九一六年	一四、四三五		三五、六三一		三、四五〇		一、六五二		五四、〇六八		二六、六%		六五、二%		六、三%		三、〇%		一〇〇%	
一九一七年	一六、五五五		四四、三四〇		二、一四五		二、三四〇		六五、三八〇		二五、四%		六八、〇%		三、三%		三、五%		〃	

第二九表　満洲豆油仕向國別輸出數量及比率　（單位　噸）

年次＼國別	日本		支那		歐洲		其他		合計		日本		支那		歐洲		其他		計	
一九一六年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		一〇〇%	
一九一七年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九一八年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九一九年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九二〇年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九二一年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九二二年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九二三年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九二四年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
一九二五年	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	
平均	一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一一一		一、一%		一、一%		一、一%		一、一%		〃	

2　特産物三品と海外市場

A、原料大豆市場としての獨乙

滿洲大豆はその總生産高の二分の一近くが原型のまゝ海外に輸出され、而もそのうち六割乃至七割が歐洲市場向けである。卽ち約二四〇萬磅の輸出大豆のうち一五〇萬磅內外が歐洲に向けられ、更に歐洲向大豆の七割內外は獨乙に於て消費され、最近數年間は年々約一〇〇萬磅の巨額を占めて來た。

かくて、歐洲市場に於ける獨乙は滿洲大豆の重要なる市場を形成し、獨乙の動向は滿洲特産界、ひいては滿洲經濟の基礎を支配さるものとして、そのキャスティング、ヴォートを握つて來たが、一方獨乙に於ける重要產業たる油脂工業、畜產業は、その原料又は飼料を滿洲大豆に依存して居る。卽ち、大豆は獨乙に於ける油料子實の首位を占め、落花生、亞麻仁、コプラ、パルム・ケルネル、棉實等は補助的役割をもつのみである。近年獨乙に於て大豆栽培の研究が進捗しつゝあると傳へられるが、國內產油料子實は菜種、亞麻仁、罌粟、向日葵等にして、之等の生產は一九三四年に於て五萬磅に過ぎず、同年輸入量二二〇萬磅に比すれば僅かに二%に過ぎない。次表に示すが如くである。

第三〇表　獨乙に於ける油料子實の生產と消費（單位千噸）

年度	國內生產	輸入	總消費	國內生產の百分比
一九二八年	三、三五	二、四九	二、四九二	一三%
一九二九年	二、九四四	二、六六	二、六二五	一二
一九三〇年	二、四一二	二、三二二	二、三三五	一〇
一九三一年	一、六八	二、四二二	二、四二八	七
一九三二年	二、〇一二	二、六七三	二、六七三	一〇

備考　滿洲特產中央會『滿洲大豆の立場より見たる最近に於ける獨乙經濟界の諸情勢』輯錄其の四。

歐洲に於ける油料子實の輸入は獨乙に次ぎ英國、佛國、和蘭、丁抹等があり、熱帶植民地よりの原料輸入は相當な額に達してゐるが、獨乙に於ける大豆消費は最も多く、國內油脂原料輸入額の約四五%に當る。

原料大豆市場としての獨乙の重要性は右に述べた如くであるが、獨乙油房に於ては原料大豆を抽出法によつて豆油と撒粕とし、前者は大部分マーガリンは人造バターに化身して國民大衆の必需品となり、後者は蛋白を多量に含有する濃厚飼料としてこの國の基礎產業たる畜產業を維持する原動力となる。

斯くして、獨乙への原料大豆輸出は年々飛躍的數量の增加を示し、滿洲大豆は輸出の盟主たるの榮譽を維持し來つたが、吾々は反面に於て近年の價格暴落を見逃すわけにはゆかない。卽ち一九三三年までは獨乙の大豆輸入絕對量は增大してゐるにも拘らず、價格に於ては一九二九年の二三九百萬マルクを境とし、一九三〇年以降は減少し、一九三一、二、三年にはそれぞれ一三〇、一二〇、一一〇百萬マルクへと半減した。(二)これが原因は一九二九年を轉期とする世界經濟恐慌下に沈論せる歐洲油房獨占體が已の救ひ難き矛盾を、最低價格の强制によつて、生產者の肩に轉嫁せしめたところにある。滿洲農民のハンガー・エキスポートが云々される所以である。

註　泰武夫氏『戰時統制經濟論』二九二頁。

吾々はいま少しく視野を擴大しよう。獨乙は莫大な戰債に苦惱してゐるのみならず、世界的恐慌により獨乙資本主義は新なる矛盾に蓬着し、ナチス政權によつて實施された油脂原料統制政策は、滿洲大豆の前途に蔽ふべからざる暗影を投じた。獨乙の大豆輸入制限及禁止政策發現の理由は、結論的に言へば、獨乙の國際貸借關係の改善と農業政策とその根據をもつものと言へよう。

一九三三年一月ナチス政權確立するや、その據つて立つ農民の保護政策として自國產穀類の使用を奬勵するため、從來の玉蜀黍に對する許可主義を大豆その他の油料子實に適用したる外、更に粕及び油にも專賣稅を賦課することゝした。(一)當時獨乙に於ては農作物の豐作による大農の穀物ストック增加し、價格暴落を來す惧あるため、從來年稅なりし大豆に課稅し、國內產飼料穀物の價格維持を圖る事に務めた。右の大豆專賣稅の實施は、滿洲大豆の輸出に對して左程大なる惡影響を及ぼさなかつたが、一九三四年にいるや歐洲に於ける滿洲大豆の買付は全く中絕し、同年三月末には未曾有の沈滯衰微に陷り、大豆大連相場は三圓臺を割るに至つて、滿洲經濟は深刻な不況に遭遇した。

註　一、永田久次郎氏『獨乙と滿洲大豆』一〇—一一頁。

然るに同年五月三〇日、獨乙政府は突然外國產油料子實の輸入禁止令を發し、再び特產界に一大ショックを與へた。ナチス政權の前途の如き重農政策は、天然バター擁護のために、その競爭品たるマーガリンの生產制限、消費稅及び輸入稅の賦課等となり、結局それが輸入防遏にまで及んだものだと言はれてゐるが、(二)主要なる原因は國際貸借關係の改善を企圖してゐるところにあると思はれる。獨乙は莫大な戰債を背負つてゐる關係上、貿易支拂は輸出超過を以てしなければならないが、世界的不況と關稅障壁は獨乙の貿易尻を入超に轉ぜしめ、輸入資金の缺乏は獨乙商品とのバーター・システムは相互貿易主義を提唱することゝなり、右の新規買付契約一時差止令の發布となつたものである。(三)このことは「飼料專賣稅の場合と同じく、油料子實の輸入制限に非ずして、寧ろ反對に、獨乙國民に不可缺な油脂の供給確保を意圖せるものであり、」已むを得ざる手段と言ふべきであらう。

註　一、滿洲國外交部『東亞政情』第二卷、一二五頁。
二、永田久次郎氏『前揭書』一〇頁。

その後、七月一日より獨乙政府は前述の輸入禁止を幾分緩和し、條件附許可主義、爲替分配制度等によつて輸入數量を制限することゝし、一時は相當大口の輸入をも見たが、國際貸借は依然恢復せず、その政策も亦、猫目的に變化する不安定なものである以上、獨乙市場に於ける滿洲大豆は今日なほ好轉を期待することは困難である。

B、豆粕市場としての日本

滿洲豆粕は主として日本に輸出され、之に亞ぐものに支那市場がある。第二八表によれば、最近一〇ケ年平均の豆粕輸出は約一五〇萬磅に達してゐるが、日本向けは一二〇萬磅にして七五%といふ壓倒的部分を占め、支那向けは三〇萬磅の約二〇%である。

斯くの如き日本に於ける豆粕の旺盛なる需要は、滿洲の大豆栽培、油房業の發展を誘致せる重要なる原因となつてきたが、對日豆粕輸出は日淸、日露戰役を經て增加し、一九二七年には一五八萬磅に達した。然し乍ら、翌二八年よりは漸減し、一九三二年以後は慘落の一路を辿つてゐる。豆粕輸出の斯くの如き量的減少は、より著しい價格の下落によつて對日貿易を惡化せしめ、支那市場に於ける豆油、豆粕のバイコットと相俟つて、滿洲油房業を衰頹過程へ導き、大豆耕作農民の窮乏化を激成することゝなつた。

周知の如く、日本市場に於ける豆粕はその九割迄が肥料として農村に於て消費され、殘餘の一割が飼料その他に向けられて居る。然るに近年に於ける日本內地農村の窮迫は漸次擴大深化し、農村の購買力は極度に減少し、その集約的な多肥農業の故に、金肥より自給肥料へ轉向せざるを得ない狀態にあるところに、世界農業恐慌の嵐は日本農村をも慘酷に席捲し、農作物、繭價の下落は重要なる農村問題を提起するに至つた。剩へ、窒素肥料たる豆粕の新しき强敵＝硫安の目覺しき進出は、豆粕の占め來つた地位を根底より覆し、その競爭品たるの力を失はしめた。

日本產業資本の保護育成の下に進展强化された硫安工業は、その强固なる基礎の上に立つのみならず、硫安自身のもつ偉力は豆粕の到底双向

ふところではない。理學的性質に於て豆粕は一應その長所をもち、且つ硫安の速効肥料たるに對し、基肥たる性質を持つにしても、化學的な肥効價に於て硫安の優位性を認めないわけにはゆかない。即ち硫安はその含有する窒素成分が大なるのみならず、農作物の窒素吸收率は豆粕よりも遙かに優り、窒素一單位量當りの價格も、硫安工業の發展に伴ひ、その開きを增大して居る。いま豆粕と硫安との需要變遷を見れば次の第三一表の如くである。

第三一表　日本に於ける硫安、豆粕消費量の變遷

（單位千圓）

	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
硫安	四五五	四六六	五四四	六〇四	五三四	七一〇	九三一	九七三
增減率	100	103	119	132	117	156	204	214
豆粕	一二一〇	一二五九	一二五二	一〇八七	一〇六八	一二九八	八五五	七八〇
增減率	100	103	103	89	88	106	70	64

備考　日本經濟統計『日本經濟』昭和一〇年一月號による數字。滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三五年版より轉用。

斯くの如き日本農村の恐慌下に於ける農民購買力減退と、硫安の進出とに挾撃されて、滿洲豆粕は年々その輸出を減少し、これが恢復は今のところ期待し得べくもない。たゞ近年に於ては日本內地に於ける畜産業の奬勵と豆粕飼料化の研究が進行してゐるので、その實際化がどの程度に發展し得るやは尙疑問であるが、問題は今後の日本畜産業の如何に懸つてゐる。

C、特産市場としての支那

支那に於ける大豆栽培は相當古くより行はれてゐたが、滿洲が栽培植民地的發展を遂げるに至つてより、支那本土に於ては他の高級作物へ轉換し、大豆の不足は滿洲の安價大量生産に俟つことゝなり、九・一八事變前迄は三品とも相當の輸出を續けた。前揭第二七、八、九表によつて見らるゝ如く、支那向特產輸出は最近一〇ヶ年平均にて大豆一三・五%、豆油三四・七%、豆粕二〇・六%で、滿洲農產の重要なる市場を形成してゐる。更に、三品の輸出價格は、滿洲の對支貿易に於て五割以上を占めてゐることを以て見ても、滿支經濟の根幹をなすことを窺ひ得るであらう。

	全支那向	內中南支向	比率
大豆	三五五、一〇〇噸	四七、四〇〇噸	一三・五%
豆粕	三四〇、四〇〇	三八、八〇〇	一一・四
豆油	五六、二〇〇	三二、三〇〇	五七・五
計	六五五、一〇〇	一一九、五〇〇	一八・二

備考　滿鐵上海事務所調査。

更に中南支地方に於ける三品の省別需要狀況を見れば次の如くである

第三三表　三品省別需要量比率

	江蘇	浙江	福建	廣東
大豆	五六・八%	一・一%	一〇〇%	三二・四%
豆粕	二・九	一二・九	三二・七	五二・七
豆油	五二・四	一二・九	一〇・八	一・九
平均	五八・四	一・九	三・八	三六・九

註　一、滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三三年版、一一九頁。

支那に於ける大豆及びその製品の主要なる需要地は中南支地方にして全支消費量の九割以上を占めて居り、支那市場の決定的部分は中南支にあると言へる。このことは事變直前の五ヶ年（一九二七―三一年）平均數量を示す次の第三二表によつて明かである。

第三二表　支那向輸出五ヶ年平均數量

備考　前表に同じ。

上表に明かなる如く大豆は主として江蘇、廣東省に、豆粕は福建、廣東省に、豆油は江蘇、浙江省に於て需要される。

大豆市場＝江蘇、廣東省に於ては、上海、廣東を中心として相當數の油房が存在するが、その原料には大部分支那產大豆が充てられ、滿洲大豆は豆腐、醬油等に加工され、又は大豆のまゝ食糧として國民の必需品となり、廣東に於ては主として腐竹に加工されて海外華僑によつて消費される。

豆粕市場たる福建廣東省に於ては支那向豆粕の八七・四%を消費するが、日本の場合と同樣に、その大部分は肥料とし、約三割が家畜飼料に向けられる。即ち南支の農業は水稻を主とする集約的多肥農業を特徵とするところ日本農業に類似するものであり、北支黃土地帶の如き新肥料栽培は、その零細經營及び土質、氣候等に支配せられ殆んど成立し難いので、豆粕の肥料としての需要を增大した。

豆油は元來支那下層民衆の生活必需品として、その低廉なる價格を以て廣く消費層を維持し來り、九・一八事變前までは滿洲產豆油の五割內外を輸入して居り、江蘇省の如きは全支輸入の七三・四%を消費してゐる。然し乍ら、最近二、三年間の支那向輸出が著しい減少を示してゐるのは何故であらうか。そこで、吾々は豆油と共に大豆、豆粕の輸出減少に就て見る必要がある。

繰返して述べるが如く、世界的經濟恐慌は支那民衆の購買力をも著しく減殺したことは否定し得ない。しかし、斯くの如き輸出の激減は國民政府の對滿高率報復關稅にその主たる原因を有してゐる。即ち一九三二年九月二五日以後、豆油に對しては大連港積出は外國品と見做し、正稅從價一五%、附加稅その一〇%を賦課し、營口、安東積出に對しても轉口稅百斤當り鈔票七〇・五六錢を課してゐる。更に一九三四年七月一日の輸入稅率改正に於て大連港以外も外國品として一率に從價一五%に引上げた。斯くの如き禁止的高率關稅により豆油が支那民衆の消費對象たり得ないことは自ら明である。

大豆に就ても右の排滿政策は同樣である。即ち一九三二年九月より大連積出しには外國品として、正稅從價一〇%、附加稅その一〇%を課し、一九三四年七月一日の改正によつては全輸出港の積出に對し從價一五%に引上げた。豆粕の輸入減も日本の場合と同樣に、硫安の進出によつて壓迫された以外に、支那の禁止的關稅によることは勿論である。

斯くして、支那の反滿抗日の民族運動は逐次白熱化し、日本商品をボイコットすると共に、國民政府は一九三二年一〇月五日に至つて在滿海關封鎖令を發し、一〇月一八日に至り西南執行部は廣東抗日會の提出せる輸入禁止案を採用し、爾後一九三三年八月に至るまで支那向け輸出は中絕した。しかし大豆禁輸は國內民衆の食糧不足を來したのみならず、大豆に依據する商業資本家の存續を怯かすに至つて、廣東豆業公會は一九三三年九月一日、實情を具申せるため、西南政務委員會は九月一〇日これを採決した。かくて、禁輸は一應解除されたものゝ、その後若干の輸入を見たのみで、昔日の面影を見ることは出來ない。

五、農業關係諸對策

滿洲國民經濟上、農業が根幹的地位を占め、將來の發展も其の基礎を農業に置くことは前述の諸項より窺ひ得たところであるが、舊政權下に於ては農業及び農村社會の主要性が無視せられ、農政が等閑に附せられた結果、農村社會の基礎條件の改善はもとより、產業助長の政策、施設の見るべきものなく、更に不換紙幣の濫發と三位一體をなせる官吏、地主、商業資本の跋扈は農村をして搾取の對象たらしむるに過ぎなかつた。斯くの如き舊幣の打破と王道樂土の建設を理想として誕生せる滿洲新政權は、建國當初より農村社會の改善と農業開發に向つてその亘歩を踏み出した。

滿洲國農業の根本方策に就ては、一九三三年三月一日發表されたる「滿

洲國經濟建設綱要」に明示された如くであるが、政府は既に通貨の統一を完了し、諸政の合理化擴張を圖り、その理想に向つて鋭意邁進しつゝある。然し乍ら、偶々勃發せる世界的農業恐慌は滿洲農村の隅々にまで其の影響を及ぼし、農業の根幹を搖がすに至つたこと、政治的變革に際し不可避的な現象とはいへ、地方の治安全からずして、農村全般に匪賊の跳梁跋扈せること、一九三二年全滿を襲つた未曾有の水害等は前述せるが如き社會的特質と相俟つて農村を極度に疲弊せしめ、一時的、彌縫的對策を以てしては解決困難なる幾多深刻な問題を提起するに至つた。之等諸問題に對して滿洲國當局によつて如何なる政策が採られてゐるかを素描的に概說しよう。

農業關係諸對策は、斯る當面の難局を打解すべき應急的對策と根本的、恒久的對策とがあるが、既に實施されたるものに春耕貸款及び特産共同販賣會があり、現在着手され進行中のものに義倉制度をはじめ金融合作社、保甲制度、集團部落、作物置換、農産物販賣統制、技術及び經營の改善、指導に關するもの等がある。

1　春耕貸款

農業恐慌の深化と治安の攪亂及び北滿大洪水によつて農村の疲弊は極度に達し、農民の生活程度の低下、破綻、金融逼迫は普遍的な現象となり、農民は生産を繼續する力を失ひ、耕地は放擲されゝに至つたので、滿洲國政府は之が應急對策として一九三三年、中央銀行より春耕低利資金を支出せしめ、兎も角も耕作を繼續せしむべく努めた。その額は一九三三年度一、二五七萬圓餘（口數八三、一九四）、一九三四年度八一〇萬圓餘（口數一〇三、〇〇五）に達し、更に一九三五年度は九八萬圓餘を放出した。[一]

註　一、滿洲中央銀行『春耕貸款收回狀況』康德二年一一月三〇日。

いま、一例として一九三四年、黑龍江省に於ける春耕資金貸付狀況を見るに概ね次の如くである。

貸付對象＝窮乏せる農業經營者に對し、本年期既墾地耕作に必要なる種子、牲畜農具、勞力等の諸經費に充當する部分。

貸付條件＝地主、自作農及び地主を通帶債務者とする小作農に限る。租稅公課を滯納せるもの、一九三三年度春耕資金の貸付を受けたるものにして所定期限迄に元利金を完濟せざるものは貸付を停止す。利息は月息七厘とし、元金の返濟は一九三五年二月末とす。

右の條件によつて實際に貸付けられた結果は、一晌當二、三元程度の少額であり、一戸當平均一六元（呼海綏地方）[二]といふ僅少なものである。しかるに、農民の大部分はその日の生活にも追はれるが如き狀態にあつたので、資金は所謂「喰ひ繼ぎ」や負債利子の返濟、租稅等に向けられたもの少からず、農業資金として役立つたものは少額に過ぎない。慶城縣參事官の言によつても、「その中の二〇%程が農耕に向けられたに過ぎない」[三]有樣である。

註　一、滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』一九三五年版、五一一頁。
　　二、鈴木氏『前揭書』二六四頁。

更にこの貸款は土地所有者に限られるから、最も資金を必要とする小農に均霑すること少く、大部分は中地主以上の農家によつて占められることゝなり、それは小農、隷農への負債を增大する機會となつた。而して又、返濟期限を一ケ年としたことは、現在の農村情勢よりして適切とは言ひ難く、借款未返濟の故を以て地券を沒收せられることになれば、地價の何分の一かの融資によつて農民はその土地を失ふことになり、當局の意圖に反する結果を生むであらうと疑懼された。實際に於て資金の回收は著しく困難であつて、回收率は一九三三年度一七%、三四年度一六%にして、未回收金の轉期されたもの六二萬餘圓に上つてゐる。[四]

註　一、滿洲中央銀行『前揭書』。

2　特産共同販賣會

農産物價格の暴落によつて深刻なる打擊を蒙れる農民は、生活費の切下げによつても苦境を脫却し得ず、且又、斯る狀態に於て經營規模、技術の改善等は望み得べくもないので、差當り中間商人の搾取を輕減せんがために、一九三三年黑龍江省主要大豆集散地二四ケ所に特産共同販賣會が組織された。本會は「一九三三年度生産大豆の賣殘りを生ぜしめざるため、之が消化方法を講ずること、農民の賣急ぎによる相場の低落を防止すること、農家の實收入を增大して生活を安定せしめること」等を目的とし、大豆保管及び委託販賣をなし、同時に中央銀行を通じて特産金融をなすものである。而して之が監督機關としては省に特産貸款監理委員會、各縣に同分會が設置された。[一]だが、その設立の趣旨は「春耕貸款返濟の便宜を圖るため」にあると言はれてゐる。

註　一、野田仲夫氏『農業恐慌對策批判』「滿洲評論」第六卷第二五號。

特産貸款融資法は概ね次の如くである。

貸付額＝春耕貸款未返濟者は該款元利合計額まで地券を共通として大豆時價の九割迄、右元利合計額を越ゆる額に對しては七割迄とす。但し特産貸款の半額迄は春耕貸款の元利金拂として滿洲中央銀行に入金するを要す。其の他の者は時價の七割迄とす。

貸付手續＝借款希望者は擔保大豆出荷に當り所定樣式の特産貸款擔保特産物委託申込書正副二通を作製し、之に所屬特産貸款監理委員會縣分會委員の證印を求めたる上、正狀を荷物に添へ指定特産共同販賣會に引渡し、之と引換に保管證の交付を受くべし。借款希望者は前項の保管證及び特産貸款特産物委託申込書副狀を添へて滿洲國中央銀行に貸款を申込むべし。

利息＝月利七厘とす。

然し乍ら實際の運用に當つて、右の如き手續の煩瑣と農民の借受額の少きこと等は貧困にして、手取の多きを望む農民の利用を制限することになり、委託合計一三八名、特産貸款一〇萬餘圓に過ぎなかつた。[二]

かゝる結果に導いた主要な原因は、特産金融を受ける際、手續の煩瑣は兎も角として、春耕借款未返濟者は融資額の半分を春耕貸款の元利に當てるべく納入を余儀なくされしことにあるものと思はれる。

註　一、國務院統計處『第二次、滿洲國年報』。

3　金融合作社

恐慌の嵐に翻弄されたる上に、滿洲農村社會の半封建的諸關係の强化、特産取引の不圓滑等の結果、農業金融は極度に梗塞し、農業再生産過程の萎微、衰退を見るに至り、庶民金融機關の設立は焦眉の急務となつた。その日の糧にこと缺くが如き窮乏農民を救ふことは必要且重要ではあるが、救急政策のみを施すときは、農民をして他力本願的ならしめ、その耐久力を弱める惧があるので、農民大衆のうちに自主的更生運動＝農村協同組合運動の誘導が重要視されることは勿論である。而して最も緊急且つ重要なる金融合作社運動が先づ最初に起された。

九、一八事變直後、奉天に組織されたる奉天省自治指導部は「農村對策として金融組合を設置するを以て最も適當なり」との見地に基き、これが設立の建議をなし、一九三二年四月、奉天省政府内に金融組合室を置いたのが、該組合運動實踐の創始であつた。而して翌年三月及び五月、奉天省瀋陽縣及び復縣に試驗的に金融合作社の開設されたるに引續き、各地に一ケの合作社が設立された。かくて、中央政府の陣容整備と共に、之が監督指導權は新京に移り、一九三四年九月二七日、金融合作社法發布せられ金融合作社聯合會の設立を見るに至つた。斯くして本格的活動を開始せる金融合作社は第一次五ケ年計畫として三〇〇社を設置する豫定であるが、一縣一社主義をその目標とするものである。

合作社の社員出資は一口五圓とし、第一回一圓拂込を以て社員たるの資格を得ることになつてゐるが、昨年四月末現在に於ける資金構成を見るに、社員出資は一人當六圓（總資金の四%）、社員及社員外預金は一社平均二、三四五圓（約二三%）、政府貸下基本金は各社一萬圓にして、總資金の六〇%を占めてゐる。斯くの如く中銀融資の比重が決定的であることは、合作社の人的構成の上にも反映し、農民大衆の自主的組合精神が影を潛める惧なしとしない。

次に貸付の種類を見れば、短期貸付と長期貸付とに分たれる。前者は

村落合作社の一ヶ年以内、都市合作社の六ヶ月以内とされてゐるが、長期貸付金をその用途別に擧げれば、(1)開墾、排水、灌漑、その他、土地改良、(2)自作用土地購入、(3)農業用器具機械の購入、(4)農業用建築物の新築、改築、增築又は購買、(5)苗樹購入、(6)農業用牛馬購入等に要する資金と規定されてゐる。

貸付條件は、無擔保二〇〇圓迄、有擔保五〇〇圓迄とされ、利率は平均日歩六錢にして、年一割五分に當る。然し實際の貸付狀況を見れば、一九三四年末に於て、年擔保は總貸付の〇・四%に過ぎず、擔保貸付は九九・六%を占めてゐる。このことは、合作社本來の使命たるべき信用貸は殆んど行はれず、普通銀行と等しく嚴密に擔保を要求して貸付けられてゐることを示すものである。

4　義倉制度

滿洲に於ける農業恐慌の慌深化は農産物價格の下落によつて農民の收入を激減せしめたのみならず、事變後に於ける治安の紊亂と、二回にも亘つて全滿を襲つた水害とは農業生産を極度に萎縮停滯せしめ、大規模な凶荒＝飢饉を惹起し、窮乏農村の救濟は緊急不可缺の問題となつた。當局によつて、あらゆる凶荒對策が講ぜられたことは勿論である。卽ち、支那古來の備荒制度たる義倉制度の復活による極貧者に對する穀類貸付け及び施與の方法これである。

義倉制度は遠く周代にその起源を發するものと言はれるが、支那に於ては義倉、社倉等による備荒儲蓄の制度が古くより行はれ、清朝を經て民國革命後は滿洲に於ても、この制度は積極的に行はれるに至つた。然し乍ら、近年に於ける滿洲の義倉制度はその監督、運用宜しきを得ず、舊軍閥の搾取機關となり、又は地方豪紳の私利を圖る手段と化し去り、事變に遭遇して全く停止するに至つたものである。

元來、備荒制度には義倉、社倉、常平倉等があるが、過去に於ても之等は確然たる區別を有しなかつた場合も多いやうである。然しその目的とするところは、地方公共の倉庫に穀類を貯藏して災害に備へ、非常救濟を行ふにあり、常平倉は穀價の調節をなすものである。いま、極めて概念的ではあるが、義倉、社倉、常平倉の三倉に就きて見れば、(1)義倉は少數の富者の義金、義款により、或は課徵によつて貯蓄し、救恤の目的を達するもので、國家の直接管轄の下に行はれ、(2)社倉は社(二五戶以上の村落)卽ち鄕村の人々が各自任意に夫々の分に應じて各鄕村に貯穀し、自治的に處理する備荒制度であり、人民相互の救濟方法であつて、政府とは直接關係なく、その性質は義倉より一段進歩せるものと見らる。(3)常平倉は前二者と稍その趣を異にし、穀價調節を主目的とするが、これが効果を擧ける爲には相當量の穀類を貯藏し、有能なる管理機關を必要とするため、現在滿洲には行はれてゐない。

事變後の滿洲に於ける救急對策としては、一九三二年以降、凶作地各縣に防穀會が組織され、日常民食たる穀類の縣外移出を禁止し、又は酒造業者の釀造を制限する等の方策が講ぜられた。これと並行して組織された平糶會は穀物購入の餘力ある者に資金を貸付けると共に右の防穀會の執行機關として、穀物價格を決定し、適宜に穀物買付をなし、價格の調節と需給の均衡を圖ることに務めた。また、義倉制度の復活によつて極貧者に對する穀物貸付けが行はれたが、昨年度に於て政府は一〇〇萬圓を買付資金として支出し、約七〇〇萬石を買上げて各縣に分配したが、これを各縣の義倉に保管して將來の事業に充てんとするものである。卽ち、昨年度に於て政府は義倉補助金として三〇〇萬圓を計上したが、內二〇〇萬圓は既に穀物買付資金として支出し、現物を以て配給されたものである。

康德二年(一九三五年)八月、滿洲國政府が民政部令を以て公布した義倉管理規則によれば、從來義倉、社倉、縣倉等備荒鄕貧のために設けられたものは凡て之を義倉と稱することになり、各縣義倉は縣長管理の下に必要なる糧穀を住民より徵收し、散放、貸與、平糶の三職能のために使用されることになつた。

散放は非常災害時に罹災民を應急救濟するものであり(第一條)、貸與は貧戶に對し民食を補給し、又は生業を助長するを目的とし(第一四條)、平糶は民食の缺亡甚しき場合に於て、その需給又は價格の調節を圖る目的を以て行ふ(第一七條)ものである。

然し乍ら右の義倉制度は專ら各縣職員及び地方紳士を以て組織せられ、政府の監督下に置かれるもので、舊來の社倉の如きとはその機構を異にするものであり、又、極貧者の穀類徵收減免の如きは煩瑣なる手續を要すること及び徵收額の從來のものに比して過大なること等は、農村現下の情勢よりして注目さるべきであらう。

5　生産關係對策＝作物置換

滿洲農業恐慌は、大豆價格の暴落を直接的表現として今日の窮狀に追ひ詰められてゐるが、慢性化しつゝある世界經濟恐慌は諸國をして國際的對立の傾向を强化せしめつゝある現狀に於ては、大豆販路の回復、擴張は相當困難であり、差當りの問題とはなり難い。依つて、滿洲國政府は斯る情勢に適應し、國內經濟の安定を圖るべく大豆の減反による作物轉換政策を採るに至つた。卽ち、大豆に代るべきものとしては、北滿の小麥、南滿の棉花を二主要作物とし、更に麻類、甜菜、煙草等が算へられ、多角的農業經營への移行を企圖してゐる。

南滿に於ける棉作奬勵

南滿に於ける棉作の奬勵は、日滿經濟ブロックの見地よりする日本紡績原料の確保と、恐慌打解策としての作物置換といふ兩面の意義を有するものである。日本に於ける重要產業たる紡績工業がその原料を決定的に海外市場に仰いでゐること、及び最近の世界經濟恐慌に伴ふ國際的對立の激化しつゝあることは、原棉の確保を益々痛切に要請することゝなつた。斯くの如き日滿經濟のオータルキー的意義を有する棉作奬勵の實踐は日滿棉花協會(一九三四年五月二日設立及び滿洲棉花股份有限公司(同年四月一九日設立)によつて開始された。

日滿棉花協會は日本法令による財團法人にして、資本金二〇〇萬圓を以て、滿洲國實業部管轄下に設立された滿洲棉花協會へ資金を供給してゐる。滿洲棉花協會は南滿主要棉作地の諸縣に支部を置き、技術員を駐在せしめて栽培の指導、優良種子の配付を行つてゐる。而して今後一〇ヶ年間に於ける普及奬勵の目標は栽培面積三〇萬町歩とし、操綿一億五千萬斤を得るにある。滿洲棉花股份有限公司は日滿合辦の特種法人にして、產綿の收買處理機關として活躍してゐるが、現在各地に約三〇ヶ所の收買所を設置してゐる。

現在滿洲に於ける栽培棉花は大部分在來棉であるが、關東廳農事試驗場の手に成れる改良陸地棉の作付歩合は約三割に達してゐる。棉花の生產に就ては既に略述した通りであるが、(三、2)作付面積は一九三四年の九萬二千町歩より昨年度は五萬六千町歩へ三九%の減少、收量も一億三千萬斤より六千三百萬斤へと五四%の激減を示してゐる。而して之が主要原因たる天候の支配的影響に就ても既に述べた如くであるが、斯くの如き自然的な豐凶と世界的商品たる棉花價格の變動とは相俟つて農家經濟を不安定ならしめ、勞ひ、農家をして自家消費作物の栽培へ赴かゝむる結果を來してゐる。依つて、滿洲に於ける棉花を日滿經濟のオータルキー的又は戰時經濟的意義より確立せしめんとすれば、農家が棉作を拋棄せざるやう最低價格の保證をなすと同時に、生產費の合理的引下げを可能ならしむるが如き根本的方策を樹立する必要があらう。然し乍らそれも國家の財政的能力及び農村社會の封建的性質等より見て簡單に遂行し得るとは考へられない。

北滿に於ける小麥作奬勵

北滿に於ける小麥作の奬勵は戰時經濟的意義に於て不可避的であるのみならず、滿洲國政府の意圖するが如く、大豆の代替作物として重要なる役割を演ずるものである。日本に於ける小麥の需給關係を見れば、今尙總額の四割を輸入に俟つて居り、國內供給は可能であるとしても、輸出向製粉原料は他に之を求めねばならぬ。

一方、滿洲國當局は北滿に於ける小麥栽培への轉換を試み、濱北線、齊北線及び松花江下流に於ける小麥作を希望する農民に對し、優良小麥種子を配付した。

北滿小麥の增殖は棉花と同樣に、其の重要なる意義にも拘らず、既に見たる如く（三、1、2）、作付は相對的にも絶對的にも減少してゐる。即ち北滿に於ける自然的條件の不利なること、農民の耕作技術が低劣なること、社會的には小麥の上層階級農民によつて耕作されねばならぬこと、及び製粉業が廉價なる外國粉との競爭裡にあること等によつて、これまた、前途樂觀を許さゞるものがある。依つて、自然的災害はやむを得ずとするも、生産力の發達を阻止するこの國の半封建的性質の揚棄への努力と、保護關稅政策の强化、鐵道運賃政策等が、北滿小麥の將來を支配するものと考へられるが、問題は今後の對策如何に懸つてゐる。

次に農耕技術及び經營の改善に關する基礎施設として、農事試驗機關に就て述べねばならないが、こゝでは其の詳細は省略する。滿洲國政府は既に克山農事試驗場（一九三三年一月三一日）、克山龍江分場（一九三四年八月三〇日）、錦州試驗場（一九三四年八月三〇日）、寧安試驗場（一九三五年五月一八日）、を設立し、各地方に適する品種の育成、改良及び經營、副業等に關する試驗に着手して居り尙赤峰、哈爾濱、延吉、佳木斯等にも設置する計畫を有してゐる。

第二節　畜産業

一、概說

滿洲國政府は建國以來各種産業の開發々展に鋭意努力し、近時は大にその業績擧らむとするの氣運に向て居るが、畜産資源の開發に就ても各關係者間にてその方策を考究し、家畜頭數の增殖、品種の改良竝畜産品の增産を計り、滿洲國をして自給自足をなさしめ、更に之を國外に輸出せしめむとする方針のもとに鋭意努力してゐる。

由來滿洲國は農業を以て立ち、三千萬國民の八割餘は農民により占められ國民の經濟は農業に依り保持されると謂ふも過言でない。然るに滿洲建國以前に於ては舊政權の暴政搾取、匪賊の跋扈により農村は疲弊し、加ふるに農民の無智が益農民生活を困難ならしめ、農業に畜産に天惠の地たる滿洲をして荒廢の極に達せしめむとした。然るに滿洲國の建國を見るや、短時日の間に良く治安は確立され、基礎的諸設備は整備され、昔日の暴政は一轉して王道樂土の實現を見、斯くしてあらゆる産業部門が一意發展飛躍の緒に就かむとして居る。滿洲國は實に廣袤一三〇萬方粁にして我國に三倍する面積を有し、興安各省、熱河省を除けば可耕地面積に對する割合は四八・六%にして、其の內既耕地は僅かに一七%に過ぎず、殘餘の三一・五%は今猶未耕地である。之を開墾し農業を開發する爲には尙多數の役畜を要し、加之滿洲國農業形態は畜力無くしては成立せざる樣式にして、犁耕、鎭壓、中耕、培土、運搬、脫穀、調製等一つとして畜力に據らざるものはない。又役畜は農家唯一の肥料の給源としても重要であり、此處に於て滿洲國農民と家畜とは切り離し得ぬ關係にあると謂ふべく、滿洲國內政の整備されると共に畜産の役割は益大となつて來る。

次に我國を顧みるに、最近畜産資源に於て累年不足を告げ、就中羊毛食肉或は其の他の畜産物に於て多額の輸入を外國に仰がねばならぬ狀態にある。此の點よりするも、我國と特殊關係の本に成立したる滿洲國は我國の生命線とも謂ふべきである。實に滿洲國は牛、馬、騾、驢、緬羊、山羊、豚、家禽、駱駝に至る迄を網羅し、各家畜は滿洲國の氣候風土に良く適應して大陸性の不良なる氣候に良く堪え、其の資質は良好ならずと雖今後の開發改良を待てば有事の際の必需品たる畜産物の豐富なる供給地たるべく滿洲國は大に期待せられてゐる。以下滿洲國現在の畜産資源の概要を述べ次に其の將來に言及しよう。

二、畜産資源

1　家畜頭數

畜産資源を檢討するに當つて先づ基礎となるべきものは各家畜の現在頭數にして、之に依て凡ゆる計畫が立てられ又總ての對策も講ぜられる。滿洲國に於ては農民が農繁期前には家畜を購買し、秋期農閑期に至れば之を賣却すると謂ふ如き事情があり、更に氣候の異變獸疫の大流行に依り多數の斃死者を出すので動物の異動、變動が絶えない。日本に於ける如く統制ある調査機關があり正密に頭數の調査を爲しても猶家畜の頭數の如きは相當の誤差を免れないのであるが、況んや滿洲國は廣大なる地域を擁し交通不便にして治安も未だ不安定なるところあり、加ふるに調査機關の不備等諸種の調査上不利なる條件に妨げられ、肯綮に價する數字を擧げることは極めて難事である。從て各種の推定材料に依り推計頭數を計上するのであるから、研究者の見方の相異に依ても頭數に可成りの數字の開きを生ずるのは當然である。從來の推計に依る家畜頭數を擧げると次の如くである。

滿洲に於ける家畜頭數推計

種別 / 書名及年次	牛	馬	騾	驢	緬羊	山羊	豚
一九一九年（A）	三三五八六六	五六〇六六五	四九九一九		三〇〇〇〇〇	一五二三四九一〇	
一九二九年（B）	一六〇四三一四〇	三四三四一〇	九六八六三〇	四四七〇六〇	二八〇一六三〇	七三二一四五〇	
一九三〇年（B）	一六〇五二九〇	三四三四九六〇	四四三五九〇	四四八六四〇	二六四〇五六〇	七四〇五一九〇	
一九三一年（B）	一六〇五二九〇	三四三四九六〇	四四三五九〇	四四八六四〇	二六四〇五六〇	七四〇五一九〇	
一九三二年（B）	一六〇五二九〇	三四三四九六〇	四四三五九〇	四四八六四〇	二六四〇五六〇	七四〇五一九〇	
一九三四年（C）	二三四八六六二六四五九〇				三三三八三五九	九八三六九	
一九三三年（D）	二五三二〇〇〇	三九三二〇〇〇	八二一〇〇〇	四二三〇〇〇		九九〇三〇〇〇	
一九三四年（E）	二五四四〇〇〇	三九三五〇〇〇	八二三〇〇〇	四二三〇〇〇	九八〇〇〇〇	九八〇四〇〇〇	

備考　Aは滿鐵農事試驗場「滿蒙の皮革」に據る。
Bは滿鐵經濟調査會「滿洲畜産業統計」に據る。
Cは谷山隆男氏「滿洲に於ける牧羊業羊毛の內地への供給力に關する考察竝其の將來に對する所見」に據る。
Dは滿鐵農務課「滿洲の農業」に據る。
Eは澤田莊吉氏「滿蒙畜産要論」に據る。

次に滿洲國實業部に於て各縣旗公署と連絡を取り各家畜頭數を調査せしめ申告せしめたるものを發表したるものを示さう。

滿洲國家畜頭數（康德元年度農務司發表）

	牛	馬	騾	驢	緬羊	山羊	豚
奉天省	一四〇〇四二	三〇五、七八〇	一三五、四四四	三六、四〇一	一〇三、四三〇	一一九、二六四	一五二、三四〇
吉林省	九二、一八四	三六、三三〇	九七、一六〇	三五、五四四	一九、五四四	二、四四一六	九三、二四三
龍江省	一一〇、六三二	二四三、六四六	二七、六四六	三、六四七	一五、八二六	一六、九九八	三五、四四二
濱江省	一四〇、三四三	五一〇、四四三	八四、四〇二	三八、一九八	七四、〇一二	三三、三四〇	八三四、七三三
熱河省	一一〇、三三五	二三、八六六	一六、七二三	四一、四一四	二三、四四五	二五〇、三五二	七四、一四〇
錦州省	九九、三〇〇	三四、四三三	二四三、三一七	二二九、四一二	一〇〇、八一〇	三〇七、二四〇	六四九、九四〇
安東省	一二五、二一一	四四、四三一	八六、九二八	六、三〇〇	三三、二四〇	三一、三三五	四二、九三五
三江省	四〇、九八	一四三、四〇八	一、四四三	一、八二八	一、〇〇五	一、九六、九八	四二、四三二
間島省	三〇〇八五	一二、七二〇	一、四三八	一、七九八	一、〇一〇	四二、四三二	一四、三四五
黑龍省	二、三六四	九、三五〇	三	二六三	三〇	三、四四五	一、三四五
計	九四〇、三四二	一四七、八九九	三五三、二四〇	一三五、四四四	六四三、七七四	九九、九三四	三四三、三四五
興安東省	九、二八六	八、六二一	三五五	一〇、六六一	一、六八九	六、八四九	一、三四五
興安西省	一四二、九六〇	四〇、四三二	一三、三四四	三五、九三四	一三、三二四	三三、二二四	一、三四五
興安南省	八〇、六〇九	三三、三三四	一、九六〇	三四四〇	一二四、九八一	一〇、八〇五	一、三四五
興安北省	一二〇、六八八	一三三、六〇二	一	七九九、九五二	一	一、三四五	一、三四五
計	三三三、八七五	一九三、二六九	一六、四四三	二、二九三、六三五	一三七、四四三	一一九、三四五	一、三四五

| | 總計 | 關東州 | 附屬地 | 合計 | 東安省 | 北安省 | 興安東省 | 興安南省 | 興安北省 | 興安西省 | 興安總省 | 黑河省 | 龍江省 | 嫩江省 | 三江省 | 間島省 | 黑河省 | 錦州省 | 奉天省 | 熱河省 | 錦西省 | 錦熱省 | 錦州省 | 安東省 | 通化省 | 吉林省 | 濱江省 | 龍江省 | 洮南

滿洲國家畜一覽表

	牛				馬				騾				山羊				綿羊				豚			
	人口千人に對し	土地一平方粁に對し	農家百戸に對し	耕地百町歩に對し	人口千人に對し	土地一平方粁に對し	農家百戸に對し	耕地百町歩に對し	人口千人に對し	土地一平方粁に對し	農家百戸に對し	耕地百町歩に對し	人口千人に對し	土地一平方粁に對し	農家百戸に對し	耕地百町歩に對し	人口千人に對し	土地一平方粁に對し	農家百戸に對し	耕地百町歩に對し	人口千人に對し	土地一平方粁に對し	農家百戸に對し	耕地百町歩に對し
奉天省	一九二	二〇九	二八八	六九	一九二	一八四	二九二	七六	一九六	二九二	八七六	一六一	一四九	二六〇	二九七	七四	一四一	二六〇	二〇九	五四	一四九	二六〇	二〇九	五四
吉林省	一九九	一〇二	二六八	五二	一四二	七六	一九八	三九	一四二	七六	一九八	三九	一四二	七六	一九八	三九	一四二	七六	一九八	三九	一四二	七六	一九八	三九
龍江省	三六〇	〇八八	四九三	九八	二六	〇六	三五	一	二六	〇六	三五	一	二六	〇六	三五	一	二六	〇六	三五	一	二六	〇六	三五	一
濱江省	四三一	一二九	五九三	一四六	二六	〇八	三六	一	二六	〇八	三六	一	二六	〇八	三六	一	二六	〇八	三六	一	二六	〇八	三六	一
熱河省	三六八	一〇六	二〇八	六〇	一四七	四二	八二	二四	一四七	四二	八二	二四	一四七	四二	八二	二四	一四七	四二	八二	二四	一四七	四二	八二	二四
錦州省	七〇	二〇〇	二七四	七八	二六	〇七	三六	一	二六	〇七	三六	一	二六	〇七	三六	一	二六	〇七	三六	一	二六	〇七	三六	一
安東省	八二	二八〇	四二〇	一二〇	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一
三江省	八四三	二九五	一六三	四七	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一
間島省	六一九	一〇三	一二六	四二	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一
黒河省	六六二	一〇二	二四九	六九	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一
計	三七九	一〇二	二四九	六九	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一	二六	〇九	三九	一
興安西省	五六	二二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二三	四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
興安南省	二五六	一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三五	一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
興安北省	三〇	〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九	〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三二	〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四	〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	四二	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二八	〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
興安東省	九九	〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　耕地面積「滿洲及北支に於ける資源概要」に據る。

以上家畜の分布狀態より考察するに、興安四省は牛馬は總頭數としては少きも人口少き爲單位人口當は他省に比し斷然優位にあり、殊に羊の如きは全滿頭數の約三分の二を占め牧畜地帶なることを明かに現はして居る。馬は北滿の黒河、三江、龍江、濱江省に多く、牛は間島、安東、三江省に多く、耕牛として使用される頭數の多いことを示して居る。騾は奉天、吉林、安東省に多く、驢も同樣である。豚は興安省にては殆ど飼育されて居らぬが、他の十省の單位人口當の頭數は餘り大差なく全滿によく普及して居ることが判る。

前揭諸表の一覽表は次の如くである。

3　家畜の現狀

牛

滿洲國の牛は外貌上竝頭骨による學術的分類上之を滿洲牛と蒙古牛との二品種に分類される。而して滿洲牛の產地は東部山岳地帶が主で次に遼東半島、遼河の西方地域、三江省、濱江省の東部地區であつて其の地理的分布より吉林牛、或は金州牛と稱せられるが同一の品種と見られて居る。蒙古牛の產地は內外蒙古及滿蒙接壤地帶である。之等牛種の主產地に於ては明に區別される品種を產するか、滿洲國の地勢が兩者の混血をさまだげる樣な自然的障壁となる河川或は山脈等により區分されて居ない爲に、兩種生產地の中間地區には雜種を生ずるのは當然である。而して蒙古牛は東部山岳地帶へは移入され、其の地方の滿洲牛は多少蒙古牛の影響を受けて居るものもある。然し滿洲牛は蒙古地帶へは移入されることがない。

鴨綠江沿岸より間島へかけては朝鮮移民の多い關係から朝鮮牛が多く又滿洲牛との雜種も見られ、遼東半島の牛には多少山東牛の血液を混ずるものがあり、關東州に於ては大正六年（一九一七年）以來朝鮮牛により改良され現在では約半數が雜種となつて居る。

興安省の三河地方には露西亞人が東部へ移民して來る時帶同したシムメンタール、エアシャー等の雜種が飼養され、バター、チーズの製造をなして居る。此の外には滿鐵沿線、北滿鐵道沿線には主としてホルスタイン種が飼養され搾乳を主として販賣されてゐる。

蒙古牛の資質は實に劣等にして體軀矮小、晩熟性にして七歲前後になり漸く完熟する狀態であり種牡牛以外の牡牛は全部去勢したる閹牛で出廻りの大部分は此の閹牛である外貌は粗野で一見土產種たることが判る體高は牝牛一〇五糎—一一五糎、閹牛一一五糎—一二五糎にして、體重は牝牛二〇〇瓩—三〇〇瓩、閹牛三二〇瓩—四〇〇瓩である、毛色は褐色の濃淡、黒色の濃淡及夫れ等の混じたるもの時には白斑を混ずるもの、虎斑のもの等種々雜多である肉牛として市場に出廻るものは閹牛が主であつて、一般に大牛といはれるものゝ體重は四九〇瓩前後であるが、之は頭數は少ない。中牛は四一〇瓩、小牛は三〇〇瓩程度である。屠體步合は其の肥瘦により差があるも四五%—五二%であつて草生時期に充分草を食つた後秋九月、十月頃に出廻つて來るものはよく肥えて居り、枯草期から冬にかけて出廻るものは漸次痩瘦する。牝牛は繁殖に使用されたる後屠殺される故肉附きも悪く且肥膩されることなく、屠體步合は閹牛より悪く四五%位である。

滿洲の牛は一般に役牛としては體が小さく、體力も少なくて良好なる役牛とは言ひ難い。肉用としても晩熟性で肥膩性に乏しく又蒙古地方にては其の牛乳を利用するも、元來乳牛として何等の改良も加へられたることなき爲乳房、乳頭も其の型を備へて居らぬ。又其の牛皮は牛虻の爲に皮革として最も重要なる背部に損傷を受ける故、原皮として皮革上の製品價値が著しく減少される。斯くの如く品種としては乳、肉、役の何れの目的にも副はない不良なるものであるが滿洲國に於ては農耕用役畜として重要なる家畜であり又現時不足をつけつゝある我が國食肉資源の

豊富なる供給者となす爲にも品種の改良、増殖を計ることは目下の急務である。滿蒙牛は何等他品種の血液を混じて居らぬ故、品種改良試驗には其の良否の結果を明に現はすのであるから、改良に用ふる品種を適確なる試驗によつて定め一貫した目的を以て統制ある改良を計つて行くならば品種改良に成功するのは明である。

生牛の價額は肉用として其の肉量、肉質の如何に依り決定されるのであるが、奉天市場に出廻るもの丶六〇%は生體より推定算出したる純肉量二七〇斤(二斤一五〇匁)内外の生牛であり、此の生牛が滿洲で調ふ草牛であるが肥體牛であるかに依り前記純肉量の單價に高低を生ずるのである。

單價は立牛一斤二〇錢—三〇錢の間であつて普通は二六錢内外のものが多く從つて純肉量二七〇斤と目算されたる立牛は七〇圓二〇錢である。此の生牛の生體量は骨が約六〇斤であるから、純肉量二七〇斤と骨六〇斤即ち三三〇斤が肢肉(骨付肉)であつて、之が普通生體量の四八%に當る故生體量は六八四・五斤、一〇三貫であつてつまり中牛と稱せられる部類に屬するものである。此の生體量及價額を標準として出廻時期による品の多少、銀相場と金相場の相場の高下、生牛其のもの丶品質の良否等色々の要素の組合せにより生牛の價額が決定されるのであるが、前記生體量一〇三貫の中等程度の生牛が七〇圓前後と見れば大過ない。

馬

馬は往古亞細亞大陸に發生したもの丶家畜化したもので、石器時代に既に家畜として飼養された様である。各地に分布して居るが、驢騾が比較的寒氣に弱い關係から馬は濱江省、龍江省、吉林省、奉天省に多く飼養されて居る。

地方により體軀に多少の差異を生じて居るが、現今滿洲に於ける馬と稱するものは凡て蒙古馬である。内外蒙古一帶の地に産せられ、地方により改良雜種が作られて各地方名を附して輸移出されて居るものもある。即ち蒙古馬に「サラブレッド」或は「オーロフトロッター」を配した「ハイラル馬」、又往時匈奴及其の他の西方民族と共に東漸した「アラブ」系の血液を混ずる「サンペーズ」馬である蒙古馬は體軀矮小で品位に乏しく、一見粗野なく體軀を具へて居るが、性溫順で體力強く持久力にとみ粗飼、粗管理に堪へる。

體高は一二七—一三九糎、牡は一三二糎、牝は一三〇糎を普通とし體重は牡三一〇瓩、牝は二八〇瓩内外である。

蒙古馬は悍威に缺け體矮小なる爲能力は改良種に比し輓曳量負擔量速力に於て遠く及ばない。今回の滿洲事變にて蒙古馬が多數使用せられ、大體其の能力が確定せられた。夫れによれば蒙古馬は速力、力量を要する機動性運動には價値を有しないが、一時的には十分の能力を現はし得る。

競馬に於ては前記「ハイラル」馬、「サンペーズ」馬等が優秀な成績を示し、改良種を以て雜種を作るならば體軀の増大、從て各種能力に於て成績をあげ得ることは充分豫想し得られる。

滿鐵會社に於ても王爺廟の産牛馬試驗地にて在來種に「アラブ」、「アングロアラブ」、「ギドラン」種を交配して乘用役用に就ての改良試驗を行ひつ丶あるが、試驗の日猶淺く未だ其の成績の結果を云々出來ない。其の改良結果の正否は我國將來の國防上の見地のみならず滿洲國の畜産農業上から言つても忽に出來ぬ重要問題である馬の價額は肉用畜と異り其の使用の目的、能力に依り大差を生ずる競馬用の優良なるものになれば數千圓と言ふものもあるが、大連競馬協會にて改良馬の抽籤馬購買價額は二五〇圓、「ハイラル」邊へ迄購買に行く在來種は平均一五〇圓程度のものである。農耕用の馬は公主嶺附近に於て優良のもの一五〇圓、中等のもの一〇〇圓、下等のもの五〇圓位であるが、何れも春期農繁期前の價額にして、秋期農閑期になると馬を賣却するもの多く、從て出廻數も多くなる故此の價額よりも二〇%廉くなる。

奉天に於ては馬車用の普通のもの一〇〇圓前後、勿論之も需要者の要求の程度によるものであるが、奉天にては貸馬車に使用する故に餘り良い馬を使はぬ爲それに合致する程度の馬の出廻りが多い様である。新京に於ては出廻數が多い關係上公主嶺附近に比し一〇—二〇%位廉い。

今馬及驢の頭數を檢討するに、現在頭數は兩方合して二、二六四、四〇〇頭にして、國線調査畜産分科會調査表による皮革の年生産率が九%なる故、馬驢の皮革生産高は二〇三、七五六枚である。然るに一九三二、三三、三四年の三箇年の平均馬、驢、騾皮の輸出は一、七〇九、五〇〇斤である。而して此の輸出皮は主として馬、驢の乾皮であり馬、驢の乾皮は冬物、夏物の平均一枚約一〇斤であるから、輸出斤量を一七〇、九五〇枚と見ることが出來る。故に之を生産高二〇三、七九六枚より差引きたる三二、八四六枚が國内消費數と見られる。實際に於て國内消費數の推計は困難であるが、一九三二年度に於て製革工場のや丶見るべきもの全國に四五工場、其の他家内工業的なるものは各地至る所に存在し、之等の工場に於ける取扱馬驢皮數を僅か三萬餘枚程度と見るは常識に反し尚多數の馬驢皮を取扱つたことが推察され、從て夫丈の生産をあげる爲には現在の頭數と稱せられるものが尚多くなければならぬことが推察される。

次に頭數を馬鬃の生産の方より考究するに、一九三二、三三、三四年の三箇年の平均輸出馬鬃は七三二、九〇〇斤にして、馬、驢一頭より多く見積つて四斤の鬃及尾毛を採集し得るとすれば、前記輸出量は一八三、〇〇〇餘頭分に相當し、前記皮革を生産する二〇三、七九六頭と僅か二萬頭の差を生ずるに過ぎない。然るに鬃毛の採取不能で廢棄する馬も相當あることが考へられる故、前記皮革生産の約二〇萬頭より廢棄馬を差し引きたる殘りのものから採取した鬃毛を全部輸出に向けなければ輸出量に達しない。

然るに輸出鬃毛は整毛されたる優良のものばかりであるから前記の二〇萬頭分からは充し得ないこと丶なり、更に國内にて消費されるものも多數あるので、現在頭數より多い頭數でないと輸出量を生産し得ないこと丶なる、か丶る點を考慮して筆者は馬、驢合計三、〇〇〇、〇〇〇頭であると推定して居る。

驢

牝馬に牡驢を交配して生じたるものが驢である。春秋戰國時代に西方中央亞細亞方面より驢と共に支那本土に傳來したものと言はれて居る。體高は一四三糎、體重は平均三七〇瓩内外にして、何れも馬より大である。馬の如く極度の粗飼に堪えざると寒冷に比較的弱き爲に、蒙古地方には殆どその飼養を見ない。飼養の目的が主として農耕用及物資の運搬用である爲、殊に耕地面積及農民の多き奉天省吉林省に飼養頭數も多く又生産もされるが、全滿一帶にも生産される。驢は馬の體型をよく遺傳し、強力にして耐久力も強く、飼料は馬よりも少く、速力を必要とせざる農耕用、輓用役畜として農民間に尊重せられ、今後と雖も大いに活用せられると思はれる。共の皮は馬皮と共に取扱はれ國外輸出量も少くない。

驢の價格は一般に馬よりも二〇—三〇%高價である。奉天に於ては出廻時期、使用の目的に依つて一概には言へぬが、農耕用の最高二〇〇圓、普通のもの一五〇圓位、荷馬車用一〇〇圓前後である。

騾

騾は驢と同様寒氣に對する抵抗力弱く、飼育には多少共に濃厚飼料を要する故、蒙古地方即興安北省、東省には殆ど飼養を見ず、黒河省に於ても飼養を見ない。而して騾は奉天省及耕地面積に比し農家多き錦州省に多く飼育せられて居るが、之は騾が農家と密接な關係にあることを物語つて居る。大騾と小騾とあるが、大騾は驢の生産に使用される以外には滿洲に於ては使用されず、主に支那山西、直隷より驢の生産地へ輸入されて他には飼養されて居らぬ。小騾は一般農家に飼育され農耕用、駄用、又製粉の石臼を廻す動力用として家内勞働に使用され、粗飼粗管理に堪え、性溫順よく勞役に服する故、滿洲農家とは切り離し得ぬ家畜である。今後も未耕地が開墾され農家が增加するに從つて現在の頭數より漸次增殖されてゆくことは明である。

驢の價格は各地共二〇―三〇圓のもの大多數である。驢の生産に使用される大驢は騾の主産地たる吉林省農安に於ては二〇〇圓前後である。

緬羊

原産地は中央亞細亞の高原地帶であつて、其處に棲息したる野羊が亞細亞の遊牧民に伴はれ內外兩蒙古、北支那一帶に擴かつたものと考へられる。今日世界の緬羊國に於ては極度の緬羊改良をなし、優良種のみ飼養して居るが、滿洲國は古來より之に對し何等改良を加へたることなく今日に及んで居る。

滿洲の緬羊は所謂脂尾羊種で地方に依り被毛體軀に多少の差異があるが頭部、頸部、脚部は體軀に比して細小で、毛色は脚部に黑斑あり、體軀の方には黑斑あるもの黑色のものもあるが一般には白色である。角は有角のものと無角のものとあるも、牡は殆ど角を有して居る。額は大で鼻梁は外方に凸出し顏は長い。脚部は長く特に長途の步行に適し動作は活潑である。

生體量は牡三八瓩―六〇瓩、牝二六瓩―三八瓩、肉質は良好である羊毛は粗毛と緬毛と混じ、頭部、腹部、脚部には緬毛を缺ぐ。產毛量は春期七五〇瓦、秋期五六二瓦にして、毛質一定せず、死毛、夾雜物が多く品質は不良である爲に、毛布、カーペット、フエルト等下等の毛製品の原料になり得るのみである。然し毛皮に就て見るに元來在來種が毛皮として利用される事が多く、防寒用毛皮として、軍衣、褥子、大襖(長上衣)等の皮衾を作るに使用せられる。又羔子皮(仔羊皮)は純白にして毛がカールして美麗であるから中流の大襴(外套)大襖、小襖(短下着)坎肩兒(胴着)の皮衾として用ゐられる。

滿洲國に於ける緬羊の分布狀態を見るに、蒙古一帶は專業に羊を飼育し從て其の頭數も多く、全滿一七〇萬餘の內其の三分の二を蒙古地帶即ち興安四省が占めて居る。即ち蒙古に於ては緬羊は缺ぐべからざる生活の必需品にて、羊乳は飲用とし乳製品を造り、毛皮は衣服に羊毛は毡子(包に使用するフエルト及敷物)にあらゆる方面に利用されて居る。飼養の方法は羊舍の設備はなく水草を追て所屬の旗內を轉々として遊牧をなして居る。夏は青草の爲榮養は良好であるが、冬期は寒氣と飼料たる枯草の缺乏の爲に著く痩せ斃死頭數も少くない。他省にては概ね副業的にして、夏は青草地に放牧するか冬は野乾草、稈を與へ、又濃厚飼料、給水、給鹽をするものもあつて多少進步して居る。興安四省に接したる龍江、熱河、錦州各省に多く飼養されて居るのは地勢上自然の理である。

滿洲國に於ける緬羊は羊毛改良增收の目的にて滿鐵公主嶺農事試驗場畜產科にてメリノー種牡を蒙古種牝に交配して生じた一回雜種に再びメリノー種牡を交配して二回雜種を作り出した。此の二回雜種の毛質は半數は一回雜種と半數はメリノー種と全然同性質にして、メリノー種と同型のものは固定雜種にして在來種牝に交配する時はメリノー種と同一の結果をあらはす。毛量も第二回固定雜種は在來種に比し約二倍半に達する成績を得て居り、試驗場に於ては此の二回固定雜種を以て在來種改良の方針を定めた。國策上から言ふも在來種の改良は是非なし遂けねばならぬ事業であるが、無智頑迷な人民の頭を改良事業へ迄指導することは改良上の凡有技術上の難事よりも更に困難であり、當事者の苦心も亦こゝに存する。

山羊

山羊は緬羊中に混牧され、場所によつては山羊を多く飼育するが、普通は大體緬羊の一―二割と見られて居る。熱河、錦州、奉天省に多く飼養され、緬羊に比し强健なる爲自然的條件不良の土地に飼養されることが多い。粗毛に混じ絨毛を生じ質は比較的良好であるが、毛量少く利用價值は少い。其の胎兒の毛皮即ち山羊猾子は海外に輸出され、又滿支人の衣服に製せられ毛皮として尊重される。

今次の輸出毛量より緬山羊の頭數を檢討するに、一九三一年より三四年迄四箇年平均三〇〇萬封度、二二五萬斤である。之は夾雜物を除きたるもの洗上げをなしたるもの等多數を含んで居るのであるが、夫れを考慮に入れず全部を刈毛した儘の重さと考へるならば、一頭平均產毛量二

斤と見て之を產出するに要する頭數は一一二萬頭である。國內消費としては普通民家にて炕(温突)の上に敷く毡子の原料、蒙古包の原料たる毡子又帽子、毡鞋等に用ゐられる原料毛の數量は夥しい數量に上るものと見られる。之を推定することは困難であるが、蒙古包の原料たる毡子に大體幾何の羊毛を要するかを見るに直徑約一三尺の包に毡子(フエルト)八枚を要し、羊毛一〇〇斤を必要とし、使用年限を五年と見ると補給に毎年二〇斤を要す。其の他一〇〇斤の毡子の製造費として五〇斤の羊毛を支出する故夫れが一年に一〇斤を要することゝなる故に包を維持するに一箇年三〇斤が絶對必要量である。今滿洲國內の蒙古人は(一)四五萬人、戶數は七六、〇〇〇戶で此の內の幾割か固定家屋に定住して居るが審でないが、此の內六萬戶が包の生活をして居ると見ることが出來る。之が一包一年三〇斤の羊毛を要する故全部で一八〇萬斤、頭數に見て九〇萬頭、前記の頭數と合して約二〇〇萬頭である。其の他蒙古人の食糧として一箇年に少くとも二―三〇萬頭の緬羊を必要とするは當然であつて、單に前記の三要素のみにより推定するも三〇〇萬頭を下るとは考へられない。

之に山羊が約二割と見て合計三六〇萬頭は最小限度の頭數であると推定することが出來る。

緬羊の價額は肉量二〇斤(一斤一五〇匁)位のものは三・五〇―四・〇〇圓で目算肉量の多少に依り種々の價額を生ずるも五・〇〇圓―一〇・〇〇圓の間の價額のもの丶出廻りが多い。

註　一、『第二次滿洲國年報』國務院統計處　昭和十年六月一一六頁―一二七頁。

豚

滿洲に於ける豚の起源は明かでないが、漢人の滿洲國移住のとき伴はれたと一般に信ぜられて居る。爾來幾百年よく滿洲の氣候風土に適應し、在來種として今日に及んで居る。其の體軀の大さ、成熟の早晩に依り大型、中型、小型の三種に便宜上分類せられて居る。大型種は生體量一五〇瓩―一八八瓩に達し、屠殺に適するには生後約二箇年を要し、次に中型種は生體量一一三瓩―一五〇瓩に達し、生後一年乃至二年位で屠殺に適し、更に小型種は生體量九四―九八瓩にして生後約一年にして屠殺に適する。

以上の中大型種は專ら新京附近即ち吉林省南部より奉天省北部地方に於て飼養されて居るが、晩熟性にして肉質可良ならざる爲近年は著しく飼養頭數を減じつゝある。中型種は大型種よりも北に分布を見、哈爾濱附近より南は金州に至る間其の飼養は全滿に擴がつて居る。小型種は遼河の西方を原產地となし、其の早熟性なると飼育簡單なる爲に小農家に歡迎され、中型種と同樣全滿に廣く飼養されて居る。

在來種は總じて晩熟性にして、屠殺率は不良で肉質も良くないが、滿洲の氣候によく順應し、强健にして多產よく八―一五頭を一腹に產する。又其の豪毛は刷子製造用原料として需要多く支那本土と共に世界有數の生產地である。其の肉質は可良ならずと雖漢民族の嗜好に適し、飼養頭數も豐富にして國內需要を略充し、現今改良しつゝあるバークシヤ種との改良雜種の普及が徹底すれば肉質の向上と肉量の增加とは肉加工業を盛ならしめ、豚肉製品たるハム、ソーセージ等を輸出するの域に迄達せしめ得る可能性は甚だ多い。

今豚の頭數を檢討するに、前記統計に四六六萬餘頭とあるも、全滿農家戶數が興安各省を除いても約四〇〇萬戶あり、其の農家が前記頭數を飼養するものとせば一戶平均僅か一・二頭宛に過ぎず、斯樣な頭數は農家に現在飼育されて居る狀態から見ても餘りに少な過ぎる頭數である。普通の農家にては大體少くとも一頭の蕃殖牝豚を有して居るのであるが、今假りに農家五戶宛に一頭の蕃殖牝豚を有するとせば、農家四〇〇萬戶にては八〇萬頭となり、仔豚の斃死率を考へ生產率を低く見て一箇年に蕃殖牝一頭より一〇頭の仔豚を生產するとせば、蕃殖牝八〇萬頭に對して八〇〇萬頭を得る。今蕃殖牝の有效なる使用年限を三箇年として其の候補牝を二七萬殘すものとせば、每年七七三萬頭は屠殺可能頭數と見ることが出來る。

蕃殖牝八〇萬頭、肥盛豚農家一戸宛平均二頭とせば農家四〇〇萬戸にては八〇〇萬頭、計八八〇萬頭を常在數とせば、前記七七三萬頭に蕃殖牝の廢用二七萬頭、計八〇〇萬頭が毎年屠殺される頭數と見ることが出來る。而も之には種牡約二萬頭を全然計算に入れぬ故屠殺頭數は尙多くなるのである。

この推定よりして滿洲國には約九〇〇萬頭の豚が飼養されて居るものと考へるも過大な數とは謂へない。

豚の價額は肉量、肉質に依り決定され、肉量多く肉質良好のものは單價は高くなる。奉天市場に於て生體二〇〇斤以上のものは立一斤(一五〇匁)一六—一七錢故に三二圓—三四圓前後である。

生體一三三斤程度のものは立一斤一四—一五錢故に一九—二〇圓である。市場に出廻るもの、多くは生體一五〇斤(二〇—二二貫)程度の豚である。

4　畜産品

牛肉

滿蒙牛はこれを肥鹽するも脂肪の沈著が肉間に及ぶこと少く、皮下に多く沈著して其の味は一般に不良と謂はれ、從來其の肉は主として纖詰用として輸出されてゐた。これは惟ふに飼養管理の不良なことにも歸因するのであるが、肉牛の殆ど全部を占める閹牛の去勢時期が滿蒙では明二歳の春に行ふのであるが、この時期が少し晩いために肉牛とするときに不良の結果を來すものと思はれる。又輸出時の取扱上諸種の設備の不備等も亦肉の味に惡影響を與へることは從來の經驗上明である。

しかし最近の實績によれば滿蒙牛は食卓用としても我國に輸入される他の外來肉に比し何等劣ることなく、又軍隊用の肉としては脂肪分少く煮減り少きため適當してをることが確められた。各種の缺點の改良により利用の途は廣いのであるが、我國が現在諸外國より輸入してをる牛肉を滿洲國に求め得る樣になれば一朝有事の際に於ける安全なる供給地を有することになる。日本の輸入牛肉量は一九二六年—三二年の年平均一〇〇、六二三頭にして、これを以て大體我國の不足量と見ることが出來る。現在我國は滿洲國より二〇、〇〇〇頭乃至二五、〇〇〇頭分の牛肉を輸入して居るが、前記一〇萬頭の不足量を滿洲國の畜牛により充足せしむるためには、滿洲國家畜の大敵たる獸疫による高率なる斃死を防ぎ、資本の回收速かなる羊、豚、家禽の飼育を奬勵して現地に於ける牛肉の消費に代へしめ、交通網の發達による奥地よりの圓滑なる出廻を計り、屠殺場、冷藏庫、冷凍貨車等の設置による牛肉の貯藏及輸送の完全を期すること等が緊要である。併しながら滿洲國政府發表程度の家畜資源にては右一〇萬頭の餘剩頭數は到底之を算出し得べくもない。こゝに於て牛の現在頭數を檢討すると次の樣になるが、この頭數を以てすれば前記各種の條件の遂行と相俟つて一〇萬頭の輸出をなし得る可能性がある。次に滿洲國の畜牛頭數一、三五八、四四〇頭より每年幾何の生産をなし幾何の廢用畜を出して居るかを推定により計算して見よう。

滿洲國畜牛の性別率は牝四〇%、閹五四%、牡六%と見られて居るがこれは大體妥當なる割合と見て差支へない。

成牛(四歳以上)は總頭數に對し約 五八・六四%とされて居り、これによると成牛頭數 七九六、五八九頭、成牝牛頭數 三一八、六三五頭、成閹牛頭數 四三〇、一五八頭、成牡牛頭數 四七、七九五頭、殘餘は一—三歳迄の牛となる。このうち蕃殖牝は牝頭數の九〇%とされて居るから蕃殖牝頭數は 二八六、七七二頭である。

今蒙古地帶及滿洲各省に於ける牝牛の犢生産率を七〇%とすると蕃殖牝より 二〇〇、七四〇頭の犢を每年生産する。この約二〇萬頭の犢の死亡率が一〇%とすれば殘り一八萬頭となり、このうち半分の九萬頭を牝とし其の中八萬頭を蕃殖牝候補として殘せば結局一〇萬頭が屠殺可能頭數である。これを每年順次成畜の方に繰り入れると成畜の廢用を同じ頭數だけ得る。又蕃殖牝の廢用八萬頭合計一八萬頭の屠殺可能頭數を得るこの頭數は現在頭數を常在せしむるとせば極内輪に見積つて屠殺し得る頭數である。然るに滿洲國内の屠殺場にて屠殺せる畜牛の總頭數は一八四、七六五頭にして推定屠殺可能頭數よりも多い。此の他には斃死する牛屠殺場の設置なき僻遠の地にての密殺等を考へると少くとも三〇萬頭は廢用頭數と見ることが出來る。然るに前記の率より謂ふとこの頭數を廢用となし得る爲には總頭數に於て少くとも二〇〇萬頭の常在がなければならぬことになる。この三〇萬頭は生皮の出廻數量よりしても推定し得られる。卽ち一九三二年度の滿洲産業統計に擧げられた生皮のみの出廻に於ても四九萬枚餘であつて、勿論これには出廻りが重複するものもあるが三〇萬頭の餘剩頭數は多過ぎる頭數とはいへない。

註　一、國線調査畜産分科會、畜産資源竝畜産物增減豫想調

豚肉

在來種は晩熟性にして肉附肉質も不良なる故之を「ハム」「ベーコン」等の肉製品とするも歩留り惡く品質又不良にして外國の優良品を交配して肉附肉質の改善を計るに非ざればこれを國際的な商品と爲し得ざる現狀にある。滿鐵公主嶺農事試驗場に於ては一九一三年以來「バークシャ」種を輸入し、此等在來種に交配して雜種を作り在來種の有せし缺點を改良して肉附肉質共に著しく佳良となし此の改良種による普及を計つて居る。滿洲國内に於ては回々敎徒は豚肉を宗敎的に全然使用せず、又蒙古人は豚を飼育せざる關係上殆ど之を用ゐないが、共の他は全國的に之を飼育して國内需要を充して居る。又肉製品たる「ハム」「ソーセージ」も奉天、大連にて小規模に製造され地場消費されて居るに過ぎない。在來種に「バークシャ」を交配せる二回雜種に改良することにより肉量を增し肉質を向上し、生體量に於ては生後一箇年にして在來種に比し四七%以上の增加を示す如き成績もあり、將來耕地開拓と共に豚飼育頭數の增加及豚肉製品の需要增加と共に畜産加工業の發達は期して俟つべく肉製品の大供給地たり得る可能性は充分にある。「バークシャ」大型、中型、小型「バークシャ」を中型に交配せる一回雜種、二回雜種に就て各試驗成績表を示すと次の如くである。

各種豚發育成績比較表　(單位瓩)

種類	性別	卵重量數	生産時	一箇月	二箇月	三箇月	四箇月	五箇月	六箇月	七箇月	八箇月	九箇月	十箇月	十一箇月	十二箇月	十三箇月	十四箇月	十二箇月に於ける發育比較比率
バークシヤ	滿洲在來大型	七	一・〇九瓦	一〇・九瓦	一二・九瓦	一八・三瓦	二七・〇瓦	三五・八瓦	四五・一瓦	五五・二瓦	六四・一瓦	七二・三瓦	八〇・三瓦	八七・二瓦	九三・三瓦	九八・八瓦	一〇二・九瓦	一〇二・九瓦
同	滿洲在來中型	八	一・〇九瓦	一〇・九瓦	一六・〇瓦	二一・〇瓦	二七・〇瓦	三二・一瓦	三七・二瓦	四二・六瓦	四七・二瓦	五二・三瓦	五七・二瓦	六二・一瓦	六六・四瓦	七〇・四瓦	七三・四瓦	七三・四瓦
同	滿洲在來小型	九	一・〇九瓦	一〇・九瓦	一六・〇瓦	二一・九瓦	二七・〇瓦	三二・三瓦	三七・三瓦	四二・六瓦	四七・二瓦	五二・三瓦	五七・二瓦	六二・一瓦	六六・四瓦	七〇・四瓦	七三・四瓦	七三・四瓦
同	バークシヤ(一)滿洲在來(二)同(三)雜種	一〇	一・〇九瓦	一〇・九瓦	一六・〇瓦	二一・九瓦	二七・〇瓦	三二・三瓦	三七・三瓦	四二・六瓦	四七・二瓦	五二・三瓦	五七・二瓦	六二・一瓦	六六・四瓦	七〇・四瓦	七三・四瓦	七三・四瓦
同	同上二回雜種	一五	一・〇九瓦	一〇・九瓦	一六・〇瓦	二一・九瓦	二七・〇瓦	三二・三瓦	三七・三瓦	四二・六瓦	四七・二瓦	五二・三瓦	五七・二瓦	六二・一瓦	六六・四瓦	七〇・四瓦	七三・四瓦	七三・四瓦
同	同上三回雜種	二〇	一・〇九瓦	一〇・九瓦	一六・〇瓦	二一・九瓦	二七・〇瓦	三二・三瓦	三七・三瓦	四二・六瓦	四七・二瓦	五二・三瓦	五七・二瓦	六二・一瓦	六六・四瓦	七〇・四瓦	七三・四瓦	七三・四瓦

各種豚屠殺解體比較試驗　(單位瓩)

種類		頭數	六	九	四	九	九	八
バークシヤ種	滿洲在來小型種							
同	滿洲在來中型種							
同上	バークシヤ(一)同(二)滿洲在來大型種							
同上	バークシヤ(一)同(二)雜種二回雜種							

種類		生後月数	生体量	骨量	内臓量	屠体量	生皮量	利用部分	皮量	骨量	内臓量	屠体量	利用部分
「バークシャー」種	同型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
	同型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
	在来種	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
「バークシャー」種	大型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
	中型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
	小型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
「ヨークシャー」種	大型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
	中型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
	小型	一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩
在来種「バークシャー」種と雑種一同		一二	一二四瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩	一二瓩

製品の製造歩留比較

種類		品名	利用部分	皮	骨	内臓	屠体	生皮	利用部分	皮	骨	内臓	屠体
「バークシャー」種	同型	「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物
	同型	「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物
	在来種	「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物
「バークシャー」種	大型	「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物
	中型	「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物
	小型	「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物
在来種「バークシャー」種一同		「ベーコン」	滿洲在来「バークシャー」種一同	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物	乾燥物

製品品質比較

種類		品名	皮の色	肉の色	脂肪の色と肉の香味	風味
「バークシャー」種	同型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
	同型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
	在来種	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
「バークシャー」種	大型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
	中型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
	小型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
「ヨークシャー」種	大型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
	中型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
	小型	「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良
在来種「バークシャー」種一同		「ベーコン」	淡黒色	淡紅色	脂肪白色	良

爲には改良雜種より産するメリノー型羊毛を以てする必要がある。

我國に於ける需要原料毛の輸入は累年增加し、一九三二年度に於ては原料毛のみにても實に二億萬封度を超えて居る。然るに我國の産毛量は僅か一八萬封度餘に過ぎず、將來一〇〇萬頭增殖計畫が實現するも其の産毛量は六〇〇萬封度にて我國の現狀にてはこれ以上の增殖産額は到底望み得られない。この時に當つて我國と密接不可分關係に在る滿洲國の緬羊を改良增殖して近き將來に於ける安全なる羊毛供給地たらしめる必要がある。

この目的の爲には多額の費用と多年の年月を要し、當事者の絕えざる努力に依らねばならぬのであるが、畜産施設の章にて後述する如く今や滿洲國の各地に於て其の第一步が踏み出されて居る。

豚　毛

豚毛「ブリッスル」と稱せられ各種刷子製造原料として重要なるものであるが、滿洲の在來種は肉附、肉質は不良なれども飼育地は概ね寒地にして粗管理のもとに飼養される故にこの良好なる「ブリッスル」を生産する。

今や世界各國の豚は肉質、肉量を主として改良されたる結果豚毫の生産はなくなり、滿洲國は支那、ロシヤと共に之が有力なる供給地となつた。

從來は各地の産毛が一旦天津に集められ同港より輸出されて居たが、滿洲國建國以來運賃關稅に制約せられ、且又營つては天津にて專業の如くなされたる精毛作業にも熟練して來たる爲今や豚毛市場の中心地たる奉天に於て精毛され、大連經由輸出される數量が多くなつて來た。一九三三年及三四年の輸出平均は二七、三〇七擔にして、右のうち大連より一〇、一四三擔輸出され、之は全滿の輸出數量の約三七%に當る。

他は大部分山海關、承德を經て天津に輸出される。

この支那への輸出を除き數量に於て米國、日本、英國、獨逸の順に輸出されるが、支那への輸出量の大部分が再び米國へ輸出されるのである

から米國への輸出量は第一である。

奉天に於ける最近の價額は一斤最高五圓五十錢、最低一圓二十錢、平均三圓四十錢である。

豚毛は羊毛の如く剪り取りて生産することなく、屠殺時にこれを引き拔くか倒り取るか或は熱湯にて蒸かして引拔くもので一生に一度生産するのみである。

原毛は高尖鬃、滑鬃、大路鬃、毛鬃の四種に分けられ、高尖鬃は六吋以上、滑鬃は二—五吋、大路鬃は普通品で鬃のうちに幾分の鬚に近き毛を混し、毛鬃とは鬚に近き毛のうちに普通の豚毛を混じたる最下等品である。

又産地別によりても次の如く品質に上下を生じて居る。

第一、黑河省、龍江省、三江省方面産
第二、吉林省、間島省、安東省産
第三、東部內蒙古地方産
第四、奉天東部地方、奉天、新京等の滿鐵沿線産
第五、錦州地方産
第六、奉天以南の滿鐵沿線産
卽ち寒冷地産のものより順次溫暖なる地方に至るにつれ不良とされて居る。

「ブリッスル」の品質は多種多樣にして、其の鑑別は困難であり、更に支那商人が重量を殖す爲に豚鬃中に腹毛を混じ、冬毛中に夏毛を入れ或は過氣を含ましめ甚しきは馬毛、小石、釘などを混ずる等諸種の奸策を弄するので買上け時の品質の鑑別は益困難となる。其の取引は現在殆んど滿支人、外人商人により行はれて居るが、今後益我が國の刷子工業が隆盛となり滿洲國よりの輸入も增加されると見なければならぬ故に日本商人の進出が望まれて居る。

一九三三、三四年度に於ける我が國への平均輸入量は二、三八四擔、其の價額は三七七、六八〇圓である。

馬　毛

馬毛は馬尾、馬鬃に區別され、其の用途は豚鬃と同じく刷子其の他種々の工藝品の材料として使用される。

その産額は不明であるも、推定斃死及廢馬頭數より考へる時一〇〇萬斤は産出されると思はれる。

輸出の數量は一九三二、三三、三四年の三箇年平均七、三二六擔、其の價額は四七二、六〇一萬圓で日本、米國、英國、支那へ大部分輸出される。

牛　毛

牛毛は普通褐色にして多少卷縮し、長さ二—四吋に及ぶものがある。これを氈子卽絨氈樣の表面立毛の織物の原料とし、又毯子と謂ふ氈子よりも下等の織物で經絲共に牛毛を用ひて織る織物の原料となる。又下等の毯子（フェルト）には兩面の中間に牛毛を使用する。

産額は一〇〇萬—一六〇萬斤と推定されてゐる。

牛　皮

牛皮として滿蒙に産するものは闉牛皮、牝牛皮、犢牛皮である。之は又年齡、體の大小、性別、剝皮後の手入れ、飼養管理の良否等より生ずる牛皮の差異により分類せられ、原皮に等級がつけられて居る。其の內市場に出廻るもの丶大部分は犍牛皮卽ち闉牛皮で、剝皮後陽光にて乾燥せる乾皮として取扱はれて居る。

生皮は生體量の大體一一%である故普通肉牛として最も多く出廻る一〇〇㎏程度の牛の皮にて大體の見當をつけることが出來る。

乾皮の步留四〇%である。一九三五年末奉天に於ける價額は一斤二五錢位であるから、一〇〇㎏程度の牛の皮は一五—一六圓位である。

滿蒙産の牛皮は品質劣等であるが殊に蒙古産牛皮は牛虻に依り背線部の重要部位にウシバイ孔を無數に生じ、製革後外觀を損し局部粗弱なる爲に切斷し、易く制用の範圍は狹い。又蒙古人は剝皮術拙劣なる爲に刀痕多く製革に際し障害となること多きも滿洲産のものは概ね熟練せる回

々敎徒の專業屠夫が剝皮する故刀痕は比較的稀である牛皮の生産は屠殺約二〇萬頭、密殺、斃死等を含して約三〇萬頭分と推定されるが、一九三四年度に於ける輸出は僅に一、七六七擔、之を枚數に見て約八千—一萬枚、價額は六〇、五五六圓である。高級品の國內消費に不足する故牛皮の輸入は六、五八三擔、三六萬圓を算して居る。其の他ベルト、鞁、鞋底皮等の皮革製品は金額にして二七〇萬圓餘である。現在の所では滿蒙牛皮の牛虻による被害の豫防法に適法なく此の被害より逃れ得たならば莫大な輸入量を防ぎ得て其の利益は少くないであらう。

取引は斤建にて行ひ犢牛皮、胎牛皮のみは枚建である。取引市場の重なるものは奉天、錦州、營口、鄭家屯、新京、吉林、哈爾濱、齊々哈爾海拉爾、滿洲里である。

馬、驢、騾皮

滿蒙人は馬肉を食用とする習慣なく、又馬の飼養目的が役用にあるため屠殺場に於て屠殺されるものは殆んどなく、馬皮として市場に出廻るものは斃死馬、病馬、廢馬の皮が大部分を占めて居る。滿洲にては馬皮と驢皮とは同一に取扱はれ騾皮のみが區別せられて居る。

現在總頭數を基礎として馬、驢、騾皮の生産を推定するに、皮革生産率を總頭數に對して九%と見るとき約二〇萬枚餘、騾皮は五萬枚餘、計二五萬枚餘生産されるものと推定される。一九三二、三三、三四年平均の馬、驢、騾皮の輸出は一七、〇九五擔にして、之は主として馬、驢の乾皮である。今夏物、冬物の平均重量を一〇斤とすると輸出の枚數は約一七萬枚にして、殘りの八萬枚餘が國內の消費に充てられて居ることになる。

最近に於ける奉天の馬皮相場は一枚三·八〇圓—五·三五圓の間を上下して居り、其の中良質のものは平均五圓見當である。馬駒皮は毛質のよい優良品は成馬廳よりも高價である。騾皮は殆んど現地消費のみで輸出はなく、價額も馬、驢皮に比し半價位にて奉天に於ける最近の相場は二—二·三〇圓、大騾皮は二·六〇圓である。

緬羊皮

滿洲に於ける毛皮用原皮は大部分が緬羊皮及山羊皮にして、其の羊の品種も羊毛種としては不良であるが、毛皮用としては改良品種に優つて居る。緬羊皮といふのは冬期剝皮されたるもので、春季剝毛後に剝皮されたるものは剪査皮と稱し、用途を多少異にし、價額も亦低廉である。羔子皮は緬羊の胎仔及生後間もなき幼畜の皮をいひ毛が波狀に捲縮し美麗にして需要は多い。最近に於ては朝鮮、日本へ三萬枚內外の輸出を見て居る。

山羊皮

山羊皮は緬羊と同じく毛皮として大部分使用され、製革原皮として取扱はれるものは舊曆四月より九月頃迄に剝皮されたる山羊板子と稱するもので、キット靴の裏皮等に使用され海外に輸出される。此の山羊板子のみは他の毛皮が枚建なるに反し斤建にて取引される。緬羊と同樣胎仔の皮及生後間もなき幼畜の皮を山羊猾子と稱し、山羊皮よりも高價で稍高級なる衣服用として愛用されて居る。

滿鐵經濟調査會『滿洲經濟年報』昭和八年版による山羊、緬羊生鞣皮の集散高は約七三萬枚餘にして、此の中には出廻りに重複せるものも考へられる。然し之は全滿の集散高ではなく、此の他に自家用の消費數、其の他蒙古地方より北支への出廻り等を考慮に入れる時は緬羊、山羊皮合計百萬枚の動きはあるものと推定される。此の數より考へる時は緬羊山羊の全滿總頭數二百三十餘萬頭は餘りに少い頭數といはねばならぬ。

犬皮

滿洲產の犬皮は裏地產なる故毛は密生して長く價額低廉にして毛皮用としては好適のものである。其の產額及質は世界的のもので輸出量も五〇—六〇萬枚を數へて居る。他の野生の毛皮獸が濫獲の結果年々其の數を減ずる傾向あるに反し、犬は滿洲各地に於て每戶殆んど番犬として飼養され、其の飼育には何等の手數を要せず今後と雖減少の憂れなく、他の何れの毛皮よりも確實有利なる供給源にして滿洲に於ては今一步を進めて正式に副業化せしむるも不可ではない一九三二、三三年度に於ける輸出平均四八萬五千枚を越え、價額は七八萬餘圓である。一九三四年度に於ては相場の關係よりして激減したが、之は一時的の現象と見るべきである。仕向國は米國、日本で、主なる市場は錦州、奉天であつて、市場出廻り及國內消費數は莫大な數に上るべく毎年百萬枚を越えるものと推定される。

其の他の獸毛皮

滿洲に於ては獸毛皮が一般に生活の必需品の域に迄進んで居るから生產數も多く輸出も多い反面に又輸入數量も少くない。

滿洲產の獸毛皮の主なるものを列擧するに次の如きものである。タルバカン(モルモット)、狐皮、兎子皮、浣熊皮(狸)、猫皮、獺皮、貂皮、黑貂皮、狼皮、猞猁皮(オホヤマネコ)、獵皮(アナグマ)、栗鼠皮、銀鼠皮(エゾイタチ)、イタチ、カリンスキー(イタチ)等で數量及價額は畜產品輸出の項に揭げである通である。

獸骨

滿洲國に於て各種家畜の屠殺又は斃死により生產される獸骨の數量は莫大なものであるが、重量に比し價額低廉にして輸送費に多くの費用を要する爲輸送の便のある地方に於て產せられるもののみ僅かに利用されて居る外は空しく放棄されて居る。主なる集散地は北滿にては哈爾濱、南滿にては錦洲、奉天にして、市場の出廻り時期は十月より翌年の三、四月頃までである。

骨、碎骨及廢骨の輸出量價額は次の如くである。

	一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生骨	八七一噸	二四〇、一七二滿圓	六二三五噸	一三九四五滿圓	四三五八噸	八六二四滿圓
碎骨及廢骨	九六七八噸	三四〇、一〇〇	二三六五噸	二八六四〇	二九六噸	三六九二

獸骨といふは牛骨を主とし時に他の家畜の骨をも牛骨として取扱はれることがある。主として大連、安東、山海關より輸出され、仕向地は日本、支那、朝鮮である。日本に於ては肥料を主に又膠、ゼラテンの原料にもなる。今後滿洲國の鐵道網の發達と相俟ち現在に數倍する集散が期待し得られる。

三、畜產物輸出狀況

滿洲國の諸工業は其の規模小さく未だ手工業の域を脫して居らず、滿鐵沿線主要都市に設置された日本側の諸工業を除いては見るべきものがない。各種の豐富なる資源を擁するにも不拘、之を精製品にまで加工する工業的要素に乏しきため原料として諸外國に輸出するものが多い。畜產物加工業に於て之を見るに、毛織工業、獸脂を利用する石鹼工業、骨粉工業に於て、二、三の大規模なものを見るのみである。而して原料品の國外輸出が大部分を占める稅關の所在地は大連、哈爾濱、安東、營口龍井村、山海關、承德、圖們の八箇所であつて、貿易額に就ては大連、安東、營口が斷然他を壓して全國貿易額の九〇%以上を占めて居るが、只畜產品の輸出に於ては其の畜產物の生產地、仕向國の關係よりして必ずしも前記三港が優勢とは限らぬ、輸出量及價額の大なる羊毛、豚毛、皮革、毛皮の輸出箇所及仕向國を表にて示せば次の如くである。

羊毛輸出港別數量及價額表

港別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
大連	三一〇、六〇〇斤	四二、六〇〇斤	一四四、七三一斤	三〇六、九九九斤
營口	一〇一、三〇〇	八、八〇〇	三、九〇八	五、八〇〇
安東	一三、五〇〇	一三、〇〇〇	五、〇九一	七、三三三
哈爾濱	九六、一〇〇	一四、一〇〇	三八、一七	—
山海關	—	—	一、三六六、八六二	一、三三二、九二四
承德	—	—	二一〇、三六	五六、〇七七
圖們	—	—	一九三	—
計	三二三、一〇〇	七四、七〇〇	一、四二八、八六八	三、六二八、七三三
價額	海關兩 七七、六〇四	海關兩 一八、三二二	第一國幣 一、二八〇、四二二	第一國幣 二、一四五、八二二

羊毛輸出國別數量

國別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
日本	七二、三〇〇	二八、六〇〇	四七、一九〇	三〇六、九九九
支那	一〇、九六三、〇〇〇	三三、三〇〇	一、六七四、四〇〇	二三、八九六
ロシヤ	九六一、一〇〇	一九、一〇〇	三六、一七	—
米國	一三四、六〇〇	二一五、六〇〇	一四四、二〇四	二六九、八六二
獨逸	—	—	—	二、六三二
計	二三三、一〇〇	七四、七〇〇	二四二、八八	二、六二八、七三三

豚毛輸出港別數量及價額表

港別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
大連	六、〇三三噸	四四八二噸	一二、三五二噸	八、三二二噸
安東	三四七	八九九	一、一四七	一、三三七
營口	七二	一〇六	三、一三	三七
山海關	—	—	一八六四	一、三三四
其の他	—	八六	九三	三八八
計	七三七	五四八二	一四、六六九	二八、二二二
價額	海關兩 一、三〇一、三	海關兩 七九、二五五	第一國幣 二、一四五、八二二	第一國幣 二、一四五、八二二

豚毛輸出國別數量

國別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
日本	三五	四八	一八三	二八四三

種別	區分	年	數量	價額	數量	價額	數量	價額
畜産物輸出量			一九三年		一九三年		一九四年	
牛								
パラ								
牛								
タ								
イ								
蠟								
ド								
油								

皮革生糊牛皮、馬、其の他の獸皮輸出港別數量及價額表

港別	一九三年		一九三年		一九四年	
大連						
安東						
其の他						
計						
價額						

皮革輸出國別數量

國別	一九三年	一九三年	一九四年
英國			
米國			
其の他			
計			

種別	年	一九三年		一九三年		一九四年	
毛皮及革輸出國別價額	區分	數量	價額	數量	價額	數量	價額
牛							
馬、騾、驢							
其の他の動物							
計							

生畜並畜産物輸出量

種別	年	一九三年		一九三年		一九四年	
	區分	數量	價格	數量	價格	數量	價格
牛							
豚							
家禽							
羊、山羊							
馬、騾、驢及其の他の動物							

備考　以上の表は「滿鐵調査部編纂滿蒙年報」より作成。

毛皮及革輸出國別價額

國別	一九三年	一九三年	一九四年
英國			
米國			
其の他			
計			
佛領印度支那			
香港			
英領印度			
其の他			
計			
大連			
安東			
其の他			
計			
價額			

獺皮（アナグマ）									
狸皮（狼皮）	三四二		六〇二五	二八三	三九七〇	二四二一	四一二五	九二七〇	
仔馬皮						五二二一	一三五三九		
其の他已硝或未硝皮及毛を原料として製したる衣服或は各種敷物			四三七九五		三三二九二		二四四七六〇		
合計									
緬羊毛	七六三〇〇		一三〇二五			一八五二		一八八二四	
山羊毛	五六四〇〇	二六八五三四	八二六八	一二〇四四三六七二				七六六一〇四	
山羊絨毛	三二三〇〇	二八三五六	三二九四〇〇		六五三六六	五五八六六	一四九一三二		
駱駝毛	一〇〇	三二八	四二六五		三三二七七	一三五六	二〇七四〇	一三六二一	

備考　以上の諸表は滿洲國政府財政部編「外國貿易統計年報」中より作成。

四、畜産施設

滿洲に於ける畜産施設は滿洲國の建國以前と以後とに於て劃期的轉換を見た。建國以前に於ては東三省政府は專ら自己政權の擴充、擁護或は私腹を滿さんとする營利的立場に於て之を考慮し、張作霖、吳俊傑等により經營せられた軍牧場は通遼、洮南附近に廣汎な地域を擁し、其處で車馬の生産を行ひ、又「メリノー」種羊を輸入して奉天及錦西附近等に之が飼育を試みたのみで、行政的な畜産施設は全く皆無と稱して差支へはない。

此の間に伍して滿鐵會社は農業立國の社是に基づき極力其の事業の興隆と振興意識の覺醒に竭すところがあつたが、施設に必要な土地の購入が不可能であり、加ふるに絕え間なき匪賊の迫害と中央地方官權の妨害に惱まされつゝ緬羊、豚、馬、之等に三百餘萬圓に近い巨費を投じあらゆる智腦を傾けて經營に苦心したが、附屬地以外に殆ど一步も踏み出ず事が出來ない有樣であつた。只辛うじて公主嶺農事試驗場及奉天獸疫研究所に於ける畜産關係試驗研究は幾多の貴重なる業績を擧げ建國後の畜産事業に對する基礎的方針の決定に根本的指示を與へた。現在滿洲國に於ける畜産施設は(1)滿洲國（實業部、蒙政部、馬政局）(2)滿鐵及鐵路總局(3)關東局によるものとの三系統に區分され、各其の獨自の立場から畜産事業の開發を目途として活動して居るが、滿洲國竝鐵路總局によるものは其の歷史新しく數多の施設も未だ完全に其の全能力が發揮し得るに至つてゐない。滿鐵によるものは稍完備して居るが、舊政權時代の極端に萎靡せる狀態より今漸く開放されたのみであり、又事變の影響によつて甚大なる被害を被つており、之亦近時漸く其の機能を整備し來つたのみであるものが多い。

一九三六年度に於ける滿洲國全畜産施設費は馬政局一八〇萬圓、實業部四〇萬圓、蒙政部二五萬圓、合計二四五萬圓で其の全歲出總額に對し約九%を占めて居る。金額から言ふと大したものではないが、其の比率から見ると日本に於けるそれより遙かに大である。只馬政局豫算が甚だ大であつて其の金額の七四%弱を占め、其の他全支出の二倍以上を費して居るのは稍首肯し兼ねるところである。之は馬が其の特性上日滿兩國國防上の最も重要なる軍用資源たる意味を有し且其の增殖改良費資源として其の經營する賽馬事業收入を充當することとなつて居るからであると思はれるが、將來尙考慮を要することと信ずる。

次に滿鐵及鐵路總局によるものは、鐵路總局約三五萬圓、滿鐵約六〇餘萬圓であつて、鐵路總局は各種畜場に二〇餘萬圓、沿線產業助成を目的とする預託其の他に要する緬羊購入費八萬餘圓、滿鐵は獸疫研究所費二五萬圓、種畜場費二〇萬圓、試驗場費一五萬圓が其の主なるものである。

以上一九三六年度に於ける滿洲國に於ける全畜産關係支出豫算總額を合計すると約三四〇萬圓となるが、馬政局豫算一八〇萬圓を控除すると一六〇萬圓となり、其の他の總額の五〇%が馬のみに費されて居る今滿洲國に於て畜産に關係あるあらゆる機關を表示すれば次の如くである

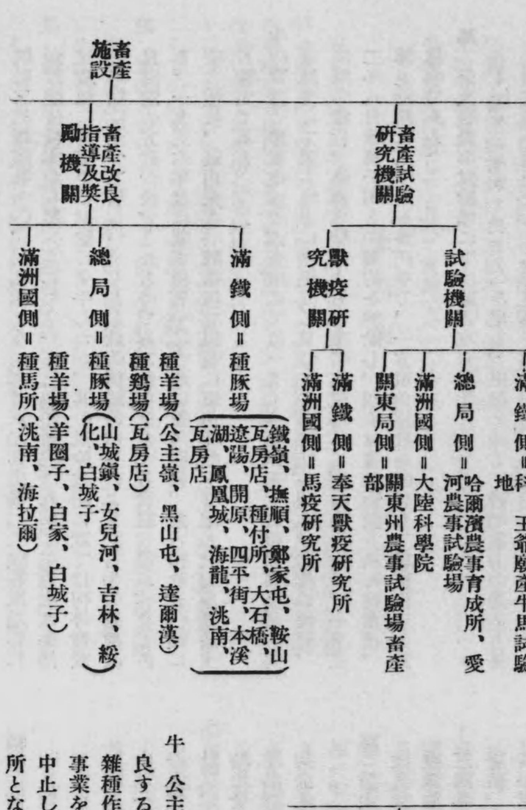

が、滿洲國の畜産事業の開發、發展に最も緊要なことは家畜の改良、增殖、各種家畜傳染病の豫防制遏であるから前記三系統の機關に於て之等が如何に取扱はれて居るかを說明しよう。

1　滿鐵及鐵路總局側

牛　公主嶺農事試驗場畜産料は前述せる如く蒙古牛の資質不良なるを改良する目的の爲短角種を用る乳、肉に優り役牛としても蒙古牛に優る雜種作成試驗を開始した。卽ち一九二九年蒙古內曼旗沙里に於て此の事業を始めたが、滿洲事變のため一九三一年十月以降は各種試驗を中止し、單に飼養管理のみを實施してゐたが、一九三三年匪賊の襲ふ所となり、繫養牛一〇五頭の內試驗牛九八頭（短角一、蒙古牝六〇、

同牡二三雜種牡一〇、同牝四）を掠奪され、其の後二二頭を取戻したが試驗は根本から覆へされた。一九三四年新設されたる王爺廟産牛馬試驗地に於て更に試驗に著手したが、其の試驗成績に就ては何等發表の時期に至つて居ない。しかし此の試驗の結果により蒙古牛の雜種改良試驗の方針が決定されるのであるから重要なる試驗と謂ふべきである。一九三六年度は蒙古種牝一〇〇頭に短角種牡、蒙古種牝五〇頭に蒙古種牡、短角蒙古一回雜種牝四頭に短角種牡を交配し試驗を實施する豫定である。

牛の豫託　鄭家屯産業調査所にては一九二八年以來大倉組華興公司と共同經營にて蒙古地方に廣範圍に亘つて牛の豫託を始め、獸疫の流行、匪賊の横行、滿洲事變による事業の支障等にて困難をしたが、一九三二年八月華興公司との契約を解除し、現在は豫託範圍を狹め達爾漢、博王兩旗に三千頭を豫託中で、一方短角種牡を配付して雜種作成も實施中である。

馬　公主嶺農事試驗場にては蒙古在來種牝に「アラブ」「ギドラン」「ハクニー」「アングロノルマン」を配し、原種に比して體型能力の進める優良固定種を選出せむとして牝馬を鄭通線白市の農民に豫託し、其の生産物に就て原種との比較試驗をなしつつあつた。然るに事變後匪賊に襲はれ全馬群を掠奪され牛數は奪還したが、最早同地にて試驗を經續し得ずして一時公主嶺本場に繫養したが牛と同樣現在は王爺廟へ牧養して試驗を開始した。一九三六年度は蒙古種牝三五頭に「アラブ」種牡蒙古種牝三五頭に「ギドラン」種牡、蒙古種牝三〇頭に蒙古種牡「ギドラン」蒙古種一回雜種牝二頭に「ギドラン」種牡を交配し、試驗を實施する豫定である。

一方公主嶺試驗場に於ては民間牝馬改良試驗の爲「アラブ」「ハクニー」を臥虎屯、撫順、鐵嶺、開原等に派遣し、種付を實施して居るが、一九二八年以來一九三五年度に至る種付頭數は三、四一二頭であつて、一九三五年度に於ける種牡馬繫養頭數一六頭である。

緬羊　前章緬羊の項にて說明せる如く「メリノー」種及「メリノ」種による改良雜種を以て滿蒙の緬羊改良の方針とし、現在公主嶺（一九二四年）黑山屯（一九二一年）、達爾漢（一九三四年）に種羊場を設け、優良種羊の育成配付を行つて居る。三種羊場の繫養頭數は公主嶺三三〇頭、黑山屯一、一八六頭、達爾漢一、六二七頭であつて、以上の三種羊場にて一九二八年より三五年に至る間に貸配付した「メリノー」種、改良種合計三、〇九八頭である。斯く民間に良種の頭數の增加を計る一方、羊毛助成金の交付、緬羊組合の設立、種羊輸送賃半額補助、獸疫豫防、緬羊品評會の開催等あらゆる方法を講じて其の助成奬勵に努めて居る。尙公主嶺試驗場に於ては「メリノー」種以外に在來種に「カラクール」種「コリデール」種を交配し改良試驗を實施中である。

豚　公主嶺試驗場に於て試驗したる在來種に「バークシヤ」種を交配する改良試驗の成績に鑑み在來種豚改良に著手し、一九二五年度に鐵嶺に種豚場、撫順、鄭家屯に種豚飼育所を設け、一九二六年に鞍山（一九三四年廢止）、瓦房店に同じく種豚飼育所を設け「バークシヤ」種の純粹著殖、種豚の配付種付を行ひ、一九三一年には大石橋、遼陽、開原、四平街、本溪湖、鳳凰城、海龍、洮南、瓦房店に種付所を設置して附近の在來豚に種付を行ひ、配付豚に對しては豚コレラ豫防注射、鐵道運賃半額助成等の援助を與へて居る。一九二八年より三五年に至る間に前記五種豚場にて貸配付したる種豚牝、牡合計一、六一七頭である。

家畜の防疫　滿洲國畜産發達途上の一大障害たる各種傳染病、寄生蟲病を豫防すべく一九二五年十月奉天に獸疫研究所を設置し、傳染病の調査研究を行ふと同時に各種血清豫防液及診斷液を製造し需要に應じて居るが、滿洲國に於ける防疫事業の原動力をなすもので滿洲國に於ては當研究所一箇所の存在があるのみで其の事業は滿洲國の建設に伴ひ益其の必要性を增し設備も漸次擴大され製品も牛疫、豚コレラ、炭疽の血清及豫防液、家禽コレラ血清、狂犬病豫防液、豚疫豫防液「ツベルクリン」「マレイン」炭疽診斷用血清、健康馬血清であつて、一九三五年度迄の事業費約六〇萬圓、諸經費一〇〇萬圓、計一六〇萬圓であつて今後益活潑な動きをなすものである。

滿洲緬羊組合　滿鐵會社助成のもとに一九三一年九月生産者自治の組合を組織し、生産物の共同販賣、必要品の共同購入、技術上の指導、資金の斡旋、緬羊傳染病の豫防制遏、講習會開催等各種業務に成果を收めて居る。組合員四七名、一九三五年度飼養頭數六、六四一頭である。

鐵路總局　國線沿線愛護村の畜産資源の開發涵養を計り、農家の福利を增進すると共に鐵道收入の增加を計る目的より優良種畜の蕃殖、育成及配付貸付を行ひ、一般農家の指導奬勵を行ふ爲に山城鎭、女兒河、吉林、綏化、白城子に種豚場又羊園子、白家、白城子に種羊場を設置し、當初の目的に向ひ著々進捗中である。現在種豚の貸付け　一、三八三頭、緬羊の貸付け在來種牝　九、九一二頭「メリノー」種竝改良種四三三頭である。

牛の豫託に關しても近く實施すべく計畫中である。

2　關東局側

關東州廳は州內畜産改良增殖を目標とし一九一六年以來關東農事試驗場畜産部關東種馬所を設置し、又州廳內務部及民政署に殖産係を置き州內各地に畜産組合及農會を設置せしめて指導奬勵に努めて居る。品種の改良に就ては次の如き成績を擧げてゐる。

牛　一九一六年以來關東州內の在來種牛に朝鮮種牡牛を交配し役用牛としての能力向上を圖つて居るが好成績を得てゐる。

豚　滿鐵と同樣バークシヤ種を入れ在來種の改良に努めたる結果現在關東州內飼育豚の約八割を改良雜種たらしめ、年々一〇萬內外の仔豚を生産しつゝある。

馬　關東州及滿鐵附屬地の馬匹改良に關し關東州廳は滿鐵と經費を分擔し、一九二六年六月金州に種馬所を設置し、現在繫養種牡馬四一頭あり、每年四月下旬より七月上旬に至る間關東州及奉天以南鐵道附屬地に設置せる種付所に之を派遣し、專ら地方牝馬に交配しつゝある。改良方針は輕輓馬生産を主としアングロアラブ、ハクニー及アラブ系に屬する馬種を以て改良に供しつゝある。一九三四年度種付頭數は一、三八〇頭に及んで居る。尙種馬所附帶事業として一九三一年より滿蒙用支那牝馬及州內產改良二歲馬十數頭を繫養し、交配試驗及仔馬の飼育試驗を實施しつゝある。廳廳は種用牡廳が小型廳のみで性能共に良好でないので年々直隸、山東地方より大型廳を輸入し改良に努めつゝある。

關東州競馬會　一九二三年七月關東州競馬に關する勅令が公布せられ、關東州廳に於ては施行規則を定めて社團法人大連競馬倶樂部を公認し、競馬法及施行規則に準據して年三回競馬を開催せしめ漸次隆盛に赴きつゝある。每年二回抽籤馬として海拉爾、洮南方面より一〇〇頭以上の優良產馬を購入し、競馬出場後は普く州內に分布し以て蕃殖用產馬として活用せしめ、更に產馬品評會に對し年々相當の寄附金をなさしむる等馬事思想の普及竝產馬改良に多大の貢獻をなしつゝある。他に州內及附屬地の競馬の施行地として旅順、金州、鞍山、奉天、撫順、安東等があり、逐次之を勅令による公認競馬とする方針である。之が實現したる曉には大連競馬の事績に徵し、產馬改良事業の進展上多大の効果が期待出來る譯であるが、然し滿洲國の馬政及競馬に關する方針と協調し之以上に競馬開催地を增加しない方針である。

農會畜産部　私設の畜産奬勵機關として各民政署管轄區域に各々種畜場を經營して良種の普及に努めて居る。初め畜産組合として設立されたものも漸次農會に合併され現在に至つて居る。所在地は大連、金州、旅順、普蘭店、貔子窩の五箇所である。

3　滿洲國側

滿洲國の畜産に關しては實業部、蒙政部及軍政部馬政局に於て主管し

實業部は興安省を除く他の十省奉天、新京、哈爾濱特別市及北滿特別區蒙政部は興安四省の家畜に關する行政(共に馬に關する事項を除く)を主管しており、馬政局は馬に關する企劃行政全般を掌つてゐる。

馬　馬政局に於てはアラブ、アングロアラブ、ギドラン及アングロノルマン種を種馬として滿洲在來馬の有する美點を保持しつつ其の能力を向上せしむると共に、在來馬の體高平均一・三〇米内外のものを改良して一・四五乃至一・五〇米の體高とこれに伴ふ體幅の小格馬を主とし、同時に一部は優良なる乘輓馬を得る事を目的とし、第一期二五箇年間に約一二〇萬頭其の後二〇箇年を第二期として改良馬二〇〇萬頭の優秀なる軍馬及農馬を作成せんとし、既に一九三四年海拉爾及洮南の二箇所に試驗的種馬所を設立し、一九四四年度迄に種馬所一五箇所種牡馬一、五〇〇頭を整備せむとする計畫である。

洮南種馬場　馬の改良增殖飼養管理、指導奬勵、調査統計其の他馬に關する各種試驗事項、傳染病豫防及衞生思想の普及を計るを目的とし、管轄區域は龍江省内の洮南、洮安、安廣、鎭東、突縣、瞻榆、開通の各縣及興安南省内の新河以北其の他軍政部大臣より特に指定されたる區域(興安省喜札嘎爾族)であつて現在繫養種牡馬四五頭十箇年計畫を以て將來最大種馬場として種牡馬二〇〇頭を繫養し滿蒙馬匹改良に資せむとしてゐる。

海拉爾種馬場　事業方針は洮南種馬場と同樣にして、管轄區域は興安北省東省の蒙古族である。現在繫養種牡馬三〇頭三箇年計畫を以て五〇頭を繫養する豫定である。

緬羊　公主嶺農事試驗場に於けるメリノー種による蒙古在來羊の改良試驗が技術的に良好なる結果を得て居るので、滿洲國に於ても實業部、蒙政部に於て緬羊一、五〇〇萬頭改良增產計畫が樹立され、一九三五年蒙政部札蘭木特及王爺廟興安緬羊改良場、實業部國立朝陽緬羊改良場新設され、一九三五年七月米國よりランブイエメリノー種七七五頭が輸入され、各種羊場に配付され之を增殖し民間に配付して品種の改良をなし、三五年間に一、五〇〇萬頭の改良種羊の保有を目指して居る。

朝陽國立緬羊改良場はメリノー種牡六〇頭、牝二〇〇頭、在來種七〇〇頭、王爺廟興安緬羊改良場はメリノー種牡二一頭、牝四〇〇頭、札蘭特興安緬羊改良場はメリノー種牡四〇頭、牝一三〇頭、改良牡二八頭、雜種一七〇頭を繫養し、此の基礎頭數を以て事業を開始した。

豚　龍江、吉林、奉天、錦州各省に省立種豚場があり、在來種改良の爲バークシャ種牡を繫養して增產を計り、又日本及朝鮮よりバークシャー種豚を購入し民間に貸つけを開始して居る。

牛　改良增殖につき具體的に實施して居る機關はないが、在來種の優れたるものを選別改良により役用、肉用に於て現在の能力に優る改良を計畫し、一方他の優良種による雜種改良試驗をなし、其の成績により雜種改良を行はむとして調査機關をして改良增殖の基礎となるべき調査をなさしめて居る。

賽馬會　馬政局は國立賽馬場及法人賽馬俱樂部をして競馬を實施せしめ、滿洲產馬の能力檢定に資し、改良增殖を促進すると共に勝馬票を發賣せしめ、又搖彩票を發賣して馬事智識の普及を圖り、其の國庫收入を以て產馬改良の資金に充當せむとする方針に依り國立賽馬場の指導、法人設立竝之が指導監督及搖彩票の發賣に關する業務を管掌してゐる。

現在國立賽馬場は奉天、哈爾濱の二箇所、新京には法人賽馬俱樂部があり、何れも一九三三年秋期以來賽馬を實施して居る。其の成績を見るに、一九三五年度に於ける右三箇所の競馬開催日數一二二日、勝馬票及福搖彩票發賣總額七、六二七、九二二圓である。尙吉林、營口、錦州、齊齊哈爾に法人賽馬俱樂部を設立する計畫がある。

家畜の防疫　充分な設備と人員を準備することは防疫事業を遂行する上に最も必要なことであるが、これには莫大な費用と相當の年限を要し、一朝一夕にては目下の滿洲國に於ては實現し難く漸次諸設備を整

へて行く方針で實業部、蒙政部、馬政局はそれ〳〵計畫をたて完全な防疫をなしうる樣に努力して居る。現在の所獸疫發生箇所に於ける應急的防疫所設置竝病毒常在地帶に於ける定期豫防注射を主として居るが、馬政局に於ては馬疫ことに鼻疽につき研究を行ひ、本年度より三箇年の豫定で新に新京に馬疫研究所を設置し、鼻疽については豫防法、療法の發見、炭疽については一層强力なる豫防法につき試驗研究をする方針で、追て血淸、豫防液、診斷液を製造して防疫實行機關に配布する計畫である。

以上は家畜の改良增殖に密接な關係を有する機關の概要であるが、一覽表にて示せる三系統に屬する各種の機關があらゆる角度から畜產業の開發發展に向つて重大な役割を演じ、今後の活動が大いに期待せられてゐる。

元來家畜の改良增殖と謂ふが如き雜事業に於ては、各機關相互に密接な連絡をとり共に協力することが最も必要である。之は當初より當事者間には考慮されて居り、日滿馬政の協定、馬政委員會、滿洲調査機關聯合會、市場、屠場の統制、法規の制定、組合及組合聯合會及競馬協會の設立等漸次具體化されつゝある。

斯の如く滿洲國の家畜を如何に改良し增殖して行くべきかに就ては大體の方針は決定されてゐる樣であるが唯其の手段方法に至つては大部分の機關が漸く事業の緖についたばかりであろ之等の諸機關が果して最良の方法を取つて目的に向つて居るや否やは今俄に決定することは出來ないのであるが、最も實行し易い機關の實現を企圖し現在頭數を早急に增殖する必要のあることは我が國畜產資源の現狀及滿洲國發展の將來性よりいつて最緊要のことと思はれる。此の手段として各地に種畜場の設置を計り、優良種牡を多數育成して家畜飼育者間に配付し、又民間に於ける優良種牡育成の奬勵及家畜購入資力に乏しき農民に家畜の豫託を普及すること等であり、之に伴つて指導奬勵機關の普及、防疫事業の擴大を並行して行ふべきであり此等事業を圓滿に發達せしむることは滿洲國家畜の改良增殖の目的達成には最必要である。

五、將　來

滿洲國に於て農產、鑛產に次ぐ重要產業たる畜產の現狀は諸種の事情から樂觀を許さぬものがあるか、然しまた現存資源を過小視し悲觀に傾くの要もない。確實に現狀を正視し將來に處して行かねばならぬ。現在に於て最必要なことは古來より何等改良を加へられなかつた各種家畜の品種の改良と增殖である。各種家畜の在來種はよく滿洲の氣候風土に順應して居るとはいへ、役畜に於ては力量の不足、晩熟性其の副產物の品質不良、肉畜に於ては肉質の不良、肥膘性の缺除、用畜に於ては生產品たる羊毛の品質不良等の不利な點が多々殘されて居るのである。此の不良な諸點の改良に就ては既に各方面に於て畜產施設の章にて述べた如くその目的に向つて事業を開始したのであるが、品種改良の如き多年の歲月と優秀なる技術と多額の資金とを要する事業は一朝一夕にては其の効果は表はれない。然して其の第一步を誤るならば再び取り返へし得ざる結果となる故に確固たる目的に向つて着實な途を進んで行かねばならぬ。幸にして此の途を誤りなく進み得るならば滿洲國の畜產の將來は眞に洋々たるもので、廣大なる地域の利用と家畜の增殖とにより現在に數倍し得る家畜を收養し得ることは容易であらう。

翻つて日本の畜產の現狀を見るに、國內需要を滿し得るものは牛乳、豚肉に止り、他は悉く不足量を國外よりの輸入に俟つ狀態である。近時國民生活に益重要性と需要を增して來た羊毛の如きは國內に於て如何に緬羊の增加につとめるも需要量の數パーセントをも滿し得ぬ狀態であり、將來最低必要量のみでも滿洲國より供給される樣になれば共に益する所絶大なるものがあるであらう。

牛肉、皮革、獸毛等も亦同樣であり、將來は滿洲國をして生產地たらしめ日本をして其の生產物の利用地とすることは兩國の特殊關係上望ま

しいことである。

滿洲國の畜産をして斯の如き域にまで達せしめる爲には家畜及畜産物の改良を計りその增殖增産に力をつくし、又滿洲國畜産の進展途上の一大障害となれる各種獸疫に對する對策を一層强化擴大し、廣大なる地域に亘る牧野の改善利用、無智な農民の指導機關となりうる畜産組合家畜市場又は畜産品の取引所の如きものを各地に設けて農民をして有利に家畜を飼育せしめること等が必要である。

尙滿洲國の畜産は斯の如き重要性を帶びたる一大産業であり、その生産物が莫大なる利益をもたらずにも拘はらず、その出廻市場に對し從來は邦商の進出する機會に惠まれず、莫大な利益を外商及支那商人によつて占められて居たがこれは國防上の見地から言つても早急に我國の資本と優秀なる技術が滿洲國の畜産業界に進出し、邦家の爲に活躍する時期の出現することが期待されてゐる。

第三節　林　業

一、概　說

1　滿洲に於ける森林及林業の沿革

悠久の太古滿蒙の一帶は鬱蒼たる大森林に蔽はれてゐたことは、滿洲の至るところに豐富なる炭層の現存すること及植物性化石の發見せられたる實例によつて疑なきことである。而してそれは地軸變動期前であつて、熱帶性植物が繁茂してゐたことも既に實證せられてゐる。

有史時代に入りても、滿洲の森林は今日の山岳地帶及農耕地を蔽ふてゐたことは、滿洲の先住民族であるツングース族が、滿洲を呼ぶに「ウオーチ」（土語にて大森林の意）を以てしたことによつても想像に難くはない。

滿洲に漢人の侵入する以前に於ては、滿洲は遊牧狩獵の民ツングース族の天地であつた。ツングース族中には肅愼、扶餘、高句麗、渤海、遼、金の如き國家をなし、獨自の文化を形成した部族もあつたが、その生活の基調は遊牧狩獵の域を脫せず農業は極めて幼稚、加ふるに人煙甚だ稀薄であつたものと考へられるから、森林は太古その儘の形態を止めてゐたと信ぜられる。

滿洲の經濟的發展過程を簡單に考察するに、奉天以南の滿洲の域は、秦代既に漢民族の植民地として領有せられ、右北平郡、遼西郡、遼東郡の三郡が設けられた。爾後漢民族は各時代を通じて流入したが、絕えず塞外民族との鬪爭を繰り返し、確固たる地盤を築き得なかつたものである。女眞族の愛親覺羅氏奴爾哈赤奉天に都し、次いで清帝北京に入り全支那を統一して後、招民令を以て遼河流域に移民を奬勵したことがあつたが、その後封禁の制を設け漢人の入滿を防止せんとした。然るに漢人の入滿は年と共に增加し封禁の制令行はれず、遂に漢人に滿洲を開放するに至つた。玆に於て漢民族が大量に滿洲へ進出したものであるが、それは極めて近代のことに屬する。

今日無林地帶化してゐる南滿、特に遼東半島に於ても、數百年前迄は森林を以て蔽はれてゐたことは疑ふ餘地はない。而してこの地帶が今日の如く無林地化したことに就ては、二つの臆測がある。一つは卽ち火田說であり、他は山火說である。

滿洲に山東方面より漢人の流民渡來したことは、前にも述べた通り隨分古いことであり、秦、漢の時代に遡ることであるから、まづ二千年前より農耕が開かれたものと推定せられる。開墾にあたり、所謂燒畑とすることは民族の如何を問はず常套の手段であつたから、これ等火田民の行く所四、五箇年の耕作にて土地を瘠惡ならしめ、この耕地を放棄して新に林地を燒畑とする方法を繰り返し、遂に今日の如き無林地帶たらしめたといふのが火田說であり、山火說は火田說を全面的に否定するものではないが、寧ろ火田の目的を越脫せる山火が森林を荒廢せしめたものであるとなすのである。

現今の森林地帶である鴨綠江上流及松、豆、牡三江上流地方が比較的近代まで原生林の狀態を呈してゐたのは、清朝（康熙）の滿洲封禁の政策に負ふところが多い。卽ち所謂四禁の制であつて、（一）森林伐採（二）鑛山採掘（三）狩獵魚漁（四）農耕牧畜、を禁止するの政策である。清朝が滿洲封禁の政策を採つたことについては、土着の滿洲人が滿洲八旗の旗人として北京附近に居住する樣になり、滿洲に滿洲人の勢力無きに至つたので、清朝は漢人の侵入により滿洲が占據せらるることを惧れ、祖宗發祥地を永久に保存せんが爲に制定せられたものであると後世の吏家に言はれてゐるが、單にそれのみに止まらず、軍略的並に政略的背後地として愛護の必要が考出されたものであらう。

滿洲森林が近代の經濟機構に於て開發過程に入つたのは、漸くカッシニー條約（一八九六年）以後である。卽ち帝政露西亞は東支鐵道建設により沿線に於て鐵道用材伐採の爲に大規模の伐採權を獲得し、東滿地方に於て浦鹽斯德市の需要用材を伐採し、鴨綠江流域に於ける林利に着眼する等、滿洲森林の伐採に劃期的促進の機運を見せたが、日露戰爭（一九〇四、五年）後、日本が滿洲の經營に乘り出すや、鐵道の完備と海港の整備により、滿洲の經濟は逐年累進的に世界經濟に關聯を持つに至り、滿洲に於ける人口の增加、鐵道、鑛業、工業の發達に伴ひ旺盛なる木材の需要を喚起するに至り、更に北支及び日本に木材を輸出する等、滿洲森林は東洋に於ける木材需給上極めて重要なる地步を占むるに至つた。

事變前の滿洲に於ける林業の特質は、その廣大なる天然の森林資源と、支那古來の王土思想に胚胎する森林國有主義、及びこれが伐採に關する法律關係、所謂林場權制度と木稅制度とであるといふことが出來る。

2　事變前に於ける林政及林業の大略

滿洲に於ける伐木の歷史は恐らく人類の發生と共にあり、文獻の徵すべきものがないが、記錄に殘るものとして稍大規模に伐採せられたると認められるは明朝永樂宣德時代吉林附近の阿什哈達に造船所の置かれたことで、この事跡は磨崖の碑に殘つてゐる。勿論これは軍用船舶材として吉林材が伐採せられたので企業的な伐採とは認め難いが、一般用材が伐採せらるるやうになつたのは清朝時代に入つて嘉慶年代と見られてゐる。

嘉慶會典（嘉慶二三年、一八〇八年に刊行）の記する所によれば、官有森林は一定の條件により人民に伐採を許可せられ、所謂採木山場の制度があつたのである。斯る採木山場は興京附近九箇所、開京附近三箇所、鳳凰城附近六箇所、岫巖附近二箇所、遼陽附近二箇所あり、これ等採木山場よりの出材に對しては渾河、遼陽、鳳凰城、開原、岫巖の五稅口に於て、抽分充公木植と稱する物納稅を徵收し、又その一部は折徵銀と稱して銀納による制度もあつたのである。卽ち事變前に於ける林場權制度、木稅制度の滿洲に於ける發生は嘉慶年代と認む可きであるが、北支那に於ける該制度の發生は、これより更に古く雍正年代（一七三〇年）に遡ることは記錄（皇朝瑣屑世文編卷三八）により明である。これを以て見れば滿洲に於ける木材の商品的價値の發生及伐採に關する制度の制定を見たるは一二〇餘年前と見られてゐるが、更に一大飛躍を見たるは、滿洲林業に外人の參畫したるを契機とし、これは漸く四〇餘年前のことである。

卽ち光緒三年（一八七七年）頃に奉天省大東溝に木稅局を設置し、降つて光緒一八年（一八九二年）には官商合辦の木植公司の起業を見たが經營紊亂し廢業に終つた。その當時露西亞は東支鐵道建設に依つて南進政策を取り、同時に森林事業に着眼して大東溝（安東）に森林會社を起した。又時を同じくして明治二九年（一八九六年）に日淸合辦の日淸義盛公司の設立を觀た爲め、兩者は玆に抗爭反目を續け日露の暗雲を助長するに至つたのである。

日露戰役後鴨綠江林業の權益は日本の手中に歸し、明治四一年（一九〇八年）に鴨綠江採木公司を設置し同地方の專採權を得て今日に及んでゐる。

北滿に於ける森林伐採は、露國の東支鐵道建設に關聯して開發過程に

入る。卽ち「東支鐵道南滿洲支線建設及經營に關する契約」（一九九八年）に於てその伐採權を獲得せるものにして、後年種々なる變改を見たるも、東支鐵道沿線の露人關係林場は概ね該契約により誘導せられたる法律關係によるものである。

斯る情勢の下に、吉林省の森林は漸く企業者の注目するところとなり、且つ官に於ては地方産業開發の助成を目論見、一九〇七年吉林勸業道は資本金一萬元を以て吉林林業公司を設立せしめ、一般林業者に對する徵稅と資本金貸付を行はしめたが、一九一二年內部紊亂により解散の止むなきに至つた。又四合川森林開發に當つた吉興林業公司も事業に敗れて吉林官銀號の手に移行し、同公司を繼ぐ永衡林業公司を設立せしめたが、大正の初期の洪水に依つて破滅に瀕し、かくて省當局及官銀號は松江林業公司を開設したのである。その他林業經營機關としては吉林源隆號、善美號等の個人公司等があつた。

日本系資本として當時この地に投資せられたものでは吉林貿易公司、松茂洋行等があつたが、これ等は何れも小資本であつた爲め水害の爲め挫折した。

斯くの如く清朝末期業界不振に陷り、これが統制の必要があつたが清朝は內外多事內政を顧るの暇なく、革命成るや民國政府は直に民國元年（一九一二年）農商部令第二一號を以て東三省國有林發放規則を公布し、次で民國一八年（一九二九年）六月に前規則の改正法たる國有林發放章程を發布して立木の拂下を行つた。卽ちその法律は一定地域を限り一定條件に從つて伐採を許可する。本法によれば面積限度二〇〇方支里（日本の約六、七〇〇町步）、年限は五箇年（最長二〇箇年まで延長することを得）である。以上の規定によつて伐採權を取得する場合に要する諸費用は一方里に付大洋銀七一元に相當することになる。

一九一七、八年頃恰も我が事業界は好況の頂上で、吉黑林鑛借款の成立するあり、吉林、北滿兩村の日本輸出が法外の利益となるに鑑み、內地の木材關係業者が森林に投資し把頭を使役して經營した。その主なるものに王子、大倉、三井、三菱等があつて、これ等事業家の松花江上流及吉敦沿線森林投資は、日本側の森林投資の大部分を占め、滿洲全體で概算二、〇〇〇萬圓に達したと謂はれてゐる。

然し前記企業者は一九二〇年頃には悉く事業を休止又は廢業するの止むなきに至つたが王子、大倉兩系は辛うじて事業を繼續した。卽ちその原因と見られるのは大半は經濟界の不況にあるが、邦人企業の粗放的經營、政府の排日政策的利權回收があげられる。

斯くして大倉、王子は一九二三年六月合併して資本金五〇〇萬の日本法人共榮起業株式會社を起し事業を繼續してゐたが依然として前記諸事情の爲め、遂に一九三〇年に全然事業を中止するの止むなきに至り名義のみの存在として事變に際會した。又支那側の伐採事業も世界的不況の影響を免れず銀價の下落に依つて打擊を受け資本主の沒落を見たのである。

他方東支鐵道沿線に於ける露人關係の租借林場に日本側の進出を見たるは一九一八、九年頃この方面に着眼し、中東海林採木公司は露人より林場權及製材事業を讓受け、又一九二二年には札免採木公司の基礎をなした投資が行はれ、鴨綠江採木公司及三井も夫々林場を讓受け、一九二一年には支那人林場に投資して中央採木公司が出來たが、事業不振の爲め鴨綠江採木公司及三井は林場を放棄し、事變前迄は他の三者のみ辛ふじて事業を繼續したが、業績全く振はない狀態であつた。

而して森林行政の所管は清朝時代より民國に入るや、民國二年（一九一三年）森林に關する事務を北京中央政府の財政部より農商部（後農工部となる）の主管に移し、舊東三省森林を管理せしめ、同部は哈爾濱に東三省森林局を置き、その支局を奉天、吉林、寧古塔に設け、その後東三省政權が事實上東三省に獨立的地步を占むるに及び民國六年（一九一七年）一一月林務總局を奉天に置き、吉、黑、奉の各省に林務局を分設し夫々實業廳に屬せしめ、次で翌年七月吉黑林鑛借款が成立するに及びて政府は實行官廳として吉、黑兩省に從來の林務局を廢して實業廳より獨立せしめて森林局を設け專ら國有林の經營、卽ち拂下監督、測量、調査、金員の徵收、警備、拂下等の事務を行ひ、又森林局の下に分局を設け國有林の經營管理に當らしめてゐたが、經營上見るべきものなく、その業務は木稅の徵收及盜伐の豫防を出でなかつた。奉天省に於ては實業廳の下に林區駐在所を置き國有林の管理經營を行ひ現場に檢木所を設けた。

一方公私有林の所管は農工部の下に三省共實業廳が當つてゐたのである。

尙北鐵沿線の森林はその沿革に於て特殊の法律關係にあるので林政機關も亦異つてゐた。卽ち木植公司（光緒二五年「一八九九年」吉林省城交涉局に附設さる）が管理に當つてゐたが民國五年（一九一六年）より哈爾濱木石稅費總局の管理するところとなつた。

斯くの如く林政制度は相當整備した形態を有したやうに見られるが、事實上の森林行政は有名無實にして結局軍閥官憲の私腹を肥す一つの搾取機關に過ぎない狀態であつた。

3　亞細亞に於ける滿洲國森林及林業の地位

滿洲の森林及林業が亞細亞に於て如何なる地位を占むるやの問題は、種々の觀點よりこれを觀察し得可く、簡單にこれを論定し得可からざる事に屬する。換言すれば國民經濟上に於ける或は國際貿易上に於ける、種々異れる關係に於て異れる結論に到達するの必然性も包藏するからである。

然れ共森林面積の多寡及森林伐採量は、上述の關係とは無關係に資源の實勢力と利用の現狀に關する比率關係を卜知するに足る資料を提供するものであると考へられる。

第一表　亞細亞の森林面積國別表

國別	森林面積（千英町）	百分率
英領東印度	四〇五〇	一九
支那本部	二一〇〇〇	五六
滿洲	五四〇〇	二六
關領東印度	二四三九	七四
佛領印度支那	六三〇〇	三〇
印度	二〇一九	三九
日本	四〇四八	三三
マレイ半島	三五四〇	一二
露領アジヤ	一二六五	五九
その他	一四五〇	七〇
計	二〇八三四	一〇〇

備考　林常夫『世界の森林資源』叢林堂書店　大正一五年六月一日　七—九頁に據る。但し滿洲森林面積は大日本山林會發行『山林』昭和一〇年五月號四頁より轉載。一陌は二、四七英町である。

第二表　亞細亞森林の年伐採量

國別	用材薪材計 千立方呎	用材薪材計 千立方呎	百分比
支那	三三四、六三二	一、八三二、六三二	三九
滿洲	五〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一八
關領東印度	一二七、〇四〇	一、六七、九四〇	二四
佛領印度支那	三三、八八八	九六、八八八	一〇
印度	一、三四八、三五五	一、三四八、三五五	一九八
日本	一、八四二、一六五	二、三五五、六五〇	二八四
マレイ半島	三五、〇〇〇	二六二、五〇〇	三三
露領アジヤ	三五、九〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一二三
其他	八三、九二八	四四八、六四二	六六
合計	一、三五六、三六八	七、九二九、〇五〇	一〇〇

備考　出所前掲書四五頁に據る。尙滿洲の年代探査は見込額で支那より分離記載す。

二、森林資源

1　森林植物區系及主要樹種

森林植物區系

滿洲に於ける森林地帶は植物分布上、所謂滿洲植物區系とダウリヤ植物區系に屬するといふことになつてゐる。

コマロフ博士の說くところに依れば、極東露領及滿洲地方の植物區系は、ダウリヤ、滿洲、オホーツクカムチヤツカの三區なりとしてゐる。而して滿洲領に表はれてゐるのは前二者で後者は滿洲に何等聯系がない。

ダウリヤ植物區系は、露領に於ては後貝加爾洲西境より黑龍州ゼーヤ河に至る。コマロフ博士は滿洲領に於けるその區界に就いては言及して居らず、唯その東境の一部のみ記載して居るに過ぎないが、これを同氏の他の記述より想定するに、滿洲領に入つては、大興安嶺山脈を包括し、その東界は後述滿洲植物帶の西界に接し、その西界は興安嶺山岳地帶と砂漠地帶との界線に接して蒙古植物區系に接するもの〻如く、その南界は恐らく索倫山附近に及んで、蒙古植物區系又は北支植物區系と接するものと考へられる。

本系主要代表植物は、カラマツ屬、マンシウシラカンバ等である。

滿洲植物區系は、露領に於てはブウレヤ河以東の黑龍州東隅を占め、更に沿海州に入りて同縣南方境界より北進ゴーリン河に及び、東はサマルガ河に至るシホトアリン山脈及日本海沿岸を占めてゐる。

而して滿洲領に於てはその南境は先づ朝鮮の境域附近の海岸より起り、朝鮮平安北道江界郡に於て鴨綠江を渡り、奉天省南東部の山地に入りて奉天の附近に至り右折して北に進む。卽ち滿洲の森林に就て謂へば齊々哈爾附近を南北に貫く一線を境とし、以東は滿洲植物區系、以西はダウリヤ植物區系に屬する。

本系の指標的植物は、テウセンマツ、モンゴリナラであつて主要なる林木の屬名を揭れば、針葉樹ではマツ屬、タウヒ屬、カラマツ屬、モミ屬、濶葉樹では、ナラ屬、シナノキ屬、カエデ屬、トネリコ屬、キハダ屬、クルミ屬、ヤマナラシ屬、カンバ屬等であつて、その他雜多の樹種を混生し、混淆の程度は各所各異の狀態を呈してゐるが、一般に針濶混淆林であるのがこの區系の特徵であり森林の狀態は前者と劃然たる差異がある。

主要樹種

滿洲に於ける森林樹種は、これを森林植物帶上より觀れば、溫帶北部に屬するものもあるが、その主要なる部分は寒帶圈內に屬するものである。而して滿洲の森林を構成する樹種は、既に知られてゐるもので三四六種と數へられてゐるが、その中林業上の有用樹種としては針葉樹一〇種、濶葉樹二二種で、これを列記して觀れば次の如くである。

第三表　針葉樹

和名	滿洲名	木材の商品名(日本人による稱呼)	屬名
テウセンマツ	果松、紅松	紅松、ベニマツ、アカマツ	まつ屬
マンシウアカマツ	油松	アカマツ	まつ屬
オウシウアカマツ	樟子松	アカマツ	まつ屬
テウセンタウヒ	魚鱗松	杉松、白松、エゾマツ	たうひ屬
テウセンハリモミ	魚鱗松	杉松、白松、エゾマツ	たうひ屬
エゾマツ	鐵鱗松	杉松、白松、エゾマツ	たうひ屬
ダフリカカラマツ	黃花松	落葉松、カラマツ	からまつ屬
シベリヤカラマツ	黃花松	落葉松、カラマツ	からまつ屬
タウシラベ	臭松	杉松、白松、トドマツ	もみ屬
テウセンモミ	沙松、白松	杉松、白松、トドマツ	もみ屬

和名	滿洲名	木材の商品名(日本人による稱呼)	屬名
マンシウミヅナラ	柞樹	楢	なら屬
モンゴリナラ	柞樹	楢	なら屬
アムールシナノキ	椴樹	椴	しなのき屬
マンシウシナノキ	椴樹、糠木樹	椴	しなのき屬
オニメグスリ	寧斯子	楓	かへで屬
マンシウカヘデ	白牛楓樹	楓	かへで屬
イタヤカヘデ	色木樹	楓	かへで屬
ヤチダモ	水曲柳	豐地楡樹	とねりこ屬
ハルニレ	楡樹	楡	にれ屬
オホミノニレ	黃楡樹	楡	にれ屬
キハダ	黃波羅樹	キハダ	きはだ屬
マンシウグルミ	胡桃楸	胡桃	くるみ屬
テウセンヤマナラシ	胡桃楸	胡桃	くるみ屬
テウセンドロ	白楊樹	白楊	やまならし屬
ドロノキ	青楊樹	ドロノキ	やまならし屬
シラカンバ	樺樹	白樺	かんば屬
タウカンバ	樺樹	カバ	かんば屬
オノオレカンバ	樺樹	雨折	かんば屬
エゾノタケカンバ	樺樹	カバ	かんば屬
イヌエンジュ	槐樹	エンジュ	いぬえんじゅ屬
マンシウハシドイ	跑馬子樹	はしどい屬	はしどい屬
トウマメナシ	梨樹	ナシ	なし屬

而して以上の樹種の分布狀態を見るに、テウセンマツは舊奉天省及舊吉林省の針葉樹中主林木の地位を占め、森林地帶の分布は主に山脈の中腹並小山嶽の上部にありて蓄積量も亦豐富である。モミ類及タウヒ類は舊吉林省、黑龍江省東部に蓄積豐富にして、テウセンマツと略ぼ同量蓄積である。テウセンモミ及テウセンハリモミは前樹種と同樣二省中にありて南部に多く分布し、北部に行くに從ひその數を減ずる。高低分布にありてはテウセンマツより低位にあり、エゾマツ及タウシラベは南部には少く、北部に行くに從ひその數量を增加す。カラマツは大興安嶺山脈中針葉樹の主林木をなし、舊黑龍江省にありては大面積の純林をなす。又舊吉奉兩省にありても溪谷の濕地に部分的に生育す。マンシウアカマツは東滿露支國境附近より間島、安圖撫松縣に見らるゝも、その蓄積は極めて少く、オウシウアカマツは黑龍江上流露滿國境地方より海拉爾附近、大興安嶺西麓砂漠接續地方にその群落を見る。

濶葉樹中アムールシナノキは最も多く、舊吉林省を中心として森林地帶の峰通に多數分布し、モンゴリナラは全滿山地一帶に廣く分布し、林地にありては丘陵及山火跡地によく繁茂す。カバ類も亦全滿に分布し、オノオレカンバも亦モンゴリナラと同樣に分布してゐる。カンバ類は興安嶺山脈中濶葉樹の主林木をなし舊黑龍江省の濶葉樹の代表をなす。又舊吉奉兩省に於ても山麓に集團的に繁茂す。ヤマナラシ類は滿洲中部に最もよく成育し山地の餘り高からざるところ及丘陵地に多く、その他の地方にありては白樺林中に集團的に生育してゐる。ドローキ及ニレ類は滿洲一帶に分布し、ハルニレ及オホミノニレは全滿中部を中心として分布し、前者は溪谷後者は山中に多く成育する。その他カヘデ類、キハダ、ヤチダモ、マンシウクルミ、イヌエンジユ、マンシウハシドイ等は滿洲中部を中心に廣く分布してゐるが北部には稀である。

2　森林面積及蓄積(附)人工造林面積

森林の面積及蓄積に就ては、今日迄一貫した方針の下に統一ある調査

が行はれた例が無い。然し局部的の調査を基礎とし、未調査地域については推定に依つて、これ等の數値を綜合統計し發表されたものはないではない。卽ち滿鐵農務課發表の統計及關東廳統計がこれである。その數字によると滿鐵の發表では森林面積約 三、六〇〇萬町歩、立木蓄積約一五〇億石とせられ、關東廳の發表では面積約 二、八〇〇萬町歩、蓄積約九四億石となつて、その間大なる相違がある。而し乍ら現在迄はこれ等の統計に基いて推定する以外何等方法がなかつた爲め、該數値に依つて云々されて來たが、これ等兩統計は調査後拾數年を經過し、現有滿洲森林に適用することは當を失する嫌がある。故に滿洲國は建國と共に、森林資源の合理的開發をなす上に於ては先づ森林面積及蓄積に就て相當信賴するに足る數字を得んことを要望し、實業部は康德元年(一九三四年)四月飛行機による森林面積及蓄積の全體的調査と局部的現地調査に依つて、概略的の數字を發表した。その推定に依ると左表の如くである。

尙該數値の完全を期する爲め、康德二年(一九三五年)より五箇年計畫を以て、全滿森林の航空寫眞測量を實施してゐるので、其の結果が至大なる關心を以て期待せられてゐる。

第四表　滿洲國森林面積及蓄積の概略表

省別	面積(陌)	森林面積(陌)	立木蓄積(石) 針葉樹	闊葉樹	計
安東	四八三、五五五	四〇、八〇〇	五五、九一〇、〇〇〇	一七九、三五五、四〇〇	二三五、六六五、四〇〇
奉天	八五五、四三三	二四八、四〇〇	三三、八三三、一〇〇	八七、三五六、四〇〇	一二三、六九〇、四〇〇
吉林	九〇一、三五二	九六、八〇〇	一三六、八五六、〇〇〇	四三、八一〇、八〇〇	一七五、六六六、八〇〇
間島	二、九五九、四九六	一、〇三三、八〇〇	一四五、三五一、四〇〇	三四、三四三、六〇〇	一八〇、二九五、〇〇〇
濱江	一四、三五三、三四三	二、一〇九、八〇〇	一八、三五五、八〇〇	七四、六六六、八〇〇	九三、〇三三、八〇〇
三江	一〇、五四四、八八八	二、八三三、八〇〇	四三、五六三、八〇〇	一〇六、八九九、〇〇〇	一五二、五三六、〇〇〇
龍江	二、三五三、六五二	一、一八〇、八〇〇	一三五、八〇三、〇〇〇	五五、八三三、一〇〇	一九五、六三三、一〇〇
黑河	一〇、九八一、五〇〇	四、六一一、〇〇〇	一、一〇〇、八、〇〇〇	一、八〇八、三六〇、〇〇〇	二、九〇四、四〇〇、〇〇〇
錦州	三、九四六、二四三	—	—	—	—
熱河	九、六八八、五四〇	六、三〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇	一四〇、三〇〇、〇〇〇	二四八、三〇〇、〇〇〇
興安省	四三、六五二、八八〇	八一、六六〇、〇〇〇	二〇五、五四四、三〇〇	三三四、八三五、六〇〇	五三一、二九六、九〇〇
全國	一三〇、三四三、三五二、三〇〇	四二、八四四、八〇〇	八四四、二〇〇、八〇〇	二三、四四三、六六〇、〇〇〇	二三、四四三、六六〇、〇〇〇

備考　滿洲國實業部林務司林政科長林內炎氏『滿洲國の林業』(山林) 昭和一〇年五月號四頁に據る。本表の蓄積は、一陌當約二〇〇石以上の林地と考へられる。

(附)　人工造林面積

滿洲に於ける人工造林に就ては、關東州內に於ける關東廳の造林及滿鐵に於ける社線沿線及附屬地の造林が組織的に行はれたものであつて、その他舊政權時代に實施せられた造林地あるも規模實績共に見るべきものはない。

關東州內の造林面積は、關東廳一九三四年調査に依れば、一九三三年度末現在官行造林面積一二、〇〇〇町歩、公有造林面積約一九、〇〇〇町歩、私有造林面積約四九、〇〇〇町歩、計約八〇、〇〇〇町歩、卽ち關東州の總面積の二割七分餘を占める林野面 九五、〇〇〇町歩の約八割四分に相當してゐる。

滿鐵施行の造林面積一九三五年度末現在直營造林面積約 三、〇〇〇町歩、獎勵造林面積一九三四年度末現在約八、〇〇〇町歩、計一一、〇〇〇町歩に達してゐる。

これ等は何れも漸く幼齡期を脫したものの一部と幼齡林のことであるから蓄積を數字に現はす程に達してゐない。

三、林業の現狀

1　森林法制及木材稅則

A、滿洲森林の法律關係

滿洲に於ける森林の法律關係は、建國後「暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件」大同元年(一九三二年)三月九日により、滿洲國が新に發令した法令以外の事項に付ては從前の法令によるといふ原則が確立せられたのであるが、新に發令せられた法令中森林又は林業に關係ありと認められるものゝ內主なるものは。

一、銀行法(大同二年一月九日敎令八六號)
二、森林事務所ニ關スル件(大同元年一月八日敎令第二號卽日施行)
三、林場權整理法(康德元年六月九日勅令四七號卽日施行)
四、木稅法(康德元年八月二九日勅令一〇八號、九月一日より施行)

卽ち銀行法により舊吉林永衡官銀號關係の林場は、大同元年(一九三二年)一一月一日追加豫算第一號を以て國幣二〇〇萬圓の補償で實業部に回收引繼を了したのである。

次に森林事務所に關する勅令、林場權整理法、木稅法に就ては夫々以下その項下に說述する。

B、木材關係諸稅

滿洲國に於ける題記諸稅中には、國稅と地方稅があり、國稅中には財政部機關の徵收する木稅、輸入關稅及森林行政機關に於て徵收する山份(一名木代金)等があり、地方稅には地方稅木捐がある。左にこれ等諸稅に就き記述する。

木、稅、

本稅は國有林中より伐採搬出する材に對し搬出者より徵收する原則である。この稅は從來各地方に依り異り、その稅率は舊吉林省及黑龍江省に於ては二割乃至三割の高率で奉天省に比し數倍の高率加之木稅に對する地方稅の附加捐もまた酷であつた。玆に於て木稅を統一し且附加捐の限度を改め木稅の負擔を輕減する爲め、政府は康德元年(一九三四年)八月二九日勅令第一〇八號を以て(同年九月一日より施行)全滿一律に木稅法を改正し、その新稅率は最寄集散市場に於ける木材市場時價の一〇〇分の八を以て木稅額とし、木枰稅は同價格の一〇〇分の四とすることに規定された。而して本稅は左記の場合は當分の間課稅の免除の特典が與へられてゐる。

一、南滿洲鐵道に要するもの(滿洲に關する條約附屬協定)
二、北滿鐵路の建設經營及修理の爲必要なるもの(東支鐵道建設及經營に關する協定)
三、滿洲電信電話株式會社が通信專用に供するもの(滿洲に於ける日滿合辨通信會社の設立に關する協定)
四、在本邦日本軍の用に供するもの
五、木枰は伐採地に於て自用に供するもの

尙右標準價格の決定は稅捐局長の權限に屬し、稅捐局標準價格表は每月同局に於て公表することになつてゐる。

以上は國稅に屬するものであるが、地方稅木捐は縣又は旗の地方行政の財源として賦課する稅であつて、その管轄內に於て伐採したる木材に付木稅を納入するものに對し木捐を課するものである。從來この稅は中央官憲と地方官憲との財政的聯繫は密接なものでなく、地方官憲は獨自の徵稅に依つて行政權を維持するのが常態であつた。而かもこの稅は地方的に種々雜多な名稱の下に課稅せられた爲、納稅者の負擔は莫大な額に昇んでゐたが、政府は康德元年(一九三四年)八月三〇日民政部令一〇號、財政部令二六號、興安總署令一〇號を以て木稅と同時に低減統一を計り、而して新稅率は主管大臣の許可を得て木稅の一〇〇分の二五以內の附加捐を課することに規定した。木稅の徵收は從來地方稅所管の官憲に依つて徵收されてゐたのであつたが、木稅法改正と同時に徵收の簡易化並經

費の節約を期する爲稅捐局に於て木稅と同時に徵收し、併記して領收證を發給し、稅捐局は納稅義務者の申告に基き徵收したる木稅と共に所轄稅務監督署に送附し、同署は四ヶ月毎に關係地方團體に本稅を送附することになつたのである。

輸出入關稅

從來の輸出稅は仕向先が外國、內國たるを問はず出港の際は一律に賦課せられ、この點より見て諸外國の保護關稅主義とは意味を異にする收益關稅主義であり、又輸入稅に於ても同樣國內林業保護の見地よりする保護關稅主義ではなく專ら財源としての收益稅主義であつた。滿洲建國後は九稅關を接收し、暫行的に當時の民國政府の稅率を踏襲し、その後兩三種の種目に付ては暫定的に稅率の改正を見たに過ぎなかつたが、一九三三年四月以降、從來の海關金單位及海關兩單位建に依る稅率はその儘とし、海關兩及海關金單位對國幣の換算率は、海關一〇〇對國幣一五六圓、海關金單位一〇〇對國幣一九五圓と公定した。これに依つて事實的には稅額の改正を見たのであるが、同年七月一八日兩單位建を廢止し國幣建に改める旨を公布し、從來の兩單位建との間に行はれる收入通貨の換算がなくなり煩雜を省くことになつた。次で翌年一一月一四日（同年同月二二日施行）輸出入關稅法を改正し、木材類の輸出稅を徹廢し輸入稅は從前の通りとして現在に至つてゐる。

その輸入稅に就き主なる稅率を記載すると次の如くである。

第五表　輸入稅率表

號別	貨名	單位	稅則 正稅	稅則 附加稅
五四五	條板（長四呎を超えざるもの）普通木材（チーク材及其他別號に揭げたる木材を含まず）を除りたるもの及太材	千	一九五	五%
五四六	硬木	從價	一〇%	同
五四七	軟木（普通の挽木材）	同	同	同
五四八	硬木（厚さ一吋の千坪方呎の價格三四一圓二五を超えざるもの）軟木、普通加工木材（單なる鋸挽以上に加工したるものを含み橋材及船桁材を含まず）	千英方木尺	一〇一	五%
五四九	硬木、無嫉のもの（厚さ一吋の千平方呎の價格五九七圓一九を超えざるもの）	同	三四六	同
（イ）五五〇	硬木、普通品（厚さ一吋の千平方呎の價格四二六圓六五を超えざるもの）	同	二九二	同
（ロ）五五〇	軟木、無嫉のもの（正味容積による）	同	二四	同
（イ）五五一	普通の橋材及船桁材	同	一四五	同
（ロ）五五一	鐵道枕木	從價	一〇%	同
五五二	チーク（梁、板及丸太）	同	五%	同
五五三	別號に揭げたる木材	千英方木尺	五四	同
五五四		從價	一〇%	同
五五五				

備考　千英方木尺は約八・三石に當る。

山、份

山份は國稅の一種であつて、從來は國有林から伐採した木材に對し木稅の徵收と同時に山份をも收納してゐたが、一九三四年九月一日以降徵收事務は森林行政機關に移管された。山份は純然たる稅ではないが、國家が國有林の立木を拂下するその木代であつて、伐採者が驛土場又は最寄市場に搬出したる材に對し、搬出者より徵收するのである。その課金の單價は地方の市場價に依つて異なり、又樹種及材種並長徑級に依つて異つてゐる。

左に滿洲國實業部林務司一九三四年度拂下許可材に對し徵收された山份を表示すると次の如くである。

第六表　木代金單價表（石當）（國幣分建）

樹種	材種	長級							
紅松	柚角	一九尺以下二〇尺以上	寧安森林事務所	北安森林事務所	安東森林事務所	敦化森林事務所	海倫森林事務所	湯原森林事務所	
			三五	三五	三五	三五	三五	三五	
			八五	七五	七五	八〇	八五	八五	
			六五	六五	六五	六五	六五	六五	
			五五	五五	五五	五五	五五	五五	
			四五	四五	四五	四五	四五	四五	
			三五	三五	三五	三五	三五	三五	
			二五	二五	二五	二五	二五	二五	
			一五	一五	一五	一五	一五	一五	
			一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
			五	五	五	五	五	五	

杉松	丸太	一九尺以下二〇尺以上	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
			六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
	柚角	一九尺以下二〇尺以上	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
			五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
	丸太	一九尺以下二〇尺以上	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
			六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五

備考　本表は滿洲國實業部木代金單價表より引用したものであつて、同表の細別直徑級より平均單價を算出せるものである。

2　森林の管理と經營

A、國有林の管理

a、森林關係滿洲國政府組織及官制

滿洲國は建國當初既に國有林國營の原則を樹て、爾來その機構充實に努め、國有林の合理的經營のため着々施設を行つてゐる。その林政機關の組織及官制に付て見るに次の如くである。

滿洲國政府林政關係組織及官制

滿洲國は建國と同時に滿洲國政府組織法（大同元年、一九三二年三月九日より實施）を發布して滿洲國政府組織の大綱を明にした。

今森林及林業に關係するものを抽出して、林業關係事項の所管廳を明にすれば次の如くである。

建國當初より林野行政は實業部の所管に任じ、實業部大臣は農林、畜産、水産、礦産、商工その他一般實業に關する事項を管掌することになつてゐたが、康德元年（一九三四年）三月一五日附にて、大同元年敎令第六號國務院各部管制を改正して、總務司、農務司、林務司、礦務司、工商司の五司を置くことになり、林業に關する事項は專ら林務司に於て管掌することになつたのである。

尙舊北鐵東部沿線の國有林はその開發の沿革に於て古く、伐採の法律關係が特殊のものであつて、從つて管理機關も異なり建國後に於ても事變前と同樣哈爾濱木石稅捐局の管掌するところであつたが、滿洲國の林政方針に基き康德二年（一九三五年）七月一日より實業部の所管となつた。

又興安省は他省とは地理的、文化的、沿革的關係が格段の相違があるので、行政機構を他省同一のものとすることは無理であるとの理由で、國務院直屬の外部、蒙政部大臣の定むるところにより森林及林業の施政に當ることゝなり、實業部は蒙政部關係森林を康德二年（一九三五年）六月三〇日蒙政部に引繼き完全に實業部より離脫して、蒙政部勸業處に於て管掌することになつたのである。

右の如き管理機關の整備充實と共に、實業部は國有林の管理經營の實行機關を缺いた爲め止むを得ず地方行政機關にこれを委託してゐたが、大同二年（一九三三年）一〇月一日中央銀行にて伐採權を所有せる林場が實業部に接收されると共に、大同三年（一九三四年）一月一八日敎令第二號を以て森林事務所官制を公布し、同年二月三日吉林省額穆縣蛟河及敦化縣敦化に森林事務所を設置し、同日吉林省公署の所管に係る延琿和汪森林事務所を實業部に移管し延琿森林事務所と改稱し、次で康德元年（一九三四年）三月七日五常縣五常、龍江省龍鎭縣北安鎭及濱江省海倫に同年六月九日黑河省黑河に夫々設置し、更に同年一〇月九日附を以て森林事務所官制を改正して、一三森林事務所を新設し、略全般的に實行機關の配置を見たのである。尙右の外康德二年（一九三五年）九月に哈爾濱、勃利、樺甸の三箇所に森林事務所の新設を見、總計二三箇所となつた。

左に森林事務所の名稱、位置及管轄區域を表示すれば次の如くである。

第七表　森林事務所の名稱、位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域
敦化森林事務所	敦化縣敦化	敦化縣全部
吉林森林事務所	額穆縣蛟河	永吉縣全部、額穆縣大部（牡丹江本支流）樺甸縣一部（松花江本支流以南以東自松花江輝發河合流點之上流）

延吉森林事務所	延吉	和龍縣及延吉縣（圖們江流域ヲ除ク）安圖縣一部（豆滿江本支流域）
五常森林事務所	五常	舒蘭縣及五常縣全部、額穆縣一部（拉林河流域）葦河縣一部（牡牛河及冲河流域）
北安鎭森林事務所	龍鎭	通化縣大部（古洞河及通肯河流域ヲ除ク）龍鎭縣大部（鎭濱河及科洛河流域ヲ除ク）
安東森林事務所	安東	鳳城縣、安東縣及本溪縣全部、岫巖縣大部（大洋河流域）寬甸縣（鴨江流域）及長白縣大部、臨江縣（鴨江流域但除渾江流域）興京縣一部太子河流域
通化森林事務所	通化	桓仁縣及通化縣全部、寬甸縣、輯安縣及臨江縣一部（渾江流域）
朝陽鎭森林事務所	朝陽鎭	東豐縣、海龍縣、柳河縣、輝南縣及清源縣全部、興京縣大部（蘇子河流域）西豐縣一部（清河流域）盤石縣大部（輝發河本支流域）
撫松森林事務所	撫松	撫松縣全部、樺甸縣一部（松花江支流域但自松花江第二道河口至二道河口道白河合流點迄）長白縣一部（松花江流域）
安圖森林事務所	安圖	安圖縣大部（松花江流域）樺甸縣一部（松花江流域但除自二道河口道白河合流點起之上流）輯安縣全部
事務所	琿春	琿春縣全部
穆棱森林事務所	穆棱	東寧縣、寧山縣及穆棱縣全部汪清縣一部（綏芬河流域）
寧安森林事務所	寧安	寧安縣全部
依蘭森林事務所	依蘭	依蘭縣、勃利縣全部方正縣一部（牡丹江流域）樺川縣及賓清縣一部（玉蟾河流域）
通河森林事務所	通河	木蘭縣通河縣及延壽縣全部方正縣一部（松花江流域）
湯原森林事務所	湯原	湯原縣全部綏比縣南半部（黑龍江第四谷哨）以下
綏化森林事務所	綏化	東興縣、綏化縣、綏稜縣、慶城縣及鐵驪縣全部、海倫縣一部（諾敏河流域）
海倫森林事務所	海倫	海倫縣大部（除諾敏河流域）濱北縣一部（通肯河流域）
龍江森林事務所	龍江	龍江縣大部（除老榮河流域）龍鎭縣一部（科洛河流域）
黑河森林事務所	愛琿	愛琿縣漠河、呼瑪縣奇克縣河縣烏雲縣及瑷北縣北半部（自黑龍江第四谷哨所起上流）龍鎭縣一部（綽河流域）
	黑河	黑河縣
	哈爾濱特別市	哈爾濱
	不詳	不詳
	同	同
	同	同

備考　實業部總務司文書科編『實業部月刊』康德元年一二月第二期第八號　六九頁に據る。

以上二三箇所であつて、森林事務所の管掌業務は、管轄區域內の國有林野の管理及事業の實行に關する業務を掌る外、一般の要望に應じ公私有林野經營の指導をなすことになつてゐる。

斯くの如く林務司の森林管理經營に關する機構は、事變前に比して、隔世の觀ある强化を見たるが、更に營林事業の恒久性に鑑み、營林機關を一般會計より分離し特別會計とするの案が採擇せられ、康德三年（一九三六年）一月一日以降營林機關の特別會計が實施せられることになつた。卽ち現官制に於ける林務司は左の如くである。

林務司
- 林政科（一般會計）
  - 林政上諸般ノ調査、民有造林促進其ノ他林業ノ改良ニ關スル事項
  - 林野副業ニ關スル事項、林業團體ニ關スル事項、野生鳥獸ノ保護增殖及狩獵ニ關スル事項、保安林ニ關スル事項、地方林政ノ庶務ニ關スル事項
  - 林務司所管豫算決算ノ調理及配付ニ關スル事項
- 經理科
  - 林務司ノ會計事務ノ監督ニ關スル事項
  - 國有林野及產物ノ管理ニ關スル事項、國有林野ノ處分ニ關スル事項
- 監理科
  - 林野ノ官民有調査ニ關スル事項、治水ニ關スル事項
  - 他科ノ主管ニ屬セザル事項
- 計畫科
  - 林野資源ノ調査ニ關スル事項、林野整備調査ニ關スル事項
  - 國有林野管理區分ニ關スル事項、施業案ニ關スル事項
- 經營科
  - 國有林野ノ施業工業其ノ他營林ニ關スル事項
  - 林業試驗ニ關スル事項

b、林場權の整理

事變後滿洲國々有林管理經營上の一大障害と目されたるは、所謂林場權の存在であつた。

玆に林場權と謂ふは東三省發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程、吉林省墳發臨時執照簡章及民國一三年（一九二四年）黑龍江省森林局佈告第四號に依り許可せられた長期の國有林伐採權であるが、舊政權の治下にあつて極めて亂雜な狀態に陷り、これを整理するにあらざれば森林は益々荒廢し、その國民經濟上に及ぼす影響も決して少なかざる可きを憂慮せられ、將來國有林產物の需給上誠に憂ふべき結果を招來する處あるに鑑み、建國當初に於て滿洲國は林場權の新規發放はこれを爲さざるの方針を樹て、更に康德元年（一九三四年）六月九日勅令を以て林場權整理法を公布し、伐採許可證卽ち執照を提出せしめ、林場權の存否、林場の位置區域並期間を審査確認し、既得林場權者に對する期間中の權利行使を保護すると共に、その施業を取締り以て林利保續の常道に遵かんが爲に本法が制定せられたのである。

本法に依り處理せられたる件數は、實業部の發表したところに依ると左記の如くである。

總提出件數一四三（吉林省一一四件、黑龍江省一八件、奉天省一一件）

內　期間滿了林場一二七件（吉一〇九件、黑一三件、奉五件）

　期間殘存林場　一六件（吉五件、黑五件、奉六件）

備考　各省は舊行政區域である。

以上の通りにして、伐採許可證（林照又は執照）記載の有效期間を經過せるものは權利消滅せるものである。但し左記各項に該當するものは正當權利者と見做され事情に應じ五箇年以內伐採を許可されるのである。

一、屢て許可證券記載の期限に至り林場權者に於て已に規定に依る每年の檢査を經たる上、その書替を申請した事實あり、且舊東三省官憲に於て正當なる理由なく猥りに書替を拒みたる爲、林場權者はその書替を爲すことを得ざりしと認めたるもの。

二、既得權益侵犯と認められ、且舊東三省官憲の不法行爲に依り正當林場權者に於て伐採搬出を中止せられ、爾來係爭のまゝ許可證券の有效期間を經過したりと認められるゝもの。

以上の要領に依つて期間經過せる林場に對し審定が行はれ正當林場權者の保護をなすことになつてゐる。

c、國有林の警備

森林伐採事業の警備に就ては、舊政權時代に於ては林場權者が官許を經て私兵を貯へ、林場內外の警備に任じ、尙有事の際は他の警備機關の援助を要請し得る制度であつたが、斯る制度は一部の大林場權者に於てのみ適用され、他の大部分の伐採者は警備上の負擔に耐へ得ず、その多くは所謂通匪行爲の下に伐採に從事して居る狀態であつた。

建國後に於ては政府は鋭意警備機關の刷新充實を計り、日滿軍憲を各地に駐屯せしめ徹底的治安工作に任じてゐたが、その巢窟と見られてゐる森林地帶に於て、匪賊の培養をなすものと見られてゐた伐採業者の通匪行爲を絶滅し、地方治安維持の徹底を期する見地より、從來の森林伐採方法を嚴禁し、警備上の萬全を期する爲め伐採區域を制限して集團伐採方法を採用することになつた。

卽ち集團伐採區域に於ける警備に關しては、曩に中央治安維持會と民政部及實業部等の協議の上、森林警察隊を民政部警務司に於て編成せしめることに決定し、森林伐採事業を直接掩護することを主眼に置き、該區域附近の剿匪工作を實施すると共に、伐採及搬出期間終了後閑散期に於ては、森林地帶に於ける夏季畧粟密耕の取締及森林保護の任に當り、又翌年度伐採區域の選定調査及林道開設の掩護に當る永久的存在として生れたのである。

以上の主旨の下に本年度伐採着手前に、民政部警務司をして編隊に着手せしめ、編隊に際しての編成裝備は地方に於ける匪情、警備上の地理的關係、伐採地域の廣狹等の條件に依り決定せらるゝも概ね一伐採事業區域一〇〇名以上にして、若干の日系指導官が配置せられてゐる模樣である。而して警察隊に人員不足の場合に於ては、猶その限度內に於て所要の增員を行ふか、又日系指導官と治安維持會長との協議の上、日滿軍隊を以て警察隊支援する處置を講ずることになつてゐる樣である。

從つて以上の森林警察隊編成の上は同時に從來より林業公司（營政部關係を除く）に於て組織してゐた私立自衛團には一應解散を命じ、その所要銃器は治安維持會に於て回收し、身元確實なるものは再度採用して森林警察隊と同樣の監督の下に置くことになつた。

尙森林警察隊の警備に要する經費は、國庫支辨であるが、伐採業者側の負擔額は直接從來の木代金（山份）を增額の上間接に徵收されてゐる。

B、國有林の經營

國有林經營の現狀は、滿洲に於ける過去の國有林經營法式たる林場權制度より、滿洲國の新經營方式たる國營制度に移行する過渡期にある爲め、その經營の態樣は千差萬別の狀態にあるの實狀である。

卽ち國營制度として採用せられたる國有林木の拂下けによる入會伐採は、警備問題と關聯して所謂集團伐採の方式をとり、昨年度より實施することゝなつた。この方式を假に國有林の一般的經營と指稱す。

次に林場權制度の變形と認む可きは、條約又は契約等に依る大林場權者及新に滿洲國政府の設立に係る特殊會社が、滿洲國政府の監督の下に伐採を爲す方式を存す。この方式を假に國有林の特殊經營と指稱す。

これ等兩方式の併用は蓋し現在に於ける林業の客觀的狀勢より不可避的にして、相互に以長補短の關係に於て森林利用の目的に貢獻し得るものなりと考へらる。

a、國有林の一般的經營

國有林の一般的經營は未だその最終的經營方式に迄到達してはるないが卽ちその企意する合理的經營への段階にあるもので、從つて幾多の缺陷を內部に包藏するとは謂ひ、現在に於ては諸種の關係より以下說述するが如き方法によるの止むなき現狀である。

この經營は各地の森林事務所が直接擔當する所であつて、次項に說述する國有林の特殊的經營に包含せらるゝ林場以外の一般國有林で行はれる。而して森林事務所は國有林の林木を期間一箇年を限つて拂下け（年期拂下）伐採搬出後檢查して木代金（山份）を徵收する方式である。

而して從來斯る伐採方法は地域並に警備上何等の考慮を拂はれてはるなかつたので、森林の濫伐及匪賊培養等の非難があつたが、政府はこの點に關する根本的改革を試み、伐採の統制合理化を計畫し、康德二年（一九三五年）度の伐採期より集團伐採制を採用した。

その方法は先づ森林伐採箇所の決定は警備問題と密接不可分の關係にあるを以て、實業部と中央治安維持會委員長との協議に依つて決定せられ、又各地の細別的區域は森林事務所と關係省治安維持會委員長との間に於て地域を決定せられることになつて居る。康德二年度の實業部關係伐採許可區域は（本集團伐採制は黑河、鏡江兩森林事務所管內及營政部管內には適用せず暫く從前の方法に依ることになつた）二三箇所、伐採豫定面積二五、五〇〇町步であつて、その他の區域は伐採を禁止する。但薪炭材の採取は尙從前の通り集團伐採とは無關係である。

區域決定の上は森林事務所は伐採開始前迄に指定地域內の伐採すべき林木を現地で指示する。卽ち伐採木の胸高部分及伐採後林地に殘存する根株部分に極印を打入し伐採跡地を檢查し、不正行爲の有無を檢查すると謂ふにある。

斯くして集團伐採區域に於ける森林事務所の拂下方法は、一集團伐採區域中の前記指示伐採木を多數の企業者に一括拂下を行ひ、企業者は共同にて事業を起し、森林事務所は土場に搬出された木材を檢收の上木代金を課するのである。

而して本年度實業部關係伐採許可豫定數量は二五萬石であるが、その後漸次增加する模樣にて約三〇〇萬石內外に達するものと推測せられてゐる。

尙森林勞働者と匪賊との過去に於ける因果關係より森林勞働者を最も効果的に統制することは、間接的に匪害防止の有効なる對策となるの點に鑑み、伐採人は作業着手前從業員の履歷を調査し本人の寫眞と居住保甲長の身元證明書を添附し森林事務所長に提出せしめ審查を經て縣警務局長に屆出、縣警務局長は審查の上森林勞働者證明書を下附することになつてゐて、この證明書を所持せざるものは入林を許可せざる事になつた。

以上が卽ち國有林に對する國家の一般的經營で、從來無統制濫伐に委ねられた經營が、茲に始めて政府の統制下に置かれることになつたのである。

b、國有林の特殊的經營

前項に於て說述する如く、過度的時代に於ける滿洲林業經營に於て、舊時代の經營が空虛なる內容を擁して消極的にその儘存續するあり、積極的目的と充實せる內容を盛つて新に計畫せられたるあり、その規を一にせずと雖も、將來に於てはその內容の實體と、經濟的環境に應じて合目的々に整理統合せられ、滿洲國の包懷する企意に從て規整せらるべき運命を有するものと見らる。以下これ等の特殊經營につき、その沿革と現狀を紹介する。その成立の法的根據に基き、（イ）條約による林場、（ロ）契約による林場、（ハ）滿洲國特殊法令による林場、の三つに分ちこれを述べる。

イ、條約による林場

鴨綠江採木公司林場

一九〇五年一二月二二日北京に於て日淸兩國間に締結せられたる「滿洲ニ關スル條約附屬協定」中に附屬協定第一〇條の規定に基き、一九〇八年五月一四日に協定せられたる「日淸合同木材會社ニ關スル取極」並同年九月一一日奉天に於て兩國政府委員の協議決定せる「鴨綠江採木公司業務章程及之ニ關スル覺書」により資本金北洋銀三〇〇萬元（兩國政府等分出資）を以て創立す。本公司の特色は條約に基き成立した點で、舊政權時代に於ける利權回收運動等に禍されず、今日迄比較的事業の安全が確保されたのはこの理由に依るものである。

本公司の林場は、鴨綠江右岸帽兒山より二四道溝に至る江面を距る六〇支里の間はその專採區域で直營伐採事業を自營する。而して支流琿江流域は專採區域外ではあるが、この地域內の產材に關しては同公司が買收權を有してゐる。

この條約上の期限は一九三三年を以て滿了となり、且既得林場は過去二五箇年に於て殆んど伐採され、殘存林地も流域より遠距離となり出材の運賃、材積も昔日の觀なく、且出材費も割高となり寧ろ悲境にあつた。公司關係者は期限滿了と共に公司存續期間延長及林場の擴張等に關し、滿洲國實業部に申請中であつたが、實業部は條約更新に關する協商を延期し、臨時的辨法として一九三四年九月二五日迄一箇年間取敢ず舊條約を援用して事業を繼續せしめ、その間に於て條約改訂を見る筈なりしも、改訂を見ず更に一九三五年九月二五日迄舊條約を準用し、その後滿洲國の林政方針に基いて暫定的に大體五箇年間を以て解消せしむる方針にて一九四〇年九月二五日を期限として公司はその間に於て解消準備をなすことに決定した模樣である。

次に公司の伐採量に就て觀るに、公司設立當時は一箇年の伐採量二〇〇萬石に上りしも、漸次減少して一〇〇萬石內外の程度である。而して最近五箇年間に於ける安東着材の數量は次の如くで、大要公司の年伐採量を推知することが出來る。

第八表　安東着木材數量表

年次	角材（石）	丸材（石）	計（石）
一九三〇	四二、九六九	二八、五五三	七〇、五二二
一九三一	一〇一、四六	三四、九四三	一三五、〇四九
一九三二	六三四、七三	三八、九五二	九三、七三五
一九三三	四五二、二九九	四八、一六二	八六三、四五二
一九三四	六二、八八〇	三九、〇三七	一〇二、九一七
計	一、三〇七、九六	一、三〇三、〇二	四、七〇、九八六

備考　一、鴨綠江採木公司『鴨綠江採木公司統計表』一九三四年度に據る。
二、元表には連及本を以て示されてゐるが、玆には石單位に換算表示し

た。一連當換算率は、一九三〇年度角材〇・九石、丸材〇・四三石、一九三一年度以降角材〇・九石、丸材〇・三六石、電柱一本は一・二石として換算す。

尙本公司は從來伐採事業のみであつたが、一九三三年度より長白、帽兒山兩分局に於て銳意造林を併行し、且一九三六年よりは大々的に苗圃施設計畫を樹て、將來に於ける林力保續を圖らんとしてゐる模樣である。

鐵路總局關係林場

舊北鐵林場は「東支鐵道建設及經營ニ關スル契約」（一八九六年）及これに關する「東支鐵道南滿洲支線建設及經營ニ關スル契約」（一八九八年）の兩條約を根據として獲得せる林區にして、その後細目協定として「伐木ニ關スル露支協定」（一九〇七年―一九〇八年）及その追補協定を以て相互の權利義務を規定せる條約による林場權に屬する。

一九三五年三月北鐵が滿洲國に買收せられ、北鐵經營が鐵路總局の手に移るや、鐵路總局はその附帶事業として林區經營をなすことゝなり、從來北鐵の經營難の事情により事實上作業を休止せる林區を開き、主として鐵道用材を伐採し兼ねて一般用材伐採の計畫を樹て、一九三五年度より作業に着手した。

而して總局林區は濱綏線石頭河子驛附近にある東部林區、濱州線博克圖驛を距る南方七〇粁綽爾河上流地方にある綽爾林區、松花江通河上流沿林河流域にある沿林河林區の三林區にして、舊北鐵の調査によればその面積及材種別得材量は左の如くである。

第九表

林區名稱	面積（哩）	材種及數量		
		丸太（本）	枕木（本）	薪材（千立方米）
東部林區	九三三〇	二九七一〇〇〇	六三七〇〇〇	三六八〇〇〇
綽爾林區	八〇〇〇	三六四〇〇〇	三六六八〇〇〇	二一〇〇〇
同　上	第五年度（一九二八年）			五七、六八〇
大海林林場	第六年度（一九二九年）			四四五六
計				一八二七四九

備考　本調査は八塚喜滿、茂木寬一兩氏『中東鐵林採木公司調査報告書』昭和八年二月一日五―六頁に據る。

札免採木公司林場

一九一四年より翌年に亘り露人と蒙古呼倫貝爾政廳間に、大興安嶺森林中に三箇の租借林區（卽ちシエフチエンコ、ウオロンツオーフ、イシマーコフ）林區契約成立し各その經營に着手したが、偶々露國革命に際會し、呼倫貝爾地方に於ける露人勢力は頓に失墜し、舊東三省政府はこの機會に利權回收に乘り出し武力回收も辭せざる餘勢を示し、於玆前記三人は日本臣民庄司鐘五郎と共同契約を結びこの難關を突破すべく計畫せるも、更に强力なる協同者の援助を必要とする事態より、滿鐵に對し投資を懇め、滿鐵は遂に該山林の協同經營者となり、シエフチエンコ兄弟商會の經營を四〇〇萬圓と評價し、その一〇分の四に相當する持株をなし經營に乘り出せり。その後支那黑龍江省の割込參加を見、一九二二年資本金六〇〇萬圓の日、露、支三國合辦事業として公司組織となし札免採木公司の成立を見、一九二五年七月露支間に紛糾を起し、その後シエ商會の持分の一部は債務に關し滿鐵に歸屬し、爲に本公司の持分の過半は滿鐵の占むるところとなつたのである。

而して當時支那當局の利權回收、排日熱の爲林區權問題、出資問題等に關し紛爭起り折衝を重ねてゐたが、滿鐵は從來の關係上札免公司の名に依つて單獨經營に當り、權利の確保に努め事變に際會せり。

事變後に於ては、從來の經營をその儘存續し、滿洲國に對しては木代金（山份）を納入して平穩な作業を繼續してゐる。

本公司事業に於ては一九二二年日、支、露三國合辦札免採木公司が成立するや、直營事業として薪材、建築用材、枕木、坑木等の出材をなしてゐたが、その後本公司の大顧客であつた東支鐵道當局は、札免公司林場に隣接する二林場の權利者であるウォロンツォーフと共同經營を開始し、本公司より買入を中止した結果、一九二五年三月には事業を縮小すると共に、直營事業を廢止して、專ら支那人の伐出（立木處分）を許可し木伐金の徵收に止まつてゐた。事變後に於ても積極的に事業に乘り出さなかつたが、漸く一九三四年一〇月に至り再度直營事業を開始するに至つた。

尙本林場の蓄積量は大約 九、七〇〇萬石（一九二四年調査）と謂はれてゐる。左に最近の出材量を揭げて見ると次の如くである。

直營材

自一九三四年一〇月至一九三五年七月免渡河驛出材數量

枕木	五〇、〇〇〇挺		
電柱	六、〇〇〇本		
立木處分			
	一九三四年度實行材	一九三五年度豫定出材量	
薪材	八五車	四〇〇車	
電柱及丸太	三五〇車	六〇〇車	
小丸太	六〇車	一〇〇車	
坑木	七〇車	三〇〇車	
木炭	三五車	一〇〇車	
計	六〇〇車	一、五〇〇車	

備考　滿鐵農務課調査

舊北鐵東部沿線に於ける露人關係林場

舊東支鐵道東部沿線に於ける露人關係林場は、一八九六年カツシニー條約に依つて露國が鐵道敷設權を得て鐵道を開設するや、同鐵道の建設及諸材料並燃料の供給を確保せんが爲に、東支鐵道會社は帝政露國を背景として淸朝政府を威嚇し、沿線に自國企業者をして廣大なる森林伐採權を獲得せしめ、期間は二〇年乃至九〇年の長期に亘り最も搬出に便利なる個所に悉くその權利を設定したのである。

岔林河林區	二四五九	八三〇〇〇	二〇五九〇〇〇	一一〇〇〇
計	二〇五八二四	六六七〇〇〇	二三〇七〇〇〇	五五、八〇〇

備考　蘇林氏『東省林業』中東鐵路經濟調査局一九三一年一月一一〇頁に據る。

ロ、契約による林場

中東海林採木公司林場

本公司林場は、元英人ジョンス及瑞典人ガリユセル、露人アゲエフ等の所有に係る舊北鐵東部沿線の北溝及大海林河にある二林場を一九一九年三月一日東拓これを買收し、日支合辦の現在の前身中東海林實業公司を設立して事業に着手せしも、官憲の壓迫及馬賊の跳梁及歐洲大戰後の反動による財界の不況等の爲めに苦境に陷り中止し、越へて一九二四年一月東拓と吉林省政府との間に公司設立契約を締結し、資本金三五〇萬圓日支折半支出（支那側拂込金は日本側に於て立替する條件の下に出資されてゐる）にて、兩林場を經營區域として（面積約二七八、〇〇〇町歩、現在蓄積約一一、二〇〇萬石と推定せられてゐる）事業に着手したが、再び不振の爲め一九二七年以來伐採を中止し、その後殘材賣拂に止まつてゐた。而して事變後は土建界の活況と共に一九三三年の伐採期より北溝林場の伐採を開始し、又一九三四年の秋より海林河林場の伐採にも着手して、一九三五年には大約一一萬石見當の出材見込と謂はれてゐる。

左に公司事業開始以來一九二九年に至る出材量を見ると次の如くである。而して左に揭ぐる出材量に依つて本公司の事業成績の一端が伺ふことが出來る。

第一〇表　林場及事業年度別出材數量表

林場名	年度別	出材々積（石）
北溝林場	第二年度（一九二五年）	四、五六七、八七六
同　上	第三年度（一九二六年）	七三、八七七

而して清露條約に依りて設定せられた往時の林場權數は、三〇餘箇所と算ぜられてゐたが、その後種々の事情に依つて廢合が行はれ、一九三五年六月現在（舊北鐵林區を除く）哈爾濱木石稅捐局の調査に依ると僅か一〇林場に減少してゐて、その大部分はカワルスキー及スキデルスキーの二人の併合所有に歸してゐる。

左にこれ等個人林場を列記して見る。

	租借者	林場所在地	總林場面積（平方露里）
一、	スキデルスキー	葦沙河	一、一八二
二、	右　同	營喀素夫（九節泡）	七五〇
三、	右　同	元寶頂子	四〇〇
四、	カワルスキー	大亮子河（倉西南岸）	二、四三〇
五、	右　同	大高力山（一面坡）	四五〇
六、	右　同	二道源林上流	五〇五
七、	右　同	橫道河子	三八〇
八、	右　同	穆稜河流域	三〇〇
九、	ボボフ	拔河	不詳
一〇、	右　同	磨刀石	九〇〇

備考　一平方露里は我邦の九五町八强に當る。

以上の林場所有者は何れも相當盛んに事業を營んでゐたのであるが、世界的不況並に北鐵の經營難に禍せられ資金難に逢着し、遂に露人業者は全部事業を休止し、唯元の使用人又は請負人の支那人把頭等が林場内より出材するものに對し山份を徵收して僅かに生計を立てゝゐる狀態であつた。

邦人も斯る事情に乘じ委任經營又は金主等と關係を結び進出を試みたるも活潑なる進展を見ず、事變後建設材料の需要旺盛となるや、前記林場中スキデルスキー所有の一、二林場は東泰洋行と委任契約を締結し、又カワルスキー林場の全部を近藤林業公司が委任經營をなすことゝなり玆に於て露人關係の個人企業者の經營は事實上邦人の手に移行したのである。

海敏採木公司林場

本公司林場は前記札免公司林場と同時に一九一四年より翌年に亘り、當時蒙古呼倫貝爾政廳と露人ウォロンツォーフ及イシマコーフの間に於て大興安嶺森林中に租借契約が成立し、札免公司の林場と共にこれ等三林場の契約は相當有力なものであつた。卽ち存續期間を限定せず、土地は貸與せられて租借的性質を帶び、同廳はその土地を他人に貸與せざるべき義務を負ひ、又運材鐵道敷設權及流木事業權をも併有する特別の契約が締結されたのである。

イシマコーフ林場は一九二三年にウォロンツォーフに讓渡し、越へて一九二五年に至り東支鐵道がこれに投資し共同經營を開始せるも、支那側官憲の抗議に會ひ一九二七年には黑龍江省の參加を見、玆に於て舊東支鐵道及ウォロンツォーフの三者合辦となり海敏採木公司の名稱の下に經營繼續して事變に際會したが、事變後も平穩なる作業を續け偶々北鐵接收により、北鐵の持株はその傳鐵路總局に歸屬することゝなり、現在に於ては、滿洲國、鐵路總局、ウォロンツォーフの協同經營となり、從來の同公司の支配權は北鐵を顧客とする關係上ウォロンツォーフに委任せられたるも、現在に於ては顧客は鐵路總局となりたる關係より、鐵路總局とウォロンツォーフの協同支配に內部關係を調整せられ順調の經營を繼續してゐる。

本公司は成立以來西部線林場中割合順調に事業を繼續し現在に至つてゐるのであるが、元來本公司の二林場の烏爾吉成汗林場及牙多爾林場は、前者は海拉爾河上流及その支流の流域に跨り木材流送に便なるも、後者は伊敏河上流に位し同河が流送に困難なる上、林況又前者を優位とするが故に、同公司は成立以來事業は專ら烏爾吉成河林場に集中せられてゐる。本林場はダフリカカラマツを主とする林分多く、伐採事業は鐵道沿線より一〇〇粁乃至一五〇粁の地點にて行はれてゐる模樣で、木材は初め支流によつて海拉爾河に出され同河の增水を利用して流送し、牙克石驛より七露里の地點にある埠頭に陸上げし、鐵道支線によつて搬出されゐる。

伐採木は末口約六寸乃至一・五尺の丸太、電柱、坑木及枕木等で搬出量に就ては不明である。

ハ、滿洲國特殊法令による林場

滿洲林業股份有限公司

古來吉林省森林地方と稱せられる京圖線沿線地方は、その開發の沿革古く、林場權關係複雜にして事變直前に於ては極めて亂脈無統制の經營に委ねられた。

卽ち一九一八年頃日本側の投資により經營を爲すことゝなりたる林場は、その後經營難に陷り權利のみ共榮起業株式會社の手により確保せられたるも、吉林軍閥は林場權回收の一手段として永衡官銀號林場なるものを同一地域に設定して伐採を開始し、これに介在するに發放章程に準據する林場あり、林場表示方法の不備と相須つて、これ等林場は相錯綜し、その地域不明確の爲め紛爭の絕へ間なき狀態であつた。

滿洲國の建國するに及び、先づ中央銀行法の發布を見て永衡官銀號は山林經營より手を引くことゝなり、共榮起業及その他の林場權者は一應その林場權を放棄し、新に伐採權を獲得すべき公司の株主たる可き優先權を得るといふ建前にて新公司計畫せられ、新公司設立迄一九三三年大同林業事務所を組織して、權利區域たる額穆、敦化、樺甸、寧安縣の南半部をして事業經營に當りたるが、公司組織は諸種の關係により遲延し、漸く名稱を題記の通り定め一九三六年二月二〇日公司法の發布により公司成立することゝなり三月一日より營業開始することゝなつた。公司法に依る本公司の內容は左の如くである。

一、資　本　金　五〇〇萬圓。
二、出資割當　滿洲國政府二五〇萬圓、滿鐵及鞍故林場權者二五〇萬圓。
三、分司の業務　政府より拂下を受けたる立木の伐採及伐採木の販賣及これに附帶する業務。
四、事業區域　額穆縣、敦化縣、樺甸縣、寧安縣の南半部の國有林。
五、存立期間　設立の日より滿二五年。
六、政府の監督　業務上左の事項に對しては實業部大臣の認可を要することとなつてゐる。

1　事業計畫
2　役員の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併及解散決議。
3　重要財產の讓渡及擔保に供すること。
4　事業の廢止又は休止。

以上の組織內容にて滿洲國の林業直營の代行機關として、第一年度には主に運搬設備を完備し、第二年度一五〇萬石、第三年度一八五萬石の伐採を計畫し漸次事業を擴張することゝなつてゐる。

C、公私有林の監督

從來各省には實業廳に農林科又は農務科があつて、これ等の機關は國有林管理をも行ひ或は公私有林の監督にも當つてゐた。建國後この監督事務は國有林管理と共に中央の實業部林務司に移つたのである。而して林務司の林政科が上級監督機關となり、各省實業廳勸業科が下級監督機關たる機構を備へてゐる。然し乍ら蒙政部及熱河省管內は特例に屬し未だ國有林管理機關の機構內に入つてゐないので勸業處又は實業廳に於て公私有林の監督のみならず國有林の管理經營をも中央の委任により管掌してゐるのである。尙森林事務所に於ても公私有林に對する指導をなすことになつてゐる。

3　伐木事業

A、伐木事業經營の形態

滿洲に於ける伐木事業の形態には、自ら三個の典型的形態がある。その一つは滿人林場權者によつて創始された伐木事業形態で、假にこれを滿洲型と稱すべく、その二は鴨綠江材又は吉林材の伐採に邦人が進出し

て創始された方法で、假に之を日本型と稱すべく、その三は主として北滿材伐採に露人の進出して創始された方法で、假にこれを露西亞型と稱すべし。

これ等の三型は何れもその國民性と經濟思想を表現しその點より興味あるものであるが、現在に於ては企業者並に勞働者の民族性及その習慣等に應じて、これ等の三型が互に或程度迄併用又は混用せられてゐる狀態である。以下これ等の特性について略述する。

滿　洲　型

これは事業經營者即ち林場權者が直接作業に接觸することがない。伐採權利者は伐採作業を請負人に委任するのであるが、請負人は請負作業に付て全責任を負ふのみならず、資金の調達並に生産品の販賣迄も自由に支配するのである。而してその事業經營者即ち名義人との關係は、伐採數量に應じて一定の權利金（山份と稱す）を納入するの契約によるのである。從つて經營上から見れば、この請負人こそ眞正の企業家と認むる可きであるが、對官廳關係は林場權者即ち直接作業に接觸しない經營者が企業家と認められるのである。舊制度に依る林場權制度は斯る特權的經營方式を認めたものであつて、多分に封建的な經營機構と謂はねばなるまい。買回料又は山份と稱して權利者の徵收する權利金は斯かる制度により徵收するものである。

日　本　型

これは事業經營者が專ら資金供給による伐出材の取得を目的とし請負人と契約する方法で、その必然的要件として人的信用が重大な要素となる。卽ち請負人は一般に滿人にして前貸金の交付を必要とし、請負人は無資產者多きを以て擔保の差入を爲さしむる能はず、有資產者の保證等により貸出すを普通とするも、從來の治安狀態よりは甚だ危險な企業とせられてゐた。この方法に於ては現場の作業に就ては請負人が全てを支配し、一定箇所に搬出せられた木材を契約單價に從つて前貸金と消殺清算する出來高拂の方法によるを以て、事業經營者は寧ろ金主の立場に立つもので、この場合に於ても前同樣實際の企業者は請負人と認むるのが經濟的には常識であると考へられてゐる。

而してこの方法と前法とは相互に組み立て混合し得る性質があるので、寧ろ混合した形態のものが多かつたのである。卽ち林場權を有する滿人と請負人とが伐採を契約する場合に、邦人が金主となりて資金を滿人請負人に貸與し、木材を引取る仕組であつて、林場權者は權利料たる山份を收受し、金主たる邦人は木材の取得販賣による利益を、請負人は勞務請負による利潤を受くるのである。

露　西　亞　型

これは事業經營者が全てを支配する形態で、これは北滿に於て北滿の一般的開發が、林業より誘導せられたる當時の事情、森林勞働者に對する舊露西亞の徹底的統制支配及事業經營上便宜なる大林場獲得に成功せる等の諸條件に惠まれたる爲め發達した方法で、事實上の事業經營者は林場權者自身であり、請負人は出來高拂による賃銀を受くる他何等の權利を有せず、請負人の所要の物資は全て事業經營者が配給する所であり、從つて請負人は資金を借入れ、又は前金を借入れる等のことなく、經營者より出來高拂による物資又は金員の交付を受けて作業を行ふ仕組である。尤も季節的な作業（水出し）又は新に勞働者を雇入する等の場合には仕事高により內渡的に經營者より前金を借用することがないではない。この組織に於ては事業經營者は配給物資價格に或率による割掛をなし、物資利益を計上する方法が普通的に用ひられてゐる。これは配給物資が勞働者以外のものに散逸せざることを主目的とするものであるが、兼て販賣上の機密事項である採材費を隱蔽する爲に役立ち、從て經營者の利得は一部物資收入一部は木材の販賣收入として兩分せられて表はれてくる。

B、林內作業の大要

滿洲に於ける林內作業は、大略吉林型と北滿型の兩型に分別出來る。吉林型と稱するは、前項滿洲型及日本型の經營方式に附隨して、滿人請負人の勞働方式に依るものであり、北滿型とは前項露西亞型の經營方式に附隨して露人請負人又は露人經營方式を修熟せる滿人請負人の勞働方式である。以下これ等の方式を略述する。

吉林型林內作業

これは企業者が大把頭と稱する請負師を選定し、是等兩者間の請負契約に依つて營まれるものが普通であつて、大把頭は企業者との交涉によつて事業資金（物資に替へることもある）を調達し、人夫の雇傭契約をなして、大把頭は一名又は數名の山把頭（現場に常駐し直接勞働者の指揮監督をなす）と稱する勞働班の首領を選び地域を定めて作業に當らしむ。山把頭は斧頭（伐木夫の頭）鋸頭（造材夫の頭）鋸子（造材夫）修道頭（集材路の構築頭）修道的（集材路構築夫）先生（賬簿方）大師夫（炊事夫）雜役夫等よりなる伐木造材勞働班を組織して每年九、一〇月頃入山する。この勞働班人員は二〇名乃至二五名が普通であるが四、五〇名のこともある。伐木は普通一〇月下旬より一二月中に終る。伐木造材が終る頃になれば大把頭は把梨頭（集運材の頭）を雇傭して把梨頭は把梨的（集運材夫）を組織して入山し、結氷及雪積を利用して筏出搬出が行はれ、河岸又は鐵道沿線に搬出せらる。この橇運搬の場合は木材を積載するものでなく單にこれを牽引する仕組に過ぎない。牽引量は通常把梨一臺（牛馬三頭乃至四、五頭を使役）に付き、二石より四石を標準としてゐるが、道路の如何によつては一臺一、二頭にて四石內外を牽引する。河岸に搬出せられたものは早きは春季融雪の出水晩きは初夏の降雨を待つて、前記勞働班の別なく一齊にこれに從ひ若し手不足の場合は臨時に苦力又は附近の農夫を傭入れて溪流に投じ編筏地迄管流を行ふ。管流木が編筏地點に到着するを待つて、勞働班の手より編筏師に引渡されるのである。編筏師は太き麻繩を以て木材を繫いだ綱場を造り上流よりの流下材をその綱場の中に入れ編筏して流材されるのである。

然して勞働班の給與制度は、伐木、造材、先生及大師夫並雜役夫等にありては事業期間（普通七、八箇月以內）を通じ、日額何程と定められるのが普通で、その間山把頭は入山中勞働者に食糧被服及小遣を與へ作業終了後これ等物資及支給金を計算し差引した殘金を支拂ふことになつてゐる。又把梨夫は他の勞働者と別個の給與制度にして普通單價請負に依るものと出來高拂に依るものとがある。

北滿型林內作業

企業者はリアチックと稱する請負師を選定し是等兩者間の請負契約に依るものであるが、請負人が新に勞働者を雇入れる場合には前借金を企業者よりなす。請負人が滿人である場合には前述吉林型同樣の內部組織となるが、露人である場合にはアルテーリーと稱する勞働者團の組織となり請負人と勞働者間に滿人の場合に於けるが如き搾取關係がない。而して請負關係は伐木造運材を一括して土場渡の出來高拂による一括請負の場合あり。伐木造運材の出來高拂の分割請負とする場合もある。これ等の兩方法を併用し企業者は巧に賃銀上の掛引をなすのである。而して執れの場合に於ても所要物資は企業者より配給を受けるのであるから、企業者の企業管理の點からも、請負者の作業上からも單純化され合理化されてゐる。一面から言へばそれだけ企業者にとつては有利であると見られるのである。

4　木材及森林副產物

A、木材の生產及運輸

a、採　材　費

滿洲森林資源の合理的利用に當りて、最も重視す可きは採材費の關係である。何となれば、木材の市價は專ら採材費と運賃を以て主要構成部分とするのであるが、未だ產業開發の過程にある滿洲に於ては、經濟的歪み卽ち蹉行狀態が隨所に觀取せられ、これ等の不圓滑なる經濟上の機構に禍せられて、採材費の關係が著しく歪曲せられて合理化が完成の域に達してゐない現狀にあるのである。而して斯かる事象はこれを全滿の林業の一般的關係に觀點を据へて觀察し得ると共に、又地方的特種事情

に觀點を据えて觀察することも亦可能である。以下概括的にこれ等の關係を解說する。

一、森林勞働者が夏季農業に從事し冬期伐木に從事する地方（例へば京圖線亞濱線地方）の採材費は、冬期の伐木勞働によりて年中の生活を支へる森林勞働者多數を占むる地方（例へば濱洲線大興安嶺地方）に比して採材費は廉價である。

二、治安の關係が良好なる地方は不良なる地方に比して採材費が廉價である。例へば京圖線、濱綏線方面に於ては警備費の割掛が巨額にのぼるが、濱州線に於ては負擔が輕い。

三、伐採地と物資仕入市場との距離の大小に於ては、市場に近接し居ればそれだけ採材費が廉價である。これは勞働者の所要物資が廉價に入手せられる關係に基くのである。

四、その年の冬期の降雪狀態の如何により關係がある。降雪が多ければ採材費が廉價である。これは橇出しの積載量と運材期間の兩方面から條件が有利である爲めである。

五、經營主體が大資本を有する場合には、小資本を有する場合よりも合理化が徹底するだけ採材費が廉價である。然しこれは材價が常態又は景氣上昇の場合に言ひ得る事項で、木材不況の場合には却つて小資本家が適應力を有した事實が過去に於て認められてゐる。これは從來の伐木經營が機構上缺損の轉嫁を勞働者に對して爲し得るや否やに關する問題で、林業統制の必要なる所以は玆にあるのである。

六、水運の便ある地域は馬車又は橇運材の地域に比して採材費は廉價である。

大要上述の如き關係が相互に錯綜して一地方に於ける採材費が決定せられるのであるが、從來の伐採が採算關係を主として實行せられた關係上木材消費市場を同一とする圈內に於ける諸地方に於ては採材費は略平衡してゐるのが現狀である。

尙滿洲に於ては勞働者の技能、地方に於ける勞働者の多少といふことがあまり問題にされてゐないのは一特色である。これは伐木作業が未だに粗放であること及勞働者が一般的に行き亙り勞力が過剩であることに起因してゐるのである。

斯る諸種の關係を織り込んだ、一地方に於ける事實上の採材費は何程にのぼるかといふに、これが調査は表面上の採伐費のみにては不充分であり、專門的な經營的內容に立ち入つて研究の必要があるのである。これは經營の內部に於て一定の利潤を割掛け採伐費を高價ならしむる方法が露西亞式の經營法として採用せられてゐる所もあるからである。然し玆に發表せられてゐる採材費に就き、地方別にその數例を揭げることにしよう。

第一例　鴨綠江方面の採伐費

第一一表　鴨綠江材採材費一石當（採木分司調）單位日金圓錢

分局名	年度別	材種	造材費	不集材費	陸運費	軌道費	管理費	洗筏費	計
長白	一九三三	紅杉丸太	〇・〇九	〇・三四	一・一九	—	〇・八八	二・九九
	一九三四	〃	〇・〇九	〇・〇一	〇・三〇	一・二一	—	一・四二	三・四三
	一九三五	〃	〇・一〇	〇・一〇	〇・五六	—	〇・八〇	〇・九三	二・九九
帽兒山	一九三四	〃	〇・一二	〇・一二	一・一六	—	一・一〇	〇・九三	三・一〇

備考　採木公司直營伐採材直接採材費であつて、支拂は金銀を以てする爲相場に變動を生ずるを以て正確なる採材費を表すことは困難なるも、その年の平均時價に依り日金に換算揭上す。その換算率は左の如くである。

一九三三年度北洋銀一〇〇元對日金九三圓五六、大洋票九三元二六。

一九三四年度日金一〇〇圓對國幣九〇圓八二、大洋票九二元三九である。

第二例　京圖線方面採材費

伐採地　敦化縣新開嶺三股流附近

一般用材一石當（單位國幣建）

第一二表

種別 / 費目	伐木造材費	集材費	陸出材搬出費	水出土場材搬出費	山元土場卷立費	管入費	管流費	陸揚證明費	出材驛頭場卷立費	木税	諸掛金	計
水出	二・〇〇	二・〇〇	—	一・〇〇	〇・四〇	〇・四〇	一・八〇	〇・六〇	〇・六〇	二・〇〇	二・〇〇	一四・六〇
陸出	二・〇〇	二・〇〇	二・六〇	—	—	—	—	—	二・六〇	二・〇〇	二・〇〇	一四・二〇

備考　一、陸出搬出距離は山元より敦化迄約九〇支里。

二、水出は大石頭河により管流敦化土場に陸揚。

三、一九三五年大同林業事務所調査。

第三例　濱州線牡丹方面採材費

第三表　紅松柚角一石當（單位國幣建）

種別 / 費目	伐木造材費	鑛出費	道付費	運搬費	卷立費	土入費	管流費	編成費	流送費	水切卷立費	雜費	木税	企業利益金	事務費	計
陸出	二〇〇	三三三	一〇〇	一六六六	〇四〇	—	—	—	—	—	—	二〇〇	七三四	二〇〇	四二四四
水出	二〇〇	三三三	〇四〇	一七二二	〇四〇	〇四〇	三四五	一〇〇	四六〇	二一〇	一六六	二〇〇	七三四	二〇〇	四六六三

備考　一、陸出は東磨刀石、旅河、西橫道河子方面にして、鐵道沿線土場迄の搬出距離約四〇支里。

二、水出は牡丹江支流より出材、牡丹江陸揚。

三、寧安縣森林事務所調査。

第四例　濱州線方面採材費

第一四表　落葉松丸太一本當（單位國幣建）

種別 / 費目	伐木造材費	運搬費	土場卷立費	土場水切費	川狩費	鋼索補給費	缺減助成費	小屋掛補償費	山上雜費	同上木税	立木代	計
水出	三〇〇	三六五	〇四〇	二六〇	一〇〇	一〇〇	〇四〇	〇三五	〇一〇	一六六	〇四〇	三三〇 四六六五

第一章　原始生産

備考　一、伐木地は札免公司林場、札敦河により管流、免渡河驛附近土場陸揚。

二、札免公司調査。

b、木材運賃

木材運賃は船運賃及鐵道運賃の二つに區分されるが、玆には後者の鐵道運賃に就きて、主要出材地站より主要消費地間に於ける社國線現行運賃（一九三六年二月一日より實施）により記述する。

運賃及料金を計算する場合には、小口扱貨物の運賃は一〇瓩單位、料金は一〇〇瓩單位に依りその端數はこれを切上げ、一車扱貨物の運賃及料金は一噸單位に依りその端數は一噸に切上ぐ。而して木材木製品中の最も輸送量の多額を占むる第五級品に屬するもの、內足場丸太及板類は最低一車扱重量一八噸、その他の五級品は二三噸である。

滿鐵社線並に國有鐵道線を通じて林產物運賃率等級は左の如く分類せられてゐる。

A、唐木、銘木類　二級品

B、唐木、銘木、普通木とに依り作られた加工品にして普通木加工の部分多量なるもの　三級品

C、桐、チーク、紋理材、軸木、棺材、ベニヤ板等　四級品

D、坑木、角材（柚角）丸太（磨丸太を除く）木練瓦板類　五級品

E、木屑、鋸屑　六級品

右の內最も輸送上多量を占むる第五級品の運賃は、木材は滿洲の主要產物としての輸送品中に占むる地位並に住民の必要品なるの故を以て、特定運賃制の特典がある。

特定運賃の內容左の如くである。

（A）滿鐵社線の特定運賃

イ、特定運賃率

南滿（大連、安東、旅順）向貨物は、これを輸出品と見做して別に定められた特定運賃率表に依る。該運賃率は、普通賃率に比して新京、大連間に於ては一割六分引、奉天、大連間に於ては三割三步引に當

の如くである。

第一七表　木材出廻数量表（単位石）

	生産地別	一九三三年	一九三四年	一九三五年
鴨綠江	一、	一、九三五、〇〇〇	一、九四一、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇
吉林	二、	一、四六〇、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四九〇、〇〇〇
間島及琿春	三、	四五〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	四七〇、〇〇〇
北滿	四、	二五〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇
計		三、八〇五、〇〇〇	三、八九一、〇〇〇	三、九〇二、〇〇〇

（備考）一、一九三五年の滿洲出廻數は、右の通りであるが、その内三五年度は各地の資料により滿線分より一割五分引。二、鴨綠江採木公司調の滿線分は、一九三四年に據る。三、四、間島、琿春材一三年度は滿鐵經濟調査會調「滿洲農業統計」一九三五年版に據る。五、北滿材一三年は前掲書に同じ、三四年は新京滿鐵地方事務所調に據る。

第一五表　木材出廻數量の滿洲内消費先（單位石）

區別	運賃種別	一九三三年	一九三四年	一九三五年
新京	普通運賃	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
間島	特定運賃	三〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
奉天	特定運賃	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
吉林	特定運賃	一五〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
計		一、五五〇、〇〇〇	一、七一〇、〇〇〇	一、八七〇、〇〇〇

（備考）一、一九三五年度は各地の資料により滿線分より一割五分引。二、鴨綠江採木公司調の滿線分は、一九三四年に據る。三、四、間島、琿春材一三年度は滿鐵經濟調査會「滿洲農業統計」一九三五年版に據る。五、北滿材一三年は前掲書に同じ、三四年は新京滿鐵地方事務所調に據る。

上記の數字は想定に依るものの多く、正確なものとは思はれないが大勢を知ることが出來やう。尙この數字は用材のみにて薪材を含まないものである。

第一章　原始生産

第一節　木材

一、木材出廻數量

滿洲産木炭の市場出廻は、一九三四年に於て見るに滿鐵社線五三八萬、鴨綠江線一九五萬、吉敦線一〇二萬、合計二、七四五萬噸で、一九三三年度の出廻數量に比し約一〇%の減少を示してゐる。これは卽ち國内に於ける需要の減少を示すものである。仕向地は支那向が九〇%で、その殘が傍か朝鮮向である。

木炭の輸出は一九三四年度總輸出量約四萬噸で、一九三三年度の輸出總量六萬噸に比し三分の減少を示してゐる。これは卽ち國内に於ける需要增加に依る需要地に近くもの仕向地は支那向が九〇%で、その殘が傍か朝鮮向である。

從つて滿洲に於ける需要總額は約一、一四六萬噸で、その消費地は大連、奉天、新京、安東、吉林、哈爾濱等の主要都市で、消費量は八割位を前主要都市にて消費し、殘の二割が其の他沿線各地にて消費される。

B、木炭

滿産木炭の市場出廻は、一九三四年に於て見るに滿鐵社線五三八萬、吉敦、奉天、新京、齊々哈爾各鐵路局管内線一九五萬、哈爾濱鐵路局管内線一〇二萬、計一、七四五萬噸に達してゐる。

木炭の輸入量は一九三四年に於て約七八萬噸で、一九三三年度の七七萬噸と略同量を示し、これ等輸入木炭の仕出地は朝鮮が最も多く全輸入量の三一・九%、その他は内地の六七・八%、支那は一九%殘である。

輸出は一九三四年度總輸出量約四萬噸で、一九三三年度の輸出總量六萬噸に比し三分の減少を示してゐる。これは卽ち國内に於ける需要增加に依る需要地に近くもの仕向地は支那向が九〇%で、その殘が傍か朝鮮向である。

從つて滿洲に於ける需要總額は約一、一四六萬噸で、その消費地は大連、奉天、新京、安東、吉林、哈爾濱等の主要都市で消費量は八割位を前主要都市にて消費し、殘の二割がその他沿線各地にて消費される。

C、野獸毛皮

滿洲に於ける野獸毛皮は、森林副産物中重要なる地位を占めてゐるが、その正確なる生産額は未だ判明してゐないのである。その理由としては卽ち高價なる割に輕量且つ小容にして、出産稅、關稅等を始め、税するに都合なること、質の不良なること、並に鐵道局、稅關、警察所調、昭和一〇年五月二五日及北滿鐵道接續運輸計畫」昭和一〇年三五年は現地調査推定に據る。

四年度版、四、間島、琿春材一三年度は滿鐵經濟調査會「滿洲農業統計」一九三五年版に據る。三、吉林材一吉林滿鐵事務所調、昭和一〇年七月調。

二、鴨綠江材一鴨綠江採木公司調。一九三四年に據り、一九三五年度は各地の資料を參酌とす。

左の資料により滿線分より一割五分引。

三五年度の滿洲出廻數量は、右の通りであるが、その内

（備考）一、一九三五年の滿洲出廻數量は、右の通りであるが、その内

上述の諸特定運賃率の適用による主要産地消費地間の幾分と左表の如くである。

第一六表　撫順運賃率表

着地 / 發地	大連	瞭哨	營口	安東	奉天	吉林	新京	圖們	齊々哈爾	哈爾濱
安東	三・三	三・三	三・三	一・一	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二
林東	三・三	三・三	三・三	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二

イ、奧地開發特定運賃率

遼陽、齊々哈爾、王爺廟、富拉爾基、奉天、大虎山以南の各站と、圖們、上三峽、奉天、大虎山以南の各站に發着する貨物に對して、前記北滿各站以北の粍程に對して特定運賃率あり。該運賃表に依り滿州線牙克石站以北

ロ、木材割引運賃率

木材及木製品の五級品卽ち建築用材に限り普通運賃又は特定運賃の一割五分引。

ハ、國有鐵道線の特定運賃

（A）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一圓二〇錢	
特定運賃	一噸に付一圓	

（B）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一圓一〇錢	
特定運賃	一噸に付九〇錢	

（C）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一圓	
特定運賃	一噸に付八〇錢	

（D）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付九〇錢	
特定運賃	一噸に付七〇錢	

（E）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付八〇錢	
特定運賃	一噸に付六〇錢	

（F）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付七〇錢	
特定運賃	一噸に付五〇錢	

（G）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付六〇錢	
特定運賃	一噸に付四〇錢	

（H）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付五〇錢	
特定運賃	一噸に付三〇錢	

（I）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付四〇錢	
特定運賃	一噸に付二〇錢	

（J）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付三〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（K）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付二〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（L）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（M）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（N）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（O）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（P）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（Q）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（R）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（S）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（T）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（U）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（V）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（W）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（X）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（Y）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（Z）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AA）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AB）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AC）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AD）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AE）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AF）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AG）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AH）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AI）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AJ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AK）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AL）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AM）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AN）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AO）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AP）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AQ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AR）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AS）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AT）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AU）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AV）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AW）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AX）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AY）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（AZ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BA）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BB）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BC）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BD）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BE）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BF）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BG）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BH）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BI）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BJ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BK）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BL）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BM）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BN）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BO）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BP）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BQ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BR）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BS）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BT）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BU）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BV）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BW）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BX）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BY）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（BZ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CA）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CB）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CC）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CD）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CE）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CF）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CG）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CH）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CI）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CJ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CK）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CL）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CM）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CN）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CO）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CP）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CQ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CR）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CS）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CT）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CU）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CV）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CW）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CX）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CY）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（CZ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DA）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DB）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DC）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DD）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DE）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DF）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DG）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DH）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DI）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DJ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DK）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DL）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DM）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DN）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DO）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DP）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DQ）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DR）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DS）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一噸に付一〇錢	
特定運賃	一噸に付一〇錢	

（DT）牙克石、富拉爾基、一四平街、海拉爾各一站發着

種別	運賃	備考
普通運賃	一

ることに依つて稍正確に近き數字を知り得るものと認められる。何となればその他の市場は取引系統上これ等三市場を經由し商品となる場合が多いものと認められるからである。左に毛皮出廻量に就て滿鐵經濟調査會の調査にかゝるものを示せば次の如くである。

第一八表　奉天、哈爾濱、海拉爾三市場に於ける毛皮出廻高

市場名	調査年月	毛皮種類	數量(枚)	價格(元)
哈爾濱	自九三年四月至三年三月	黒貂皮外三四種	八五、八三一	三、〇五二、一五〇
奉天	自九二年四月至三年三月	黄鼠狼皮外五種	三一〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
海拉爾	自九三年四月至三年三月	青狼皮外一一種	一三二、一〇〇	三三、三〇〇
計			一、三一一、〇三一	五、九五五、四五〇

備考　一、哈爾濱市場出廻高は、北滿鐵路局發行『東省雜誌』一九三三年六月による。

二、奉天市場出廻高は、滿洲文化協會發行『滿蒙』昭和八年一月號による。

三、海拉爾市場出廻高は、齊々哈爾滿鐵事務所調査による。

以上の通りであつて、これを最近二箇年間に於ける貿易額上に現れたる毛皮（製品及粗製品）を觀るに次の如くである。

第一九表　野獸毛皮輸出入額表　（單位國幣圓）

年別	輸出額	輸入額
一九三三	二、一四二、八三六	一、六四二、六二六
一九三四	一、九二三、二五五	一、八一四、七一六

備考　滿洲國財政部編纂『外國貿易統計年報』一九三四年に據る。

滿洲に於ける貿易額は右の如くであつて、これを仕向先別に見ると、三三年度に於ては總額の四割八分は日本向輸出品にして、北米合衆國の三割九分、中華民國の一割の順となつて居り、三四年度は前年同樣日本向を第一位として五割四分を占め、北米合衆國の二割九分、中華民國の一割の順序でその殘は七、八箇國の諸外國に仕向られてゐる狀態である。

次に輸入は大部分精製品とした高價品と見られてゐる。仕出國別に觀ると三三年度は總額の三割六分は蘇聯よりの輸入品にして第一位を占め、北米合衆國よりの三割、中華民國の一割、その他二割四分は朝鮮、香港、日本の順序であつて、三四年度は中華民國の五割、北米合衆國の三割三分、蘇聯の一割三分その他四分は前年同樣朝鮮、香港、日本等より仰いでゐる。

尙滿洲に於ける野獸毛皮需要狀況に就ては再三前述する理由の下にその正確なる數字を知ることは出來ない狀態であるが、市場に出廻るもので約五〇〇萬圓內外、市場に出廻らない地方を加算すると莫大な金額にのぼるであらう。

5　木材類の輸出入

滿洲建國によつて諸建設事業が飛躍的に發展し、木材の需要は急激な增加を來し、治安關係に基づく國內木材の生產減に伴つて騰風的に襲來した木材不足は、材價を昂騰せしめ相場は續騰を重ね輸入材の採算を有利に導き、事變前迄は多年木材輸出國の地步を占めたるも忽ち輸入國へ逆轉し、一九三三年以降は多量の外材を輸入した。而してこれが如何に貿易額上に露出されたかを最近三ケ年間に於けるその大勢を窺ふに次の如くである。

第二〇表　年度別輸出入表

年度別	輸出		輸入		差引增減	
	未加工木材(石)	加工木材(圓)	未加工木材(石)	加工木材(圓)	未加工木材(石)	加工木材(圓)
一九三二	一〇三、五六八	九九、〇四〇	三三、〇五二	三三、一八五	△九三、四三〇	一、三四一、一五五
一九三三	四四、七六一	三、八四九、二六八	三、四九二、〇四〇	一、九〇三、三四〇	三、三五八、二九六	
一九三四	六、四四四、四六八	三、三〇〇、七二二、六八二	一、六四二、六二六	一、八一四、七一六	六、四二六、八四二	七、四九九、九七七

備考　一、滿洲國財政部編纂『滿洲國外國貿易統計年報』に據り作製。

二、同年報中輸出の部の木材類は金額のみ記載して數量を缺くを以て市價を參酌し、同時に各地稅關別を考慮し次の如く單價を想定し數量を算出記載す。但し加工木材の單價は全く不明なるを以て省略、未加工木材にのみに付て數量を算出す。尙本表の加工、未加工の區別は原木に對する加工の程度を以てし、未加工材とは原木、製材、挽材「チーク」枕木を稱し、加工木材とはそれ以上加工の進みたるもの及材積表示不可能なる木材類を總稱す。

一九三二年度輸出材石當單價平均（未加工木材）

大連、營口、哈爾濱各稅關　平均六圓。

龍井村、圖們、安東　同　五圓。

一九三三、四年度輸出材石當平均單價（未加工木材）大連、山海關、哈爾濱、承德、營口、平均七圓。

龍井村、圖們、安東　同　六圓。

三、滿洲國外國貿易統計年報に於ける輸入數量單位は、本表に於ては左の通り換算す。尙石未滿は四捨五入。

千立方米尺は　八・三石とす。

枕木三本を以て一石とす。

四、一九三二年度は輸出の振關申を國幣圓　一・五六輸入に於ける金單位を國幣圓　一・九五として換算した。

五、△は輸出超過、〇は輸入超過を示す。

而して、右の內一九三四年度の木材貿易の內容卽ち輸出入木材の種類及その仕向國仕出國別明細は以下三表の如くである。

一九三四年度輸入品名別國別表　（單位國幣圓）

第二一表　輸出の部

品名＼仕向國	日本	朝鮮	中華民國	北米合衆國	蘇聯	英國	其の他	計
重木材	三一、四四八	一三二、八六六	四三、三六二	二一四	—	—	—	二〇七、四〇〇
輕木材	四七、八一五	二四二、三〇五	一、六六二、二五五	一〇三	—	—	—	一、九〇四、一〇〇
棒、柱、軌梁	五一、六七二	五六、六二一	—	—	—	—	—	一〇八、二八八
棺木	—	—	六六三	—	—	—	—	六六三
其他木	三六	八三一	二一三、四九五	—	—	—	—	二一四、三九七
木器及未列名木製品	三五二	一、一三五	二、六〇四	二〇三	—	—	—	四、三二三
計	三六、八三二	一、三五六、八三五	三、七四五、八四〇	二一六	—	—	—	五、八〇〇、三二三
仕向國別%	一五	五六	一	—	—	—	—	一〇〇

備考　前揭書『滿洲國外國貿易統計年報』一九三四年による。

第二二表　輸入の部

品名＼仕出國	日本	朝鮮	中華民國	北米合衆國	蘇聯	加奈陀	其他	計
重木材	三三、三六六	一四、三四四	一〇、四三一	三一〇	—	—	—	五八、四五四
輕木材	三四、三六四	一〇、三四九	一〇、三四九	—	—	—	—	五四、九六二
木材	三、八三九	一、三四二	三、八六一	—	—	—	—	九、〇四二

年度 / 仕出國	滿洲國	關東州	北支那	其他	計
一九三四	四五、三四五	二五、六七七	二、三四五	一、四〇〇	八四、三六七
一九三五	四七、〇〇〇	二六、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	八七、八〇〇

第二五表　日本輸入針葉樹材仕出國別表（單位石）

材別	輸出數	內地より	朝鮮より	計
重木材（濶葉樹）	數量	九六、三四五	三、三四五	九九、六九〇
	數量石%	九六、三四五	三、三四五	九九、六九〇
輕木材（針葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
計	數量	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三
	數量石%	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三

第二六表　滿洲國輸出

材別	輸出數	內地	朝鮮	滿洲	計
重木材（濶葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
輕木材（針葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
計	數量	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三	一、四四二、〇二三
	數量石%	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三	一、四四二、〇二三

備考　一、滿洲國財政部編「滿洲國外國貿易統計年報」一九三四年により作成。
二、內地向及朝鮮向には再輸出を含まず。元表よりの換算は、前項木材類の輸出入第二〇表備考參照。

第二七表　滿洲國輸入

材別	輸出數	內地より	朝鮮より	計
重木材（濶葉樹）	數量	九六、三四五	三、三四五	九九、六九〇
	數量石%	九六、三四五	三、三四五	九九、六九〇
輕木材（針葉樹）	數量	六六、三四五	六六、三四五	一三三、六九〇
	數量石%	六六、三四五	六六、三四五	一三三、六九〇
計	數量	一六三、〇三四	六六、三四五	二三〇、三七九
	數量石%	一六三、〇三四	六六、三四五	二三〇、三七九

備考　一、前掲に同じ。
二、本表の外に純材、雜材、雜還親木あり。元表よりの換算は前項に同じ。

第二八表　滿洲國輸出

材別	輸出數	內地向	朝鮮向	滿洲	計
重木材（濶葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
輕木材（針葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
計	數量	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三	一、四四二、〇二三
	數量石%	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三	一、四四二、〇二三

備考　前掲に同じ。

第二九表　再輸出の部

國別 / 品名別	重木材（濶葉樹）	輕木材（針葉樹）	計
日本	三四、〇二三	一、三四五、六七八	一、三四八、〇二三
朝鮮	四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四八、〇二三
中華民國	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四八、〇二三
計	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三

第三〇表　滿洲國輸入

材別	輸入數	日本より	朝鮮より	計
重木材（濶葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
輕木材（針葉樹）	數量	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
	數量石%	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八	一、三四五、六七八
計	數量	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三
	數量石%	一、四四二、〇二三	一、三四八、〇二三	一、四四二、〇二三

備考　前掲に同じ。

四、日本の木材需給より見たる滿洲林業及その資源

日本內地及領土に於ける木材需給關係を一九三三年度統計に就いて見るに左の如くである。

第三一表　日本內地及領土木材需給表（單位千石）

年度 / 種別	生産	移入	輸入	前年末在荷	計	供給量	翌年末在荷	計
北海道	三、六九六	一、〇三三	一、三四五	三、三九六	六、三四五	三、九九六	三、三四五	六、三四五
樺太	三、三四五	一、三四五	一、三四五	三、三四五	六、三四五	三、三四五	三、三四五	六、三四五
朝鮮	一、三四五	三、三四五	一、三四五	三、三四五	六、三四五	三、三四五	三、三四五	六、三四五
滿洲	三、三四五	一、三四五	一、三四五	三、三四五	六、三四五	三、三四五	三、三四五	六、三四五
計	一〇、三四五	六、三四五	六、三四五	一〇、三四五	二四、六九〇	一〇、三四五	一〇、三四五	二四、六九〇

尙前表には特殊材として揭記しないが挽材、製材品及枕木の大量を輸入してゐる。要するに滿洲國は日本の顧客であり、輸入額が輸出額の約三倍といふ狀態を示してゐる。然しこれは資源關係の實狀に卽したものではなく、事變後の建設に基づく異常なる木材の需要と、治安關係に因由する生産減により一時的現象に過ぎないので、建設事業の常態に復すること及治安恢復による生産增加によりこの關係は逆轉するであらうことは容易に想像せられる。

日本の木材需給は近年に至り統制の實擧り、需要の正常化が確保せられて來て、生産材三、八〇〇萬石、移入材五八〇萬石、輸入材六〇〇萬石、移出材一五〇萬石、輸出材七〇萬石、差引需要四、七六〇萬石程度に落付くものと見られてゐるが、日滿木材貿易關係は日滿經濟ブロックの强化の立場からこれを觀るならば、日本の對滿輸出は皆無となり、日本の移入材は滿洲材を以て占むることこそ望ましいこと丶謂はねばならぬ。

日本の木材需給の現狀より將來、滿洲森林資源に課せらる可き課題について考察するならば、移入材は主として北海道樺太材なるが、これは將來に於ても前記數字以上を期待し得ざるべく寧ろ漸減を豫期せられ、輸入材は日本木材工業輸出品と關係あり木材輸入は、寧ろ國際貸借上良好の關係ありと考へられてゐるのであるが、從來露領極東及北米方面よりの輸入は、關稅關係產地事情より多くを期待し得られざる事情あり。若し喰ひ込み得れば、前記輸入額の三分の一程度卽二〇〇萬石程度は滿洲國材にて喰ひ込むを可とするも、これが爲めには現況に放置すること なく、日滿兩國當事者の善處を期待せられてゐる。卽ち木稅及山份對策關稅(輸出入關稅)對策、木材汽車運賃對策及生産地に於ける木材生産費低下對策を基調として解決せらる可きである。(一九三六年二月稿)

第四節　水産業

一、漁業

1　概說

水産業の立場から、滿洲を觀ると、そこに儼然と二個の單位が存する。一は現滿洲國版圖の水産であり、一は關東州の水産である。この二つの區別は、兩地域の政治主體が異つて居るから、特にそれを別個に觀ようとするのではない。唯兩地域の水産事情が、その政治地域と與に、劃然と各別の存在を示して居る、その實相を云ふのである。

然しその兩立的事實の發生原因は、單的に、過去三十年間の政治の相違に由ると斷じたい。三十年前關東州が現滿洲國と同一政權下に在つた時代は、兩地域の水産には、何等の區別なく、一抹同色であつた。これが三十年の間に、一は時代順應、進取暢達、一は舊習固執、退嬰萎縮、そこに自ら截然と區劃が爲されて來た。今日滿洲に於ける原始産業と云へば、その主體が滿洲國であつて、關東州など殆ど單位下に取扱はれてゐるのであるが、獨り水産業のみは、斷然濃淡色調を別にして居り、滿洲産業の上に、全く一つの異彩を放つてゐる。

滿洲の水産業には今一つの對立が在る。それは滿洲國內の河川湖沼にの兩生産は、兩者の姿勢が、實に面白く相對峙して居て、先づ方位的に、淡水生産は北部滿洲がその主産地であり、海洋は申す迄も無く滿洲の南端である。次に主要生産の時期は、海洋は勿論冬期結氷期間は休業して、その解氷の期間生産に活躍して居るのであるが、淡水生産は冬期結氷を目指して大量生産に從事する。而して淡水生産の販路は、その生産地から南を指して進むに對し、海洋生産は北に向つて進路を求めてゐる。尙ほその産額は、兩者比肩、或は淡水生産が海洋生産を十分に凌駕すると産する、卽ち淡水生産と、勃黃海に産する鹹水生産との對峙である。こ

も稱へられてゐる。而して兩者の將來性に就ては、兩者何れも多分の餘地があり、過去に於て兩者の漁業が全く放任的であつただけに、將來に向つての現在の出發點に、何れにも依怙贔負なく、同一發足線に在つて進み出でんとするもので、その點兩者何れが急速な進行振りを見せるか、多分の興味を寄らすものである。

次に販賣方面は如何と云ふに、關東州に於ては、その生産は州內消費に餘剩があり、所謂生産地として、その生産の多量を州外に販賣して居り、滿洲國に於ては、その生産は國內の需要を充すに足らず、その不足分を國外から需めて居る。而もその不足は、單に數量のみでなく、品種に於て著しく多樣のものである。蓋しその品種の多樣に亙る理由は、古來滿人は海産物に對する嗜好甚だ多趣味である爲と、今一つは在住日本人が、大陸滿洲に來ても、依然として內地時代の鮮魚の趣味を棄てない爲である。

販賣に對する機關は、日本人側に在つては、沿線都市に、鮮魚の取引機關として、株式組織の驛市場會社が在り、一の公衆機關として適當の設備を有つて居るけれども、滿人側に在つては、何地も只個人的な販賣方法に終始して、公開的取引機關の施設等は全く見ることを得ないのである。この滿人側にかゝる施設の無いことは、曾に沿岸生産漁民の不便不利なるのみでなく、關東州、朝鮮の日本人生産者にも等しく不便不利であり、更に水産製品の供給者に至つては、その仕送地の遠隔地に在るものが多いだけに、頗る不安を感じ、その取引を躊躇することが常に有り勝ちである。左樣な供給者の不便不利不安は、同時に消費者に夥からぬ損失を分擔させて居るものであり、今後十分に考究すべき問題である。

尙ほ滿洲の水産に於て、關東州を除いた滿洲國の全地域は、曾つてその爲政者方面から、指導や奬勵等の助長政策の恩典に與つたことがない。反つて常住不斷、搾取脅奪の虐遇に喘ひされてのみ今日に及んでゐるので、漁業者が彼等の驥足を伸ばす機會は常に遮斷せられて居たのである。

滿洲國が今日その水産全般に亙り、その生産方面でも、販賣方面でも、貯藏や運輸の方面でも、製品加工の方面でも、何れも無秩序な放恣狀態に在るのは、則ち止むを得ない因果としなければなるまい。唯かゝる事情を滿洲國は今後如何に轉開せんとするか。それに就ては、現在の處、海洋方面の開發意圖の表現とも見るべき營口に設置された水産局と、その水産局の一ヶ年半の歩みの外には、何等の見るべきものは無いのである。

今や、關東州では、過去の整調に、今一段その律動を高くして、高踏飛躍せんと旺盛な意氣を見せてゐるのであり、滿洲國もその獨自の立場に在つて、天性の素質を十分に伸展さすべく、更めて方途を劃らさなくてはならない時期、事情に逢着して居る。要するに滿洲の水産業は今後にその生命を持つて居るものである。

2　資源

A、淡水資源

滿洲淡水資源の本據は北滿である。南滿にも、遼河首め大小の河川が頗る多く、その流域の範圍も極めて廣大にして、それだけ水中生産も夥からぬものであるけれども、北滿の現生産に比べると、甚だしく力弱く、影の薄い存在である。それで南滿の淡水生産は今後の問題として殘され、今の處滿洲の淡水生産と云へば專ら北滿のそれを觀ることになる。

滿洲の北方境界、蘇聯邦との境は、世界の大河黑龍江が蜿蜒として流れてゐる。この大河の大水量は、別に滿洲の東北端に於て、滿洲の東北國境を作し、且その源を興凱湖に發する烏蘇里江の水を呑むと、直ちに露領へとその姿を消してしまう。この黑龍江本流及烏蘇里江は水量極めて豐富で、魚介類の棲息には頗る好適の水帶である。それ故この兩河の水中資源は眞に天下の寶藏であることに疑問は無いのであるけれども、現在の處その利用は未だ極めて薄く、纔に沿岸の部落住民が朝夕の生活の資に用ひて居るだけで、一つの地方産業としては全く態を作して居な

いのである。蓋しその理由は、この兩河地方は地域遼隔に位するのみならず、人口稀薄、文化低く、運輸交通の便乏しく、從て假令脚下に如何に大資源が埋在してゐても、それを用ゆるに由ないからである。

それに反して、松花江水系の資源は産業的に大いにその價値を發揮してゐる。それは黑龍江や烏蘇里江と異り、地理的に偏僻ならず、交通運搬の便も勝さり、消費都邑の數も夥しく、依て以て資源の價値が自ら發生し、昂騰せしめられてゐるからである。

玆に謂ふ松花江水系の流域は、西は興安嶺から東は長白山脈に及び、その兩山脈に各源を發した諸川の一は嫩江となつて松花江本流となり、一は第二松花江となつて北上し、この二川は更に合して松花江本流となり、東して黑龍江に朝宗する。その間鏡泊湖の清澄な水を運んで來る牡丹江を甫め、南から北から多數の支流が松花江本流に注がれる。かくて興安嶺と長白山脈の間に成れる大盆地を、隙間もあらせず縱橫に水脈網を作すのが、この松花江水系である。實に大なる水脈ではある。

かく大水脈であり、その流域又廣大であるが爲めに、この水系の利用價値も邊陲と中央とは素より格段の相違がある。然しこの水系はその山脈地帶を下つて平地に出づる頃には、附近に住民漸く多く、嫩江に至つてを有し、松花江本流に至つては哈爾濱の如き雄都が形成され、その他人口數萬の都市から小邑村落に至るまで限りも無くこの水遼に存在して居ろ。これらの都邑はこの水系で捕獲した魚類の消化胃袋であり、その胃袋の消化力旺盛にして、水中資源の價値愈々向上するは玆に更めて舒說する迄もあるまい。

更に都市と運輸機關は形影相伴ふ如きものである。都市在つて道路拓け、道路整つて運輸設備益々發達し、かくて都鄙の交易愈々頻繁となる。水中生産の魚類は漸次江遼を隔れて奥地へと運ばれる。偶々北滿に東西を貫き、南北を縫ふ鐵道が敷設せられ、この大輸送機關は北滿水産開發に偉大なる貢獻を爲したのである。

然しこの鐵道の利用には一の條件が附隨して居る。それは生産魚類の凍結である。普通鮮魚なれば、その利用極めて罕である。然し凍結魚なれば、運搬上鮮魚のように魚體の損傷の慮れもなく、長期腐敗變質もなく、臭氣も發せず、全く木石同樣、堅硬な貨物取扱ひの簡易さである。從つて運搬賃の低減も講じ得る等の關係も生じて、自然十分なる利用が出來るのである。

北滿は冬期氣溫低く、水中から獲り揚げられた魚體は即刻にこの凍結魚にされてしまう。即ちこの凍結魚なるが爲めに、遠隔の生産地から需要地迄、鐵道利用の運搬が出來たのである。於玆北滿水中資源の開發上、鐵路の功績は因より偉大であるには相違ないが、然しその功績の一半はその運搬を可能ならしめた條件、即ち冬期の寒冷氣溫に讓るべきものであらう。事實又その好適の例を呼倫湖漁業にも見られる。

呼倫湖漁業は、北滿淡水漁業の資本的企業形態を示した先覺者である。初め露西亞が滿洲に鐵道敷設を爲すに方り、偶々敷設作業者がこの線路に遠からぬ呼倫湖とそれに注ぐ河川、烏爾順河、克爾倫河に魚類の夥しき繁殖を見て、その捕獲を蒙古政雄に交涉し、蒙古人が極力忌避する魚類の捕獲を强行するに至つたのが、呼倫湖漁業の始りである。捕獲された魚類は頭初、露本國モスクワ邊まで送られた。露國の勢力が軌道の敷設と與に東漸し、魚類の販路もそれに隨伴して東に延びて來た。かくて終には哈爾濱から南下し、尙ほ進んで一時天津、北京に迄その魚類の姿が見られた程であつた。さればこの呼倫湖漁業の爲めに、北滿の淡水魚は大いに世間に紹介せられ、又これに依て他の地方を刺戟し、今日の北滿淡水漁業の基礎を作るに與つて力があつた。それは兎も角として、この滿洲西陲域の呼倫湖に於て、その漁業が企業化され得た最も有力な原因は、鐵道輸送と與に、北滿氣溫の寒冷なることであつた。その寒冷に由て魚體は硬化し、更にその硬體をそのまゝ軟化することなく、西に東に運搬され得たのである。

呼倫湖の漁業は、その後變轉せる時勢の影響で、今は全く衰頽してしまつたけれども、それに代つて松花江筋の漁業が勃興して來た。そして冬期になると、漸次搬出されて南滿の都市などにも、現在その魚類の姿が見られるのである。而して特に舊正月前など、寒空の凍てつく日和、路傍や店頭に、それらの凍魚が無雜作に並べられ、積み上げられて買手を待つ情景は、歲末添景として、誰でも思ひ出されることがあらうが、その遠隔の地で、その取引が爲され得るのは、これも鐵道と氣溫の寒冷とに原因するのである。

然し北滿淡水漁業に冬期だけ營まれるのではなく、夏期も盛んに漁撈せられて居る。唯夏期は漁獲物を遠隔の地まで運搬すべく何等の設備がない。それ故漁獲物は江岸又は近在の都市聚落にだけ販賣されて居る。然しその捕獲が簡單に爲され得るので、夏期の漁撈從業者數は頗る多く、哈爾濱附近など直ちに數百人を數へることが出來る程である。唯夏期漁業に於て或は異色とも稱すべきは捕獲魚の蓄養である。漁獲した魚類を潴水地（それは天然の泡沼、又は舊河床に潴水せるもの）に收容して活魚として蓄養して置くのである。然しこの蓄養魚は多く冬期に販賣する爲めのものであつて、冬季り、氣溫下降して、蓄養池の水面凍結すると、網を入れて一擧に多量を捕獲する、そして市場に搬出する。即ち漁撈そのものは夏期に行はれるけれども、之は要するに冬期の準備行爲でもある。尙この冬期大量の捕獲販賣の目的の爲めに、流子漁業がある。それは晩夏の頃に、沼或は分流の流速緩慢な場所に柵を立てゝ魚類の逸散を止め、それを冬期に漁獲する漁業である。

これらの漁法は現在多く松花江の本支流で行はれて居るけれども、滿洲に於てはその資源水面の未だ利用されない部分が猶ほ甚だ多い。即ち前揭の黑龍江や烏蘇里江があり、尙ほその他に多數の河川があり、更にその面積の頗る廣大な湖沼が殘つて居る。只呼倫湖が既に漁撈に着手せられて居ることは前述の通りであるが、他の興凱湖、鏡泊湖、貝爾湖等の大湖を首め、多數の小中湖沼に於ては、その生産が未だ秘められ、只管將來の開發を待つて居る狀態である。

以上の如く、滿洲の淡水漁業に於ては、その水面積の廣大、水量の豐富、棲息魚族の饒多なるに加へて、その多くの部分が未だ自然のまゝに放置せられて居たのであるが、その開發は愈々これからである。更にその地理的區域の方面のみでなく、魚族の種類そのものを見ても、頗る多種類のものか棲息してゐるから、その個々の利用の途が更に研究さるゝに至れば、そこに又厚生に資する處必ず尠くないものがあるであらう。現にその魚肉の食用となる以外、折鰡魚や打嗎呛魚や狗魚や黑魚等の皮革が、舊い時代から既に、或は靴に、或は家屋用材の一部に、或は防寒防水の着物の一部に、或は家具、日用品等に利用されて居る事實は、今後の研究を示唆する價値多き資材と思はれるのである。

B、海洋資源

a、滿洲國海洋資源

滿洲國は、その南端に遼東半島が突出して、半島の東側は黃海であり、西側は渤海である。

渤海は遼東半島と大陸とに由て形成された一つの內灣であるが、黃海は朝鮮半島と山東角とに由て海區狹く限られてゐるけれども、內灣とは稱し難く、直ちに東支那海と一體となつてゐる。

これらの海洋では、古くから漁業が營まれて居た。而して山東省漁業者の渡滿に依て各種の漁法が移入され、漁業は逐次盛況を呈して現在に至つて居るのである。

この海洋は、その地理的事情、氣象的事情、及び海洋の理化學的事情に基因して、一つの特色を保持してゐる。その特色が滿洲國海洋の過去の漁業形態を馴成したものであり、同時に、その將來をも指示する重要素であることは言を俟たない。さればこゝに、少しくその內容を分析吟味する必要がある。

第一、渤海にしても、黃海にしても、水深極めて淺く、渤海では三十尋といへば深所であり、黃海は渤海よりは多少深いけれども、兎に角一般的な淺海である。

第二、海底の多くは砂泥層の起伏緩き平坦面であつて、海溝と稱すべき處は無い。

第三、滿洲國の沿岸は、その殆ど全部が緩傾斜の遠淺で、干潮時露出潟地數里に延びる處が少くない。

この遠淺地帶を以て、その沿岸を取圍まれて居ることは、漁業上先づ第一に、船型に制肘を受ける。戎克のやうな吃水の淺い船底の平面な船型は、隨所凡そ出入が出來るけれども、龍骨を有する船舶に至つては、その出入は全く封鎖されて居るようなものである。現に龍骨を有する船舶にして安全碇泊を爲し得るのは、鴨綠江と遼河の兩河岸に過ぎない。將來臺灣島の築港が完全すれば、これが全く沿岸唯一の出入自由、碇泊安全な港となる譯であらう。

斯様な沿岸地勢の制肘を受け、且、人工的漁船碇泊所の施設も無いとすれば、沖合漁業、近海漁業など、その漁船が、朝な夕な、頻繁に出入を要する漁業は、如何にしても發達し得る筈がない。勿論滿洲國海洋に、その種漁業が絶無といふのではない。然し、それは特定條件の下に於て作業されてゐるのであつて、一般的には不振であることは免れないのである。

然し海洋の遺利を拾ふには、强ち沖合に拘泥する必要はなく、地形遠淺なれば、その遠淺をそのまゝ、自己權利に工夫すればよいのである。滿洲國海洋沿岸漁業がこの遠淺利用の方面にその主力を傾斜するに至つたことは、當然な歸結であつて、今後とても猶ほそれは繼續せられ、滿洲海洋漁業中の重要漁業たることには依然變化はあるまい。

第四、冬期の氣溫低下に依て、沿岸一帶氷に塞される。殊に遠淺の海區及び淡水の注入多い海區は、その凍結が甚だしい。

この沿岸の凍結は、船舶の出入を全く杜絶してしまつて、さらぬだに寂しい滿洲の冬景色を、一段と荒寥たるものにしてしまふ。漁業は爲めに約半歲近く休業しなければならないのである。半歲近くの長期間休業して、尙ほその經營に辻褄を合して行かなければならないことが、この海洋漁業に大きな難問題を投げつけて居る。されば從來の個人單位の漁業、唯纔かに生きんが爲めの個人漁業ならいざ知らず、少くとも時代の經濟機構の埒内に動く企業的漁業を營まんとするならば、この休閑期を如何なる打算に置くべきかは、深く考究すべき事項である。

第五、渤海でも、黃海でも、夥しい數の河川が、それに注がれてゐる。それ故これらの海は、その鹹度が低下されて居り、殊に渤海は、その限られた面積に、且淺海なるの故を以て、その海水全容量の比較的少しと見らるべきところに、遼河、大凌河、濕河、白河、黃河等の大河を初め、百川の水が晝夜を舍てず流入して居るので、こゝの海水は特に鹹度が減低されて居るのである。

渤海でも、黃海でも、注入河川の多いことゝ、鹹度稀薄なることは、洋中生物に如何なる關係を有つか、その關係は漁業上重大な問題であるけれども、それに對し、未だ科學的調査研究の行はれたことはない。唯實相としては、春期水和む頃ともなれば、魚類、甲殼類、その他の生物が、この海を產卵場として來游し、凡そその種類に依て一定せる場所で產卵する。それから孵化した稚兒は、夏期の溫い水で哺くまれて成長し、秋風海面に亘り、水溫漸く降下すると、急ぎ外界へ、その姿を消して行く。

この狀態から考察すると、この海洋の鹹度低きこと、夏時水溫の昂上すること、多數の河川が齎す營養等の諸點は、海中生物の產卵と、稚兒發育に、特に何か好條件を提供して居るものと推論せられる。

この產卵の爲めに群集する魚類や甲殼類等は、則ち渤海や黃海の主なる漁獲物として目されてゐるものである。但し魚類の群集は、强ち產卵の爲めばかりではなく、黃海方面では索餌の爲めの群來と思はれる魚類もある。然し、渤海に群來するものは、殆ど皆產卵の爲めの群來と見做されて居る。

第六、直接に暖流(黑潮)や寒流(親潮)の支流とも見做さるべき海流は、この海には流入して居ない。然し地方的海流は存在する。この地方的海流は、水溫の變化、潮汐、大河の流出水、風等を原因として起るものであるから、常住存在するものと見なければならない。

凡そ右に列擧した樣な天然條件の下に、今日の漁業は發生し、化育されて來たものである。然れば、總じてその漁法が淺海干潟を利用する方面に發達を見せて、張網類や亮網類が地方漁業の中心勢力として蹲踞して居るのも、尤もな次第であらう。それにしても船舶を使用する運用漁業の方面は、何れも小型船舶に限られて、而もその漁船運用に發動機乃至は蒸汽機關を附設してゐるものは、全沿岸通じて未だ一隻も無く、斯ろ時代離れのした、狀態は、玆に、更めて反省させられるものが在る。

何れにしても、滿洲國の海洋漁業は、事變前も、その後も、外形內容共に何等の變哲も無く、所謂舊態依然たるものがある。滿洲國が成立しても、漁民は新政府を讃歌せんには、餘りに慘めな現狀である。舊軍閥政治に虐遇された痼瘼は、未だ何等癒すべき手段も無く、現在多數漁民は殆どその生存線を彷徨して居ると云ふ狀態である。かゝる狀態から漁業の改善も進展も生れよう筈がなく、從つて滿洲國舊來からの在住漁業者のみに依て事態の轉換を期待せんことは、眞に前途遼遠の感がある。

滿洲國は今や舊政權時代と異り、兎も角も國內產業を伸展せしめんとしてゐる。さればこの海洋漁業に就ても、何等かの方策を講ぜねばならない。然しその際、增產や漁撈の技術的方面のみが全部でなく、現漁業者には更に切實なものがあることを、特記し度く思ふのである。

b、關東州海洋資源

關東州の水產資源は、海洋のみであつて、淡水資源は無い。

關東州は遼東半島の先端に位し、渤黃海の漁場出入に地理的有利な位置を占めて居る。而してこの有利な位置を利用し、その位置の有する意義を十分に發揚し得たのは、これ全く關東州が日本の治政下に在つた爲めに外ならないのである。

顧れば三十年以前、關東州の漁業は、素より隣接地の現滿洲國のそれと、何等の異色逕庭は見られなかつた。日本の治政三十年、今や關東州の漁業地位は、渤黃海臨海地の何處に比すも、卓然一頭地を抽んでて、獨自の立場を造つて居る。これを現滿洲國の漁業狀態と對比すれば、寔に蛟龍と蟾蜍との譬へも啻ならず思はれる。

關東州の漁業は、關東州が日本の治政下に統治せられ、そこに日本人漁業者が渡來する樣になつて、俄然活氣を呈するに至つた。その後瑤年隆盛に赴き、殊に大正十三年(一九二四年)以降、機船底曳網漁業の勃興と伴に、躍進的發展を見せ、其後引き續きこの機船底曳網漁業が關東州漁業の中軸を爲して、現在に至つて居るのである。

この機船底曳網漁業も、今の處順調な成績を示して、その基礎も漸く安定したかに見へるけれども、滿洲事變直前は、眞に困窮の極點に在り、沈衰の色濃くして、殆ど絶望に瀕してゐた。何分この漁業は大量生產であつて、關東州內の需要は飽和され、如何にしても販路を州外に覓めなければ立ち行かない。然るに州外一步を踏み出ると、排日排貨に脅かされ、又關稅の牆壁は高くして取引を防遏され、搗てゝ加へて、銀安に依る購買力の薄弱に實質的需要の減退もあつて、苦汁滿喫の有樣であつた。眞に挫折叩頭の一步前に在つた。然るに滿洲事變突發し、事態は急轉し、時も時、銀價高騰して供給者は福運一時に來る思ひをした。それに滿洲國が成立すると日本人の入滿するもの日に加はり、この魚食國民は又大いに魚類の需要を喚起した。かくて關東州は漁業上、生產地としてその基礎日に鞏固なるを得つゝあるのである。

今後時勢は如何に移動すゐか、素より豫測をゆるさぬけれども、關東

年次	漁業者数		減	漁業従業員数		減
	一九三四年	一九三五年		一九三四年	一九三五年	
大連	三、八〇〇	三、八〇〇		五、〇〇〇	五、〇〇〇	
営口	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
安東	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
葫蘆島	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
錦県	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
山海関	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
秦皇島	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
天津	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
塘沽	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
龍口	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
青島	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
威海衛	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
芝罘	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
合計	一四、八〇〇	一四、八〇〇		二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	

漁業者数比較表

地方別	漁業者数		減	漁業従業員数		減
年次	一九三四年	一九三五年		一九三四年	一九三五年	
大連	三、八〇〇	三、八〇〇		五、〇〇〇	五、〇〇〇	
営口	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
安東	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
葫蘆島	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
錦県	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
山海関	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
秦皇島	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
天津	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
塘沽	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
龍口	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
青島	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
威海衛	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
芝罘	一、〇〇〇	一、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇	
合計	一四、八〇〇	一四、八〇〇		二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	

漁業者数比較表

c、産額

a、満洲国産額

満洲の漁獲高に就ては、曾つて信憑すべき統計等示されたことがない。殊に満洲の漁獲高に至つては、全然之を捕捉に苦しむものであらう。

然し敢えて之を推定するとしては、年産約五百万斤乃至六百万斤と云ふ。この五百万斤乃至六百万斤と云ふ数字は、満洲国の海洋の方は、幾分の根據があるが、満洲国の淡水産の方は、殆ど全く根據がない。それは営口に於ける統計上の数字が、僅かに一千七百斤と云ふ数字を示して居るに過ぎないからである。

然し海洋の方は、幾分の根據があるが、それは営口に於ける統計上の数字が、僅かに一千七百斤と云ふ数字を示して居るに過ぎないからである。

満洲国の今後の漁獲高は、弥々多くなるであらうことは、想像するに難くない。

満洲国の今後の漁獲高は、弥々多くなるであらうことは、想像するに難くない。

満洲国の淡水産漁獲高は、現在の数字は、全然水産局の無い、自由な立場に於て、これに依て直接漁獲高を知らんとするの数字は、満洲国の淡水産の数字

そ滿人の要求するものと、日本人の要求するものと、その品種が自ら異つても居る。

かように滿洲に於ける水產物は、需給樣々な事情が相錯綜して居るので、その販賣取引の關係も單調一律ではないが、先づ地方產の販賣事情から觀察したい。

滿洲國海洋の生產は、その大部分國內で消費される。その國內消費に對しての販賣方法は、總て個人的取引方法に依るもの丶みで、特に公衆的設備の下に、公開的競賣買等の方法を用ひて居る處はない。唯少しく大きな都邑には、一定地區に魚市場の稱あるものは在るが、それは單獨魚商の集合地で、その各魚商は、各自の獨立經濟に於ける問屋であり、且小賣をも營むで居るものである。

小邑村落には、魚商の集合地、卽ち魚市場なるものはない。只大都の魚市場に於ける問屋同樣、所屬漁師の齎し來つた魚類を、賣買する魚店が散點するのみである。こゝで所屬漁師と云ふは、魚商自ら漁師を雇傭して漁業を爲す意味のものではなく、金錢貸借上に於ての兩者の關係であるに過ぎないものである。それ故漁師が借入金を全濟するに於ては、同時に魚商の束縛は解消する理であるが、然し漁師の大部、殆ど全部は一度借入金を爲すに於ては、竟に終生その羈絆を先づ離脫することは不可能と見ていひものである。殊に小漁村に於て然りとする。この狀態は全沿岸普遍的で、例外極めて罕である。

地方生產のもので、右の國內消費に充當される以外、國外に輸出されるものもある。然しそれは鮮魚でなく、乾製品又は鹽藏品等の製品化したものである。太刀魚の鹽藏、蝦の乾製品等がその例である。これらの取引には、地方の小漁獲物に對する程の極端性はないにしても、依然として魚商と漁師間の惡因緣は見られるのであり、只その取引數量が多いだけに、その豐漁の際、漁師側に幾分の餘裕が生ずるので、小漁區の狀態よりも亦幾分なりその惡質さが緩和される餘地が在るのである。

何れにしても、過去の政治の特性である地方官權の橫恣と、漁師魚商間の陰慘な因習は竟に傳統となり、漁業は爲めに沈滯膠着して、萎微不振に陷つてしまつたのである。この漁業不振の結果は、又逆轉して魚商も亦常に不安な脅威を受くること丶なり、因果輪轉、滿洲國の漁業は、生產販賣相伴に、竟に硬殼中に隱遁、自らを堅く卦じたものとなつてしまつたのである。

海洋方面此の如くである際、淡水漁業方面は如何といふに、これも亦海洋方面を更に潤色したようなもの、その販賣方面の施設も組織も、要するに彼等の文化の低級を表徵する一場合に過ぎないようなものである。兎に角漁師の經濟知識は、單に自己生命の存續に、その基點を置く以外に無く、一面金融業者は、その無智にして、單純なる漁師から、搾取を念とする外に、眼中又何物も無いかに見へるのである。

然しその間に在つて、河川の冬期漁業には幾分の餘裕、換言すれば幾分開放された天地が存すると見ていひかも知れない。それは捕獲魚が須叟を待たず凍結することに基因するのである。卽ちこの凍結魚は鮮魚と異つて最早腐敗變質の憂ひがなく、全く固形無機物と同一狀態である。從つてその取引は、一刻を爭ふ鮮魚の場合の如き不安定が除去されて、漁業者自身にも、直接販賣の商機が得らるゝからである。冬期漁業には實にそんな特長が在るのである。

その特長は地方の、その日暮しの漁業者に大きな關係が在るばかりでなく、その特長在るが爲めに、河川魚類の大量取引が成立するのである。卽ち漁場で氷上に獲り揚げられた魚類は、死期斷末魔の反轉も許されぬ束の間に凍結してしまう。それ故如何に多量の生產があつても何等の煩ひがない。その凍結した魚類は又搬出の時まで適宜累積されて放置される。幾日か經過の後、それらの魚類は都市の糶棧の庭に見られる。糶棧の庭に山と積まれたその魚類は、近鄕遠邑から集つた商人に買ひ取られて四方へ散ぜられる。地方都邑の小賣は、或は雜貨店の店頭や、或は呉服店の軒下や、或は路傍になど、隨所に於て賣買されて居る。凡そ斯樣な順序を經て、凍魚の姿は終に消へて行くのである。卽ち、この凍魚は保存の時間も、取引の場所も、運搬輸送も、夏日の鮮魚とは、それらを比較すべく、餘りに、相背馳した狀態を示して居る。唯それに就て注意されることは、その取扱ひに、鮮魚の樣な特種な拘束制肘を受けないだけに、それだけ又鮮魚販賣に要する特定の諸設備も、この際要求されて居ないことである。

滿洲國地方產魚類の販賣事情は、凡そ右に於て一應之を止め、次に關東州に於ける魚類販賣事情に移ることにする。

關東州漁業は、その生產量、州內消費を充して、尙ほ餘剩を見せて居る。その餘剩の大部分は、滿洲國に輸出消費され、一部の蝦、鯛、鰆の如き種類のものは、日本內地へ輸送されてゐる。これらの生產に從事するものは、日滿兩國人であり、滿洲は州內各地で營業して居り、日本人は殆ど大連と旅順に限られて居る。

州內沿岸の漁村聚落の漁業と、その販賣方面の機構は、その根底に於て、滿洲國のそれと何等異る處はない。只その暗面の弊竇に對する監督の眼が、關東州內至るところ常に正しく光つて居るので、その點弱い漁業者は多大の恩惠に浴してゐる譯である。而も外部監督のみでなく、內質的にも漸次改善が加へられつゝあることであるから、州內漁村は何れも滿洲國の漁村と異つて格段の明るさを持つて居る。

然し滿人漁業地にそんな明朗さは之れを認めるとしても、それ等漁村の漁業實力が、全關東州漁業の大勢に及ぼす點は、未だそれ程力強いものではない。關東州漁業の大勢を支配する大きな力は、何としても、大連、旅順を根據地とする機船底曳網漁業である。關東州が渤黃海の漁業地として、卓然雄偉の地位を占めて居るのは、全く此の機船底曳網漁業の勢力に據るものである。

何分この機船底曳網漁業は大量生產漁業であるから、その大量漁獲物を一時に敏速に處理する爲めには、それ相應の設備が必要である。さればこの漁業が出現して、大連、旅順に、更に一段完備した販賣機關が要求せらるゝに至つた。その爲め從來の株式組織の會社が、施行してゐた魚類販賣の驛市場事業を、更に改善し合理化する意味に於て、大正十五年(一九二六年)以降、關東州水產會が該會社に代つて、驛市場事業を經營することゝなつた。かくて昭和十年(一九三五年)この驛市場の取扱高は、年額五百萬圓を突破するの盛況を示すに至つたのである。

こゝで又再び逆戻りして、この驛市場關係に就て、滿洲國內の斯業を觀察しなくてはならない。滿洲國內と云つても、それは滿鐵附屬地に限られてゐるのであつて、且その取扱魚類は、總て附屬地內在住日本人の消費に充當するものである。

現在この驛市場の設置されてゐる處は、安東、奉天、新京、撫順等であるが、朝鮮乃至關東州から送られた魚類は、これらの市場に上場されかくて小賣店へ渡るものである。卽ち滿洲國內といつても、唯日本人在住の地、特に大都に限られて、そこにこの如き日本內地同樣の組織に成れる魚類驛市場が舊くから存して居るのである。唯これらの驛市場は、滿人需要の魚類は之れを取扱ふことなく、專ら日本人需要に限られて居た。滿人側の需要は、滿人街の魚市場、卽ち魚問屋に據つて賣買されて居るのである。

次に滿洲國內魚類販賣に就て、尙ほ輸入海產製品の取引と云ふ大きな問題が殘つて居る。

輸入海產製品は、その總金額の尨大なことに於て、先づ世人の注意を喚起するものであるが、その品種の多岐、仕出地の多數なる點に於て、又一段の異彩を感ぜしめるものである。從つて內部商取引も自然複雜微妙なるべきことは、凡そ推量するに難くない。而も今後、滿洲國の人口の增加、輸送機關の發達、貯藏施設の整備、爲替の安定等諸種の事情は愈々その輸入を增加せしめるに相違はない。只その取引方法に就て、今日迄鮮魚に於ける驛市場の如き、公衆的取引機關の設備なく、全く各自各樣の取引で、その時と場合に於て隨意放縱な取引を爲して居ることは供給者自體に、意外の損失を來すことあるべきは勿論であるが、需要者に對しても亦不利不便を招くこと決して尠くないのである。

この輸入漁産物に就ては、從來我朝の他の漁産物に就ては、殆ど一般に紹介せられて居らぬので、茲に一、二の調査數量を示し、その大勢を見ることにしよう。

表一　各年別漁産物輸入表

年次	數量	價額
一九一一年	九二二	四五、六三五圓
一九一二年	八七六	四三、八〇〇圓
一九一三年	九二二	四五、六一〇圓
一九一四年	一、〇九八	五四、九〇〇圓
一九一五年	一、三一二	六五、六〇〇圓
一九一六年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九一七年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九一八年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九一九年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二〇年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二一年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二二年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二三年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二四年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二五年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二六年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二七年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二八年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九二九年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九三〇年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九三一年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九三二年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九三三年	一、三三三	六六、六五〇圓
一九三四年	一、三三三	六六、六五〇圓

備考　一九二六年より三〇年迄は北支那貿易年報。一九三一年は滿洲國貿易統計に據る。

表二　滿洲國稅關管區別漁産物輸入額表（一九三四年）

稅關管區名	價額	稅關管區名	價額
哈爾濱	四五、三五圓	大東溝	四、三〇〇圓
安東	三四、一〇〇圓	龍井村	二、三五〇圓
營口	二、三五〇圓	琿春	一、二五〇圓
山海關	一、二五〇圓	承德	一、二五〇圓
東邊道	四五、三五圓	總門	一、二五〇圓
		計	八三、九五〇圓

表三　主要品目別漁産物輸入額表

品目	一九三四年	一九三三年
昆布	四五、六四〇圓	四五、六四〇圓
切昆布	三、〇四〇圓	三、〇四〇圓
長昆布	四五、六四〇圓	四五、六四〇圓
石花菜	三四、三五〇圓	三四、三五〇圓
其の他海藻	四五、六四〇圓	四五、六四〇圓
乾海參	四五、七四〇圓	四五、七四〇圓
乾鮑	四五、七四〇圓	四五、七四〇圓
乾貝	四五、七四〇圓	四五、七四〇圓
乾鰮	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
乾魚（鰮、鯖、鰯を除く）魚粉	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
鹽鰮	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
鹽魚（鰮、鯖、鰯等）	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
淡菜、乾蠣	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
大蝦	四五、七四〇圓	四五、七四〇圓
小蝦、乾蝦	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
鰻	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
其他	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓
計	三四、六四〇圓	三四、六四〇圓

備考　滿洲國貿易統計に據る。

表四　仕出國別漁産物輸入額表

仕出國名	一九三四年	一九三三年
日本	四五、六四〇圓	四五、六四〇圓

4　政策

一國産業の隆替が時の政治に支配されることの如何に顯著なるかの比較例證を如實に示して居るのが、滿洲國、關東州、山東省の水産業に就いて滿洲國と關東州とある。同一漁區で操業する漁業に於ても、その具體的方面も、又その内觀的方面も、一目瞭然、格段の相違あるを看取するならば、その一般に關東州の前に、頭色なしである。何故に然る乎。それは滿洲國の意に主つては、然ら三十年來、滿洲國は意に關東州の一般天惠が、關東州の如く思へる。

業上、格段の相違あるを看取するならば、その具體的方面も、又その内觀的方面も、一目瞭然、滿洲國の意に主つては、然ら三十年來、滿洲國は意に關東州の一般天惠が、關東州の如く思へる。同一漁區で操業する漁業に於ても、滿洲國、關東州、山東省の水産業に就いて滿洲國と關東州とある。

中心に、流網漁業、延繩漁業、打瀬網漁業、刺網漁業、風網漁業等の漁業があり、特種なものとしては捕鯨業が、それに加はつて居る。主なる魚種は、タヒ、サワラ、フカ、タラ、タチウオ、サバ、グチ、エビ、カレイ、カナガシラ、スズキ、等々であつて、その漁場は、渤海の各方面から黄海方面、並びに山東角方面に迄及んで居る。

試驗機關としては、關東州水産試驗場があり、當業者の水産團體としては、關東州水産會の外に各種の漁業組合が在る。この水産會は、關東州一圓の當業者を網羅した自治團體であるが、漁業組合は一地區内の區域團體又は同種業務團體である。尚ほこれらの團體は、官廳の指導の下に、各その使命遂行の爲めに努力を拂ひつゝあるは勿論であるが、殊に水産會の如きは、官廳業務の補助的事務を爲すの外、大連及び旅順に、魚類の轉市場を設け、年額五百萬圓の魚類を取扱つて居る等の大きな事業までも遂行して居るのである。

然し關東州のこんな狀態に比較して、滿洲國は何となく一抹の寂しさを覺へしむるものがある。先づ漁業としては、全く沿岸乃至干潟の漁業に限られて居るので、その漁法は假名名稱は數多くあつても、その漁法の原理的分類は、それ程多いものでも無く、流綱類、張網類、延繩類、風網、掛網等が、その主なるものである。捕獲魚類は、大體關東州漁業に依るそれと同樣であるが、沿岸の陸上施設に至つては、殆ど見るべきものはない。又販賣方面は既に前揭の如き有樣である。

官設の機關としては、現在營口に實業部直轄の水産局があつて、その事務は、海洋方面の行政及び試驗を爲すことになつて居る。水産團體としては、目下水産局指導の下に、全沿岸に亘り、漁業者の團體を設立中であるが、外に既成團體なるものは無い。

要するに、滿洲國としては、舊來水産業の指導乃至奬勵の機關等無かつたのである。尤も舊政權時代から、滿洲國康德元年（一九三四年）迄、奉天省漁業局なる名稱のものが、營口に存置されて居た。然してこの漁業局は、何も水産業の發展向上の爲めに動く機關では無く、實質は全く、

水産業者に對する徵稅の事務を取り行ふ機關に過ぎなかつた。更に率直に言へば、漁業者搾取の機關であつたのである。かくて舊政權時代、漁業者は愈々衰萎疲弊して、斯業伸展の機會は、これを獲得するに由もなかつたので、引き續き新滿洲國になつてからも、その情勢は未だに消へ去りそうも無く、意氣頓に消沈して、關東州の新鮮澄澈に比すべくもないのである。

然し滿洲國の、その海洋又は淡水の資源は、陸上の動靜に其の拘泥もなく、儼として存し、逸散も消滅もした譯ではない。この現實は、滿洲國の過去が如何であらうとも、水産業なる問題を、專ら將來に大きく屬して居るものと云ひ得られる。

二、鹽　業

1　概　說

鹽は吾々の生活上一日も缺くべからざる必需品であり、且他の物を以つて代用することの出來ない重要品であることは今更云ふ迄もない。而も近代化學の發達と、各種工業の勃興とは、其の原料として益々鹽の需要を多からしめたのみならず、今後に於ても之が生産力の如何は懸つて、その國力の進展に重大なる關係を齎らすと云ふ意義さへ含んでゐるのである。

然るに最近我國に於ける之が需給は其の均衡を失し、生産不足を告ぐること急なるものあるのみならず、其の比勢は愈々甚絕せんとしつゝあり、斯くては一朝有事の際を想到する時、甚だしく寒心に堪えざるものがあるのである。

今我國に於ける鹽の需給狀況を見るに次の如くである。

年次	出地生産高	輸移入高	合計
一九〇五年	三三、八〇九噸	九五、三四四噸	三五、二四三噸
一九一五年	五九、八一五	八八、九四三	六八、七五八
一九二五年	六六、四四八	二一四、一八八	八〇、六四六
一九三三年	九〇、六四三	二三五、六四三	三四五、八四六
一九三四年	七〇、二九	二、三二、二四〇	二、八四四、六九

内地に於ける生産不足に因る輸移入鹽の數量は、明治三十八年（一九〇五年）即ち專賣施行當初に比して實に驚くべき增加を示してゐるのである。如斯内地に於ける需要超過が最近に於て特に著しきを來したことは、曾遂工業の急激なる發達に基く工業用鹽の增加に依るものにして、此の情勢は今後なほ或る程度迄進行すべく豫想せられ、更に人口增加に伴ふ一般食料鹽の消費の遞增も亦加算せらるゝが故に、食鹽需給の均衡が、如何に國家の食料並に工業政策上緊要なるかゞ窺はれるのである。

然らば、我國はこの原料供給地を何れに求むべきかと云ふに、吾々は先づ其の地理的經濟的關係から見て、安價で多量の鹽を産出する隣邦支那を最も適當な供給地としなければならぬ。併しながら支那は傳統的に鹽の輸出を嚴禁してゐるから、之に向つて現在の處早急に我が要求を充たす譯には行かぬ事情にある。

從來前記不足高の補充鹽としては、關東州、青島、臺灣、及び外國鹽（主として埃及、ソマリーランド、エレトリア、其他等の輸入を俟つてゐたのであるが、最近に於ては不足量は大約百萬噸以上に上り、其の内我が勢力圈内よりの輸入量は高々三〇%乃至三五%に過ぎず、他は悉く遠隔なる外國に依つて補はれつゝある現狀である。

斯くの如き狀態が今後持續するとせば、一旦有事の際に於ては勿論のこと、平時に於ても運賃の騰貴、爲替相場の變動其他輸入上の障害を釀すことあらんか、直ちに其の供給は圓滑を缺き國民生活上並に重要産業の發展上多大の支障を來たすべきは明らかにして、識者は齊しく憂慮して之が對策を考究しつゝあつたのである。

然るに滿洲事變後滿洲帝國の建國を觀るに及んで、舊政策は悉く改廢せられ、舊東三省も亦滿洲國と其の名稱も改められ、玆に滿洲産業開發の方策の樹立を見、日滿ブロック經濟の强化擴大を計る方針の下に滿洲鹽業問題も解決し、滿洲國産鹽が日本の工業原料として市場に其の姿を表はすに至つたのである。

以下項を改めて關東州及滿洲國に於ける鹽業狀況を略說することゝする。

2　沿　革

元來遼東半島は、其の沿岸到る處に干潟地が多く、且氣象風土の關係に至るまで、天惠自ら備る製鹽地であると云ふことは今日の盛況が物語つてゐるのである。就中復縣、蓋平、營口等の渤海沿岸が最も顯はれ、關東州鹽も亦五島、普蘭店、旅順、貔子窩等黄渤海兩沿岸に古くから鹽田が築造されて、爾來其の成績の見遜せないものがあつたのである。

抑々滿洲に於ける鹽業の起源は如何と云ふに、これは未だ明確な史跡がないのであるが、その傳ふる處に據ると遠く黄帝の治世に既に遼河北東の地に於て、海水を煮熬して鹽を製造したと謂はれ、周代に於ても亦、燕に奉天省沿岸の煮鹽を供給した事實があるから、其の源く所は極めて遼遠なるものと云はなければならない。

併し、此等清朝康熙以前に於ける製鹽は總て煮鹽（海水を煮詰めたもの即ち頭煮法）であるが、今日見る樣な、天日製鹽を初めて支那に見るに至つたのは康熙年間（一六六二年―一七二二年）天主教の一傳教師が傳へたのを以つて嚆矢とせられ、康熙帝が廣く天下に示して、大いにその公益を計らんとしたのに始まると稱せられてゐる。

當地方に初めて此の製法の行はるゝに至つたのは、同治元年（一八六二

年）に蓋平縣二道溝地方に鹽田の開設を見たのを始めとし、越えて同四年に關東州貔子窩地方の開設となり、漸次遼東半島一帶にその開設を見るに至り、玆に初めて遼東半島が天日製鹽地として著名になつたのである。

3　鹽田狀況

A、鹽田の構造

滿洲及び關東州に於ける鹽田は總て天日製鹽田であるから、鹽田の構造をその方式から見ると、潮水誘導の關係と地盤の高低に基いて、自然流下式と揚水式との別がある。自然流下式鹽田は潮水に近接した低地に築造するもので、滿潮時を利用して自然に誘導し得るものである。揚水式鹽田は、それと反對で潮水誘導に不便な高地に築造さるゝもので、潮水を自然に誘導し得ないから水溝を通じて風車又は其の他の揚水器を用ひて鹽田内部に汲み上ける方式である。

從つて前者は外廓堤防の築造に巨額の費用を要するが、潮水の揚水費用を要しない。後者は高地に築造さるゝ關係上、外堤には多額の費用を要しないが、常に揚水費用を負擔しなければならない。

又蒸發池、結晶池の配置形式から見ると、蒸發池を、左右に置き結晶池を中央に設けた兩袖式や、結晶池を一隅に設け蒸發池を左右孰れかの一方に置いた片袖式なるものと、蒸發池も結晶池も一箇所に集中せしめた集約的なものとある。

併し其の孰れを可とするかと云ふことに就ては、天日製鹽法通有の諸作用を最も迅速に且つ容易に行はしめればよいのであるから、これは各經營者に依つて土地の關係や實際の經驗に徴して適宜按配すればよいのである。

最近築造された鹽田は高地と云はず低地と云はず皆集約的な構造で、自然流下式を施せない高地鹽田に於ては風車の代りに電力を用ひて揚水するものが大分殖えた樣である。

内部の構造に就いて少しく說明すれば左の如くである。

イ、海　水　溜

海水溜は鹽田に所要の海水を貯溜する池區であつて、其面積は海水引入の便否に依つて大小を異にする。又地方に依つては全く海水溜の設備なく潮入水溝を以つて之に代用せしむる處もある。

ロ、蒸　發　池

蒸發池は海水溜から流下注入したる海水を蒸發濃縮せざる働きを爲す池區で、池内は畦畔に依つて數區に分たれ、普通一寸五分の落差を以つて段階を附してゐる。その配置は二列五六段で各池の面積は一定してゐないが、大體縱十四間橫十二間位の長方形のものが標準形である。

ニ、結　晶　池

結晶池は蒸發池から飽和點に近づきたる鹹水を注入して、それを結晶せしむる池區で、其の構造は略々蒸發した場合その儘放任して置くと、折角濃縮した鹹水を雨水に依つて薄められ、全然之を放棄してしまはなければならないから、この損害を防ぐ爲めに、此等鹹水を直ちに此の池區に注入し、晴天を待つて再び結晶池に戻し結晶せしむるのである。

滿洲國に於ける在來の鹽田には此の設備を施してあるものは現在の處皆無であるが、增産計畫に伴ふ製鹽技術の改良に依り漸次此の設備が用ひらるゝ事と思はるゝ。

尙ほ此の外假鹽堆場及鹽堆場の設備があるが、大體に於て前述各項の配置に依つて一副鹽田が形成されてゐるのである。

B、鹽田面積

關東州に於ける鹽田面積は、開設の際正確なる坪數を示して關係當局に具申して其の許可を受けるので正確なる總面積を揭ぐる事が出來るが、滿洲國の鹽田は從來副を以つて其の面積の單位としてゐたので、之を關東州と同樣に町にて表はすことは一副の面積が區々で一定してゐない爲非常に困難であつたが、最近に至つて鹽務署が鹽灘配置圖に對し求積器を用ひて面積を算出した數字を發表した爲、幾分不正確なることは免れないが滿洲國の標準面積を知ることが出來た。

今滿洲國及關東州の鹽田面積を表示すれば左の如くである。

（イ）滿洲國鹽田面積表（一九三五末現在）

鹽場別	鹽田別數 現晒	停晒	計	鹽田面積 町	步	畝
營口場	一二五	三	一二三	五九三四町	二〇	九九五四
復縣場	八二	六	八八	四一〇九	八	四一四五
莊河場	二八七	一二	二九九	二三八六	一四	二四三六
錦縣場	三四	—	三四	六四四七二		
興綏場	一八一	—	一八一	八〇六九四		
盤山場	一二五	一四	一三九	六八一三九		
計	二八八	三八	二九六	一四六四三九三六		

備考　昭和十一年滿洲國及關東州鹽業統計に據る。

（ロ）滿洲國鹽田別面積表

場別	灘務所	陌	町步（日）	畝（滿）
營口場	三道溝	一七八三八陌	一九三町一〇	二八八〇·二畝
	二道溝	一三五〇三七	一三〇九二·七	二〇九二·二
	塘窪	五六三三	五〇四一	九八三·三三
營盤場	監族廠	七一八七二	七一四九	二三〇六·二六
	紅族廠	一〇四一四四	一〇一〇三	一六八〇·三三
	白族廠	五九六八四	五八四九	九五四·七六
	計	五九五四一〇	五九四九·一〇	九九〇·四四

場別	羊官堡	望海甸	小島子	馮家塢	拉脖子	白家口	殷家溝	陰涼嶺	計
復縣場	五一·三二	七四六〇〇	六九二·三六	五〇八·三	六五七·〇二	三三七·七	七八二·八九	一四四一·二	四一〇九八
莊河場	五一·七四	六九二·三六	六八·三	七一〇·四五	六七·四六	三四〇·一九	六八·四三	一四六·二六	四一四·九〇
錦縣場	八六一·四七	六九二·三六	二一八·三	七一〇·四五	六四四·七二	三四〇·一九	六八·四三	一四六·二六	四一四·九〇
興綏場	八六一·四七	六九二·三六	二一八·三	七一〇·四五	六四四·七二	三四〇·一九	六八·四三	一四六·二六	四一四·九〇
盤山場	八六一·四七	六九二·三六	二一八·三	七一〇·四五	六四四·七二	三四〇·一九	六八·四三	一四六·二六	四一四·九〇
計	八六一·四七	六九二·三六	二一八·三	七一〇·四五	六四四·七二	三四〇·一九	六八·四三	一四六·二六	四一四·九〇

場別	周家屯	尖山子	花岡口	隄子屯	銀窩	大鹽廠	李家坟	磨石房	蕎麥稜	黑山子	雙山子	花坨子	計
營口場	一六五·九七	五四四八·二	一七三·五〇	一〇六·九八	九九·〇六	三一·四九	二六·二六	三九·九三	一八九·九五	八〇三·四〇	一三一·五九	一七二·五一	二、六六一·一七
營盤場	一六五·九七	五四四八·二	一七三·五〇	一〇六·九八	九九·〇六	三一·四九	二六·二六	三九·九三	一八九·九五	八〇三·四〇	一三一·五九	一七二·五一	二、六六一·一七

場別	白馬石	牛營子	大東山
營口場	六二·〇三	三七·三	七〇·七四
營盤場	六二·〇三	三七·三	七〇·七四

| | | |

其の生産鹽の十三割以上の石炭を要するに反し、天日法はその名の如く天日と風力のみで食鹽を結晶せしむるのであるから、兩者の間に著しい差異のあることは云ふまでもない。

滿洲國及關東州に於ける製法は一部蒙古に於ける湖鹽を除く外總て天日製鹽法であるから、現在の內地煎熬法に依る生産費の二十分の一以下で生産される事となり、之を以つて見るも如何に天日法が鹽の採取上において最も有利なるかを窺知することが出來るのである。

B　製鹽作業

天日鹽の製法は、鹽田の構造又は時期に依つて多少の相違があるが、普通一般に行はるゝものは、先づ原料となるべき海水を滿潮時に海水溜に誘導貯溜し、それを蒸發池に分注し、此の池區に於て水分を蒸發せしめ、相當濃度の鹹水となるを待つて、更に之を母液溝を通じて最後に結晶池に注入し、此處にて結晶析出を計るのである。而して結晶したる鹽は隨時之を掻き集めて一定の集積場に搬出し、堆鹽貯藏するのである。今天日製鹽法の順序の大略を左に記述することゝする。

イ、潮水誘導と貯溜

製法の第一順序として先づ鹽田の貯水池に、その原料たる海水を誘導し、これを貯溜することである。この分量は凡そ半ヶ月位の製鹽に差支の生じない程度のもので、月二回の大潮時を利用してこれを行ふのが普通である。

ロ、水分の蒸發作用

第二の順序としは海水溜に貯溜した海水を蒸發池に送るのであるが、蒸發池は第一、第二、第三と云ふ風に、各池か自然傾斜を爲してゐて海水の流下に容易なやうに出來てゐるから、先づ海水を第一蒸發池に注入して水分を蒸發せしめる作業をやる。而してこの注入水深は天候の如何、又は其の季節に依つて加減があるが、普通の場合は一寸を以つて適當としてゐる。そして其儘約一日間位放つて置き、之を又第二段の池に落し込むのである。第二段に移した後へは再び貯水池より海水を補充して置き、第二段の鹹水は第三段へ移し、その後には又第一段の分が繰り入れられると云ふ順序が繰り返へされるのである。

斯くの如くにして、順次第五段位までの蒸發作業を進め、鹹水比重ボーメー二十乃度至二十五度に達したとき、その儘結晶池に流下せしむるか又は一時母液溝に流下せしめ、最後に之を結晶池各區へ分注するのである。

ハ、結晶作業

結晶池に於ける注入鹹水の水深も矢張り普通一寸位を適度とする。これを日射と風力に任して置くと、朝注入したものが天氣のよい時には午後になると共の結晶析出が白雪の如き美しさを以つて始まるのである。そして三、四時頃六分乃至一寸位の厚さに達した時之を掻き集めて、一時各結晶池畔に介在する鹽窠に推積し置き、其の後揚鹽後の苦汁を去り、再び母液を補足してまた次の結晶作用を行ふのである。

鹽窠に置かれた揚鹽は水分の滴下を待つて推鹽場に運搬し、圓錐形に推積して之に鹽蓋を施して貯藏するのである。

以上の方法は海水の流下に容易な自然傾斜を有する鹽田に就いての一例であるが、鹽田の構造に依つては蒸發池の下段から母液を逆流溝に落し、結晶池上方の小蒸發池へ水車又は水斗子を用ひて汲揚ける、鼓で再び蒸發濃縮せしめ、飽和鹹水に達したる時、之を母液溝に落し、更に下段の結晶池各區に分注して結晶せしむる方法もある。

ニ、蒸發池及結晶池の洗滌

蒸發池は時々之を洗滌して乾固する必要があるが、殊に結晶池は揚鹽二、三回行ふと之を洗滌しなければならない。これは池內に多量の泥土が沈澱するから稀薄の鹹水蒸發池より注入せしめ盤面を爪扒にて縱橫に引廻し、泥水共に之を逆流溝に落し、盤面を日乾して石製のローラで池面を均固し、新らしい鹹水を注入して再び結晶作業を行ふのである。

ホ、降雨時の措置

鹽田に於ける降雨時の措置としては、從來一般に特別の設備が施されて居なかつた。海水が濃縮されて飽和點に達した時、降雨に逢ふと折角の鹹水が雨水に依つて薄められるのでこれは全部を放棄してゐた。之に依る製鹽上の損害は實に夥しいものがあるので、最近では鹹水溜の設備が考へられて、結晶池の附近に之を設け、降雨に逢ふと直ちに鹹水溜に落し、晴文後再び鹹水溜より結晶池に汲み揚けて採鹽するやうになつたが、未だ全般的にこの設備が施さるゝに至らず、關東州の一部鹽田に於て行はれてゐるが、漸次此の方法は全般的に普及さるゝものと思はれる。

C　製鹽の時期

滿洲に於ける製鹽の時期は每年三月上旬より十一月に至る約八ヶ月間であるが、此の內七月中旬から八月中旬に跨つて約一ヶ月間は滿洲の雨期であるから、此の期間に於ける製鹽作業は思はしく行かないのを例とする。それで、此の雨期を中心に製鹽が二期に分れ、三月より七月までが春季製鹽期で八月以降を秋季製鹽期とする。

一年を通じて最も生産量の多いのは五、六の兩月間で、此の期間に全生産高の過半を得るのであるから、其の年に於ける産鹽の豐凶は、此の二ヶ月間の天候の狀態及採鹽成績の良否に依つて略ば決定せらるゝのである。

何故に此の二ヶ月が重要視せらるゝかと云ふに、此の期間は採鹽上全年中蒸發最も盛んな季節であるのみならず、海水の濃縮結晶も亦迅速なるにも因るのである。

然し時としては秋季に於ても比較的多量の生産を見ることがないとも云ひ得ないが、要するに既往數年間の實績に徵すると、此の後半期の生産は概して確實を期すことが難かしい。從つて一般に秋季の製鹽は重きを置かれてゐないやうである。

5　生産狀況

滿洲に於ける鹽の生産高は大體に於て滿洲國五億斤、關東州鹽六億斤で合計年約十一億斤內外であるが、元來鹽の生産は全く水物で、鹽田自體の良否、位置の關係或は作業者の技能の巧拙等に依つて異同ある事は勿論であるが、特に滿洲に於けるが如く全部天日製法に依るものにとつては、天候の良否如何が其の生産に甚大なる影響を與へるのである。從つて如何に製鹽法が優秀であり且つ技術が至巧であつても天候が順調を缺く場合は到底豫期の如き結果を見ることは困難である。

左記統計表を檢討すると一九三五年に於て滿洲國鹽は前年に比し約四億斤の增收があり、平年作に比しても尙二億斤以上增加してゐる。又關東州鹽に於ても平年作の約二倍の收穫があつた。これは一九三五年が全く未曾有の好天候に惠まれた事に起因するものであるが、多少は日本內地の需要增加による製鹽業者の努力にも因るものと云へよう。

（イ）滿洲國鹽生産高累年表（單位斤）

年次	營盞場	復縣場	莊河場（莊鳳場）	盤山場	錦縣場（北鎭場）	興綏場	合計
一九二七年	二〇五、四三八、〇五五	一三四、六五五、三五三	七、九五二、〇〇〇（三、四四五、二九〇）	二、五八一、〇四六、三	二、七九七、〇〇〇（八、九六六、二〇〇）	二六、五四三、六五〇	四三、八九九、七四四
一九二八年	二四五、四九八、一二六	一四五、七三四、七一七	七、九五二、〇〇〇（四、七〇五、九二一）	一、九二一、四七三	一、七九二、〇〇〇（一〇、四五九、九二一）	三三、三二七、六七	四六、三〇二、四二一
一九二九年	二七七、七三八、九七九	二六、一八九、〇九九	六、七四八、六八〇（九、二八八、三三一）	一、八二四、〇六六	一、六二、〇〇〇（一四、四五五、三二）	四六、三五〇、二九〇	四六、三五〇、二九〇
一九三〇年	二八九、三三〇、五六	一〇三、九五二、六八九	（八、四四四、四二一）	二、九〇七、三四二	二、七二、三〇〇（三、一八六、〇九四）	二六、八四〇、一三二	四五、〇二六、八九九

（ハ）開原縣生産高累年表（單位千）

年	日本人生産高	滿洲人生産高	合計
一九二六年	三五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓
一九二七年	三五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓
一九二八年	三五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓
一九二九年	三五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓
一九三〇年	三五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓
一九三一年	三五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓

（ロ）各職田別生産高表（單位千）

職別	職田別	三道溝	大屯	天橋	邵子也	合計	大東山	牛寮子	上安子	牛寮也	項家也	豚子溝	五里橋	沙子	大明山	合計	大東山	牛寮子	上安子	牛寮也	項家也	豚子溝	五里橋	沙子	大明山
一九二五年	職田數	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九二四年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九二三年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九二二年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九二一年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九二〇年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九一九年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九一八年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九一七年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
一九一六年	職田別	四五九畝	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝

（ニ）一九二五年康德田別生産高累計（單位千）

職田	日本人生産高	滿洲人生産高	合計
三道溝	四五九畝	四五九畝	四五九畝
大屯	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
天橋	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
邵子也	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝
大東山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
上安子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
項家也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
豚子溝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
五里橋	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
沙子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
大明山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝

（ホ）一九二五年康德田別生産高累計（單位千）

職田	日本人生産高	滿洲人生産高	合計
三道溝	四五九畝	四五九畝	四五九畝
大屯	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
天橋	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
邵子也	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝
大東山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
上安子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
項家也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
豚子溝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
五里橋	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
沙子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
大明山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝

（ヘ）一九二五年康德田別生産高累計（單位千）

職田	日本人生産高	滿洲人生産高	合計
三道溝	四五九畝	四五九畝	四五九畝
大屯	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
天橋	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
邵子也	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝
大東山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
上安子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
項家也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
豚子溝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
五里橋	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
沙子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
大明山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝

（ト）一九二五年康德田別生産高累計（單位千）

職田	日本人生産高	滿洲人生産高	合計
三道溝	四五九畝	四五九畝	四五九畝
大屯	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
天橋	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
邵子也	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝
大東山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
上安子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
項家也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
豚子溝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
五里橋	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
沙子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
大明山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝

（チ）一九二五年康德田別生産高累計（單位千）

職田	日本人生産高	滿洲人生産高	合計
三道溝	四五九畝	四五九畝	四五九畝
大屯	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
天橋	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
邵子也	四五〇畝	四五〇畝	四五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝
大東山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
上安子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
牛寮也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
項家也	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
豚子溝	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
五里橋	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
沙子	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
大明山	三五〇畝	三五〇畝	三五〇畝
合計	二、三五〇畝	二、三五〇畝	二、三五〇畝

6　輸出及消費狀況

A　滿洲國內消費高

(イ)　滿洲國鹽消費高累年表　(單位斤)

年次	合計	官鹽	商鹽	零鹽	免稅鹽	漁鹽	輸出鹽	工業鹽	裏潰消鹽	減耗
大正九年	四三四、〇六三、三四〇									

計					
專賣局納一般食鹽用	原鹽	大日本鹽業會社	東京・清水・大阪・芝浦・四日市・半田	三九、一三七、三三〇	
同	同	東洋拓殖會社	大阪	六七、七六二、九七〇	
同	同	關東州鹽業組合	門司	五、四一三、八四一	
同	再製鹽	東洋拓殖會社	函館	四、六六五、八〇〇	
計				三、〇〇〇、〇〇〇	
朝鮮一般食鹽用	原鹽	大日本鹽業會社	釜山・馬山・義州	八〇、八五二、六一一	
同	同	東洋拓殖會社	釜山	二〇、〇七三、四八四	
同	同	矢原重吉	釜山	一一、〇六一、七三九	
同	同	關東州鹽業組合	郡山	五、九一〇、一五〇	
同	同	虨子窩鹽業公會	新義州	七、八八三、〇〇七	
計				一三、九九〇、八二七	
州内一般食鹽用	原鹽	各社及個人業者	同	五八、九一九、二〇七	
同	再製鹽	同	州内	三四、九二九、一二〇	
同	粉碎洗滌鹽	大日本鹽業會社	同	三、六三七、六七六	
同	洗滌鹽	同	同	七八〇、〇八〇	
計				一四〇、五八〇	
其他（香港向輸出）	原鹽	江良康治	香港	三九、四八七、四五六	
計				一、五一二、〇〇〇	
合計				一、五一二、〇〇〇	
				四三六、六六三、七五四	

7　結　言

以上滿洲に於ける鹽の需給狀態を概觀したのであるが、最後に滿洲鹽業問題の對策を少しく說明して本稿を了ることゝする。

卽ち我が勢力圈內に於て確固たる鹽の供給地を設置し、原料的に化學工業の基礎を確立して、外國鹽に代るべき數量の增產計畫を爲すことである。

我が國內に於ても今後なほ新規鹽田開發の餘地無しとは云へないが、鹽田築造費に於て、或は又生產費に於て著しく割高にして、其の採算上滿洲の適地には比すべくもなく、到底之が新設は許されないのである。卽ち內地鹽田は一町步六千圓乃至一萬圓の築造費を要するに反し、滿洲に於ては僅かに千五百圓乃至二千圓を出でないのである。又生產費の點に於ても百斤當り內地の二圓五十錢乃至三圓五十錢なるに對し、二、三十錢と云ふヶ程ひの廉價で、之は勿論內地の煎煮鹽と滿洲に於ける天日鹽とは多少品質を異にし、其間優劣なしとは云ひ難いが、其の用途より見て、工業鹽は煎煮鹽の如き上質のものでなくても天日鹽程度の品質で充分である。以上の見地より、滿洲に於て鹽田の開發を爲し、優良低廉なる工業用鹽を日本內地に輸出する目的の下に滿洲鹽業會社設立案が關東軍に於て決定され、我國鹽業者及需要者が一體となつて滿洲鹽業會社設立協議會を組織し、一九三四年五月より七月迄現在調査を行ひたる結果、復縣、營盖地方に於て約一萬三千町步の適地を認め之が開發を計ることゝなつた。

此の計畫が完成すれば、之に依つて約六十五萬噸の生產を期待し得ることゝなり、差當り不足鹽の過半を補ひ得べく、從來の供給地たる靑島、關東州と合して大體に於て數字的には需給關係を調節し、外國鹽の輸入を防壓することを得る譯である。

然し從來之れが需要、供給の當事者は專賣局を除き相當多岐に亘り利害又は錯綜せるを以つて鹽業會社設立協議會も現地調査の結果種々の點に亘り意見の相異があり、其の實現には幾多の困難が伴つたが、一九三六年四月漸々妥協が成り、年產十七萬噸の鹽田開發と、在來鹽田の買收鹽を合して年約二十五萬噸が近き將來に於て日本に輸出せらるゝ事となつた。

然しながら當初の目的たる外國鹽に代るべき數量の增產にはなほ相當の距りがあり、今後の對策としては關東州鹽の開發と共になほ研究の餘地の多い事と信ずる。

第五節　鑛　業

一、事變前の鑛業概觀

日本が日露戰爭に依り滿洲の經營に參加するやうになつてから、日本人が多數滿洲の鑛業經營に進出し、就中、滿鐵は其實行又は後援機關として種々な活動をなし、鑛業振興にも力を盡したが、支那側の壓迫により甚しく掣肘を受け、思はしい發展は出來なかつた。斯くの如き支那側の壓迫に拘はらず、滿洲の鑛業は、日本人關係鑛山以外、見るべきものは興らなかつた。卽ち滿洲の鑛業は日本の力なくして振興し得ないやうな實狀に在つた。而して之を滿洲鑛產の大宗たる鐵及石炭に就て見るに、鐵は本溪湖煤鐵公司及び鞍山製鐵所等何れも日本人の經營に係り、支那側は單獨に手を染めるに至らなかつた。滿洲石炭の產額は逐年增加を辿つて來て居るがそれには撫順が重大な役割を演じてゐる。更に石炭に就ては北滿に於て少數の露人の活躍あり、南滿に於て年々支那人の活躍が目につい來て居たがこれは、主として、支那官憲が日本を壓迫し極端な保護策を採つたことに因るもので、これを以て彼等支那人の實力と見ることは出來ない。事變直前の滿洲の實權者たる張學良は、南方國民政府治下の靑年の煽動をその儘受入れ、奉天に奉天鑛務局を設け、王正廷の弟王子文を以てその統領とし、西安炭礦の開發、振興公司關係の菱苔土礦區の取消、滑石礦區の强制統一等を行はしめた。何れも、張學良の實力援助によるものであつた。一方日本人のあまり手をつけ得なかつた金鑛に就て見るも支那官憲の方策宜しきを得ず、著しい發展振を示さなかつた。右の事實より見ても、日本人の技術並資本なくして滿洲の鑛業は發展し得なかつたと斷言し得られる。

然らば、日本は滿洲に於ける鑛業に如何なる寄與を爲したか、一般的には、日本が滿洲の地質及鑛產地の狀態を明にしたる功績は甚大であり、滿洲國建國後の鑛業活動に際してさしたる當惑を感じなかつたのは實に事變前に於ける日本側特に滿鐵の調査が行屆いて居たからである。個々に付て言へば、廟兒溝鐵鑛の開發、鞍山鐵鑛の發見及開發、撫順炭田の大規模採掘、菱苔土礦の發見及開發竝研究並其の實施、油母頁岩工業の確立、礬土頁岩の發見並にアルミニユウム工業の企業化等何れも日本人の力に依るのである。

二、日本の有せる鑛業上の特權及其の實狀

日本は日露戰爭の結果、遼東半島租借權及長春以南の東支鐵道及其附屬地經營の權利を讓受けた。其の結果、炸子窰炭礦、長春炭礦（石碑嶺及陶家屯炭坑の二に分る）並撫順煙臺兩炭礦の經營を引受けた。併し、撫順は支那人個人の關係せるものであつた爲め紛糾起り、遂に一九〇九年（明治四十二年）所謂滿洲五案件協約及撫順煙臺兩炭礦に關する細則の協定を俟て本礦經營の障碍をなくすことを得た。

一九〇九年（明治四二年）の所謂滿洲五案件に關する協約中に於て、日本は滿鐵（本線及安奉線）沿線の鑛業は日支合辦とすることを定め、その細目は追て協定することゝなつたが、事實は、細目商議に應ぜず空文に歸して了つた。

一九一五年（大正四年）に至り、所謂二十一個條々約が締結せられ、その附屬公文に於て、奉天省內牛心臺、田什付溝、杉松崗、鐵廠及び暖池塘の石炭、鞍山の鐵、吉林省內杉松崗の石炭及鐵、缸窰の石炭、夾皮溝の金の採掘權が日本人に賦與せられた。その結果、田什付、牛心臺、暖地塘、鞍山、缸窰に日支合辦會社の設立が許可されるに至つたが、支那側は、個々の合辦會社の設立を許可すると同時に、支那人個人又は會社の礦區經營をも併せ許可して競爭に當らしめ、或は、日本官憲の力の及ばざる地方に於ては直接妨害方法を講じた。從つて折角許可された日本人關係の鑛山は漸次衰微し、事變前迄完全にその面目を保つたのは、鞍山の製鐵事業のみで、其の他は或は全く消滅し、或は形骸を殘すのみであつた。更に事變直前には、鞍山の製鐵原料供給會社たる振興公司の所有に屬する菱苦土鑛區さへ、製鐵事業に直接關係なしとの理由で取消を受ける有樣であつた。是等のことも亦、滿洲事變を誘起する一原因をなしたのであるが、要するに事變直前に於ける經營鑛山に對する張政權の壓迫は全くその極に達してゐた。

滿洲國建設せらるゝに及び前述の日本の有せる既得權利は完全に保護せらるゝに至り、更に全般的にも、外國人の鑛業經營參加が認められるゝに至つた。就中、滿洲國を公式に承認せる日本國民の鑛業方面に於ける活動には、種々の便宜が與へられ、又、滿洲國建國後設立せられた鑛業關係の特殊會社、即ち、滿洲炭鑛、滿洲石油、滿洲採金、鑛業開發の諸會社に於ては、何れもその資本の相當部分は滿鐵によつて投資され、日本資本は直接鑛業經營に參加しおり、從て特に昔日の條約上の諸權利を云爲する必要はなくなつてゐる。

三、滿洲鑛業法規の變遷

清國は、原則として、鑛山の開發を外國に許さざる方針を採つてゐたが、清末に至り清朝權力失墜し外國勢力の强大となるに及び、鐵道と鑛山を合併經營する方針の下に鑛山の開發を幾分外國に許すに至つた。乍併、依然として其の外國勢力の侵入を防ぐ主旨には變更が加へられなかつた。

一方法制方面に於ては清朝末期に至つて漸く、その形態を整へるに至り、一九〇六年公布の清國鑛務正章の如き形式的には可成り整備せるものであつた。民國革命以後諸外國の法規を參酌の上、法律の制定に努力した結果、一九一四年三月一一日（民國三年三月一一日）鑛業條例の公布を見た。本條例には、外國人の鑛業經營參加許可の規定を挿入し、一擧に諸外國の承認を得やうとした。然るに諸外國側に於ては、本條例第四條に、外國人が合辦鑛業を起さんとする場合、「本條例其他關係諸法律ヲ遵守スヘキ旨當該國外交官又ハ領事ノ證明書ヲ農商總長又ハ鑛務監督署長ニ提出」することを規定し實質上治外法權の適用を免れんとした爲め、治外法權を有する諸外國は右の要求に應じ難しとし、本鑛業條例を容認せざる旨共同回答をなしたが、支那側も讓らなかつた。

一方現實に合辦による企業希望者も出で日本では、右條項のみ除いて本條例を默認するの方針をとり、右條項に規定する法律遵守の證明の代りに、鑛業經營の資格ありとの證明を爲し、兎も角日支合辦の許可を得ることにした。斯くして、鑛業條例は實際上は一應、施行遵守されたが、支那の排外運動は再び熾烈となり。實際上本條例により合辦經營を許可されたものは一九二一年（大正一〇年）前後より全く跡を絶つた。一九三〇年には、國民政府により、新に鑛業法制定され、前記條例に於ては中外合辦の條件として、(1)外國資本は全投資の半迄とし、(2)代表者は支那人を以て之に充て、(3)重要職員は中外各々一名宛を出すこと等を規定してゐたに對し、新鑛業法に於ては、(1)取締役は過半數支那人たること(2)常務及支配人は支那人たること、(3)總株數の過半は支那人の所有たること等と規定するに至つた。

新鑛業法は、滿洲內には直ちには施行されず、徐々に實施されつゝあつた。殊に遼寧省（舊奉天省）に於ては、日本との關係深きに鑑み、右新鑛業法の施行を遲延せしめてゐたが、事變直前には殆ど完全に之を施行せられてゐた。

事變後奉天實業廳は便法として不取敢排外的な國民政府の鑛業法を排し、民國三年（一九一四年）の鑛業條例を基準とすることを決定公布した。然るに吉林省、黑龍江省等は右の手段をとらず、從つて滿洲の鑛業法は暫くは區々であつたが、事變後の滿洲の鑛業方針の定まる迄鑛業許可は中止された爲め、實際上の支障はあまり起らなかつた。滿洲國鑛業法の制定に就ては、國家百年の大計を樹立する爲め愼重な態度が採られた爲め、其の發布が遲れ、一九三三年（昭和八年）八月一日發布、九月一日より實施されることになつた。此の法律は從來の鑛業法に比べると可成り思ひ切つた改革を行つてゐるが、其主なるものを擧ると、(1)鑛區を經緯度によつて定めたこと、(2)砂鑛を廢したこと、(3)試掘規定を排したこと、但許可以來三年間は課稅につき特典が附與されてゐる、(4)外國人と雖も實業部大臣の許可を得れば鑛業經營に當ることが出來ること、(5)鑛業權の貸付を認めたこと（即ち租鑛）等である。

四、滿洲國の鑛業政策

滿洲國は未だ其の建國に至らざる以前より鑛業方面の統制的開發に意を用ひ、一九三一年鑛業の新規許可を禁ずると共に新鑛業法の制定に努力して來た。而して右法律の制定には存外の年月を費し、一方からは滿洲國は滿洲の鑛業開發を妨げるものなりとの批難すら加へられた。此は、乍併出來得る限り完備せる法律を制定せんとする爲めには相當の準備を要すべく、更に又滿洲國は重要鑛物に就て統制ある開發をなす爲め特殊會社を設立するといふ重大なる鑛業政策を採用した爲め、鑛業法の制定が斯くも遲れたのである。卽ち滿洲國は滿洲の重要鑛產たる金、石炭、石油の統制的開發の爲めに、一九三四年（昭和九年）二月滿洲石油會社、同五月に滿洲炭礦會社、滿洲採金會社を設立し、更に一九三五年八月に至り一般主要鑛物（鑛業會所定鑛物種中二十二種）の統制的開發を掌らしむる爲め、滿洲鑛業開發會社を設立した。而して滿洲鑛業の圓滿なる發達は本會社の活動に俟つわけであり、活動範圍が極めて廣く、本會社の活動卽滿洲國の鑛業活動とも見らるべく、從つて本會社の今後の發展が待望される。

五、主要鑛物概況

滿洲に於ける主要鑛產物の事變前の狀況及現狀等を左に概說する。

1 金

滿洲の金殊に北滿地方の金は古來有名である。漠河地方は一時此等採金業者が共和國を作つて支那官憲に對抗したとの史實があり、その當時の記錄によれば、本地方丈で三個年間に五百プード（現在評價一九〇〇萬圓）の金の產出があつたといふ。その後本地方は李鴻章などの巧妙な政策に

日露戰爭前露人に依り開掘せられた本溪湖硼兒溝鐵鑛は一九一一年（明治四四年）本溪湖煤鐵公司により正式企業された。又一九〇九年（明治四二年）地質調査所長木戸忠太郎氏により鞍山鐵鑛が發見せられ、直ちに開採の議が提起せられたが、支那側の受約ならず、一九一五年（大正四年）の日支條約により漸く共の開發が認められた翌一九一六年

2 鐵

千萬圓の採金を爲し得るであらうといふ。

あらが、本會社は創立後滿二年にして漸く希望を見出し得て本年度は一

而の金産地の統制的開發の爲めに採金會社を設立した事は上述の如くで

開發が進めばまだ〳〵相當な發展が期待される。滿洲國は北滿及間島方

て居た爲めに大きな發展がなかつたのであるが、今後科學的方法によら

れと言はれた。要するに滿洲の採金事業は個人の幼稚な手に委ねられ

はの前途が見へて來たので新規の活動範圍を求めんとする英國の努力の

滿の金鑛の開發契約を結ばんとした事があるが、これはファルカの金鑛

的に知らることが困難である。事變前英國は黑龍江省政府を相手として北

那人、朝鮮人の手によるもので、確たる統計資料なく、その規模を數字

その他間島方面熱河方面にも可成り採掘されたことはあるが、何れも支

上部が採掘され終ると共に廢山となり、韓家の勢力も下り坂になつた。

は夾皮溝金鑛にあつたのである。併し採掘技術の進歩がなかつた爲め、

に對抗し、その勢力は日本の四國位の廣さに及んだといふが、その根源

如きは有名である。これを所有して居た馬賊張作霖は一時私兵を養ひ、官兵

分ち與へられた事があると謂はれる。南滿に於ても吉林の夾皮溝金鑛の

れた。例へば黑河附近の金源金廠に於ては、一時下廢さへ數千の賞與を

邦人の眼に觸れる事が少かつたが、金廠によつては莫大な利潤が擧げら

手により開發せられ、各所に新金廠が開設せられた。あまり僻遠な爲め

を得ず思はしい發展は遂げられなかつた。併し共の豐富な資源は種々な

より支那に統制され、官業により開發が續けられたが、其の指導宜しき

處理法の研究が其効果を結び、一九二六年（大正十五年）より二の方法により

鞍山製鐵所は創立以來鑛の少きに苦しんだが、遂に鞍山獨得の貧鑛

習を改め、現在は重工業景氣の振興と共に盛大に赴きつゝある。

前は原價高となり。歐洲大戰後は非常に難航を重ねたが、事變後右兩

小部分の主任迄日支雙方より出すといふ方法が固守せられた爲め、事變

に鞍山製鐵所が創設せられた。本溪湖煤鐵公司は日支合辦の故を以て一

（大正五年）鐵鑛供給官社として鞍山振興公司が設立せられ、同時に滿鐵

左に鞍山及本溪湖の鐵鑛產高を示し共變遷を見やう。（右は以下切捨）

	鞍山製鐵所（單位噸）	本溪湖煤鐵公司（單位噸）
一九一九年	三三、二〇〇	二六、四〇〇
一九二〇年	七六、〇〇〇	三三、〇〇〇
一九二一年	五八、二〇〇	三四、四〇〇
一九二二年	六七四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二三年	七三四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二四年	九六六、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二五年	八九六、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二六年	六五〇、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二七年	二三四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二八年	二二〇、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二九年	二二四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九三〇年	二二八、四〇〇	三四、四〇〇

3 石炭

滿洲の石炭は滿洲の發達と共に年々其の需要を增して來たが、事變前迄の增加は左に依て明にされる。

	（單位千噸）
一九二一年	一一、二五八
一九二二年	一一、八七九
一九二三年	一二、九三三
一九二四年	一二、一二九
一九二五年	一三、五七〇
一九二六年	一四、三九四
一九二七年	一五、七七〇
一九二八年	一六、四八九
一九二九年	一七、七三〇
一九三〇年	一八、四〇〇

尙事變前も撫順炭は日本工業の原動力として相當貢獻したが事變後日本の重工業の進展目覺しく、此に對する石炭需要も甚だ大なるものあり、共不足分補給に付て撫順炭は大なる役割を演じてゐる。日本に對する輸出數量を示せば次の如くである。

	（單位千噸）
一九二一年	一二二八
一九二二年	一二〇二
一九二三年	一四五六
一九二四年	一三九
一九二五年	一、四五四
一九二六年	一、四九二
一九二七年	一、四九二
一九二八年	一、四九二
一九二九年	一、四九二
一九三〇年	一、四九二
一九三一年	一、四九二
一九三二年	一、四九二
一九三三年	一、四九二
一九三四年	一、四九二
一九三五年	一、四九二
一九三六年	一、四九二
一九三七年	一、四九二
一九三八年	一、四九二
一九三九年	一、四九二
一九四〇年	一、四九二

	鞍山製鐵所（單位噸）	本溪湖煤鐵公司（單位噸）
一九二一年	三三、二〇〇	二六、四〇〇
一九二二年	七六、〇〇〇	三三、〇〇〇
一九二三年	五八、二〇〇	三四、四〇〇
一九二四年	六七四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二五年	七三四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二六年	九六六、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二七年	八九六、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二八年	六五〇、〇〇〇	三四、四〇〇
一九二九年	二三四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九三〇年	二二〇、〇〇〇	三四、四〇〇
一九三一年	二二四、〇〇〇	三四、四〇〇
一九三二年	二二八、四〇〇	三四、四〇〇
一九三三年	三三〇、〇〇〇	三四、四〇〇
一九三四年	三三二、〇〇〇	三四、四〇〇
一九三五年	三三〇、〇〇〇	三四、四〇〇

	（單位千噸）
一九三一年	四八九八
一九三二年	五〇二二
一九三三年	六二八四
一九三四年	七三八〇

右に對する供給の大部分は之を撫順炭より受けたのであるから、共の功績たるや實に甚大と云はざるを得ない。然らに支那側に於ては、之を以て日本勢力の進展、支那勢力の後退と見て、滿鐵沿線以外日本官憲の力の及ばざる地域の日本人關係炭業には極力壓迫を加へ、遂に殆んど總退却の餘儀なきに至らしめた。支那側は日本官民の穩便なる態度に增長し、事變直前には撫順の油母頁岩事業に對し條約違反の理由を以て、抗議を提出し來る有樣であつた。又一方彼等は撫順炭坑に對抗する礦山の開發に意を注ぎ、奉海線開通するや西安炭坑の開發をなし、又奶子山炭礦を援助し、その販路開拓の爲めにはあらゆる權力を活用し以て日本側の壓迫に沈んだのも此時である。事變と共に支那側の右の如き橫暴はその跡を絕つと共に、自由な活動が出來ることゝなつた。滿洲國政府は滿洲國の發展滑なる石炭の圓滿なる供給、並に炭質引下に努めしむることゝなつた。事變後の石炭の需要は左記の如く增加する一方である。

	（單位千噸）
一九三四年	七三八〇
一九三五年	六二八四
一九三六年	五〇二二
一九三七年	四八九八

一九二七年	一、六九八
一九二八年	一、八五九
一九二九年	一、八九七
一九三〇年	一、七五二
一九三一年	一、八七一
一九三二年	一、八三八
一九三三年	二、四〇一
一九三四年	二、七三五

4　菱苦土鑛

滿洲の菱苦土鑛は大正二年(一九一三年)土民が石灰に似て石灰の如く燒けざる礦石として滿鐵に鑑定を依頼したに始まる。滿鐵は菱苦土なることを確め、國家將來の爲めに輕金屬原料として保有する必要を認め、あらゆる犧牲を拂ひ礦區の獲得に努め、大正四年(一九一五年)より十年(一九二一年)迄に十三礦區の設定をなし、その後數礦區を買收した。大正七年(一九一八年)滿鐵は本礦石の一手販賣權を南滿鑛業會社に與へその經營に當らしめた新興工業のこと、て最初は可成り苦しんだが、漸く耐火材料として眞價が認められるやうになつた。支那側はこれを見て漸次壓迫手段を講じ、鞍山振興公司名義鑛區の取消を敢へてするに至つた。その他鑛區名義人の壓迫、馬車夫への迫害等があり、事變直前可成り危機を思はせたが、事變により全く好轉した。昭和十年(一九三五年)八月滿鐵は其所有鑛區を鑛業開發會社に現物出資したが、此の世界的鑛床の主要地を支那側の壓迫に拘らず今日迄維持して來た滿鐵の努力は相當高く評價さるべきである。

尙菱苦土原鑛の採掘數量を次に示し、その進歩發展の跡を辿ることゝしやう。

(單位千噸)

一九二六年	一〇、〇〇〇
一九二七年	二二、〇〇〇
一九二八年	一二、五四五〇
一九二九年	三一、六八五
一九三〇年	二九、〇四〇
一九三一年	三六、〇八五
一九三二年	五五、二八六
一九三三年	五八、九六〇
一九三四年	六四、二七〇

本礦物は現在耐火材料として日本の重工業に缺くべからざるものとなり、爲替安はその歐洲輸出をも煽りつゝあり耐火材料方面のみから見ても前途洋々たるものがあるが、更に輕金屬マグネシウムの原料として用ひらるゝに至らば、此の世界的大鑛床を基として日本が次の輕金屬時代を牛耳ることゝなるであらう。

5　油母頁岩

撫順炭層の上部に油母頁岩の賦存することは明治四二年(一九〇九年)頃より知られ、種々研究を怠らなかつたが、成績良好ならず、勿論事業化するに至らなかつた。大正一〇年(一九二一年)以降古城子露天掘に施せる試錐の結果に基き研究を行ひ、大正一四年(一九二五年)遂に撫順式乾餾法が完成せられ、昭和四年(一九二九年)其の工場が完成せられ、斯くて石油資源の缺乏に惱む日本に一つの大きな貢獻をなした。

昭和五年(一九三〇年)支那官憲は油母頁岩は條約上に明記しあらざる礦物なると共に、石炭と同一鑛床に賦存するものに非ず、從てその採掘利用に付き支那政府の許可を得ざるは違法なりと抗議して來たが、日本は國內法を以て條約上の權利を左右し得ざると共に、油母頁岩の採掘利用は廢物利用なりと反駁した。支那側は猶も抗議を繼續して居たが、事變により中斷、此の問題は解消した。事變後本事業の重要性は益々加はり、滿鐵は本年より更に一八〇瓲爐八〇本の增設を企圖してゐる。(現在一〇〇瓲爐八〇本)

油母頁岩の處理により主要產物の統計は左の通りである。

(單位屯)

	重油	粗蠟	揮發油
一九二〇年	二八、五七八	一〇、六〇六	
一九二一年	四〇、一六一	一二、六四〇	
一九二二年	四三、二七五	一三、八九七	九四二
一九二三年	五四、七七二	一九、〇六六	一、六五三
一九三四年	三七、四〇二	一二、〇四八	一、三六五
一九三五年	六五、七八四	二〇、〇〇〇	一六、二一五

6　礬土頁岩

滿洲及支那の二疊石炭紀層には耐火粘土が成層をなして賦存して居り、そのうちアルミナ分の高いものはアルミニウム原料として使用せられる。このアルミ原料鑛物は村上元滿鐵地質調査所長により發見せられ、礬土頁岩と命名されたもので、其後不斷の研究が其の果を結び、最近撫順に輕金屬會社といふ名で會社が設立企業化されるに至つた。

賦存地域として著名なものは、復縣五湖嘴、煙臺、本溪湖北部等であるが、撫順のアルミ工場の原料は差當り煙臺である。將來各地の粘土が開採利用されるであらうが、現在は耐火材料としての需要が多い。

耐火粘土として五湖嘴が開かれたのは大正四年(一九一五年)にして主として日本人が支那人と合同經營したのであるが、支那側の排日的氣運に連れ漸次日本人の權利薄弱となり、實權を奪はる形勢に立至つた。斯くて滿鐵は自己の出資鑛區を中心として邦人關係を取纏め、昭和四年(一九二九年)復州鑛業會社を創設し支那側との權利關係を確定せしめんとしたが、支那官憲は例の如く態度を一二にし滿鐵の企圖せる圓滿なる經營形態も蹂躙せられんとする形勢に立至つたが、事變によりこれ亦好轉し鑛區の設定も圓滿に濟んだ。

煙臺粘土も鞍山製鐵所用として採掘せられたが、大した量もないから復州粘土の販賣高を示さう。復州粘土は主として日本に向けられ耐火材料として日本工業の振興に可成り大きな貢獻をなしてゐる。

(單位屯)

一九二六年	三四、八二七
一九二七年	三八、三五二
一九二八年	四八、九八九
一九二九年	六二、六〇五
一九三〇年	四八、一六四
一九三一年	三四、七四四
一九三二年	五一、七〇六
一九三三年	一一二、〇六九
一九三四年	一四五、三一五
一九三五年	一九〇、七一三

7　石油

石油資源に乏しい日本は日露戰後滿洲經營以來滿洲に石油資源を求めて止まなかつたが、地質關係者は大體に於て石油はないものとの結論に達してゐた。事變前東支鐵道沿線ヂャライノル附近其他一個所に油徵ありといふ露人があつたので、滿鐵は多大の犧牲を拂ひ踏査をなしたが、僅にヂャライノルは進んで調査の價値ありとの結論に達した丈であつた。事變後ヂャライノルは金剛石試錐を施したが、好き結果を得ず、石油會社設立後本格的に石油ボーリングを施行してゐるが、未だ快報を聞かない。

事變の混亂中、或は熱河に或は間島に石油が滾々と沸き出てゐるかの如き說が傳へられたが、何れも風說乃至油母頁岩の賦存が誤り傳へられたものに過ぎなかつた。

8　滑石

海城大石橋附近に產出する滑石は日本には產しないものであるが、日本の製紙業紡績業の發達と共に其の需要を增し、暫時盛大に赴いた。之は利益の多い事業であるが、その賦存狀態が不規則な爲め大規模の企業

に適せず、從つて日本人と合同經營する支那人小鑛業者の簇出となつた。小鑛業者の簇出は資金難、坑夫の引拔等の亂戰を招き、遂に著しい發達をなし得ず、却つて利益吸收を目的とする支那官憲の爲めに鑛區を取上けられ、又は壓迫せらるゝことゝなつた。事變前には取上けた鑛區を基として設立された東北鑛務局の關係の大嶺滑石公司の爲めに牛耳らるゝに至り、日本人關係業者は彼等の思ふ儘にならざるを得なかつた。事變後實業部は小鑛業者を合併して滿洲滑石會社を創立せしめ、この附近最大の滑石產地たる大嶺滑石をも右會社に經營せしむることゝなつたこの會社の成績に就ては論難する者あり、折角その大方針の貫徹に向ふやうは大部分日本向である。

	（單位噸）
一九二一年	一〇、七二八
一九二二年	一二、七八七
一九二三年	一三、八九〇
一九二五年	三一、五一六
一九二六年	三四、九〇六
一九二七年	二三、〇〇〇
一九二八年	三五、〇〇〇
一九二九年	四〇、〇〇〇
一九三〇年	二五、七二六
一九三一年	四二、八九〇
一九三二年	四四、三一六

9　銅鑛、鉛鑛

間島省馬鹿溝銅山、安奉線盤嶺銅山等が一時採掘に着手せられたが、銅價の暴落其の他の原因の爲めに未事業化せらるゝに至つて居らない。最近奉天に製煉所が設立せらるゝ由であるし、又日本も銅を外國に仰ぐ仕末であるから此方面の開發が望ましい。

鉛鑛は日本に產出少いのに反し、滿洲には可成り多數の鉛鑛產地が發見せらる。その內錦州附近の楊家杖子鑛山は滿鐵及內地資本家の合同に依り開採せらるゝに至つたが、鉛に富まない日本として此外に大きな鑛山發見が待望される。

10　其の他

其の他種々の礦物があるが、事變を機として起つたものに石灰加工業たるセメント事業がある。既にハルピン、吉林、泉頭、遼陽、本溪湖、等に工場が起されてゐる。

關東州の石棉は本資源に乏しい日本に相當強い後援をして來たが、事變後朝鮮國境方面に相當のものが發見されたとの報がある。これが將來を期待したい。

蒙古の天然曹達の利用は未だ土人に委せられた儘であるが、今後の問題として重要なもの〻一つであらう。

硫安事業、瓦斯事業の勃興進展に伴ひ、硫化鐵が要求されてゐるが、滿洲內には未だ大きなものが發見されてゐない今後の探求が望まれる次第である。

第二章　工　業

本章記述の目的とするところは、滿洲事變及その後に續いた滿洲國建國以後に於ける滿洲工業界の大勢を明瞭にすることに存する。

このためには、先づ滿洲事變前に於ける滿洲工業の大勢を豫備知識として把握することを要し、次に、滿洲事變及それに續いた滿洲國建國後に於て如何なる工業政策が當局によつて採られたか、そしてそれは如何に實現化の道程を辿りつゝあるかを觀察することを必要とする。而して其の論述は、その目的とするところから、必然後者に主力が注がれなければならない。

かゝる意味に於て、本章の以下の記述は、先づ滿洲國の工業政策とこれの及ぼしたる新興工業の趨勢を論述し、次に在來工業の構成內容を一瞥して滿洲國建國後に於ける趨勢を明瞭にする一助とし、最後に當局の抱懷する工業政策によつて新興工業が現實に如何に動きつゝあるかを記述して、その目的とする論述を終へたいと思ふ。

第一節　滿洲國の工業政策と新興工業の趨勢

一、滿洲國の工業政策

日滿統制經濟の由つて來れる根據は、既に第一編に於て詳論せられたのであるが、次に滿洲工業開發方策の大要を、滿洲國經濟建設要綱乃至其他當局の發表聲明せる諸方策を根據として論述し、滿洲國によつて採られつゝある工業政策の大要を闡明することゝする。

一九三三年三月建國一週年を迎へた滿洲國政府は「滿洲國經濟建設要綱」を發表して滿洲國經濟建設の向ふべき方途を示した。爾來之に基調を置く諸工業の建設が所謂統制企業の名に於て、着々實現せられて來たのであつたが所謂自由企業の資本的進出は統制の聲に脅へて、阻止せらるゝの觀があつたので、翌一九三四年六月自由企業への民間資本の進出を歡迎すべき旨の聲明書が發表せられたのであつた。而して、此の間、或は統制自由兩企業の例示さるゝあり、又統制方法の發表せらるゝあり、滿洲國經濟建設方策の進路は、機に臨み折に觸れて、中外に聲明せられ實踐せられて來たのであつた。そして今や治外法權の撤廢をひかへて、斯かる工業開發統制方策を法文化すべく重要產業統制法の制定を見むとするまでに至つたのである。思ふに、滿洲事變並に其の後に續いた滿洲國建國以來今日に至るまでの滿洲工業開發方策は、重要產業統制法の制定實施への過程であつたと觀うるものがある。

以下此の間の實情を便宜上、(1)滿洲國經濟建設要綱其他の聲明發表に表はれたる滿洲工業開發方策並びに、(2)重要產業統制法制定の意義の二段に分つて觀察し、以て、滿洲國工業政策の大要を闡明することゝする。

1　滿洲國經濟建設要綱及其他の聲明發表に表はれたる滿洲工業開發方策

一九三三年三月、建國一週年を迎へて、滿洲國政府は、「滿洲國經濟建設要綱」を發表し、其の抱懷する經濟建設方策を聲明した。本要綱は、滿洲國政府の發表した唯一の系統的經濟建設方策を規定したものであり、以下一應其の內容を摘錄檢討しよう。

「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み、之に所要の國家的統制を加へ、資本の效果を活用し以て國民經濟全體の健全且急激たる達成を圖らむとする」を以て經濟建設の大目的とし、この目的到達のためにとらるべき根本方針は、「國民全體の利益を基調とし……萬民共榮ならしむ

るを以て其の第一とし、「凡ゆる資源を有效に開發し、經濟各部門の綜合的發達を圖るために、重要經濟部門には國家的統制を加へて合理化方策を講ずる」ことを以て其の第二とし、「資源の開拓、實業の奬勵に當りては門戸開放、機會均等」主義を以て臨むを其の第三とし、「東亞經濟の融合々理化を目的とし、先づ善隣日本國との……協調に重心を置き相互扶助の關係を益々親密ならしむる」ことを以て其の第四とし、以上の四根本方針は、それが根本的方針なるが故に、「凡ゆる場合に徹底遵奉しその實現を期」して居るものである。一言にして之を言へば、資本主義經濟の弊害を除去し萬民共樂の理想を實現するため、經濟の國家的統制を敢行し、日本と密接不離の關係を確立するといふにある。

「滿洲國經濟建設要綱」は「右根本方針の趣旨に基いて、現下の情勢上實現可能にして、最善なる手段として、以下の範圍に於て、國家經濟統制を行ふ」旨を規定し、その經濟建設方策を規定して居る。即ち、「(一)、國防的若くは公共公益的性質を有する主要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とし、(二)、右以外の產業及資源等の各般の經濟事項は、民間の自由經營に委し、唯一に國民の福利を重んじ共の生計を維持する爲生產消費の兩方面に亘り必要なる調節を行」はむとするものである。換言すれば一切の企業は生產消費の兩方面に亘り必要なる調節を目的とする國家的統制が施行せられ、特にその國防的若くは公共公益的性質を有する主要事業に就ては公營又は特殊會社をして之を經營せしめむとするものであつて、一應經濟萬般の完全なる統制を企圖するものに外ならない。

斯くて、右方策の工業への適用は、「基礎工業及國防工業の確立を圖り、國民經濟を豐富ならしめ國富を增大せしむるを以て方針」とし「(イ)金屬工業、機械工業、油脂工業、パルプ工業、曹達工業、酒精工業、柞蠶工業、紡績工業、製粉工業、セメント工業、醸造工業は、國內需要に伴ひ所要の統制の下に逐次發達せしめ、(ロ)、前記以外のものは差當り自然の發達に委すも將來必要に應じ所要の統制を加ふることあらべく、

(ハ)、電氣事業は統一經營を行ひ豐富低廉なる電力を供給す」と第一次的統制の限界を表示して居り、別に、工業施設として「(イ)、工業の健全なる發達を促進し施設集中の利益を圖る爲奉天、安東、哈爾濱、吉林附近の地方に工業地域を設定し、(ロ)、工業品の規格を統一す」と規定して居る。

以上「滿洲國經濟建設要綱」に表現せられたる滿洲經濟建設方針並にその方針に基く工業開發方策を探求したのであるが、その當時並直後に續いた滿洲工業の建設實情は、その當然の歸結として、又その示された統制と自由との區別が極めて原則的にして如何なる種類の企業が一般に開放せられて居るのか具體的に判然たらしめ得なかつたことに基因する一般投資家の進出躊躇と相俟つて、こゝに、統制下に於ける諸企業のみ相當の進展を見たるに反し、自由企業に屬するものはその進捗遲々たるものあり、全體より見て極めて踐行的現象を見るに至つた。斯くて、右の如き弊害を除去せんがために、滿洲國政府は、各事業中國家が統制を加ふるものと、一般民間の自由經營に委ねるものとの範圍を具體的に明示し、以て一般民間の積極的進出を促がす目的を以て一九三四年六月二七日左の如き聲明書を發表した。この聲明は、後に表示するが如き統制自由兩企業の例示(一九三三年一〇月)と共に、一應統制企業の種別を規定發表したものと觀るべきである。

「政府は客年三月一日經濟建設に關する聲明書を發表し以て我滿洲國の經濟建設に關する大體の方針を示すところありたるが、右聲明書に於ては滿洲國に於ける各般の事業中一般民間の經營に委ねらるゝものゝ範圍必ずしも明らかならず、民間事業家に對し趣旨徹底を欠きたるやに觀られたるも、既に政府に於ては關係各方面の意向をも徵し、愼重審議を重ねたる結果、國防上重要なる產業、公益事業及一般產業の根本基礎たる產業、即ち交通、通信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫安、曹達、採木等の事業に就ては事業の性質に應じ時に或程度の行政的統制を加ふることあるべきも大體廣く民間の進出經營を歡迎するものなり」。

又統制自由兩企業の例示は次の如く發表されて居る。

(一)、國營、公營(又は特許)による事業

1、特殊銀行業　2、貯蓄銀行業　3、中央銀行　4、彩票若は割增金附債券發行業務　5、郵便　6、鐵道(地方鐵道及專用鐵道を除く)。7、電信電話(無線放送事業を含む)　8、航空事業　9、競馬　10、屠場　11、家畜市場　12、國有林に於ける林業　13、阿片コカイン等の取引及加工業　14、國有鑛區の採金事業　15、鐵、石油、輕金屬原鑛等國防上必要なる鑛物の採掘事業　16、輕金屬精煉事業　17、油母頁岩工業　18、電氣事業　19、火藥製造事業　20、其他軍需工業　21、度量衡器製造事業。

(二)、許可(認可)による事業

1、普通銀行　2、保險事業　3、地方鐵道(一般軌道を含む)　4、自家專用鐵道　5、自動車運輸事業　6、河川小運送業　7、海運業　8、小運送業　9、漁業權による漁業　10、入漁業權による漁業　11、既特許林場種譲渡による林業　12、羊毛及棉花の加工業　13、狩獵　14、蠶業の栽培　15、國有鑛區以外の採金事業　16、石炭採掘其他(一)の15を除く以外の工鑛業　17、石油精製事業　18、瓦斯事業　19、自動車工業　20、硫安工業　21、酒精工業　22、ソーダ工業　23、煙草製造　24、製鹽業。

(三)、自由に企業し得べき事業

1、自營による農牧業　2、一般漁業　3、農畜產物の加工業(二)の12を除く)　4、製材業　5、水產物の取引業(二)の24を除く)　6、畜產物取引業　7、農林產物の取引業　8、パルプ及製紙業　9、製糖工業　10、製粉業　11、醸造工業(二)の21を除く)　12、食料品製造工業　13、油脂工業　14、セメント工業　15、紡績業　16、染織工業　17、皮革工業　18、一般製藥工業　19、機械工業　20、窯業。

卽ち、一應例示されたる統制乃至自由工業の種別を觀るに、その國營、公營(又は特許)によるべき工業は阿片コカイン等の加工業たる特殊事業を除き、他は悉く重工業乃至軍需工業並に基礎工業に屬するものにして、輕金屬精錬、製鐵製鋼、油母頁岩工業、火藥製造、其他軍需工業は前者に屬し、電氣事業、度量衡器製造業は後者に屬する。次に許可(認可)に來るべき工業は現狀より觀て統制を必要とし又は有利とする諸工業にして、羊毛及棉花の加工業、石油精製、瓦斯、自動車、硫安、酒精、曹達、煙草の八種である。殘された諸工業は自由に企業し得べきものに屬し、

2　重要產業統制法の制定

滿洲國重要產業統制法案は、最近屢々報導せられつゝある如く、來年(一九三七年)初頃實施せらるべく、目下其の制定準備に忙殺されて居る觀がある。蓋し曩に觀た如く隨時聲明發表せられた滿洲國經濟建設方策が單なる抽象的方針を規定せしてるに過ぎざるため、國內產業法規の製材、パルプ及製紙、製糖、製粉、醸造、食料品製造、油脂、セメント、紡績、染織、皮革、一般製藥、機械工業、窯業等が擧げられて居る。

併し、乍ら資本進出の誘導に對する之等の努力にも拘らず、滿洲國に於ける統制自由兩企業の限界は今猶之を判然たらしめ得ない實情にあるが、怕らく之は次に說述するであらう重要產業統制法の實施と之に對する文字通りの遵奉とが實現せられざる限り、明瞭化され得ないであらうと考へられる。

何となれば、既に曩に觀た如く、滿洲國政府は、一切の企業に關し其の生產消費の兩方面に亘り所要の調節を目的とする國家的統制の實施を豫定して居り、更に後述の如く滿洲國內に於ける一切の企業は滿洲國法人をして經營せしむる原則を適用して居るので、滿洲國內に於ける企業は、結局その會社設立認可の際に於て、許可以上の事業統制が實質に於て考慮採用せられつゝあるが故であり、從て一應例示發表せられたこれ等の自由企業に就ても、日滿經濟ブロックの圓滿なる進展から觀て、結局生產乃至消費の兩方面に亘つて、或る程度の事業統制が結果されつゝあるが故である。事實パルプ企業が、現在飽和狀態に達してより以上の企業が抑壓されて居るのみならず、斯業の圓滿なる發展の爲めにはその合併の推奬氣運濃厚なものあるが如き、又セメント企業も既に過剩設備に陷り現在以上の企業を絕對許可せざるのみならず出來得べくんばその生產統制を豫定して居るが如き、更に紡績工業が事實日本の斯業との對立上新設擴張が抑壓されて居る等、總て此の間の事情を物語つてゐる。

整備を最吃緊事とするに至つた現狀に卽應するためには、必然從來の如き單なる行政處分による國內產業の統制を排して、確固たる法規に根據を置く產業行政の必要を痛感せらるゝに至りたるを以て、此の要求に適合すべく、重要產業統制法は制定實施せられむとするものに外ならない。

乍併、滿洲國に於ける重要產業統制法は其の成立の意義に於て、從てその及ぼす效果に於て、諸他の國家と著しく相違するものがある。何となれば、多くの現代國家に於ける統制法は、一應極めて激甚なる自由競爭を經て止むを得ず制定實施せられたるを普通とし、從つてそれは特に當業者の自發的統制を內包するものであるが、滿洲國に於ては建國以來今日まで採られたる經濟建設方策が、所謂統制經濟を目標として採用實施せられて來た關係上、重要諸產業は既に殆ど悉く國家的統制に服して居り、統制法を實施すると否とに拘らず一應諸產業は國家的意圖によつて統制せられ、從て統制法そのものも國家的意圖による計畫經濟の建設を依然として其の根底に嚴存せしめて居ることを特徵とするが故である。このことは、逐次制定實施せられんとする滿洲國重要產業統制法の特質を明瞭ならしめ其の及ぼす範圍影響等々を洞察する上に注意しなければならない根本的要件をなすものである。

斯かる歷史的背景に立つが故に、滿洲國重要產業統制法の實施は、其の產業の統制に關する限りに於ては、建國以來とられたる計畫的統制のそれと、何等差したる變動を齎らすものに非ざることは、前述せるところによりて、自明の理であらう。斯くて、滿洲國重要產業統制法制定實施の效果は、むしろ其の反面たる統制法に指定なき產業の自由化を結果することに存するものと觀なければならない。統制法の實施が、極めて一小部分ではあらうが、一應從來の經濟統制を一變せしむる所以はこゝに存する。蓋し、一切の企業が、滿洲國法人によつて經營せらるゝ以上、許可以上の統制が實質に於て、會社設立の認可の時、考慮採用せられつゝあつたものが、統制法指定以外の產業に就ては、單に會社設立に關する手續上の認可に還元するが故である。而して又斯かる方策の徹底化、

換言すれば、統制法に指定せられたるもの以外の產業はあくまで文字通り自由企業として取扱ふことが、滿洲國の採るべき方策であり、統制法制定實施の必然の歸結でなければならない。

滿洲國重要產業統制法の性質並にその制定の意義は、滿洲經濟の現狀に卽して以上の如く理解されなければならない。從つて、その統制目標は、屢次當局によつて發表せられたる滿洲經濟統制の方針と合一するものであること論なきところである。當局の抱懷する統制法運用目標を、傳へらるゝところによつて、摘記すれば以下の如くである。

A、統制法の對象とするところは專ら工業部門である。蓋し、各種產業部門中鑛產及林產資源の開發に關しては、漸に夫々適當なる統制機構が整備せられて居る故である。

B、而してその統制方策は、滿洲經濟の現狀に卽して、以下の如く大別さる。

イ、國防上又は國民經濟上重要なる基礎產業に就ては、一產業一企業主義の原則に依り、特殊會社をして經營せしむるか又は當該事業に付支配的地位を有する企業に經營せしめて、企業に安定性を附與し、當該產業の確立を圖る。

ロ、主要農產物の加工の如き滿洲國生產經濟上重要なる產業に就ては、原料供給に當る農產部門との諸關係を合理的に規律し、企業の獨占的地位の濫用を戒むると共に原料供給地域に對する企業者間の不當競爭防止を圖る。

ハ、滿洲國固有在來工業の消長は其の滿洲經濟に影響するところ相當大なるものあるが故に急激なる新規競爭企業の勃興に對し適當なる調節を加ふると共に既存工業の合理化方策を講じその向上を圖る。

ニ、既に設備過剩又はそれに近き狀態に在る產業に就ては、制限的に統制し適當なる協調を保たしめ以て業界の亂脈荒廢を防止し、その安定確立を圖る。

ホ、所要原料供給部面に於てその資源の合理的開發を緊要とするが如き產業に就ては、之等部面の原料供給計畫との間に妥當なる調整を保持し企業運營に過誤なからしむ。

ヘ、日本當該工業との關聯密接なる產業に就ては、日滿經濟關係の特殊性に鑑み、日本既存企業との間に適當なる調整を保たしむ。

ト、國民の消費生活に特に密接の關係ある產業に就ては、販賣價格の統制に關し特別の意を用ふ。

C、統制法の指定する產業の經營は政府の許可を受くることを要するものとし、產業統制に關する重要事項を議決するため統制委員會を設けることを豫想して居る。卽ち統制法指定產業は許可主義としそれに必要なる取締を行ひ、別に統制に關する重要事項は統制委員會の決議によつて行ふことを統制法の主要內容とするものである。

以上によつて、滿洲國重要產業統制法が、大體、如何なる分野を對象とし、その對象に對し如何なる目標に向つて如何なる運用方法が講ぜらるゝか、又統制法そのものゝ規定は如何なる事項を中心とするかを、十分察知しうるものがあらう。その中心課題は、運用目標と統制委員會に關するものと具體的對象との三つに要約される。

重要產業統制法の指定する業種が如何なる範圍に限定せらるゝかは、現在當局に於て研究立案中であるが、過去の滿洲經濟統制の實情並に前述運用方針等よりして或る程度之を推察することは可能であらうと思はれるも、以下運用目標と統制委員會とに關し、過去の滿洲經濟統制よりして考へらるゝ若干の考察を附記するにとゞめある。

統制に關する重要事項を議決する統制委員會は、滿洲國が日本を離れて存在せざる關係上、現存日滿經濟共同委員會と密接不離の關係に立つであらうことは容易に想像しうるところであり、更に日本の對滿方策は、依然、統制委員會に反映して日滿の共同目標がその決議に採擇せらるゝであらうことも容易に想像しうるところである。從て重要產業の統制目標も亦日滿關係を基本として考察運用せらるゝであらうことも明白に考察される。斯くて、滿洲國重要產業統制法は、依然日滿關係を基本とする過去に於ける滿洲經濟統制のそれと何等異ることなき統制が、結果に於て表現實施せらるゝものと觀られる。蓋し、滿洲國建國の必然的歸結であり、滿洲國當局の必然的進路であるが故である。

之を要するに、滿洲國重要產業制法は、或る程度滿洲國自體の要求を加味するであらうが、依然日滿關係を基本とする過去へ滿洲國經濟統制のそれと軌を一にするものして、それだけにては何等新規の問題を提起するものとは觀られないが、唯其の反面一應文字通りの自由企業が選定せらるゝことにむしろ興味が繫れて居るわけである。

二、滿洲國新興工業の趨勢と滿洲工業に關する重要諸問題

滿洲國工業政策の大要は以上によつて略々之を明瞭にし得たと信ずるが、斯かる工業政策に左右されたる滿洲國新興工業は果して如何なる趨勢を辿りつゝあるかゞ次の課題である。以下此の間の事情を明瞭にするために、便宜上、之を(1)新興工業企業の動向が如何に滿洲國工業政策を反映して居るか、(2)工業地域の設置經營乃至工業品の規格統一等々の工業經營に關する施設の設置法令の制定が現實に如何なる道程を辿りつゝあるか、(3)如何なる工業關係諸問題が今滿洲國工業界に起りつゝあるかの三項目に分類して、說述闡明に便じたいと思ふ。

1　新興工業企業の一般的動向

先づ新興工業企業の滿洲企業界に占むる地位を認識するため、事變後に於ける滿洲への投資增加狀況と新興工業企業への投資狀態との比較觀察から始める。

朝鮮銀行の調査によれば、一九三三年に於ける日本人會社新設增資本額は公稱資本四四〇百萬圓に上り一九三二年度の一一百萬圓に比して實に四〇倍への增加であり、拂込資本額は三二年度の五百萬圓に對し一八二百萬圓を示して居る。又日本銀行の調査によれば一九三三年度に於ける滿洲關係計畫資本額は滿鐵の三六〇百萬圓を始めとして總計四六〇百萬圓に上り、全國計畫資本一、一三五百萬圓(內日本內地六三九百萬圓)に對し四一%の多きを占めて居る、而して三四年度に於ては三月迄に旣に三六百萬圓の投資決定を見、全國計畫資本額一九八百萬圓に對し二〇%を示してゐる。以て如何に對滿投資の增加狀態の目覺しきものあるかを

觀らるのであるが、次に之等の投資が如何なる分野に向けられたかは、一九三五年八月迄に於ける滿洲新設會社に對する投資額に於て次表の如く表示せられる。

滿洲新設會社中工業關係會社の占むる地位

種別	社數	%	資本金（千圓）	%	拂込	%	一社當り平均資本金（千圓）	公稱	拂込
工業關係	五三	三四・四	三四、九四五	三四・四	三四、九四五	三四・四	六三五	三三〇	三三〇
工業關係以外	一〇三	六五・六	六五、四八〇	六五・六	六五、四八〇	六五・六	六三五	八八三	八八三
合計	一五六	一〇〇	一〇〇、四二五	一〇〇	一〇〇、四二五	一〇〇	一、六二八	一、二一八	一、二一八

備考　1、滿鐵計畫部業務課『滿洲新設會社概覽』による。
　　2、資本金拾萬圓以上のものゝみを集む。

卽ち、所謂新設會社中工業關係會社の占むる地位は、社數に於て總數の二四八社に對する七五社にして三〇%を占むるに過ぎないが、投下資本に於ては、公稱資本金總額六〇九・九百萬圓に對し三四九・四五百萬圓を示し五七%に相當し、拂込資本金總額四〇〇・一百萬圓中二四七・六三百萬圓にて六二%の多きを占むる。以て滿洲に於ける事業投資は、實に其の六割見當までが工業關係事業に向けられて居ることを察知し得よう。のみならず、其の一社當平均資本金は、公稱資本金に於て一般企業の一五一萬圓に對し、工業關係の夫れは四六六萬圓を示し三倍以上に及び、その拂込資本金に於ては同樣八八萬圓に對する三三〇萬圓にて三・八倍に相當し、以て其の規模の如何に大なるかを察知しうる。

次に右の如き滿洲國新興企業に於て絶大なる地位を占むる之等の新興工業企業は、果して如何なる種類の工業にその重點が置かれて居るかを觀察するに、次表の如くである。

滿洲新設工業關係會社業種別表（一九三五年八月末現在）

業種別	社數	公稱資本金	%	拂込	%	一社當平均資本金（千圓）	公稱指數	拂込指數
鐵鋼機械器具工業	一六	一四三、三〇〇	四一	九九、六五〇	四〇	八九五〇	一八九	一八九
化學工業	九	五五、八五〇	一六	二〇、八五〇	九	四、二〇六	八五	三三四	八五
纖維工業	二	三六、三五〇	一〇	二、三五〇	一	一、一七五	七二	一、一八	一四
窯業	六	二、七〇〇	一	九六三	〇	一六〇	五	三、三〇〇	一、六五〇	一〇
食料品工業	一九	一六、三五〇	五	二、六三五	一	八六三	二九	一、四二五	一、四二五	一〇
電氣工業	一四	九四、四五〇	二七	九三、三五〇	三七	六、七四六	一四	六、六三二	二〇〇
合計	五五	三四九、四五〇	一〇〇	二四七、六三五	一〇〇	六三五	一〇〇	一、六二八	一〇〇

備考　1、本表は滿鐵計畫部業務課『滿洲新設會社概覽』による。
　　2、本表は一九三一年六月より一九三五年八月迄の數字である。

卽ち、金屬機械器具工業及電氣事業が最も重大なる地位を占め、以下大體化學、纖維、窯業、食料品の順序を示す。金屬及機械器具工業は工業關係總投下資本の約四〇%を占め筆頭第一位に居り、電氣事業之に亞いて公稱資本金の二七%、拂込資本金の三七%を占め、此の兩者にて實に公稱資本金の六八%、拂込資本金の七七%の多きを占めて居る。滿化、滿石を中心とする化學工業は約一〇%を占め、パルプを中心とする纖維工業、セメントを中心とする窯業、麥酒、酒類、製粉、製糖を中心とする食料品工業は夫々大體五―六%見當を占めて居る。一社當り平均投下資本は滿洲電業の存在に原因する電氣事業を筆頭に、製鋼所を中心とする金屬機械器具工業之に亞ぎ、滿化を中心とする化學セメントを中心とする窯業乃至纖維、食料品の順序を示し、總平均一社當り公稱資本金四六六萬圓、拂込資本金三三〇萬圓を示して居る。以て如何なる方面を中心とし、如何に資本が投下されたかを察知しうる。それは、とりも直さず、滿洲工業の建設狀態が、滿洲國經濟建設目標に順應しつゝあることを如實に物語るものに外ならない。

（單位千圓）

尙同一の現象を、一九三五年九月末迄に延長し、公稱資本金五〇萬圓以上の主要會社に就いて計算するに、以下の如くであり、全く同一の狀態を指示して居る。

滿洲新設工業關係會社業種別表（一九三五年九月末現在）

業種別	社數	資本金（千圓）	公稱	%	拂込	%	一社當平均資本金（千圓）	公稱指數	拂込指數
金屬工業	一〇	一四〇、〇〇〇	三七	九八、五〇〇	三六	一四、〇〇〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇
機械器具工業	六	一六、五〇〇	四	二、三〇〇	一	二、七五〇	三六	三〇三	三六
纖維工業	五	三二、三五〇	八	八、三五〇	三	六、四七〇	八三	一、三五〇	三三
化學工業	七	四二、六五〇	二	二四、一五〇	九	六〇、九六	九	三、四三二	六五
窯業	七	三、〇〇〇	一	九六〇	四	三一〇	四	一、四一四	二七
食料品工業	二	一六、〇〇〇	四	一六、一〇〇	六	三、五五四	四	一、四二六	二八
電氣工業	三	九一、八五〇	二四	九〇、七五〇	三五	三〇、六一七	三七	六、六三二	二〇〇
合計	四九	三七二、四五〇	一〇〇	二六〇、六三五	一〇〇	七、六〇二	一〇〇	一、六二八	一〇〇

註　1、本表には昭和製鋼所を含む。
　　2、本表は五十萬圓以上の會社のみを含む。

滿洲に於ける新興工業は以上の如く、當局の抱懷する統制經濟の線に沿つて建設せられつゝあるが、この間の情勢を尙明瞭にするために、所謂統制自由の兩企業に分つてその趨勢を窺ふに以下の如くである。

滿洲主要新興工業企業設立年次別表（單位千圓）

業種別	一九三一年			一九三四年			一九三五年		
	社數	公稱資本金	%	社數	公稱資本金	%	社數	公稱資本金	%
金屬工業	一	二、〇〇〇	七	二	七、〇〇〇	八	四	二、〇〇〇	六

滿洲主要新興工業企業の統制自由企業別表（單位千圓）

種別	社數	%	公稱資本金	%	拂込資本金	%
統制企業	二六	五三	二九、二三〇	七八	三二、八五五	八七
自由企業	二三	四七	九、二〇〇	二二	四、九二〇	一三
合計	四九	一〇〇	三八、四三〇	一〇〇	三七、七七五	一〇〇

卽ち、社數に於ては統制企業も自由企業も共に大差なきも、資本金に於ては著しき相違を示し、公稱資本金に於て統制企業の七六%に對し自由企業は僅かに二四%で自由企業への投資は統制企業へのそれの三分之一に過ぎない狀態にあり、更に其の拂込資本金に至つては實に八七%對一三%の比率にして前者は後者の六・四倍の巨額に達する。以て統制企業の急速なる進展、換言すれば計畫的經濟の建設實情を察知しらるものがあらう。蓋し統制企業に屬する工業は滿洲國政府の所謂國防的乃至公共公益的性質を有するものであつて、之が新興工業の大部分を占めると云ふことは滿洲國經濟建設根本方針の發露に過ぎないものである。殘された自由企業に屬するものはパルプを中心とする纖維工業、セメントを中心とする窯業、製粉、製糖、麥酒を中心とする食料品工業の三者が主なるものであり、その他の工業企業は諸況の條件の制約を受けて微々たるものなる故に、これ等自由工業の發展限界はこれを國防的、公共公益的企業たる統制工業のそれに比すべくもなく、必然現在滿洲國に於ける新興工業は統制企業に屬する工業を中心として發展の段階を辿りつゝあるものである。

最後に、之等の新興工業企業の進出時期を探求し、その滿洲工業建設の時期的變遷を窺ふため、その設立年度別に之を觀るに次表の如くである。

	機械器具工業	纖維工業	化學工業	窯業	食料品工業	電氣工業	合計
一	一						一
一〇〇	一〇〇						一〇〇
二、〇〇〇	二、〇〇〇						二、〇〇〇
一〇〇	一〇〇						一〇〇
一〇	一		一				一〇
一〇〇	一〇〇		一〇〇				一〇〇
一、一〇〇	一、〇〇〇		三〇〇	三〇〇	六〇〇		二、九〇〇
一〇〇	一〇〇		二八	二八	五六		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇
一、四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇		三、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一〇〇	一〇〇		一〇〇

備考　昭和製鋼所は一九二九年設立なるも鞍山移轉が一九三三年なるを以て三三年に含めた。

即ち、滿洲事變後一九三二年には僅かに機械器具工業に屬する一社の設立を見たのみであるが、一九三三年に至りて金屬工業四社、化學工業三社其他共計一〇社の設立を見、更に一九三四年には各業種毎に種々の會社の設立あり新設會社四九社中二九社迄も設立されて居り、一九三五年には激減して僅かに九社（而も公稱資本金僅かに三、一五〇萬圓に過ぎず）の新設を見たるに過ぎない。而して一九三三年迄に設立されたものは殆んど統制企業に屬するものであり自由企業に屬する工業は三四年以降に設立されたものが大部分である。このことは滿洲國に於ける工業が先づ統制企業に屬するものより興り、次いで自由企業に屬するもの、設立を見たことを示すものである。一九三五年に入つての新設會社の急激な減少振りは、所謂對滿投資警戒の聲に原由するものであると共に、既に新設されたる諸工業がその企業條件に於て惠まれずその成績芳しからぬものあるがためにして、所謂統制經濟の名に於て工場建設許可を一の特權と思惟し採算を度外視した進出が、再批判再檢討せらるゝに至つたがために外ならない。事實、滿洲工業の企業條件は其の原料關係に於ても、又其の販路關係に於ても、變態的建設景氣を過ぎ平常に復歸したる場合、地理的社會的情勢より觀て、差して惠まれたるものに非ざること は、既に一般に論述せられ居るところであり、漸く採算を問題視しその對滿資本投下に對する再批判が要求せらるゝに至りたる今日、近き將來に於ける滿洲國への新設企業は相當躊躇熟考せざるを得ないのは理の當然であらう。

之を要するに、計畫的統制經濟建設の線に沿つて編成された滿洲新興工業は、その故に所謂統制企業に於て顯著なる發展を遂げ、工場建設認可を特權視する經濟統制の一般的影響を背景とする所謂自由企業の競爭的進出を一時的現象として現出したが、今や、其の根本に溯つて企業採算的檢討批判が加へられんとするの現狀に到達し、關稅關係、課稅關係、需給關係、原料關係等々の工業諸條件の未安定と相俟つて、その資本的進出を一應停止したるの觀がある。斯くて、今日以降に於ける滿洲工業界は、其の蒔かれたる種を刈り取るべき時期に到達して漸く多事なるべく豫想さるゝと共に、今後の進出企業は冷靜なる資本主義的檢討の上にのみ建設せらるゝであらう氣運が濃厚化しつゝあるものと考へらる。

斯かる情勢にあるが故に、滿洲國特殊會社批判再編成の問題は今や、自由企業に於ける資本主義的檢討が痛切に要求せられんとしつゝあると同樣、日滿經濟共同委員會の中心課題としてその解決善處が日滿兩當局に向つて要求せられつゝある。以下簡單に此の問題を觀る。

滿洲國特殊會社は、準特殊會社を含めて、十二社に及びその公稱資本金は二二二・一五百萬圓に達し、拂込資本金は一七一・九二百萬圓にして事變後新設せられたる諸會社拂込資本總額の四割の多きを示し、まさに

滿洲經濟建設の中樞をなして居るのみならず、滿洲經濟建設に當つて統制經濟の樹立を目標とした日滿當局者の意嚮の最も顯著なる表現として、その機構の特殊性と相俟ちまさに內外の注目を滿身に浴びて居る觀がある。而も之等特殊會社の中には基礎未だ十分に固まらず、計畫と實際とは相當齟齬を來しつゝあるものあり、その獨占形態に於ける經營合理化問題は、創業當時の拙速主義に基く殘滓を整理しその進展を企圖實現すべき時期に到達しつゝあること、相俟つて、今や其の再批判再檢討從て再編成の問題が朝野の間に擡頭し來つたのである。滿洲國特殊會社再檢討の問題は、それが所謂滿洲統制經濟の最尖端を指示するものであり、且つ滿洲經濟建設の中樞的役割を果たしつゝあるものならが故に、それだけ重大なる意義を有する。之等の問題の詳細なる論究は之を省略し、以下單に工業關係特殊會社の內容を羅列提示し、以上再檢討問題が擡頭しつゝあることを指示するにとゞめる。

工業關係特殊會社及準特殊會社一覽表

	滿洲石油	同和自動車	滿洲火藥販賣	滿洲計器	滿洲電業
一、組　　織	日滿合辨	日滿合辨	日滿合辨	日滿合辨	日滿合辨
二、根　據　法	大同三、二、二一敕令第七一號	康元、三、二一勅令二二號	康二、一二、一勅令二二九號		
三、設　立　年　月	一九三四、二	一九三四、三	一九三五、一一	一九三二、九	一九三四、一一
四、資本金公稱金	五〇〇萬圓	金　六二〇萬圓	金　五〇萬圓	國幣　一五〇萬圓	金　九、〇〇〇萬圓
拂込同	五〇〇萬圓	同　三二〇萬圓	同　三七・五萬圓	同　七五萬圓	同　九、〇〇〇萬圓
株式數	一〇萬株	二一・四萬株	一萬株	三萬株	一八〇萬株
滿洲國	一〇〇萬圓（二〇%）	滿洲國　二一〇萬圓（三二・一%）	滿洲國　一二五萬圓（五〇%）	滿洲國　七五萬圓（五〇%）	滿　電　五、九一〇萬圓（六五、七%）
滿　鐵	二〇〇萬圓（四〇%）	滿　鐵　二九〇萬圓（四六・八%）	滿洲國　一二五萬圓（五〇%）	滿洲國　七五萬圓（五〇%）	滿洲資本　二、五三〇萬圓（二八・一%）
日本資本	二〇〇萬圓（四〇%）	日本資本　三一〇萬圓（五〇・〇%）	日本資本　一二五萬圓（五〇%）	日本資本　七五萬圓（五〇%）	發起人　一〇萬圓（〇・一%）
五、主要出資者及持株率					

2　工業助長施設の設置乃至關係法規の制定狀況

爰に觀たるが如く、滿洲國工業開發方策は、その經濟建設要綱に於て、統制的發展を企圖すると共に、別に、工業品規格の統一と工業地域の設置經營とを豫定して居るのであるが、これ等は既に現實に、工業品の規格は日本のそれを踏襲して日滿一體の目的を到達し、工業地域としては奉天鐵西工業土地會社が建設せられて、着々豫定の業績が果たされつゝ

あるは周知の如くである。更に、その後に於ける事態の推移は、曩に論述したるが如き重要産業統制法の制定を急ぎつゝあると共に、既に施行せられて居る商標法と併んで工業所有權の保護を徹底すべく特許法の制定を完了して居る。又滿洲國内に設立せらるゝ會社の國籍及資本に關しては、滿洲國を主たる販路とする以上假令附屬地内に設立するものと雖も之を滿洲國法人とすることが定められた一方、金圓資本による滿洲國法人の設立が承認せられ、公司法の根本的改正を豫定すると共に不取敢日本資本進出の障碍をなすが如き條項の改正を完了し、工業條例の制定が今日の課題として着々研究せられつゝある。又周知の如く度量衡法はメートル法を基本として制定劃一せられその統一の段階が著實に歩まれつゝあり、計量法は既に制定實施せられて居り、試驗研究機關に就いても餘力なき現在に於ては滿鐵中央試驗所を中心とせざるを得ないが出來得る限り速かにその整備擴張を豫定し居る。斯くの如く滿洲國に於ける工業助長施設の設置乃至關係法規の制定問題は、着々その解決進捗を見つゝある。

以下、その主要なるものとして、重要産業統制法は曩に論述したるが故に、新興工業の現實の歩みを表示するものとしての奉天鐵西工業地域の現狀と、日滿一體の見地に立つ工業所有權保護法規としての近く實施せられんとしつゝある特許法の特徴とを觀察して、本項の說述を終へることゝする。

A、奉天鐵西工業地域の設置經營と新興企業の進出狀況

奉天工業土地會社工業土地貸付狀況表（一九三六年二月一〇日現在）

工業種別	繰業中のもの 氏名	繰業中のもの 目的	繰業中のもの 面積(m²)	工事竣工及工事中のもの 氏名	工事竣工及工事中のもの 目的	工事竣工及工事中のもの 面積(m²)	工事未着手のもの 氏名	工事未着手のもの 目的	工事未着手のもの 面積(m²)
金屬機械器具	中山鋼業所	亞鉛鍍金、琺瑯鐵器製釘	四五〇六						
	日滿鋼材	窓枠、ドアー、機械類	一三九九二	滿洲機器	機械器具	九七四三			
	本田　新	鐵骨、鐵橋、ボイラー	二、二四二	奉天製鋼	鐵道ポイント用クローシング	二六七九四			
	哈利洋行	ボイラー	一、二四二						
	滿洲工作所	ボールト、ナット、リベット	一三五〇〇						
	國産電機	マグネット製作、修理	九四四三						
	伊賀原組	建築用金物	五七九八						
	東北鐵工所	鑄物工場	三、三六二						
	田崎市次郎	風呂釜	二二四八						
化學	日本ペイント	塗料	一七九九二	極東生藥	ヒマシ油	四五〇〇			
	鶴原文雄	製藥	四五〇〇						
	乾卯公司	鹽酸、苛性曹達、甘草エキス、染料	四、八四二						
	三浦洋行	皮革	四五〇〇						
	日滿皮革	同	一六四八二						
食料品	嘉納酒造	「金鶴」	二三四九八	國益精糧	精穀、製粉	三二四五四			
	本嘉納	「滿洲菊正宗」	三一四九二						
	滿洲造酒	「紹興酒」	二七五四四						
	滿洲麥酒	ビール	一〇〇七五〇						
	島屋商店	醬油、味噌、漬物	四九九八						
	三立製菓	ビスケット、氷糖	三一四九三						
	江崎利一	グリコ	二三六二四						
	明　菓	ビスケット、キヤラメル	九七四九						
	日滿製菓	ビスケット、水無飴	三七三二						
紡織	康德染色	絹綿布染色	三八九三	康泰絨布	メリヤス生地同加工品	一〇〇〇〇	滿日亞麻	亞麻紡織	一四九二
							滿洲富士綿	製綿	一五〇〇〇

窯業	枸内洋行	製壜	四八五八				
	山地準太	モルタル管、セメント、タイル、コンクリト管	二三五〇				
製材							
雜	滿洲製帽	製帽	二二四八	東亞鉛筆	鉛筆		
	內藤吉次郎	ゴム靴	二二四二				
其他用	滿洲窯業	製品倉庫	二、六三二	大林組	倉庫及鐵工木工場		
	奉天製麻	宿舍	五〇〇〇				
	電々	倉庫及修理工場	二三、九六二				
計	（三一）		四四、九二六	（七）			
總計	（五八）	（九六三、九五四）					
				秋田商會	製材		二、六六九
				無限公司	同		一四、一〇二
			三、一〇〇	ツチヤ足袋	ゴム底足袋		三一、一四四
			三、四九二	日本水產	冷凍倉庫		五、二三二
			（二一〇）				二四八、四二七

卽ち、奉天錢西工業地域への進出新興工業は、金屬機械器具工業並食料品工業を中心とするものにして、滿洲國經濟建設の實情を反映せるものと見うるものがある。之等の諸工業の生產諸條件は、今詳細に之を論述する暇がないが、麥酒に就いても製菓に就いても又鋼材に就いても、之等のほとんど總てはその原料を日本に仰ぎ居る狀態にして、それだけその工業條件を惡化して居る。滿洲工業の綜合的發展が企圖實現せられざる限り、他面建設景氣の反動來が危まれつゝある今日、奉天工業土地のより以上の急速なる繁榮發展は相當困難なるものありと考へらる。特に曩に觸れたるが如く、工業諸條件の未安定とその採算に對する懸念とは、今や新規資本の進出を躊躇せしめつゝある滿洲工業の現狀に於て特に此の感を深うするものがある。

B、工業所有權保護制度の完備

商標權の保護に就ては、既に一九三三年（大同二年）一一月商標法が實施されて以來今日に至るまでにその出願件數一九、〇〇〇件を超ゆる實情にして、十分その目的を果たしつゝあるも、次に特許權に就いては何等法規の制定なく今日に至つたが、治外法權撤廢に備ふる必要に迫られ、遂に去る一九三六年四月九日、勅令十五件部令七件の大部より成る特許發明法及意匠法の公布を見、來る六月一日より商標局を特許發明局と改組擴充して正式に施行せらるゝことゝなり、玆に滿洲國工業所有權保護制度はその完備を見るに至つた。

從來日本に於て許與せられたる特許權及其他の工業所有權は、昭和四年勅令第三二五號の規定に依り、滿洲國內の日本帝國臣民にその効力が及ぶのであるが、治外法權撤廢の曉に於てはその效力消滅すべきが故に特許發明法其他の工業所有權に關する保護制度の滿洲國に存在せざる限り、日本に於て許與せられたる特許權其他の權利はその範圍を縮小せらるゝ結果となり從てその既得權が阻害せらるゝことゝなるのみならず、滿洲國內に於ては日本人間に於ても自由に他人の特許發明を實施することが出來ることゝなり、從來滿洲國に對し特許權其他の權利に基く製品の輸出をなしつゝある日本當業者乃至滿洲國內に於て特許權に基いて企業をなしつゝある者は、之がために不測の損害を蒙むる處極めて濃厚なるものがあつた。

這次制定の特許法は、外國に於ける特許權及特許出願中の發明の保護に關し、特にその附則に於て、以下の如き規定を有してゐる。（滿洲國發表「特許法大要」一四・一〇滿洲日報）

（イ）

本法施行の際外國に於て登錄を受け現に其の効力を有する發明に付登錄を受けたる權利者は實業部大臣の許可を得たる場合に限り其の發明に付第二條第一號（特許條件たる新規ならざるもの）の規定に拘らず本法施行の日より一年內に特許を請求することを得前項の規定に依り特許の出願ありたるときは第八條（先願主義）の規定に拘らず之を特許す。

（ロ）

前條の規定に依る特許權は本法施行の日に於て發生したるものと看做す。

前項の特許權の存續期間はその外國における殘期間とす。

第一項の特許權は外國における特許が無効となりたるときは初めより存在せざりしものと看做す。

（ハ）

本法施行前外國において特許出願を爲したる者は實業部大臣の許可を得たる場合に限りその未だ登錄なき發明に付本法施行の日より一年內に特許を請求することを得。

前項の規定に依る出願ありたるときはその順位及發明の新規なりや否やは外國に爲したる出願の時を標準としてこれを定むと規定して居る。これ外國おいて登錄せられた特許權及現に外國において繫屬中の出願に對する保護規定であつてこの保護をなす所以は治外法權撤廢に伴ふ外國人の既得權を尊重せんが爲である。

特許發明法の主要なるもの並に日本法規との相異は大略左の如くである。

（一）

日本では特許法、實用新案法、意匠法の三つに分つてゐるが、滿洲國では實用新案は之を意匠に包含せしめ特許發明法及意匠法の二つとした。又法文は新しき試みとして實體規定、手續規定、罰則の三編に編別されてゐる。

（二）

日本特許法においては追加特許及牽連發明を認めてゐるが、本法においては斯かる制度を認めない。

（三）

特許發明法においては先願主義を採用した、但し同一發明が同日に出願された場合には出願者同士で協議を行はしめ、若し協議調はざるときは共にこれを特許せず。

（四）

日本においては特許より意匠に出願の變更をなすことを許し、實用新案及意匠より特許に出願變更をなすことは出來ないが、滿洲國においては意匠登錄出願を特許登錄出願に變更することも出來ることゝし出願人の便宜を計つてゐる。

（五）

滿洲國においては特許收用審查委員會を設置した、卽ち特許權は軍事上秘密を要し又は軍事上著しく公益上必要なるものなるときはこれを政府において有償にて收用することを得ることは日本同樣であるが、滿洲國においては政府が斯かる處分をなす場合にはその手續は總て實業部大臣を委員長とする特許收用審查委員會の議を經ることとして手續の愼重を期した。

（六）

外國人の權利能力に關しては既に商標法において平等主義を採用したが、特許發明法においては更に積極的にこれを認めて門戶開放、四海平等の原則を明らかにした。然しながら帝國人民の發明に對し保護を與へず又は保護を與へてもその權利享有に對して制限を加へる外國の國民に對しては報復權を保持し、勅令を以て別段の定を爲し權利能力を剝奪し又は制限することを得ることゝした。又特許に關し條約又はこれに準ずべきものに別段の規定あるときはその規定に從ふことゝし條約の本法に對する拘束性を規定した。

（七）特許料及その出願手續料

（イ）特許料

第一年乃至第三年　　毎年十五圓

第四年乃至第六年　毎年二十圓
第七年乃至第九年　毎年廿五圓
第十年乃至第十二年　毎年三十圓
第十三年乃至第十五年　毎年四十五圓

(ロ)　特許出願手數料は毎件十圓

(ハ)　特許權の移轉には制限附移轉を認めない。

(九)　實施權の內容としては必ず製作權を伴ふことを要することゝし、販賣權又は使用權等の單獨の實施權は認めない。

(十)　特許權の期間は十五年で日本と同樣であるが、我が國に於ては存續期間延長制度はこれを認めてゐない。

(十一)　日本特許法では出願公告制度を採用してゐるが、我が國の實情に徴せば斯る制度は寧ろ煩雜に失する處があるので之を採用せず。

(十二)　特許事件に關しては二審制を採用した、即ち特許發明局に第一評定、抗告評定を設け、第一評定に於ける評決又は審査の拒絕査定に對し不服あるものは抗告評定を請求することを得しめ且抗告評定を以て最終審とす。

滿洲國意匠法は、前述の如く、實用新案法を包含して居る。從て、本意匠法にて保護せんとする意匠は、物品に關し考案せられたる有用なる型をいひ、(イ)　有用とは實用的價値又は審美的價値を有するものをいひ、(ロ)　型とは物品に對し施されたる形狀、構造、組合せ、模樣若くは色彩又はその結合をいふと說明されて居る。その出願手數料は五圓にして、登錄料は(イ)第一年乃至第三年、毎年、七圓(ロ)第四年乃至第七年、毎年十圓、(ハ)第八年乃至第十年、毎年十五圓と定められ、右十年の總計は一〇六圓となり、日本實用新案登錄料に比し六〇圓低く、日本意匠登錄料に比し六〇圓高い。

3　滿洲工業界に於ける重要諸問題

日滿關係より見たる滿洲工業界に於ける重要問題は、既に吾人が曩に觀察したるが如く、滿洲統制經濟に於ける日滿工業融合聯繫化問題を中心とし、之に適地適業問題がからみつき、大きな意味に於ける日滿關係の調整問題がその根本をなしてゐる。と共に、滿洲經濟の一應の立體化と從て之と關聯すべき日本人工業移民問題とが、滿洲經濟の成長を圖る意味に於て、絕對的重要度を持つて提起せられる。之等の根本問題に就いては、一切を他日の機會にゆづることゝし、以下單に滿洲工業界の當面しつゝある二、三の問題を揭記するにとゞめる。

滿洲新興諸工業は、曩に一言觸れたるが如く、今やその成果を刈り取るべき時期に到達し、一般的に生產諸條件の定着化とその圓滿なる事業の進展化とが極度に要求せられて居る。前者は、治外法權撤廢に由來すべき課稅問題と第三次關稅改正の具體化とを中心とし之に配するに其他一般工業諸條件の定着有利化を巡つて展開せられ、後者は、根本的再檢討と從て生れる再編成とを中心とし企業統制の有利化とその成長化とを主要分野とする。而して、之等諸問題の解決は、現在當面の要求を解決するものあるは勿論、近き將來に於ける滿洲工業界の動向を一應決定的のものたらしめざるを得ないであらう。それだけその解決は急がれると共に、その及ぼす影響も亦甚大ならざるを得ない。

重要產業統制法問題、特殊會社檢討問題、工業所有權保護制度問題等々の諸問題は、一應本章の他の箇所に於て觸れたるが故に、而して又課稅問題、法權撤廢問題、關稅改正問題等々は、本書の他の部分に於て論ぜらるべきが故に、今玆では、主として現地に於て工業を經營しつゝある當業者の意見を一應顧みる程度に於て、本問題を檢討して見たいと思ふ。この目的のために、以下滿洲工業會の建議請願內容に就て其の設述の步を進める。

滿洲工業會(一九三四年九月創立、現在會員數九地方五五工場に及ぶ)より、各

當局に向つて提出せられたる建議請願文書二十七種(創立以來一九三六年一月迄)に就いて、其の內容を觀るに、大要左記の三種に之を大別することが出來る。卽ち

A、工業助長乃至工業條件改善一般方策問題

これに屬するものは、(1)工業家投資の不安一掃問題、(2)法人登記問題、(3)工業資源館設置問題、(4)中小企業の保護問題、(5)社用品(滿鐵)現地購入問題等の一般的のものより、(6)工業抵當法の制定でふ金融問題並に、(7)鐵西(奉天)工業地の現狀打開及其の特殊地域扱問題、(8)新京工業地の現狀改善でふ工業地域問題に至るものにして、之等をその中心問題とする。

B、工業製品特定運賃制定問題

海港發着特定運賃と關聯して國內工業製品の特定運賃を制定し鐵道運賃負擔の公平を圖らんとする鐵道運賃問題。

C、關稅並內國稅問題(所謂課稅問題)

本項に屬する事項は最も多く、前記總數二十七種の中十四項目の多きを占むる狀態にして、以て滿洲國關稅改正が今夠その過渡期にあり且この及ぼす影響の極めて甚大なること、並滿洲國の新課稅方策が如何に國內企業に重大なる影響を及ぼしつゝあるかを察知しうるものがあらう。課稅問題はまさに滿洲工業界の中心題目たる感がある。

之等の諸問題は、(1)關稅竝內國稅に對する陳情問題、(2)大連稅關通關に係る豐油關稅に關する問題、(3)化粧石鹼輸入關稅の現狀維持問題、(4)新麻袋輸入關稅問題、(5)第三次關稅改正問題等の如き關稅率の改正を中心とするもの、(6)關稅制度改善問題、(7)保稅規則制定問題、(8)密輸入取締問題等の如き關稅制度を中心とするもの及び、(9)滿洲國課稅問題、(10)繪出稅及內國消費稅廢止問題、(11)酒造稅法の改訂問題、(12)新營業稅法對策問題、(13)滿洲國法人營業稅問題、(14)セメント課稅問題等の如き國內稅を中心とするものに大別される。

以上によつて、大體、滿洲國內工業當事者の當面しつゝある諸問題が如何なるものであるかを一應察知しうるものがあらう。それは、要するに、(1)綜合的工業企業の發展問題、(2)海港發着特定運賃問題、(3)關稅並內國稅課稅問題の三種に要約しうるものがある。

以下滿洲鐵道運賃の特異性と、これに基因する國內工業の鐵道運賃負擔の實情を觀察して、右運賃問題の批判に代へる。

A、海港發着特定運賃の奉天工業界に及ぼす影響

大連より直接奥地に輸送せらるゝ貨物に對する鐵道運賃と、一旦奉天に荷降しせられ然る後更らに奥地に輸送せらるゝ貨物に對する鐵道運賃とを比較するに、所謂海港發着特定運賃適用の有無に因り、大連よりの直送に比し、奉天仲繼は、次表の如く、その一〇%—一八%見當の不利を生ずる。

大連より直送する場合と奉天にて仲繼する場合との　貨物運賃比較表

(單位、一車扱、毫當り圓)

行先	種別	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品	六級品
四平街	大連より直送	二一・六六	一六・八三	一四・三八	一〇・九二	七・四四	五・八四
	奉天仲繼	二三・七九	二〇・〇〇	一六・二九	一三・四二	八・六二	六・八七
	差額	二・一三	三・一七	一・九一	二・五〇	一・一八	一・〇三
	同對直送%	一二	一三	一三	一四	一六	一八
公主嶺	大連より直送	二三・七五	一九・七九	一七・九一	一三・〇五	八・三〇	六・四二
	奉天仲繼	二六・四三	二二・二〇	一九・九五	一五・一三	九・四九	七・三四
	差額	二・六八	二・四一	二・〇四	二・〇八	一・一九	一・〇二
	同對直送%	一二	一三	一三	一四	一六	一七
新京	大連より直送	二六・〇三	二一・七七	一七・四九	一三・三三	八・九八	七・〇三
	奉天仲繼	二九・二五	二四・三五	一九・八二	一五・一三	一〇・四三	八・二六
	差額	三・二三	二・六八	二・三三	一・八〇	一・四四	一・二三
	同對直送%	一二	一三	一三	一四	一六	一七
大連より直送		四・二三	三四・八三	二七・六四	二〇・九六	一四・七五	一一・一〇

| 種別 | 製品の貨物等級 | 原料の貨物等級 | 工業別 | 綿糸 | 綿織物 | 麻袋 | 麻袋用麻 | 煙草 | 紙巻煙草 | 葉煙草 | 醤油 | 味醂 | 諸味噌 | 素味噌 | 自動車 | 自動車トラクター | 自動車運送車 | 軍艦 | 軍艦 | 運送船 | 商船 | 漁船 | 機関車 | 客車 | 貨車 | 鉄道車輛 | 麦酒 | 麦酒 | 麦酒

發　驛		大連直通	哈爾濱仲繼			同上對直通割合
			哈爾濱迄哈爾濱大連間 原料大豆鉄道運賃	大豆油坊迄大連間 原料大豆船積運賃	計	差額
海倫		二、七〇〇	七三	一、九五	二、六八	三二
北安鎭		二、八二〇	一、〇一七	一、九五	三、〇一二	一、一九二	四二
安達		二、九六〇	一、〇九二	一、九五	三、〇四七	一、二八七	四二

備考　康德三、二、二〇、北經經濟資料第五號に據る。

直通の方有利なるが故に、油坊製品換言すれば、之等大豆を原料として哈爾濱に於て加工し、之を輸出する場合には、其の差額は更に加重せらるゝことは當然である。即ち次表の如くである。

哈爾濱油坊と大連油坊との輸出採算に及ぼす鉄道運賃比較表（一車扱原料大豆噸當り圓）

原料大豆發驛		大連油坊	哈爾濱油坊負擔運賃			
		原料大豆運賃	原料豆粕運賃	豆油運賃	計	差額
海倫		二、七〇〇	七三	一、九五	二、六八	三二
北安鎭		二、八二〇	一、〇一七	一、九五	三、〇一二	一、一九二
安達		二、九六〇	一、〇九二	一、九五	三、〇四七	一、二八七

備考　前揭資料に據る。

次に、現行特定運賃率による奥地製粉業の南滿市場向け鉄道運賃負擔の實情を見るに、新京と哈爾濱を例にとり之を比較するに、副産物たる麩は原地に於て處分せらるゝものとして、次の如き開きを示す。

機械器具	同（鐵及鋼製品）	釘、鉄、鎹、ボールトナットワッシャー	四
		屋其他	四
	同（同）	琺瑯引鐵器	四
			三七
鐵及鋼材（板）	同（鐵及鋼）	平、板、角、丸アングルチヤンネルアイビーム	五
鐵及鋼物	同藥品類	薄鐵、溝鐵	五
	鐵材賈	鐵及鋼（板）	五
	達硼砂		三
	砂		三
			三
			六

較するに、原料大豆のみに就て見ても、哈爾濱を仲繼する場合と、直接奥地より大連に向けらるゝ場合とにては以下の如き開きを示し居る。

哈爾濱仲繼の原料大豆鉄道運賃に及ぼす影響（單位一車扱一噸當り圓）

發　驛	大連直通	哈爾濱仲繼			同上對直通割合
		哈爾濱迄哈爾濱大連間 原料大豆鉄道運賃	大豆油坊迄大連間 原料大豆船積運賃	計	差額
海倫	二、七〇〇	七三	一、九五	二、六八	三二	四七%
北安鎭	二、八二〇	一、〇一七	一、九五	三、〇一二	一、一九二	四二
安達	二、九六〇	一、〇九二	一、九五	三、〇四七	一、二八七	四三

備考　康德三、二、二〇、北經經濟資料第五號に據る。

直通の方有利なるが故に、油坊製品換言すれば、之等大豆を原料として哈爾濱に於て加工し、之を輸出する場合には、其の差額は更に加重せらるゝことは當然である。即ち次表の如くである。

哈爾濱油坊と大連油坊との輸出採算に及ぼす鉄道運賃比較表（一車扱原料大豆噸當り圓）

原料大豆發驛	大連油坊	哈爾濱油坊負擔運賃			
	原料大豆運賃	原料豆粕運賃	豆油運賃	計	差額
海倫	二、七〇〇	七三	一、九五	二、六八	三二
北安鎭	二、八二〇	一、〇一七	一、九五	三、〇一二	一、一九二
安達	二、九六〇	一、〇九二	一、九五	三、〇四七	一、二八七

備考　1、製粉原料小麥特定運賃は四割引。
2、製粉歩留は七三%として計算。

新京哈爾濱兩製粉業の製粉運賃負擔比較表（一車扱原料小麥一噸當り圓）

原料發驛	新京製粉	哈爾濱製粉	差額
	原料運賃	原料運賃	製粉運賃	計	
海倫	八、二六二	四、三八六	平、六四三	一〇、〇三九	一、九三七
安達	七、三一〇	二、六八三	平、六四三	八、三三五	一、〇〇五

即ち、現行運賃率に於ては、哈爾濱の方がはるかに不利にして、小麥粉のみに就て見るも、原料小麥一噸當り海倫物にて一・七七圓、安達物にて一・〇一圓の不利を示して居る。若し假りに麩をも同様南滿市場に輸送處分するものとすれば、此の開きは、海倫物にて三・八五圓、安達物にて三・〇九圓（前表哈爾濱製粉負擔製粉運賃は七・七三圓となる）となり、競爭不可能の狀態を招來する怕があるものと考へらる。

第二節　在來工業の構成内容

滿洲の工業は、土着資本による舊式な在來工業と外國資本就中主として日本資本による近代的工業との組合せの上に成立つ。

在來工業の主なるものは農産品を中心とする油坊、磨坊、燒鍋（土着三大工業）框糸房、織布等にして、その企業形態は殆んど總て在來式の工場手工業に屬し、滿洲の持つ半植民地性、半封建性の影響は特にこの傾向を顯著ならしめ、關東州及滿鐵附屬地に於ける日本側諸工業の近代的工業を除き、悉く工場手工業の域を脫せず、而も今や深刻なる農業恐慌と海外市場の梗塞に影響せられて破綻に瀕し全面的凌落の過程にあるの現狀に存する。

以下、一九三二年（昭和七年）現在に於ける實情を、滿洲産業統計（本統計は一九三二年以降發行中止、之に代はるべき既發行の一九三三年工場統計はその對照關東州及滿鐵附屬地に限られ、一九三四年現在の全滿工場統計は近く集計發刊せらるゝ豫定）の指示するところに從ひ、分析觀察することゝしよう。

一九三二年現在に於ける全滿工場總數は四、〇七九工場（中休業中のもの一九六工場）に達し、その國籍別經營狀況は、日本人工場一八%、滿洲人工場八〇%、その他外國人工場二%の割合を示し、工場數に於ては滿人工場壓倒的に多數を占むることを察知し得る。之等諸工場の業種別割合を見るに、繊布莫大小製造を中心とする紡績工業に屬するもの最も多く總數の二一%を占め、之に亞いで、印刷、製材木製品、被服、皮革製品製造を中心とする雜工業の一九%、釀造、製粉、精穀を中心とする食料品工業の一八%、油坊を中心とする化學工業の一七%、煉瓦、石灰を中心とする窯業の一三%、金屬製品を中心とする金屬工業の六%、車輛を中心とする機械器具工業の六%の順序を示して居る。

工場數の業種別割合は以上の如く計算されるが、その投下資本に至つては滿洲工業の實狀を如實に反映してその中樞を一層明瞭にするものがある。

滿洲在來工業々種別工場數投資額表

業種別	工場數 實數	工場數 %	投資額 實數（百萬圓）	投資額 %	一工場平均（千圓）
金屬工業	二四八	六	二四、六二	一四	一四〇
機械器具工業	三三	六	二、七九五	二	二四
窯業	五一〇	一三	二、七九五	二	二四
紡績工業	八〇〇	二一	一八、二九	八	二五
化學工業	二一	五	二、九二	一	一四
食料品工業	七一三	一八	四八、八八	二〇	六九

業種	合計	日本側	滿洲側	其他外國	合計
雜工業	七四九	一九	二八五	三	三九
合計	三八三	一〇〇	二四二	一〇〇	三四
內	(一三)				
日本側	三九	一八	二四二	一〇	三四
滿洲側	(八九)				
	三八二	八	六九九	二	三四
其他外國	(一九)				
合計	三八三	一〇〇	二四二	一〇〇	三四

備考　滿鐵經濟調査會『滿洲產業統計』昭和七年より作製、表中（）は休業中工場を示す。

卽ち、右表によつて明瞭なる如く實際活動中の工場總數　三、八八三工場の總投資額は一四二・三二百萬圓に及び、その中日本側の投資は六四%を占め、滿洲側のそれは僅かに二八%に過ぎず、從つて一工場當りの平均投資額は日本側工場の二〇萬圓なるに對して滿洲側工場のそれは僅かに二萬圓に過ぎない。既に曩に述べにるが如く工場數に於ては日本側の一八%に對し滿洲側八〇%で四倍強を示すに反し、その投資額に於て平均一工場につき僅々十分之一に過ぎないことは、滿洲に於ける工業中大資本を要する近代的の工場設備が殆んど日本側の手によりてなされ、滿洲側の工場設備が幼稚未開の域を脫することなき狀態にあることを有力に物語るものである。

又これ等の投資狀態を各業種別に見るに、化學工業の二五%最も多く、食料品工業の二〇%これに亞ぎ、金屬工業の一四%、雜工業の一二%、機械器具工業の一一%、紡織の一〇%、窯業の八%の順序になつて居り如何なる工業がその中樞をなして居るかを察知し得よう。更に一工場當りの平均投資額は金屬工業の一四萬圓を最高とし、機械器具工業の一二萬四千圓、化學工業の九萬四千圓、食料品工業の六萬九千圓、雜工業の三萬九千圓、窯業の三萬六千圓、紡織工業の三萬圓の順となつて居り、日本側の比較的大規模工場の存在を考慮に入れるとき、如何に滿洲側工場の小規模に屬するか、從て又滿洲工業の一般的小規模狀態を十分考察しうるものがあらう。

滿洲工業が、如何に工場手工業の域を脫せざる實情に存するかは、更にその原動機使用狀況に題著に表現せられる。

滿洲在來工業業種別原動機使用狀況

業種	總工場數	原動機使用狀況 工場數	總工場數に對する%	馬力	一工場平均
金屬工業	二五四	一〇六	四二	三五八	三
機器機具工業	三四	一九	五六	一八四	六
窯業	三三	四九	九四	二〇一五	四〇
紡織工業	八九	一四二	一八	一三四四	五
化學工業	三三	四九	六〇	一七七八	六
食料品工業	三二	四一九	五六	一七八七	六
雜工業	七三	六六	三	七三三	三
合計	四〇九	一四七九	三六	二二三五	一〇〇

燃料及動力使用狀況

業種	金屬工業	機械器具工業	窯業	紡織工業	化學工業	食料品工業	雜工業	合計
一、石炭								
1、噸數	九九、二八〇	八九、三八八	二九、七四〇	二八、二三	一八九四一七	三五、九七四	一、三五八	一、三五八
2、%	七	一七	二	二	一三	一〇	一	一〇〇
3、一工場平均	一九	四二	二四	五	二九三	五	一	
二、骸炭								
1、噸數	四四、一〇九	七、七九九	毛	一四三	二〇九	一二	四、九九六	四、九九六
2、%	九四	一六	一	三	四	一	一〇〇	一〇〇
3、一工場平均	一六〇	一七	一	五	七	一	一	

次に、之等在來工業に於ける職工使用狀況を觀よう。

職工數及職工賃銀表

業種別	職工常數 滿人	職工常數 日本人	職工延數	%	一工場平均職工延人員數	總計賃銀	平均賃銀
金屬工業	二、八三	一六	九、八、一〇三	四〇	三、八〇三	四九、三三、三	〇・九四
機械器具工業	一〇〇〇七	二、八六三	三、七三、二三〇	一六〇	一六、九二三	四三、四三、八六二	一・二五
窯業	九、〇〇一	一、三〇	一、八〇五、一四九	七五	三、四〇九	一、一〇四、九四二	〇・六二
紡織工業	二九、三五三	三六八	八、四四三、三八八	三五〇	一〇、九五四	二、八三六、四八〇	〇・三三
化學工業	三一、九三五	三、四四三	三、八六二、八二一	一四〇	五、四四四	三、一〇六、六一四	〇・九二
食料品工業	七、三五九	一、八二六	一、二六二、二一	五	二、三四六	九三、二七三	〇・五二
雜工業	二三、四三	八、四四	三、三四、九九六	一四〇	五、〇一三	二、六三八、六三二	〇・八〇
合計	九六、一〇〇	五、九四八	二四、〇〇二、六三二	一〇〇	四、二八二	一四、三五一、八九一	〇・五〇

備考　滿鐵經濟調査會『滿洲產業統計』昭和七年より作成。

職工總延人員數　二、四〇〇萬人に上り、その中紡績が三五%を占めて最も多く、機械器具及雜工業の一六%、化學工業の一四%、窯業及食料品の夫々七・五%、金屬の四%の順序である。一工場當り平均は機械器具工業最も多く一萬七千人に及び、紡織工業の一萬人、化學工業の五千四百人、雜工業の五千人、金屬工業の三千七百人、窯業の三千五百人、食料品工業の二千五百人の順序である。その賃銀は平均一工宛六〇錢にして、機械器具の一圓一五錢を筆頭とし、紡織工の三二錢を最低としてゐる。

今參考の爲め、日本に於ける職工賃銀の大勢を表示するに次表の如く假りに十時間勞働として計算すれば、その平均賃銀は丁度滿洲の倍額となる。一般的に言はゝ如く日本人勞働者の工場能率を滿人のそれの三倍と假定すれば、滿洲勞働者は日本勞働者に比し不利であるといひうる當然の事である。

三、電力

1、定數（千KWH）	九〇三、二八九
2、%	八一
原動機使用工場一工場平均	金　六四四

従來唯一の武器の如く宣傳せられた滿洲工業の有利條件としての職工賃銀も、詳細に比較檢討するに非れば論斷することを許されないが、尠くとも精練勞働に於ては、反つて高價であることを察知しうるものがあらう。

日本內地職工賃銀表

	一九三二年			一九三三年			八時間勞働の場合の賃銀		十時間勞働の場合の賃銀	
	勞働時間延數	勞銀支拂總額	一時間賃銀	勞働時間延數	賃銀支拂總額	一時間賃銀	一九三二年	一九三三年	一九三二年	一九三三年
			錢			錢	円	円	円	円
金屬工業	二、〇八〇、四三五	五、四四〇、一四	一〇	二、〇八〇、四三五	五、七四〇、一八四	一一	一、八〇	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇
機械器具工業	五、四八、一七二	一二、四九四、七〇八	二一	五、四八、一七二	一二、九四、三七八	二三	一、八〇	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇
窯業	二、四九、二五、三三	二、四六、〇三、三二	一〇五	二、四九、二五、三三	二、四六、〇三、三二	一〇五	一、三〇	一、三〇	一、四四	一、四四
紡織工業	三、四六、〇三、三二	一、四四、三〇、八〇	七	三、四六、〇三、三二	一、四四、三〇、八〇	七	一、三〇	一、三〇	一、四四	一、四四
化學工業	五、六、四四、〇〇六	五、七、一、六四四	一〇五	五、六、四四、〇〇六	五、七、一、六四四	一〇五	〇、九五	〇、九五	一、〇五	一、〇五
食料品工業	二、八三、四五、七三五	三、八、九六、三五六	一四	二、八三、四五、七三五	三、八、九六、三五六	一四	一、三〇	一、三〇	一、四四	一、四四
雜工業	二、八三、〇四〇、九	三、〇、九五、六三	一二	二、八三、〇四〇、九	三、〇、九五、六三	一二	一、三〇	一、三〇	一、四四	一、四四
計	四四、〇七、五六、八六	五、八、四五、〇三	一三	四四、〇七、五六、八六	五、八、四五、〇三	一三	一、三〇	一、三〇	一、四四	一、四四

備考　本表は商工大臣官房統計課『工場統計表』による。

之等在來工業の工場生産高は、次表の如くである。

滿洲在來工業種別生産高表

業種別	工場數	生産額（圓）	%	一工場平均（圓）
金屬工業	二四八	一四、六六、三三	五	五九、二九
機械器具工業	三三	二八、三三、四八	九	二六、五八
窯業	五一〇	六四、八三、五五	二	一二、七三
紡績工業	八〇〇	四〇、四五、〇一三	一三	五〇、五三
化學工業	六四一	二四、三〇、二九	八	一九、九四
食料品工業	七一三	六二、八、四五	一九	八六、八五
雜工業	七四九	四五、六四四	一五	六〇、五四
合計	三、八三一	三四、三九、一四六	100	八三、五二

備考　滿鐵經濟調査會『滿洲產業統計』昭和七年より作成。

即ち在來工業の工場生産高は總計三二〇百萬圓に達して居り、油坊及製油事業を中心とする化學工業の三八%最も多く、製粉、精穀及釀造を中心とする食料品工業の一九%これに亞ぎ、以下煙草及製材を中心とする雜工業の一五%、柞蠶絲、綿絲布、毛織を中心とする紡績工業の一二%、鐵道車輛を中心とする機械器具工業の九%、銑鐵を中心とする金屬工業の五%、煉瓦、セメント、硝子を中心とする窯業の二%の順序である。

以上、滿洲在來工業の業種別內容を一瞥したのであるが、今その構成內容を一層明瞭にするために、之を一工場當り平均に還えして一括表示すると、次表の如くである。

滿洲在來工業々種別平均一工場當り內容一覽表

	金屬	機械器具	窯業	紡織	化學	食料品	雜	合計
（實數）								
一、投資額（千圓）	一四〇	三四	三〇	九四	六九	二九	六二	一〇〇
二、動力使用量（馬力）								
使用工場當り	三三八	四〇	九四	三九六	四三	三七	一九七	一〇〇
全工場當り	一四二	八三	三九	一七	二四	一〇	七二	一〇〇
三、職工數賃銀								
職工延數（人）	三七	一六九	三五	一〇六	三四	二五	一五	一〇〇
賃銀總額（圓）	二〇	一九五	一三	五四	一三	一三	五五	一〇〇
一工當り（錢）	五四	一二	六二	三三	六二	一五	五五	一〇〇
四、生產高（千圓）	五九	一三	一三	一九四	八七	六五	八四	一〇〇
（指數）								
一、投資額	三五	一〇〇	七八	二四	一二	六二	一〇〇	一〇〇
二、動力使用量								
使用工場當り	一七三	六三	二四	四八	二〇三	三	一九	一〇〇
全工場當り	一七	一〇	四八	二四	三四	一四	一〇	一〇〇
三、職工數賃銀								
職工數	四四	二一	九一	三六	七一	四	二七	一〇〇
賃銀總額	四二	一七	一七	四六	一〇六	三五	一〇	一〇〇
一工當り	九三	一〇三	二五	一〇三	一五三	八五	二一	一〇〇
四、生產高	七一	一五三	一六	二三	一〇四	七八	一〇〇	一〇〇

即ち、右表に就て觀るに、金屬、機械器具及化學工業の三種は、投資額比較的大にして又その動力使用量も比較的多く、在來工業中の比較的大規模に屬するものである。然るに、紡織、窯業、雜工業等はその投資額尠少にして動力使用量も比較的少く在來工業中の小規模工業に屬するものと觀ることが出來る。職工使用數は機械器具工業及紡織工業最も多く、其他の工業は總て標準以下であり、生產高は化學、機械器具工業最大にして、食料品工業之に亞ぎ、其他は極めて少額である。而して、この現象は、次表主要生產品の生產高に對比して考察するとき、滿洲在來工業の構成內容を一層明瞭に指示するものである。

即ち、滿洲在來工業に於ける主要製產品は、次表の如くである。

滿洲在來工業主要生產品生產高（一九三二年）

大豆粕	七二、一二五千圓
大豆油	三一、六二八
卷煙草	二九、五三九
客貨動車及同修繕	一四、八七五
綿糸	一四、二〇六
銑鐵	一一、〇八一
精米	九、〇五一
綿布	八、八五
製材	七、二二六
支那酒	五、三〇七
骸炭	五、二八九
其他共計	三二四、三八九

	二二・二
	九・七
	九・一
	四・六
	四・四
	三・四
	二・八
	二・七
	一・六
	一・六
	一〇〇・〇

全滿に散在する油坊による生產品最も多く總生產高の三二%を占め、之に亞いで英米のトラスト及東亞煙草による卷煙草が九%を占め、以下滿鐵沙河口工場を中心とする客貨動車の製造修繕、主として日本資本による紡績工場製品、精米、製材等を其の主要なるものとし、前揭主要生產品十一種の總額は、大約總生產高の六五%の多きを占めて居るのである。以て、滿洲工業全體の大勢を察知しうるものがあらう。

以上述べたるが如く滿洲の在來工業は關東州及び滿鐵附屬地に於ける日本側の資本を以てするもの以外は殆ど見る可きものがない狀態であつた。從來の滿洲工業はその産する農鑛資源を原料とし、その製品は殆ど國內消費に宛てられ、その輸出は見るべきものがなかつた。このことは滿洲の主要輸出品、輸入品を見ることによりて首肯し得られる。卽ちその輸出品の主なるものは大豆、豆粕、石炭、高粱、粟等にして所謂原料品が多く、輸入品は金屬鋼、綿織物、小麥粉、車輛船舶、砂糖等が主にして製品、半製品が多い。このことは滿洲國の工業狀態を把握する一助となるであらう。然し農産物を原料とする油房、製粉等は在來工業中にても豐富な原料を有し相當の發展をなし漸次新式工業化されつゝある。

滿洲事變後は當局の産業開發方策により奉天、哈爾濱、吉林等の工場地區を中心として所謂新興工業が日滿資本提携により日滿經濟ブロックの基礎の上に企圖設立されてゐる。而して最近所謂新興工業として設立された主なる會社（資本金五十萬圓以上）は四九社に及び、その公稱資本金は約三億八千萬圓餘を數へ、拂込資本金は二億六千萬圓餘に及んでゐる。今これら諸會社を業種別に列記すれば次の如くである。

新興工業既設會社一覽表

業種別	會社名	資本金（單位千圓） 公稱	資本金（單位千圓） 拂込	準據法	所在地	設立年月日	備考
金屬工業	株式會社昭和製鋼所	100,000	25,000	日本	鞍山	一九三四・七	三五年五月鞍山に移轉
	日滿マグネシウム株式會社	7,000	2,500	同	東京	一九三七・一〇	
	日滿アルミニユーム株式會社	35,000	7,500	同	同	一九三七・一〇	
	滿洲亞鉛鍍株式會社	17,000	2,500	同	鞍山	一九三五・五	
	鞍山鋼材株式會社	35,000	1,250	同	同	一九三四・七	
	滿洲住友鋼管株式會社	10,000	2,500	同	同	一九三四・九	
	日滿鋼管株式會社	35,000	1,250	同	同	一九三七・六	
	株式會社滿洲ロール製作所	3,000	2,000	同	同	一九三七・七	
	株式會社井口洋行	1,000	250	同	同	一九三七・七	
	滿洲鉛鑄股份有限公司	4,000	1,000	滿洲國	奉天	一九三七・六	

より又經濟的見地より大いに有望視されてをり、やがては豐富な原料、低賃銀等種々の有利な條件の下にこれ等諸工業が躍進するに至るでなあうことは想像に難くない。その在來工業はさして見るべきものなきも、吾々は勃興しつゝある新興工業の動向に眼を向け農業國より農工業國へと進展の途にある滿洲國の對來に大なる期待を置くことが出來る。

第三節　新興工業の發展事情

新國家建設後の滿洲に於ける諸工業は今や將に面目を一新せんとして居り、種々の新興工業が統制の下に或は自由に、又滿洲國資本によりてや或は日本資本により日滿經濟ブロックの基礎の上に企圖設立されてゐる。而して最近所謂新興工業として設立された主なる會社（資本金五十萬圓以上）は四九社に及び、その公稱資本金は約三億八千萬圓餘を數へ、拂込資本金は二億六千萬圓餘に及んでゐる。今これら諸會社を業種別に列記すれば次の如くである。

業種別	會社名	資本金（單位千圓） 公稱	資本金（單位千圓） 拂込	準據法	所在地	設立年月日	備考
機械器具工業	日滿鋼材工業株式會社	17,000	2,500	日本	鞍山	一九三四・四	
	株式會社奉天造兵所	3,000	2,000	同	同	一九三四・一〇	
	△滿洲計器股份有限公司	國幣 1,250	1,250	滿洲國	新京	一九三四・五	
	○同和自動車工業株式會社	國幣 六,000	3,000	同	奉天	一九三四・六	
	滿洲機器股份有限公司	3,000	3,000	同	同	一九三四・七	
	株式會社滿洲工廠	3,000	3,000	日本	同	一九三四・五	
纖維工業	營口紡織股份有限公司	國幣 1,000	500	滿洲國	營口	一九三七・三	
	日滿亞麻紡織株式會社	六,000	1,250	日本	東京	一九三四・四	
	滿洲パルプ工業株式會社	10,000	2,500	同	大阪	一九三四・五	
	東滿洲人絹パルプ株式會社	五,000	3,125	同	東京	一九三四・五	〔投資會社、別途に事業會社を設立するものとす〕
	康德染色股份有限公司	500	500	滿洲國	奉天	一九三七・四	〔投資會社、別途に事業會社を設立するものとす〕
化學工業	滿洲化學工業株式會社	三,000	2,500	日本	大連	一九三七・五	〔投資會社、別途に事業會社を設立するものとす〕
	滿洲石油株式會社	五,000	1,250	滿洲國	新京	一九三四・二	〔投資會社、別途に事業會社を設立するものとす〕
	大同酒精株式會社	國幣 一,250	1,250	同	哈爾濱	一九三七・二	〔投資會社、別途に事業會社設立するものとす〕
	極東生藥株式會社	1,500	1,500	日本	奉天	一九三七・三	
	滿洲製藥株式會社	五,000	1,250	同	新京	一九三四・三	
	滿洲大豆工業株式會社	1,500	1,500	同	大連	一九三四・七	
	日滿皮革興業株式會社	2,500	2,500	同	奉天	一九三四・七	
窯業	大同洋灰股份有限公司	國幣 三,000	3,000	滿洲國	吉林	一九三七・三	
	滿洲セメント株式會社	五,000	2,500	日本	東京	一九三四・一	〔投資會社、別途に事業會社の設立あり〕
	撫順セメント株式會社	二,500	2,500	同	撫順	一九三四・七	
	哈爾濱セメント株式會社	三,000	1,250	同	東京	一九三四・八	〔投資會社、別途に事業會社の設立あり〕
	關東州小野田セメント製造株式會社	500	250	同	周水子	一九三四・二	
	滿洲小野田洋灰股份有限公司	五,000	1,250	滿洲國	泉頭	一九三七・五	
	南滿ドロマイト株式會社	1,000	1,000	日本	大連	一九三四・五	

	北滿製糖株式會社	二、〇〇〇	日	哈爾濱	一九二四・三	
	滿洲製糖株式會社	一〇、〇〇〇	同	奉天	一九二七・九	
食	日滿製粉株式會社	二、〇〇〇	同	哈爾濱	一九二四・六	
料	滿洲麥酒株式會社	二、〇〇〇	同	奉天	一九二四・四	
	大滿洲忽布麥酒株式會社	二、四〇〇	同	哈爾濱	一九二四・六	
品	櫻屋酒類株式會社	一、〇〇〇	同	奉天	一九二四・九	
	嘉納酒造株式會社	四〇〇	同	同	一九二四・六	
工	關東州興業株式會社	一、〇〇〇	同	大連	一九二四・九	
	滿洲煙草株式會社	二、四〇〇	同	東京	一九二四・二	（投資會社、別途に事業會社の設立あり）
業	東洋穀產株式會社	一、〇〇〇	同	大阪	一九二七・九	
	滿洲特產工業株式會社	三、〇〇〇	同	奉天	一九二七・六	
電氣工業	△滿洲電業股份有限公司	五〇、〇〇〇	滿洲國	新京	一九二四・二	
	東方電業股份有限公司	一、〇〇〇	同	奉天省西安縣	一九二四・一〇	
	大同電氣株式會社	九五〇	日本	四平街	一九二七・四	
合計	四九社	二六二、八一〇				

備考　1、滿洲經濟研究會『滿洲新設會社概覽』、滿鐵計畫部業務課、『滿洲新設會社概覽』大連商工會議所『滿洲銀行會社年鑑』による。
2、○印は特殊會社、△印は准特殊會社とす。
3、滿洲鉛鑛股份有限公司は目下鉛鑛、亞鉛鑛の採掘のみをなすも將來それ等の精鍊、加工をなす豫定なるを以て金屬工業中に含めたり。
4、備考欄中投資會社とあるは滿洲國の法制並に幣制の關係により別途に滿洲國法人の事業會社を設立し、事業を行はしむるものなるも、本表に於ては事業會社たる滿洲國法人は省略したり。

以下これ等新興諸工業につきて各業種毎にその發展狀態を見て行くことにしやう。

一、金屬工業

抑々近代產業は機械工業によりて動き、而して機械工業はその基礎を製鐵鋼工業に置くものであり、製鐵鋼業を興すことなくして產業の發達は望み得ざるものである。日本は過去五十年間歐米諸國の粹をとり模倣の文明を築いたことは躍進の過程として止むを得ざることであつたが、今やその文化歐米と比肩し、彼に學ぶと共に又自らの道を開拓すべき時機が到來してゐる。他國に伍して行くためには、自らの基礎工業を擁立し、その母體たるべき製鐵鋼業を確立することが重要問題である。而して滿洲國が建設せられ日滿經濟ブロック目標として兩國の經濟提携なるや、滿洲國に於ける製鐵、製鋼事業が新興工業の王として發展することは蓋し當然のことである。

日本の鐵鑛埋藏量が頗る貧弱なるに反して、滿洲國は周知の如く鐵鑛に富み、遼陽から本溪湖にかけて約數十億噸の埋藏量ありと稱せられてゐる。現在昭和製鋼所の設置されてゐる鞍山一帶だけでも約七億噸の鐵鑛埋藏量ありと云はれてゐるが、元來同地方の鐵鑛は鐵分三五位%の貧鑛にして然も製鐵上不利な硅酸を多量に含有してゐる。於之昭和製鋼所合併以前の鞍山製鐵所に於て貧鑛處理法が發見せられ、斯くして滿洲の製鐵鋼業の前途に光明が見えたのであるが、事變後滿洲國建設による斯業への重要性がます〳〵製鐵鋼業の前途を洋々たらしめる如く思はれる。

(1)、製鐵鋼業　滿洲國建設以前の斯業は誠に微々たるものであつたが、新國家の誕生と共にその產業方策に基き製鐵鋼業は新興工業の首位を占め日々進展を見てゐる。製鐵鋼業は鞍山を中心に發展し、昭和製鋼所を初め、滿洲亞鉛鍛、鞍山鋼材、滿洲佳友鋼管、日滿鋼管、滿洲ロール製作所、井口洋行等種々の會社の設立を見る。鞍山附近は鐵鑛豐富にして十箇の鑛區ありと云はれ、又本溪湖附近に十二箇所の鑛區があり、兩者の中間に弓張嶺鐵山があり、燃料としての石炭も亦豐富にして斯業の發達は期すべきものがある。製鋼業の特殊性として多大の副產物が出來るが、この副產物事業としての瓦斯は熱用或は變電用に供せられ、其他鑛滓煉瓦、鑛滓バラスト、鑛滓セメントを始め、硫安、コールタール、タレオソート、ベンゾール、ナフタリン、石炭酸等の一般工業の根幹も滿洲に形成され或はされんとしてをり、この一連の重工業の出現には大なる期待がかけられてゐる。

昭和製鋼所は製鐵鋼業の中心であり、これと直接に間接に關係して前記諸會社が成立してゐる。

昭和製鋼所は一九二九年資本金一億圓を以て設立せられ、其後一九三三年六月既存の鞍山製鐵所を併合し、爾來二年餘を費して製鋼關係の工場施設をなし、一九三五年四月第一期事業計畫を終へ、その結果左の如き生產能力を有する設備を有することになつた。（年產能力、噸）

銑鐵	四五〇、〇〇〇
鋼塊	四〇〇、〇〇〇
鋼片	五〇〇、〇〇〇
鋼材	一八〇、〇〇〇
（軌條	一〇〇、〇〇〇
小型	五〇、〇〇〇
薄板）	三〇、〇〇〇

卽ち滿洲於ける基礎產業の確立、日本鐵鋼自給自足への寄與、日滿國防產業に必要な鐵鋼材料の製作等を目して作業を開始して居り、右の數字を目標に銑鋼一貫作業を行つてゐる。一九三五年四月より十二月迄九ケ月間の實產高を見るに、鋼塊一三七、〇〇〇噸、鋼片一〇三、〇〇〇噸、軌條九、〇〇〇噸、小型一二、〇〇〇噸、薄板五、〇〇〇噸と云ふこの種重工業の記錄的成果を見せて居り、これ等は滿鐵始め地元滿洲及び日本內地の市場に搬出せられ、早くも滿洲、日本內地の基礎產業に多大の貢獻をなしてゐる。

今昭和製鋼所の一九三一年より三四年迄四年間の收支狀態を見るに左の如くである。（決算期年一回三月）

	收入	支出	利益
一九三一年	二五二、八二三圓	一七一、三二八圓	八一、五〇五圓
一九三二年	三五五、三八一	一二六、三三二	二三九、〇五〇
一九三三年	一、〇七四、一七一	七八四、九〇八	二八九、二六三
一九三四年	二〇、二四〇、三〇八	一九、四七〇、五二九	七六九、七七九

一九三四年に至りて急激に收支の增加を見たのは同社の實際の操業開始が三三年四月にしてそれ以前は準備時代に過ぎなかつた故である。右の如く年々順調に利益を擧げつゝあるが、これ等利益は配當することな

く全部社内留保として翌年度繰越金に廻し、業務基礎の確立を計つてゐる。

以上の如く昭和製鋼所は著々と事業の發展を見せて居り、銑鋼一貫作業開始以來鋼材は日本内地に有力な需要先を確立し、供給に數倍する注文を受けてゐる狀態であり、同所の將來は日滿兩國の安寧の上に大なる貢獻をなすものと思はれてゐる。

滿洲亞鉛鑛株式會社は昭和製鋼所の設立を俟機とし、同所の製品を原料としてこれに加工し亞鉛鍍鐵その他を製造する目的を以て設立されたものである。元來滿洲に供給された亞鉛鍍鐵板、鐵釘、鐵線等は日本内地、歐米より輸入されてゐたものであるが、日本に於ける斯業の發達により歐米品は驅逐され滿洲は日本品の獨占市場となつた。新國家の建設以來斯品の需要が俄に增加し、從つて内地斯業者が價格の吊上を策すが如き狀態となつたゝめ、大連の有力金物商の團體たる鐵同志會の手により滿洲内に販路を求めて本會社が設立せられたのである。

卽ち一九三三年五月、資本金一百萬圓(二五萬圓拂込)にて鞍山製鐵工場地區に設立を見、豫定年產高は鐵板、三萬噸、釘三千樽であり、中山工業所と共に滿洲斯界の需要に應じて餘りある能力となつてをり、兩者の協定による滿洲市場の確保を計つてゐる。

鞍山鋼材株式會社は昭和製鋼所との間に特約を結び、政府當局の認許を得て製鋼業を營むものにして、原料として昭和製鋼所より鋼塊、鋼片の供給を受け、現在日に月に激增の狀況にある滿洲國内需要に應ぜんとするものである。而して又同時に支那、南洋に向つても製品の輸出を計つてゐる。同社の工場建設地は昭和製鋼所の工場區域内にして、この地點より僅かに丁餘の近距離内に停車場を控え、原料の運搬製品の積出に至極便利であり、又石炭、水道、電氣等の如きも昭和製鋼所より直接分與を受けるか、或は同所で使用されると同樣の低率で供給せられるので極めて低廉であり、從つて至極低廉なる生產費にて鋼材を產出し得る狀態にある。同社は一九三四年七月に設立を見、資本金五百萬圓(百二十五萬圓拂込濟)、その生產能力は輕軌條、角平アングル其他鋼材一箇年六萬噸と稱せられてゐる。

其他製鐵鋼業を目的とするものに**滿洲住友鋼管**、**日滿鋼管**あり、鉛鑛、亞鉛鑛の採堀、更に將來これ等の精鍊、加工を目的として**滿洲鉛鑛**等數多の會社の設立なれども、何れも設立後日尙淺く今後の活躍に期するもの多し。尙**滿洲鑄鋼**の設立も近き中になされる豫定であり創立の上は矢張り鞍山に本店を置き鑄鋼、鑄鐵品の製造に從事する筈である。

(2)、輕金屬工業　近時航空機の發達は輕金屬の需要を激增し、これが日滿經濟ブロック内に於ける自給自足を計ることは國防上緊要事となされ、滿洲に產する原料によるマグネシウム、アルミニウム工業の勃興の促進されつゝある現狀に至つた。

マグネシウム工業

金屬マグネシウムは金屬アルミニウムより先に發見されたものであるが、マグネシウムは酸化し易き故を以てその發達を防げられてゐたが近年その防錆法進みマグネシウムの輕金屬としての位置は向上し、特にアルミニウムに比して輕きことは航空機の材料として適當なるため需要激增しつゝある。

滿洲に於ては大石橋附近を中心としてその埋藏量十億噸と稱せらるゝ良質のマグネサイト鑛床を有し、その工業化が有望視され、日本に於ける唯一の金屬マグネシウム製造証たる直江津の理化學興業株式會社を買收して、玆に**日滿マグネシウム株式會社**の設立を見るに至つた。同社は一九三三年十月資本金七百萬圓(二百四十五萬圓拂込)を以て設立を了し、山口縣宇部に三五〇噸の工場を新設し直江津工場と併せて年產五〇〇噸を目標とし、將來その需要につれて滿洲に工場を新設せんとするものである。今後益々重きを爲さんとする金屬マグネシウムの製造は斯くしして日滿經濟ブロックにより融合的統一體として經營をされんとしてゐる。

アルミニウム工業

次にマグネシウムと共に輕金屬工業の王であるアルミニウムの製造企業に關して言へば、日本内地に於ては原鑛生產の乏しきに反して、滿洲には礬土頁岩又は硬質粘土を多量に含む鑛石を復州、金州、熊岳等より多量に產する。又製造に當りて原料と共に必要なる氷晶石は我日本に於て產出なきも、滿洲に於ては螢石、食鹽等これが主要原料は豊富であり、これより合成することを得る。原料の電解に當りて必要な炭素電柱は灰分少きものを要するが、撫順に產する油母頁岩、ピッチコークス、その他コールタールピッチコークスを用ひることが出來、原料關係より見て滿洲に於ける本企業は有望なりと着目をれるに至つた。今や撫順に於て工場試驗が行はれ近く企業化の豫定であり、又東京に於ては既に**日滿アルミユウム株式會社**が一九三三年十月資本金五〇〇萬圓(拂込二五〇萬圓)にて設立され滿洲の原料にて年產五千噸の工場建設を計つて居る。

以上の如く國防的又公共公益的事業として、新興工業の首位を占める金屬諸工業、就中製鐵鋼業並に輕金屬工業方面に於て種々の會社の設立若くは設定計劃中のものがあり、日滿經濟ブロックの上に立ちて日に月に斯業は發達しつゝあり、吾々は滿洲に於ける金屬工業對にし絶大の期待を置き得るのである。

二、機械器具工業

機械器具工業に屬する工業は金屬諸工業と共に國防的乃至公共公益的事業に屬し、兵器の製造、度量衡器の製作、自動車並に諸機械の製作等をその主なるものとなす。金屬工業はその生產物が原料、材料たる意味に於て國防的、公共公益的事業として統制せられるのであるが、機械器具工業は原料に加工して一つの製品となす點に於て統制を加へられたものである。

これ等の事業を營むものとして新設されたものに株式會社奉天造兵所、滿洲計器股份有限公司、同和自動車株式會社、滿洲機器股份有限公司、株式會社滿洲工廠、日滿鋼材工業株式會社を數へることが出來る。

(1)、國防上直接に最も緊要なる兵器製造工業を滿洲國内に於て確立することは國防並に滿洲國内の警備の充實上絶對的に必要なることである。この國家保安の要求に基きこゝに舊東北軍閥の設立にかゝる奉天兵工廠を利用して一九三二年十一月資本金二百萬圓(全額拂込)を以て**株式會社奉天造兵所**の設立を見るに至つた。同社は滿洲國内唯一の兵器製作所にして將來は一層擴充さるべきであると思はれる。事業内容は調査困難なるも、一九三四年四月には五二萬圓餘の損失を出してゐる。これは舊東北政權時代の兵工廠の規模が徒らに大なるに反し機械建物の不備なりしこと、兵器の製造方法、原料の供給方法に欠陷多かりしこと、其他配電、上水道、煖房等の設備不良にして障害甚しかりしこと等種々の原因に基き充分に營業成績を擧げ得なかつたものと思はれる。今やこれ等の諸障害の除去につとめ漸次改善されつゝあり、而もその製造物が市場の營利品と異り武器と云ふ特殊商品なるため純然たる營利會社とし經營することは出來ないが、斯の如き國家の樞要事業は一日も之を忽にすることは出來ず、國家の統制保護の下に斯業が愈々發展し行くことは蓋し當然であらう。

(2)、重要軍需產業たる自動車工業を確立し、戰時の要求に遺憾ならしむると共に平時に於ける交通の進展に資し、日本に於ける自動車工業確立の難化が外國自動車の無統制なる輸入に原因するところ多きに鑑み、日滿經濟ブロックに於ける自動車工業の確立に資する目的を以てこゝに一九三四年三月資本金六百二十萬圓(三百二十萬圓拂込濟)を以て日本國内自動車關係者の一團を中心としこれに滿洲國及び滿鐵を加へて**同和自動車株式會社**が設立された。卽ち同社は日滿南國に亘る自動車工業の確立を目的とし、滿洲國に於ける自動車の供給を任務として以後大いに發展せんとしてゐる。

(3)、度量衡器の統一を目して**滿洲計器股份有限公司**の設立を見た。抑々計量は國民生活の基調にして經濟、產業、貿易、軍事、教育等あらゆる事象の基礎根幹にしてその重要なること敢て論を俟たず、建國の初めにこの制度の確立を計るのは當然のことである。然し度量衡の改正は至難中の至難であつて、獨り法令によつてのみその目的を達することは難く、多年國民が慣用習熟せる舊器を捨てゝ新器物に改める場合には國民の經濟との負擔を極力輕減することが必要である。故に當局は器物供給の機關として政府監督の下に度量衡器に計量器の製作會社を設立せしめ、國情に適應せる器物の普及を計り、以て價格の公正、需給の圓滿を計らんとする目的を以て該公司を一九三四年五月資本金國幣百五十萬圓(七十五萬圓拂込濟)を以て新京に設立したのである。同工業は亂雜なる滿洲國度量衡器の統一に資する公共公益的事業に屬し統制企業の一にして、やがて將來本會社が滿洲經濟界殊にその商取引界に於て果すであらう役割と效果は大なるものなりと思はれる。

其他**滿洲工廠**、**滿洲機器**、**日滿鋼材工業**等の會社の設立あり、滿洲工廠は一般鐵工業を目的として一九三四年五月資本金一五〇萬圓にて設立されたが、その後業

務の圓滑な進展により同年十二月三百萬圓（全額拂込）に增資し、關東軍、滿鐵、鐵路總局等の註文輻輳し、始めは銑鐵、鋼物に限られてゐたのを最近增資後新に車輛其他鑄鋼方面に乘出してゐる。又最近同社の北支進出が計畫されてゐると云はれ天津方面に工場の建設の噂あり、これが資金として更に倍額への增資が行はれると見られてゐる。

以上述べたる如く滿洲に於ける機械器具工業は各方面に進展し國防、公共公益の目的の下に飛躍をなさむとしてをり、該事業の將來は滿洲の文化向上に大なる寄與をなすものと思はれる。

三、纖　維　工　業

新興纖維工業の主なるものとして、滿洲國に於ける森林資源の開發、利用を目的とする諸パルプ工業を中心とし、これに紡績、亞麻紡織及高粱工業等を加へて考察するを妥當とする。これ等の諸纖維工業は自由工業の範圍に屬するものであるが、パルプ工業は實際に於て既に四社を限りてそれ以上の設立を防止されて居り、亞麻、高粱工業も亦その生産條件に於て更に設立さるべき餘地無く、紡織工業は唯滿洲に於て需要される太絲級製品の供給獨占を目標とし、それ以上は日滿經濟ブロックの見地よりして日本にこれを仰ぐものとされて居り、從つてその新設、增設は著しく制限をされてゐる。故に滿洲國に於ける新興纖維工業は新に種類を增加しない限り右範圍に於て限定せられるものと觀察されてゐる。

(1)、パルプ工業

最近に於ける人絹の世界的需要增加は極めて急激なものがあり、日本に於けるこれが生産增加は實に世界を驚嘆せしめた程であつた。從つてその原料としてパルプの需要も益々多く、これが日滿經濟ブロックに於ける自給自足は實に國家百年の大計たるべきものであり、滿洲に於ける豐富な森林がこの目的のために注目されるのは當然である。而して原料木材の供給を東北滿の森林に求め、大體四地方に分割して各區域毎に一系統のパルプ企業（年產額一五、〇〇〇噸を限つて認可）を組織せしめる方針の下に進みつゝある。大體決定及び內定せる地域及び會社左の如し。

（イ）**滿洲パルプ會社**（寺田系）

伐採區域、依蘭、勃利、方正、樺川、寧安各縣。

工場設置地、圖佳線樺林附近に決定。

（ロ）**日滿パルプ會社**（王子系）

伐採區域、敦化、額穆及樺甸の東部、寧安の西南部。

工場設置地、敦化附近の豫定。

（ハ）**東洋人絹パルプ會社**（大川系）

伐採區域、安圖、撫松、濛江各縣。

工場設置地、會寧及其の對岸に內定。

（ニ）**大同興業會社**（川西系）

伐採區域、琿春、延吉、汪淸、和龍各縣。

工場設置地、圖們又は訓戒對岸に內定。

而して目下滿洲パルプ工業株式會社が一九三四年五月資本金一千萬圓（二百五十萬圓拂込）にて大阪に、東滿洲人絹パルプ株式會社が一九三四年五月資本金千五百萬圓（三百七十五萬圓拂込）にて東京に設立された。併し兩社とも投資會社にして滿洲に事業會社を別個に建てゝこれに投資をなすを目的とし未だ實際の操業には至つてゐない。前者は吉林に滿洲パルプ股份有限公司を資本金五百萬圓にて設立し、後者は新京に東滿洲人絹パルプ股份有限公司を資本金七百五十萬圓にて設立し以て實際の事業に當らしむる豫定である。

尙滿洲に於ける豐富なパルプを利用して滿洲に於て直ちに人絹工業を興すことは、(1)、人絹工業はその性質上大規模たることを必要とすること、(2)、滿洲の人絹需要は多量でなく又人絹を原料とする工業は進展してゐない、(3)、滿洲產人絹を日本に輸出することは困難である、(4)、滿洲產人絹を海外に輸出する場合は各國品就中日本品の壓迫を極度に蒙むる等の理由よりして殆んど不可能であらう。從つて滿洲は矢張り日本人絹工業の原料供給地として意義を有するものと云ひ得る。

(2)、紡　織　工　業

滿洲に於ける紡織工業は甚だ微々たるものである。紡織工業は所謂自由企業として統制外にあるも、事實に於て日本內地の斯業の發達は滿洲に於て大規模に工場を起し生產を行ふも大刀打出來ざる狀態にある。從つて新興工業として興りしものは**鐘口紡織股份有限公司**を見るのみであり、同公司は一九三二年十月資本金一百萬圓（五十萬圓拂込）にて設立された滿洲國法人にして、年產高は今のところ棉紗四、二四二件、粗布四六、一六四疋、尺布九九、三五五疋に過ぎない。その他日本內地に於て製麻業か他の纖維工業に比し發達の遲れてゐることに着眼せられ、北滿の原料を以て製麻業を勃興せしめんとする意圖の下に一九三四年四月資本金六百萬圓（百五十萬圓拂込濟）を以て**日滿亞麻紡織株式會社**を東京に設立し、これを投資會社として同年六月奉天に**滿日亞麻紡織股份有限公司**を資本金三百萬圓（百五十萬圓拂込）にて設立し以て事業に當らしめてゐる。同社は原料の耕作地を呼蘭、海倫、双城に求め、工場には紡錘二千錘、織機三百臺を有し、年產麻布三萬六千反と云はれ、その他ホース類、雜絹等を生產する。滿洲及び內地を主要販路とし、若干を三井物產の手にて米國に輸出する狀態である。

(3)、高　粱　工　業

高粱桿は滿洲に於て多量に產出せられるが、住民は燃料用として之を使する外殆んどその使途なく、徒らに委棄せられる狀態にあつた。然るに高粱桿を原料としてキミテックス（高粱の桿の海綿狀の髓部を壓搾して板狀としたもの）、高粱紙等の製造を目的として**日滿高粱株式會社**（資本金三百萬圓）の計畫かなされてゐるが、未だ實現迄には至つてゐない。

四、化　學　工　業

化學工業は滿洲に於ける新興工業中金屬工業と共に最もその發達に見るべきものあり、その種類も硫安工業を中心に石油、大豆、酒精、製藥、皮革等種々の方面に亘り發達しつゝある。

(1)、硫　安　工　業

この硫安工業は新興化學工業中最も世の視聽を集めたものであり、石油、酒精、賣達工業等と共に統制企業に屬するものである。最近日本內地に於ける斯業の發展は目醒しきものあり、硫安の需給をして自給自足の域に近きものあるに至らしめた。併し未だ必ずしも需給均衡を得たりと云ふことを得ず、需要が少し增加すると忽ち價格の急激なる昂騰を來すが如き狀態にある。殊に今後日本內地に於ける各種有機性肥料より硫安への需要の變化及滿洲に於ける農業の集約化による肥料への需要增加等に着目し、市場を日本內地、滿洲、その他南支、南洋に求めて一九三三年五月資本金二千五百萬圓（千二百五十萬圓拂込）にて**滿洲化學工業株式會社**が大連甘井子に設立され、年產能力十八萬噸の工場を設置し以て硫安市場に一波紋を投じた。同社の創立によりて日本內地の窒素肥料の低廉化が促進されるであらうと見られ、更に關東州鹽を利用して本邦への實達供給を目的とする曹達工業と共にその聯繫によりて國防と、經濟と滿洲に於ける化學工業の基礎を確立し、日滿經濟ブロックに重要な役割をなすであらうと云はれてゐる。

同社は一九三四年十月操業を開始し、豫定生產高は前述の如く年十八萬噸であるが、今一九三五年四月より九月迄半年間の實際硫安生產高を見るに約五萬噸で月平均八千二、三百噸の割となつてゐるが、その翌月十月には一萬二千噸餘の生產を見てをり、實績も豫定の十八萬噸に次第に近づきつゝあると思はれる。

(2)、石　油　工　業

近代國家にとりて石油の存在の重要度は國防上、產業上實に一國の盛衰を支配する迄に至つてゐる。從つて新興滿洲國に於ける石油統制の必要なることは日本に於ける石油國策の樹立と同樣に極めて緊要な事である。斯くの如き見地より先づ不取敢原油輸入によりてこれを精製加工して滿洲國內に於ける販賣統制に資し、以て石油專賣制度の實をあげ、同時に滿洲に於ける石油資源の調査とその確保を圖るを副目的として一九三四年二月資本金五百萬圓（全額拂込）を以て滿洲石油株式會社の設立を新京に見た。本會社は特殊會社として滿洲國に於ける石油に關する限りその一元的統制機關として活躍せんとするものである。

本會社は滿洲國政府の專賣制度並自給自足の計畫に從ひその獨占する原油精製事業を代行し、年八%の實質的配當保證を受けて石油類の精製をなし、これを政府に納入すると共に又命によりて石油資源の調査試掘をなすものである。その工場は甘井子にありて原油を年十二萬噸處理するを目標とし、差當り年六萬噸の精製設備と完備し、外油を輸入しこれを精製する事業を營んでゐる。尙當社は年八%の配當をなし得る價格を以て政府より精油買上を保證されてゐると共に精製に要する原油六ヶ月分の貯藏義務を負つてゐる。

(3)、酒　精　工　業

石油資源が世界的に見て一方に偏在することゝ、これが資源の確保が國家的にその生存と極めて必要欠くべからざるものなることの二つの事實は歐洲大戰後各國をして代用燃料の研究とその實用とに向つて努力しせむるに至つた。而して代用燃料の筆頭としては世界の現在の情勢より見て酒精に指を屈せねばならない。

滿洲國に於てもかゝる見地よりして酒精工業の發達を目して一九三三年十一月資本金百六十七萬圓（全額拂込）を以て哈爾濱に**大同酒精株式會社**が設立された。その生産にかゝるアルコーリンは代用燃料として充分使用し得るものと稱され、三四年一月操業を開始したが、その生産能力は第一工場（哈爾濱）、第二工場（哈爾濱）、第三工場（一面坡）を合して年八、二五〇噸であると云はれてゐる。

以上の如くアルコールが代用燃料として着眼され、國家存立と一日も忽にすることの許されぬ燃料問題への解決を急ぎつゝあるも、事實に於て酒精工業は唯單に代用燃料を目してのみ企業化することは困難であつて、必然的に酒精の他の一面の利用法たる飲料の生産をも行はねばならぬことになるのである。然るに滿洲に於ては古來燒酎が盛にして、その傳統の力と各地に亘る根强い根底との上に立つて燒酒の製造をなして農民の間に大なる勢力を扶植して居る。從つてこれに對抗してその市場を求むることは頗る困難であつて、滿洲に於ける酒精工業は代用燃料としても飲料としてもその成立條件に頗る不利なるものがあり、よつて一時率天に設立し以て大同酒精と共に南北滿の酒精市場を確保せんと擬定せし南滿酒精株式會社もその企業化は見込薄の狀態に立至つてゐる。

(4)、大豆油工業

元來滿洲農產物の大宗にして年產五二〇—五三〇萬噸に及ぶ大豆による油坊業は滿洲在來工業中主要なる部門を占めてゐたものであつて、その消長が滿洲經濟界に及ぼす影響は極めて大なるものがあつた。然るに近年窯業工業の發展に伴ひて肥料としての滿洲產丸粕の地位が蠶食されるに至り、滿洲產丸粕は漸次その販路を失ひ、從つて滿洲に於ける大豆工業は危機に立つに至つた。斯くの如く古來より盛なりし油房業の衰微は滿洲經濟界へ大なる打擊を與へ、これが對策の必要が叫ばれるに至つた。最近滿鐵中央試驗所に於て完成されたる酒精による大豆油の抽出法は從來の壓搾法ベンジンによる抽出法に比してその製品たる豆油、豆粕共に品質の優秀なることを認められるゝに至り、於之これが工業化により滿洲油坊界の前途の不安を除き、大豆工業の發展を計らんとする目的を以て**滿洲大豆工業株式會社**の設立を見たのである。（一九三四年七月、資本金百五十萬圓、全額拂込）。同社は原料大豆處理能力年三萬五千噸餘に及び、滿洲油坊業の更正へと歩を進めてゐる。

尙ほかゝる油坊工業の進展と共にこれが聯繫工業の確立は斯業の前途の確保に必然的なものであり、この見地より從來分立狀態になりし油坊工業と油脂工業との聯繫を目し以て一聯の大豆工業の體系を樹設することによりて、石鹼工業、硝子工業等の發展を策することは將來の滿洲大豆工業に一つ新局面を開くことになるであらう。即ち滿洲に於ける大豆工業は新式機械設備により從來の油坊の打開を計ると共に油脂工業との聯繫による大豆工業の體系化をなすと云ふことが今後の斯業の發展を計る所以なりと思はれる。

其他製藥を目的として**極東生藥株式會社**が資本金百五十萬圓（全額拂込）にて一九三三年十二月奉天に、**滿洲製藥株式會社**が資本金五百萬圓（百二十五萬圓拂込）にて一九三四年三月新京に設立され、皮革工業を目的として**日滿皮革興業株式會社**が資本金三百萬圓（七十五萬圓拂込）にて一九三四年七月奉天に設立されてゐる。

五、窯　業

滿洲に於ける新興窯業に屬するものは殆どセメント工業に屬するものと見て差支へなきものであり、從つてこゝではセメント工業に就てのみ見ることにする。

元來滿洲に於てはセメントの原料は豐富に存在してをり、ポルトランドセメントの原料たる石灰石は至るところに存在し、又マグネシアセメントの原料たるマグネサイトも豐富にあり、ドロミテックセメントの原料たる白雲石も隨所に潛在して居り、原料の點のみより見ると滿洲のセメントの將來は大いに有望である。

而して從來の滿洲のセメント需要狀態は每年增加の一途を辿り、一九三〇年には十六萬噸强に達してゐたが、滿洲內に於けるセメント會社としては僅かに大連小野田工場と本溪湖煤鐵公司窯業工場の二社であつたのみで一見市場獨占の如き觀あるも、滿洲の近接地に或は京奉線唐山に支那側の啓新セメントあり、朝鮮には平壤並に川內里に日本側の小野田支社あり、或はロシア滄海洲烏蘇里鐵道沿線スパスコエにはロシア側の工場があり、獨占は許されざる狀態であつた。卽ち一九三〇年の消費高十六萬噸の中、大連小野田工場が四四%、その他日本品七%支那品四八%、ロシア品一%にて日本、支那は略々對立の形を見せ、嘗つては滿洲セメント界を獨占してゐた日本品も、その數量に於て增加はしても、その勢力に於て五〇%だけ侵蝕された狀態になつた。

以上の如く原料豐富なるに拘らず、滿洲に於けるセメント工場は二、三を數ふるに過ぎなかつたのが、滿洲國の建設なりて鐵道、道路、土木建築その他にセメントの需要增加極めて急激なものがあり、それに連れて遼陽の滿洲セメント、吉林の大同セメント、撫順の撫順セメント、ハルピンの哈爾濱セメント等種々のセメント會社の設立を見た。これ等の年產能力は合計四五萬噸に及び、これを在來の小野田大連工場の二〇萬噸、同社の鞍山工場の一〇萬噸を加へるときは七五萬噸餘に及び、更に目下工場建設中の小野田泉頭工場の七萬噸、大倉系本溪湖セメントの一〇萬噸、滿洲セメント第二次擴張一〇萬噸等ありて、これ等工場竣工の曉は年產能力は百萬噸を突破するに至るであらう。而して最近の滿洲に於けるセメント需要量年約五十五萬噸より見て滿洲のセメントも自由企業の屬するものではあるが先づ飽和狀態に達してゐるものと見る可く、これ以上の新設は斯業の圓滑な發展の爲に制限、抑制される運命に至つた。今これ等新設會社につきその大要を見るに左の如くである。

(1)、大同洋灰股份有限公司

一九三三年十二月資本金三百萬圓（全額拂込）にて吉林に設立された日本淺野系の滿洲國法による會社である。原料たる石灰石は吉林省磐石地方のものを粘土は工場南方約一粁の地點にあるを利用し以て年產十萬噸を豫定してゐる。一九三四年三月下旬より販賣を目的とする操業に入り、月產七千噸—八千噸を示してゐる。最近は同社は倍額增資し生產能力をも今迄の二倍の二十一、二萬噸とする設備をなし、その販路を北滿に求め、工場候補地としてハルピン郊外があげられてゐると稱せられてゐるが、哈爾濱セメントとの關係もあり、又現在の滿洲のセメント供給狀態が飽和點に達してゐる點より考へても之が實現の程は考へられぬ。

(2)、滿洲洋灰股份有限公司

一九三四年五月資本金二百萬圓（百萬圓拂込）を以て奉天に設置され、滿洲セメント株式會社（資本金五百萬圓、百二十五萬圓拂込、本社東京）を投資會社とするものである。工場は遼陽に設置せられ、年產能力十八萬噸と稱させられ、原料を遼陽郊外磯碧山に求めてゐる。同社は設立後資金調達難から三菱の融資を百萬圓受けてゐる結果、三菱商事に同社製品の滿洲に於ける一手販賣權を與へたと云はれる。從つて今後の滿洲に於けるセメント界は三井（小野田）、淺野、（大同）三菱が巴狀となりて販賣戰を展開するに非ずやと見られてゐる。

(3)、遼陽セメント株式會社

一九三四年五月資本金二百五十萬圓（百二十五萬圓拂込）にて遼陽に設立され、生產能力は年十萬噸を目標としてゐる。その實際高を見るに一九三五年七月より三六年一月迄にて約四萬四、五千噸の生產を見せて居り、月平均六千四、五百噸の割になつて居る。當社は他と異りて石灰石に油母頁岩層を原料として加へるものである。そのために原料その物の中に含まれる炭素分によりて燃料を著しく減少し得ると云はれ、又工場が炭都に存するために燃料を低廉に得られ、見つ大消費地奉天に接近せるる以て工場より市場に至る運賃負擔に於て頗る有利なる等種々の利點を有してゐる。

(4)、哈爾濱洋灰股份有限公司

一九三五年二月資本金二百五十萬圓（百二十五萬圓拂込濟）にて哈爾濱道裡に設立を見た滿洲國法人であり、投資會社として東京に哈爾濱セメント株式會社資本金五百萬圓、（百二十五萬圓拂込濟）がある。

原料は東部線小嶺驛より六粁以內の趙家崴子及大石河屯に於て極めて良質なるものが豐富にありと云はれ、この原料によりて年產七萬三千噸を目して設立されてゐるが、目下五萬噸內外の生產狀態である。

以上の如くセメント諸會社の設立を見たるも、現在の需要程度より、見て濫立の嫌ひあり、從つて各社間の競爭激しく、小野田系對聯合會系の抗爭激化はこれに拍車をかけ、濫賣による賣値の低下、內地セメントのダムピング、原料たる石灰石に對する鑛區稅及鑛產稅の徵集等により滿洲セメント界は混亂狀態にありと云ふべく、生產制限、賣價協定、或は販路協定等によるカルテルの成立が必然の勢るならずやと思はれる。

六、食料品工業

食料品工業として擧げ得るものは製粉、製糖、麥酒、煙草等の諸工業であるが、これ等の中煙草を除く外はすべて自由企業に屬するものである。これ等食料品諸工業の勃興することによりてその原料たる農產物（小麥、甜菜、忽布等）の需要は必然的に增加し、以て疲弊せる農村經濟の改善の一助となり、農工調和の道を行かんとするところに新しい意義を見出し得る。

(1)、製　粉　業

元來北滿一帶は南滿一帶に比してその開發はるかに遲れてをり、且又その土壤一般に肥沃にして黑土地帶に屬するもの多く、その深度も五六尺に及ぶ故に小麥の栽培には南滿よりはるかに有利である。從つてこれ等北滿の小麥を原料として哈爾濱を中心に製粉業の勃興を見てゐる。

今全滿の麥粉の需要額を見るに總額は一一一〇百萬擔にして、國內に於ける原料不足の結果國內製粉工場の生產額のみにては國內需要の約六〇%を滿すのみで、殘りの約四〇%（三、五百萬擔）が諸外國より輸入せられてゐる狀態であつた。而して從來の製粉業もその原料小麥が北滿に限られて生產される故にハルビンを中心とする地域にその發達を見、南滿に極めて微々たるものであつた。斯くしてハルビンが滿洲製粉工業に最も有利であるとの見地より**日滿製粉株式會社**の設立を見たのである。同社は一九三四年六月三井、三菱、大倉、東拓をはじめ內地主要製粉七會社の出資下に、當時中央銀行が所有してゐた哈爾東興火磨第一工場、第二工場並に綏化廣信電燈火磨、海拉爾廣泰火磨の四工場を譲受けて資本金二百萬圓（全額拂込）を以て哈爾濱に設立された。譲受けの當初は以上の四工場中第一工場は破損休轉の狀態にあつたが、現在は皆操業し相當の好成績を上げ、一ケ月の生產能力全部で二千五百バーレルである。三四年下半期の決算にては七萬二千餘圓の利益を擧げたるも、從來滿人會社時代に不充分なりし社內保留に鞏固なる健實な歩みを迎らんとしてゐる。

(2)、製　糖　業

滿洲に於ける甜菜糖による製糖工業は二十年來の歷史を有するが、近來殆んど停頓狀態にあり事變前の形勢では再興不能にあらずやと思はれたが、滿洲國の成立による產業開發の氣運に伴ひて該事業も再興の期に接した感がある。

滿洲にける甜菜栽培の自然的條件に就て見るに、氣溫は盛夏やゝ高溫に過ぎるも四月五月及び收穫期の九月十月は好適にして且つ土壤も一般に甜菜に適する植質に屬し殊に北滿に於ては厚さ數尺に及ぶ肥沃な表土を有し甜菜栽培に適してゐる。又經濟的に見ても從來滿洲の砂糖の消費量は年約百十餘萬擔に達し、その中約十三萬擔は北滿に於て消費すと云はれてゐるが、今迄は全市場甘蔗糖の獨占狀態にあつた。然るにこれら甘蔗糖は北滿市場迄には相當の輸送費、稅金を要するので、北滿を市場とする限り甜菜糖は有望なりとされ、又將來日本國內に於ける砂糖消費の增加が或程度迄滿洲に於ける輸入糖の壓力を減じ得ると云はれ、今日程度の市價（大連に於て一擔七圓三十錢）が維持される限り斯業は農民の滿足すべき代價を原料甜菜に支拂ひつゝ有利に營業し得ると見られてゐる。以上の如き見地より一九三四年三月資本金二百萬圓（全額拂込）を以て哈爾濱に**北滿製糖株式會社**が設立せられ、在來の阿什河製糖廠を買收し以て甜菜糖の製造販賣、その副業たる酒精肥料等の製造販賣を主要目的として生產に從事し、阿什河工場の生產能力甜菜糖七千噸酒精五萬ウェドロと云はれ、その販路を北滿に求められてゐる。同社に一年半餘遲れて一九三五年九月資本金一千萬圓（二百五十萬圓拂込）を以て奉天に**滿洲製糖株式會社**の設立を見た。同社は先づ奉南滿洲製糖株式會社の奉天工場を買收、更に哈爾濱郊外の呼蘭工場を滿洲中央銀行より買收し、着々事業の進捗を見てゐる。當局は糖業方策により之を自由企業としてゐるが、個々やがて滿洲製糖への合流の氣運濃厚なるものあり、以て輸入糖に對する北滿市場の確保を目してゐる。

(3)、麥　酒　工　業

滿洲に於ける麥酒事業は從來微々たるものにして、僅かに北滿に二、三極小會社あるのみにて到底需要に應ずる能くもなく、年々日本その他よりの輸入量は將に四十五萬箱の多きに達する實情にあつた。依つて滿洲に於ける麥酒の需要に應じ、輸入を防遏せんが爲に**滿洲麥酒株式會社**、**大滿洲忽布麥酒株式會社**の二社が設立された。

滿洲麥酒株式會社は奉天に本社を置き、一九三四年四月資本金二百萬圓（全額拂込）を以て設立された日滿合辨會社である。工場を奉天鐵西の工場地帶に置き、年產能力十五萬箱（一箱四十八本入）なりと云はれてをる。大滿洲忽布麥酒株式會社は一九三四年六月資本金一千萬圓（二百五十萬圓拂込）を以て設立せられ、哈爾濱にあつた三工場及一面坡の一工場を買收して事業を開始し、その生產能力年三十六萬箱と云はれてゐるが、二十萬箱程度の實生產の豫定である。その他最近に至りて哈爾濱に哈爾濱麥酒（滿洲國法人、資本金二百萬圓）設立の豫定があり、目下これが投資會社たる日本法人組織の會社設立手續中にして、これが認可あり次第哈爾濱に於て事業會社の創立總會を行ふ豫定なりと云はれてゐる。同社は哈爾濱に於ける輸入麥酒一箱十八圓五十錢なるを一箱十圓內外にて生產し十三圓見當にて販賣の豫定であると云はれてゐる。

現在哈爾濱に於ける一箇年の麥酒消費量は十三、四萬箱と云はれ、これに對し既設會社の能力二十萬箱、輸入麥酒を加へるとき二十四、五萬箱の供給狀態となり、更に新設會社の事業開始によつて激烈な販賣戰が豫想される。既設會社はその設備舊式なるため新工場の出現によりて相當の打擊を受けるものと思はれてゐる。

(4)、煙　草　工　業

滿洲國に於ける煙草事業は將來專賣制度を設け財政上の有力收入源泉となす方針の下に許可制度を採用して日滿斯業關係者を保護すると共にその生產配給を成る可く日滿斯業者によりて支配せしむる樣定められて居り、新設の滿洲煙草股份有限公司も在來の邦人企業たる東亞煙草株式會社と充分な連絡を保持せしめる樣定められてゐる。

一九三三年度に於ける滿洲紙卷煙草需給狀態を見るに、その需要總額は九十五億本と推定されて居り、その中輸入によるものは六億本に過ぎずして、殘りの約九十億本は滿洲國內の製造高と見られ、大體自給自足の狀態である。而して全滿の生產設備の能力は年百七十五億本と云はれ、結局滿洲に於ける生產能力は目下過剩狀態にありと云はれてゐる。以上の狀態にある滿洲の煙草市場は元來英米系の會社と東亞煙草との二者により支配されてゐた狀態で、前者は年產能力七十四億本に達し、後者は四十二億本に及び、兩者合計にて百十七億本の生產能力を有する。而してこれ等兩者の一九三三年度に於ける實際生產高は八十七億本に達し、滿洲煙草供給獨占の貌である。以上の如き實情の滿洲煙草界の中に一九三五年二月**滿洲煙草股份有限公司**が資本金五百萬圓（二百五十萬圓拂込）にて新京に設立され、東京に**滿洲煙草株式會社**は九年十二月資本金千二百萬圓（三百萬圓拂込）にて設立しこれを投資會社として事業を開始した。その生產豫定數量は十五億本で月平均千二百五十萬本を市場に出さんとし、これが市場を北滿に求めてゐる。元來北滿の需要は約四十億本であり、これを從來東亞煙草約五、六億本、英米系會社三十四、五億本の割で供給してゐたのであるが、こゝに新に滿洲煙草の十五億本が出現すると必然的に供給過剩となり激烈な販賣競爭が行はれると見られ、斯ることは新設會社として不利なること當然なる故既設會社たる東亞煙草と最も密接な聯繫によりて英米系の煙草の驅逐に協力して進むべきであらう。

以上に於て畧々滿洲の食料品工業の狀態を見たのであるが、最近高粱、大豆、小麥等を原料として高粱精白、釀造、製粉、製麵、製菓を目的として滿洲特產工業株式會社資本金三百萬圓（七十五萬圓拂込）にて設立され、又日本酒の製造を目的として嘉納酒造、櫻屋、酒類株式會社等の設立を見、滿洲に於ける日本酒の需要に應ぜんとしてゐる。

七、電　氣　工　業

滿洲に於ける電氣事業は事變前に於ては日、支、露各國が各所に隨意に何等の統制もなく設備をなして居り、無益な競爭或は二重投資等の最劣極まる經營も多々見られたのであつた。

抑々電氣事業は各種產業の開發上最も重要な使命を有するものであり、各種產業の依つて立つもの多く、これが統制と云ふことは最も緊要事に屬することであるとの見地より、事變後既設電氣事業の成績調査をなし、最妥當なる評價を以て全滿電氣事業を打つて一丸となし、電力費の低下を主眼として從來の二重投資、無益な競爭等の弊害を除去する目的を以て日滿合辨の**滿洲電業股份有限公司**の設立を見たのである。

同社は二年に亘る幾多の紆餘曲折を經た後、一九三四年十一月新京に本社を置き資本金九千萬圓（全額拂込）を以て設立され、同年十二月一日より開業するに至つた。同社は前述の如く全滿の電氣事業の統制の爲めに設立されたものであり、日本側の南滿洲電氣株式會社、營口水道電氣株式會社、北滿電氣株式會社の三社、滿洲側の奉天電燈廠、新京電燈廠、吉林電燈廠、哈爾濱電業局、齊々哈爾電燈廠、安東電業股份有限公

司の五社を合同して設立せられ、地方的の小電氣事業は合同會社よりの投資によりてこれが統制を計ることとなつた。

滿洲電業股份有限公司の營業區域は大體前記九事業者のそれを踏襲して殆んど全滿各地に亘つて居り、新京に本社を置きて公司業務を總攬すると共に、別に大連に支社を、奉天、新京、哈爾濱に電業局を、營口、鞍山、安東、吉林、チチハルに支店を設置してそれぞれ當該地域の業務を管理せしめ、その下に蘇家屯、北票、朝陽、洮南、通遼、海城、鷄冠山、連山關、范家屯の九地方に出張所を設け、別に本社直轄として承德、掖河、（牡丹江を含む）、北安鎭、佳木斯、海拉爾、岫巖、淸原、凌源、臨江、の諸地方に電氣事業を經營してゐる。同公司の營業開始時に於ける關係會社は次の如く、瓦房店電燈株式會社、大石橋電燈株式會社、遼陽電燈公司、鐵嶺電燈局、開原電氣株式會社、新義州電氣株式會社（滿洲國外）、東方電業股份有限公司、綏中電燈股份有限公司、鳳凰城電業股份有限公司、大同電氣株式會社、遼源華興電業股份有限公司、延吉電業股份有限公司、敦化電業股份有限公司、克山電業股份有限公司、赤峯電燈廠、錦縣電氣股份有限公司、法庫縣電燈廠、農安明星電燈股份有限公司、滿洲里市電燈廠、下九臺電氣廠、依蘭電業股份有限公司、山海關電燈股份有限公司、奏檢電燈股份有限公司、等以上二十三社に及ぶものであつた。

今滿洲に於ける供給事業用發電設備を見るに一九三五年三月に於て左の如くであつた。

事業者	發電設備量（KW）	%
滿洲電業會社	一六三、四〇〇	四八・五%
同關係事業	四、九〇〇	一・五%
自家用兼供給事業	一五六、五〇〇	四六・五%
其他	一二、〇〇〇	三・五%
合計	三三六、八〇〇	一〇〇・〇%

備考　滿洲電業調査課『滿洲に於ける電氣事業概說』による。

尙滿洲全體の一箇年の發電量を見るに、一九三三年度に於て總發電量は六億六千萬KWHにして、日本側が全體の八五%を占め、滿洲國側一五%を占めて居る狀態であるが、この中約七八%たる五億二千萬KWHが使用されて居る。今これをその用途別に示せば次の如くである。

用途	使用量（千KWH）
家庭用	一〇五、六六一
一般工業用	一七四、六三七
特殊工業用	七八、一二二
礦業用	一二六、九九五
電氣鐵道用	三〇、三二五
農業用	二五〇
計	五一六、〇九〇

備考　滿洲電業調査課『滿洲電氣事業概說』による。

而して現在特殊工業用としては主として採炭、採油、製鐵、化學工業等に及んでゐるが、今後アルミニウム、マグネシウム、曹達等の工業發展によりて必然的に電力需要の新分野を發見す可く、又農業用として大規模の農場經營の實施に伴ひ灌漑、排水、揚水は勿論農耕、精穀、加工用として相當の電力需要が豫想されてゐる。

滿洲に於ける電氣事業の投資額に就ては舊日本側事業のみ略々正確なる數字を有するに止まり、舊滿洲側に於ては充分なる統計資料を有せず、且つ財政窮乏の爲殆んど減價銷却が行はれて居らず、實際價格との間に相當の開きある事が豫想せられ、爲めに興業費及投資額に就き正確なる綜合的觀察をなすこと困難なるも、電氣事業合同時に於けるそれぞれの興業費は次の如くである。

形態別	興業費	%
株式會社	一一四、七八〇、一六四	九一・二
官營	二、一五六、六五五	一・七
自家用兼供給	八、八二五、〇三六	七・一
合計	二二五、七六一、八五五	一〇〇・〇

備考　滿洲電業調査課『滿洲に於ける電氣事業概說』による。

營業收支に就て見るに日本側電氣事業の大部分及滿洲側事業中官營の形態を取れる事業は概ね成績良好にして相當の利益を擧けつゝあつたが、爾餘の群小事業は經營困難にして年々缺損を重ねてゐた。滿洲事變後從來好調を續けて居た大規模事業は時局の好轉と共に目醒しき躍進を遂げ、又從來窮乏に瀕してゐた群小事業も或は地元の活況により、或は外部の助力による經營の刷新により、それぞれ回生して相當の利益を擧けるに至つたものも尠からざる狀態である。

尙電氣工業を營むものにして東方電業、大同電氣等の新設會社があり、前者は一九三四年十月資本金一〇〇萬圓（五〇萬圓拂込）にて奉天省西安縣に、後者は一九三三年四月資本金八五萬圓（二八萬五千圓拂込）にて四平街に設立されたのであるが、共に滿洲電業股份有限公司の關係會社にしてその支配下に屬するものである。又最近鴨綠江、松花江等の利用による水力電氣によつて低廉な電力を供給する計畫も研究されつゝあり、有望視さるゝも問題はたゞその低廉なる電力の需要を何處に求めるかにかかつてゐる。

以上滿洲電氣事業の概要を見たのであるが、滿洲國電氣事業はその現在の發展狀態に於ては、世界諸列强國に比して必しも優秀なものとは云ひ得ない。然し事變後滿洲國の誕生によりてその不振の最大理由たる日支對立の政治的抗爭が全く除かれ、電氣事業の合同成り、電氣事業經營の理想たる國家的統制が實現され、國內には無盡藏とも云ふ可き低廉なる發電資源あり、滿洲國の順調な成長、文化の向上、經濟建設計畫の成就と共に滿洲電氣事業の將來は洋々たるものと思はる。

第三章　勞　働

第一節　產業勞働界概觀

世界經濟恐慌裡に極度の不況に喘いでゐた滿洲に於ては、一九三一年の滿洲事變を契機として其の政治社會經濟の急變を見るに至り、所謂滿洲景氣を顯現し、物價の騰勢、貿易額の躍進、鐵道運輸數量の增加等を齎らし、少なくとも表面的には景氣上昇過程に入つた。然るに一九三五年には景氣上昇率も停滯氣味となり、不況の中に躍動的姿態をみせた滿洲經濟も漸く飽和點に達したかにみえる。

卽ち先づ外國貿易額をみるに、一九三五年の輸入に於ける增加率の停滯に加へて特產輸出の不振を反映し、輸出の激減のため遂に總貿易額に於て約二千萬圓の減少を示すに至つたのである。絕體額に於ては僅少のものであるが一應の注目をひく。

滿洲國外國貿易額（單位千國幣圓）

年次	輸出	輸入	總貿易額	入出超
一九三一	四八五、五四四	三三四、三三	七〇二、九八六	出 二五一、二一
一九三二	三九四、九六九	一九二、九二	五七七、九六一	出 二〇二、九七七
一九三三	四八四、四七七	五二五、八三一	九六四、三〇八	入 四七、五五四
一九三四	四八四、四三七	五三五、四六二	一〇四二、九九九	入 一五二、二六
一九三五	四二七、六〇五	六三五、三一〇	一〇三二、三一五	入 二〇七、六〇五

備考　1、一九三二年迄單位千滬關兩、それ以後千國幣圓。

2、本表は滿洲國財政部報告による。

又一九三二年以降の滿洲土建界を窺ふに、其の續負工業量が指示する

如く、新京都市建設、鐵道網計劃とその施行、陸海軍の諸施設、會社工場の新設並びに住宅店舗の建築等各種の土木建築工事に好況をみせたが、一九三五年に至つて土建工事も一度の段落過程に這入つた。

請負工事量（單位邦貨圓）

年次	請負額
一九三二	三八、〇四五、三四一
一九三三	一〇四、〇七八、〇一〇
一九三四	一五四、六三二、八三〇
一九三五	一四六、七四八、四九〇

備考　滿洲土木建築協會報告に據る。
官公署の直營工事、支給材料費、秘密工事、運送費等を含まず。

更にかうした景氣の停滯氣味は物價指數にも窺える。卽ち大連物價指數に就てみるに、一九三三年に於ては前年と平均一一・四ポイントがたの上昇を示すが、一九三四年には僅かに〇・七ポイントの上昇に過きない。

大連卸賣物價指數（一九三〇年一月基準）

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一九三二	八九・四	八七・三	八六・一	八五・二	八五・一	八四・九	八四・九	八四・三	八四・〇	八四・〇	八四・〇	八四・〇	八四・八
一九三三	八四・七	八四・七	八四・九	八四・八	八四・四	八四・三	八四・三	八四・四	八四・九	八五・〇	八五・四	八五・八	八四・九
一九三四	八五・九	八五・四	八五・四	八五・一	八五・四	八五・三	八五・五	八五・四	八五・四	八五・七	八五・七	八五・七	八五・五
一九三五	八五・〇	八五・八	八五・九	八五・九	八五・九	八五・九	八五・五	八五・六	八五・六	八五・七	八五・七	八五・八	八五・六

備考　關東局官房文書課調による。

次に又滿洲主要生産品中石炭、鐵、豆粕に就てみるに、其の産出數量は漸次念調より軟調に低個して居る。

滿洲主要生産品數量

種別	年次	一九三一年一ヶ月平均	一九三二年一ヶ月平均	一九三三年一ヶ月平均	一九三四年一ヶ月平均	一九三五年一月	一九三五年七月	一九三五年十一月
石炭（撫順、烟臺、千英屯）		三三	四二	四三	六四	六八	六九	六九
鐵（鞍山、旺）		三、四八	三、八〇三	三、六〇五	三、八六二	三、九二五	三、八三八	三、九二〇
豆粕（大連、安東、經由千枚）		三、四八	三、四三	二、九二〇	三、〇四三	二、九二〇	二、七二	二、六二

備考　滿鐵經調『滿洲經濟統計月報』昭和一〇年一一月一〇四頁より作成。

斯く産業界の好不況を指標する二、三の數度に就てみるも、産業活動は既に總體的に停滯せんとしてるるかの如く看うる。我々はこの現象の諸事情を念頭に滿洲産業勞働界の動向を探索しやう。先づ滿洲勞働力を支配する支那本土よりの移民運動に觸れて置く必要がある。

滿洲社會が支那本土よりの移住及び移民を勞役基礎として畸形的なりとも發達を辿りつゝあつた過去に就ての說述は要しない。事變以後殊に一九三三―四年の建設工作活況裡に入滿苦力は夥しく增加し、一方離滿苦力の激減を示して再び移民運動も恒常的な軌道に乘つた。けれども一九三五年突如滿洲は支那本土よりの移民運動を抑壓した結果、次表に指示する如く入滿苦力の激減を來した。乍然この減少數字自體によつて直ちに入滿苦力數を算定する譯にはゆかぬ。卽ち入國制限にも拘らず、密入國者が夥しく存在し、これを加算すれば入滿苦力數は六〇萬を突破すると稱せられてるる。

斯く滿洲國の制限重壓處置にも拘らず、密入國者が增大し、依然滿洲に於ける勞働力が北支出稼移民を有力な分子として産業活動に大きな影響を與へて居る。

入離滿苦力年度別統計

年次	入滿數	離滿數	殘留數	殘留比率
一九三一年	四一六、八三五	四〇三、八〇九	一四〇、〇二六	% 三四
一九三二年	三七三、六〇九	四四八、八〇三	―	―
一九三三年	三六八、三七二	四四七、三三三	三一、二四四	二一、三
一九三四年	四一七、三三三	四九九、四二一	三三、五二一	三六、三
一九三五年	四四四、三四四	四一〇、三一四	二四、三六	三四

備考　滿鐵經濟調査會調査に據る。

更にこの國産業勞働界を瞥見する前に、それがよつてたつ基本條件たる農業恐慌の片鱗を窺つてみよう。周知の如く滿洲輸出貿易の大宗たる大豆及び重要農産物は海外市場よりたゝかれ、農民は積年の匪禍、天災の追擊に惱み、また國幣對金票の等價示現は國幣の低落割合と農産物の昻騰に均衡をみせず、加ふるに水豆異變の厄に逢着し、更に海外の特産市況好轉の望み薄く、農業の萎縮は累加するのみである。斯かる農業恐慌の發展と云ふ基本條件を捨象し得ない滿洲の景氣は所詮凸凹的な跛行景氣に過ぎない。

扨て滿洲勞働界の問題に轉じやう、一般的に云へば産業界の好況と共に勞働者階級の收入は增加すべきが當然である。勞働人口は産業の繁忙に從つて增加し、工場數も累年上昇にある。併し勞働者の收入は極めて不安な狀態にあり、從つて勞働條件も劣惡を清算し得ない。

尙又次頁中央表を仔細にみて工場數の增加の割合より勞働人口の增加が、より大であることを識るが、これによつてその數的增加が單なる從來の機構の延擴であり、且は日本資本の部分的昻揚の反映であるに過ぎず、過重の意義付けを期待し得べくもない。

ひろがへつて我々の留意すべきはこの國跛行景氣の凹面である、卽ち農業恐慌の不斷の深刻化、尖銳化、擴大化であり、土着生産諸部門の全面的敗退の促迫である。殊に婦人勞働の急激な增加が雄辯に物語る如く、窮迫農民は家計の不可缺的補足部分として家族總員の上に勞働の分割を强要されねばならない實情にあり、極度に自己を搾取するに至つたのである。何故なら支那滿洲の婦人は社會的に多分的に傳統的な壓迫をうけ、極めて近代に於けるまで勞働界に姿をみせなかつたのであるから、婦人の進出自體に彼等の家計窮迫化を察知し得る。

斯くて容易に都市勞働市場へ流入する尨大な不熟練勞働者の氾濫が想像され、このことの故に益々勞働者の狀態を低く釘付けて置くのである。

尙その「上法律上の無權利と奴隸的工場組織下の滿洲の如き植民地勞

働にとつては、肉體の物理的破壞のみが被搾取の限界であり、從つて動物的な最低生活の保證すらも極めて僅少の場合に考慮されたに過ぎない」とすれば、產業界の活況に支配される部分は僅少にして、而も滿洲景氣既に底をつかんとする狀態に於ては尙更勞働條件の好轉の望まれざるも當然である。

註　一、滿鐵經調「勞務時報」昭和八年一月三頁。

關東州並に滿鐵附屬地勞働者數（關東局警務部調）

年次	工場數	增加率	工場勞働者 男	工場勞働者 女	增加率	使役者數 男	使役者數 女	增加率	日傭勞働者 男	日傭勞働者 女	增加率
一九三一	二六二	一〇〇	七四三〇	四三五五	一〇〇	二六三	四四〇三	一〇〇	三一三〇	三五六	一〇〇
一九三二	二七三	一〇六	七六九〇	四四六六	一〇二	二八〇	四六九九	一〇七	三二七五	三六二	一〇二
一九三三	二七五	一〇七	九九四四	五四三三	一二七	二九五	五〇三五	一一二	四一五〇	四六二	一三一
一九三四	九八一	一〇八	二八三八	九五八	一二六	四一九	五四八七	一一九	四二五五	一四一	一三四
一九三五	一〇四二	一九	一三五六三	二一〇六〇	一三九	四二五五	五九五七	一一九	四三〇五	一四七	一三五

備考　一、勞働者數は凡て滿支人を對稱とす。
二、本表は各年共六月末調査。
三、本表の普通勞働者とは工場を除く土木建築運輸交通に常時使役されて居るものを云ふ。

大連に於ける勞働者の賃銀（關東局官房文書調課）

業態＼年次	一九三二年	一九三三年	一九三四年
製本	八三錢	八七錢	九〇錢
製造工セメント	四三	四二	四二
硝子製造工	五四	六四	七三

業種	一九三二年	一九三三年	一九三四年
綿糸紡績工	三四	二五	二八
麻袋製造工	五九	五八	五九
製材工	六二	六四	六〇
雜役苦力	四一	四二	四三

備考　各年共一ヶ年一日平均賃銀。

工場數累年表（關東局警務部調）

經營者の國籍別	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
日本人	四五	四七	四七	五六
滿洲人	二五	二六	三〇	三五
日滿合辦	八	一四	一四	三
其他合計	七七	七七	九二	一〇四

備考　一、各年六月末調。
二、本表は關東州並に滿鐵附屬地に於けるもの。

第二節　勞働者狀態

勞資の對立極めて漠然たる滿洲に於ては「最少限度の必要とせらる初歩的な保護法すら見られず、又滿支人勞働者が社會的不公正の立場にあるも勞働條件の改善を要請する如何なる勢力組織をも持たず、依然として建國以前に緊縛せられた低廉勞働の基礎の上に立つて居るに過ぎない」[一]。斯かる「低廉勞働の基礎規定はこの國の勞働力供給源が債務隷農におかれて居ることに依つて債務隷農の出稼賃勞働の規制をうけ又獨占利潤を追求する資本よりの規制をうけることに存する」[二]。

「總じて半植民地的なる規定をもつ支那＝滿洲の場合に於ては、半封建的農村の分解より流出する貧農のプロレタリヤ化の途は著しく阻碍せられ、窮民は潛在的、停滯的過剩人口として農村に內訌し、一方封建性再生產の維持者として、半封建的地代の强化に働きかけると共に、他方農業窮乏の補充として副業的生產を營まざるを得ず、特に貧農の場合に於ては、半ば土地に緊縛せられつゝ、生計補充を專ら種々なる形態での勞賃稼ぎに需めるのであつて、こゝに、半植民地的舊產業形態と正に對應的な北支、滿洲的規模に於ける半隷農的賃銀價値以下遙かに引き下げられる勞働力滿洲的低賃銀の成立根據が示される」[三]。

註　一、滿鐵經濟調查會『滿洲經濟年報』一九三四年版、改造社二五〇頁。
二、滿鐵經濟調查會『前揭年報』一九三五年版、二五三頁。
三、滿鐵經濟調查會『前揭年報』一九三五年版、三五七—八頁。

斯かる論據をもつてみられる低廉勞働は又劣惡勞働條件の强調である。我々はこの實情を勞働賃銀及び勞働日から窮知しやう。

先づ賃銀に就て且て（一九三三年）關東局司政部殖產課の關東州及び滿鐵附屬地に就き常時職工五人以上を使役すると目さる工場一、三八八を調査せるものからの發表（次表）によれば、滿支人の平均七一錢、內地人平均三圓二九錢を示し、兩者の間に四倍餘の開きがある。併して考慮せらるべきはこの國の工業が工場數よりみるも職工數よりみるも紡織、食料、化學等の如き消費資料生產部門に集結せられ、從つて概略五〇—五五錢を彼等の妥當なる收入とみ得る。又鑛山勞働者に就ては、前年夏期滿鐵經濟調查會の調查により平均六四錢を計上せしも、後述するが如き把頭の存在が支配的なるこの種勞働者の收入は多少割引して思考せらるべきである。

工場勞働者の賃銀（單位邦貨圓）

業態別＼日滿人別	日本人 男（一）	日本人 女	滿支人 男（二）	滿支人 女	（二）の（一）に對する割合
紡績	一・三五	〇・五六	〇・五六	〇・三六	四〇%
金屬	二・七五	—	〇・八六	〇・六三	三一
機械	二・五二	一・一六	〇・八六	〇・六六	三四
窯業	二・四四	〇・七三	〇・四〇	—	一六
化學	二・一〇	一・三四	〇・五五	〇・三〇	一七
食料	一・六三	〇・四七	〇・五三	〇・四一	三七
其他平均	二・二九	一・一七	〇・七二	〇・五六	二六

備考　一、本表は關東局司政部殖產課調。
二、一九三三年一ヶ年間に於ける一日平均賃銀。

滿支人鑛山勞働者の賃銀（單位國幣圓）

種別＼礦種	砂金	山金	鐵	其他金屬山	石炭	其他非金屬山	平均
賃銀額	〇・九六	〇・九五	〇・九三	〇・九四	〇・九四	〇・九〇	〇・九四

備考　一、滿鐵經調「勞務時報」昭和一一年一月、二一一頁より。
二、昭和一〇年夏期に於ける平均一日賃銀。

斯かる賃銀絕對額の揭示のみにては滿支人勞働者の劣惡性は極めて漠然として居り、少くとも生計費との關聯に於て檢討するならば其の輪廓